

平成27年度

内部評価実施結果報告書 Ⅱ

〈経常事業評価編〉

平成27年9月

新宿区

目 次

内部評価実施結果報告書 I

《計画事業評価編》

1	新宿区の行政評価制度	1
1. 1	制度の目的	1
1. 2	制度導入からの経過	1
1. 3	制度の概要	4
1. 4	評価の対象	5
1. 5	計画の構成	7
2	平成27年度の行政評価	8
2. 1	評価シートの構成	8
2. 1. 1	計画事業評価シートの構成	8
2. 1. 2	経常事業評価シートの構成	9
2. 2	評価結果	14
2. 2. 1	計画事業の評価	14
2. 2. 2	経常事業の評価	15
3	今後の課題	16
4	計画事業評価	
4. 1	計画事業評価一覧表	18
4. 2	計画事業評価シートの見方	22
	計画事業評価シート	24

内部評価実施結果報告書 II

《経常事業評価編》

5 経常事業評価

5. 1	経常事業評価一覧表	238
5. 2	経常事業評価シート I の見方	244
5. 3	経常事業評価シート II の見方	246
5. 4	予算事業シートの見方	248
5. 5	予算事業シート（指定管理）の見方	250
5. 6	予算事業シート（補助金等）の見方	252
5. 7	予算事業シート（施設管理）の見方	254
	経常事業評価シート，予算事業シート	256

経常事業の評価

5 経常事業評価

5.1 経常事業評価一覧表

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ
Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	① 地域において子どもが育つ場の整備・充実	36 保育施設のサービス評価事業	適切	継続	I	256
			36-1 サービス評価事業		継続	補助金等	258
			37 保育園児等への日本語サポート	適切	継続	I	260
			37-1 保育園児等への日本語サポート		継続		262
			38 病児・病後児保育事業助成	適切	継続	I	264
			38-1 病児・病後児保育事業助成		継続	補助金等	266
			39 保育所の管理運営	適切	継続	I	268
			39-1 保育所(保育用材料費)		継続		270
			39-2 保育所(延長保育)		継続		272
			39-3 保育所(一時保育)		継続		274
			39-4 保育所(障害児保育)		継続		276
			39-5 保育所(年末保育)		継続		278
			39-6 保育所(管理運営費)		継続	施設管理	280
			39-7 保育所(管理運営委託)		継続	指定管理	282
			40 保育所への保育委託	適切	継続	I	284
			40-1 保育所への保育委託(私立保育所等委託)		継続		286
			40-2 保育所への保育委託(児童・施設等加算)		継続		288
			40-3 保育所への保育委託(私立保育所管理運営の充実)		継続		290
			40-4 保育所への保育委託(延長保育利用)		継続		292
			40-5 保育所への保育委託(一時保育利用)		継続		294
			40-6 保育所への保育委託(病児・病後児保育利用)		継続		296
			40-7 保育所への保育委託(休日保育利用)		継続		298
			40-8 保育所への保育委託(障害児保育利用)		継続		300
			42 家庭的保育事業	適切	継続	I	302
			42-1 家庭的保育事業(家庭的保育者)		継続	補助金等	304
			42-2 家庭的保育事業(保育所実施型)		継続	補助金等	306
			43 保育ルーム事業	適切	継続	I	308
			43-1 保育ルーム事業		継続		310
			44 区立子ども園の管理運営	適切	継続	I	312
			44-1 子ども園(未就園児親子の交流事業)		継続		314
			44-2 子ども園(子育て相談)		継続		316
			44-3 子ども園(管理運営費)		継続	施設管理	318

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ
Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	2 子どもの育ち・自立を地域でしっかりと応援するまち	① 地域において子どもが育つ場の整備・充実	45 私立認定こども園利用助成	適切	事業廃止	I	320
			45-1 私立認定こども園利用助成		事業廃止	補助金等	322
			46 放課後子どもひろば	適切	継続	I	324
			46-1 放課後子どもひろば		継続		326
			47 児童館の管理運営	適切	継続	I	328
			47-1 児童館(教材費・行事費)		継続		330
			47-2 児童館(管理運営費)		継続	施設管理	332
			48 区立幼稚園の管理運営	適切	継続	I	334
			48-1 管理運営(教材教具等の充実)		継続		336
			48-2 管理運営(障害児保育の充実)		継続		338
			48-3 管理運営(一般管理費)		継続	施設管理	340
			48-4 保健衛生費(園医報酬)		継続		342
			48-5 保健衛生費(その他保健衛生費)		継続		344
			49 私立幼稚園の振興	改善が必要	拡大	I	346
			49-1 指導監督事務		継続		348
			49-2 私立幼稚園協議会への事業助成		継続	補助金等	350
			49-3 私立幼稚園預かり保育推進助成		拡大	補助金等	352
			50 私立幼稚園保護者への補助	適切	継続	I	354
		50-1 就園奨励費補助金		継続	補助金等	356	
		50-2 保護者負担軽減補助金		継続	補助金等	358	
		② 地域で安心して子育てができるしくみづくり	58 次世代育成協議会の運営	適切	継続	Ⅱ	360
			58-1 次世代育成協議会の運営		継続		362
			59 子どもの施策への参画促進	適切	継続	I	364
			59-1 子どもの施策への参画促進		継続		366
			65 若者のつどい	改善が必要	手段改善	I	368
			65-1 若者のつどい		手段改善		370
			69 誕生祝い品の支給	適切	継続	I	372
			69-1 誕生祝い品の支給		継続		374
			74 子ども医療費助成	適切	継続	I	376
			74-1 子ども医療費助成		継続		378
			75 児童手当	適切	継続	Ⅱ	380
			75-1 児童手当		継続		382
76 まちの子育てバリアフリーの推進	適切		継続	I	384		
76-1 まちの子育てバリアフリーの推進			継続		386		

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ
Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	99 私立専修・各種学校指導監督事務	適切	継続	Ⅱ	388
			99-1 私立学校指導監督事務		継続		390
			100 教職員の研修、研究活動に対する支援	適切	継続	I	392
			100-1 教育指導費(各種研修会)		継続		394
			100-2 教育指導費(各種手引等の作成)		継続		396
			100-3 教育指導費(各種委員会の運営)		継続		398
			100-4 教育指導費(その他指導費)		継続		400
			100-5 教育研究費		継続	補助金等	402
			101 芸術鑑賞教育の推進	適切	継続	I	404
			101-1 音楽鑑賞教室		継続		406
			101-2 演劇鑑賞教室		継続		408
			101-3 美術鑑賞教育支援		継続		410
			102 外国人英語教育指導員の配置	適切	継続	I	412
			102-1 外国人英語教育指導員の配置		継続		414
			103 教科用図書の採択	適切	継続	I	416
			103-1 教科用図書の採択		継続		418
			105 外国籍児童の教育支援等	適切	継続	I	420
			105-1 外国籍児童の教育支援等		継続		422
			106 放課後等学習支援	適切	継続	I	424
			106-1 放課後等学習支援		継続		426
			107 校外学習活動等の支援	適切	継続	I	428
			107-1 校外学習活動等の支援		継続		430
			108 特別支援学級の運営(小・中学校)	適切	継続	I	432
			108-1 特別支援学級の運営(就学支援委員会の運営)		継続		434
			108-2 特別支援学級の運営		継続		436
			109 移動教室、夏季施設の運営	適切	継続	I	438
109-1 夏季施設の運営		継続		440			
109-2 移動教室の運営		継続		442			
Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	1 だれもが互いに支えあい、安心して暮らせるまち	③ セーフティネットの整備・充実	281 被災者への見舞	適切	継続	I	444
			281-1 被災者への見舞		継続		446
			282 生活保護法施行事務等	適切	継続	I	448
			282-1 生活保護法施行事務		継続		450
			282-2 嘱託医		継続		452
			283 被保護者の生活支援事業	適切	継続	I	454

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ
Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	1 だれもが互いに支えあい、安心して暮らせるまち	③ セイフティネットの整備・充実	283-1 被保護者の生活支援事業		継続		456
			284 保護費支給	適切	継続	Ⅱ	458
			284-1 保護費		継続		460
			285 保護施設事務費	適切	継続	Ⅱ	462
			285-1 保護施設事務費		継続		464
			286 法外援護	適切	継続	Ⅰ	466
			286-1 法外援護		継続		468
			287 ホームレス対策	適切	継続	Ⅰ	470
			287-1 ホームレス対策(宿泊所の確保等)		継続		472
			287-2 ホームレス対策(宿泊所等入所者相談援助事業)		継続		474
			288 女性相談員の活動	適切	継続	Ⅱ	476
			288-1 婦人相談員の活動(5人)		継続		478
			289 女性及び母子緊急一時保護	適切	継続	Ⅱ	480
			289-1 女性及び母子緊急一時保護		継続		482
			290 中国残留邦人等に対する支援	適切	継続	Ⅰ	484
			290-1 中国残留邦人等に対する支援		継続		486
			291 受験生チャレンジ支援貸付事業	適切	継続	Ⅰ	488
	291-1 受験生チャレンジ支援貸付事業		継続		490		
	292 作業宿泊所の維持管理	適切	継続	Ⅱ	492		
	292-1 作業宿泊所の維持管理		継続	施設管理	494		
	4 日常生活の安全・安心を高めるまち	② 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり	390 消費者講座	適切	継続	Ⅰ	496
			390-1 消費者講座		継続		498
			391 消費生活展	適切	継続	Ⅰ	500
			391-1 消費生活展		継続		502
			392 消費者情報の提供	適切	継続	Ⅰ	504
			392-1 消費者情報の提供		継続		506
			393 消費者活動の事業助成等	適切	継続	Ⅰ	508
			393-1 消費者活動事業助成等		継続	補助金等	510
			394 消費生活相談	適切	継続	Ⅰ	512
			394-1 消費生活相談室の運営		継続		514
395 多重債務特別相談			適切	継続	Ⅰ	516	
395-1 多重債務特別相談				継続		518	
396 消費生活センター分館の施設利用			適切	継続	Ⅰ	520	
396-1 新宿消費生活センター分館の管理運営		継続	指定管理	522			
397 計量器等の調査指導	適切	継続	Ⅰ	524			
397-1 計量器の調査		継続		526			

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ
IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	458 道路の適正利用	適切	継続	I	528
			458-1 道路占用許可等事務		継続		530
			458-2 道路管理指導事務		継続		532
			460 都市計画審議会の運営	適切	継続	II	534
			460-1 都市計画審議会の運営		継続		536
			461 開発行為等許可事務	適切	継続	II	538
			461-1 開発行為等許可事務		継続		540
			463 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成	適切	継続	I	542
			463-1 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成		継続	補助金等	544
			464 新宿駅周辺地区の整備推進	適切	継続	I	546
			464-1 新宿駅周辺地区の整備推進		継続		548
VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	552 歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)	適切	拡大	I	550
			552-1 地域活性化の推進		拡大		552
			553 新年賀詞交歓会	適切	継続	I	554
			553-1 新年賀詞交歓会		継続		556
			554 大新宿区まつり	適切	継続	I	558
			554-1 大新宿区まつり		継続		560
			555 観光関連団体との事業連携・情報交換	適切	継続	I	562
			555-1 観光施策の推進		継続		564
運I 好感度一番の区役所の実現	1 窓口サービスの利便性の向上	① 窓口サービスの充実	574 コールセンターの運営	適切	継続	I	566
			574-1 コールセンターの運営		継続		568
			575 窓口案内業務委託(総務部)	適切	継続	I	570
			575-1 窓口案内業務委託(総務費)		継続		572
			575 窓口案内業務委託(地域文化部)	適切	拡大	I	574
			575-1 窓口案内業務委託(地域文化費)		拡大		576
	2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	① 区民意見を区政に反映する仕組みの確立	587 広聴活動	適切	継続	I	578
			587-1 区民意識調査		継続		580
			587-2 区政モニター等による広聴		継続		582
			587-3 法律相談及び交通事故相談		継続		584
			588 区民の声委員会の運営	適切	継続	II	586
			588-1 区民の声委員会の運営		継続		588
			② 透明性の確保の充実	590 広報活動	適切	継続	I
590-1 広報紙の発行及び配布		継続			592		
590-2 区政普及のための出版物の配布		継続			594		

基本目標	個別目標	基本施策	経常事業・予算事業	総合評価	方向性	評価シート	ページ	
運Ⅰ 好感度一番の区役所の実現	2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	② 透明性の確保の充実	590-3 ケーブルテレビを活用した映像提供		継続		596	
			590-4 広報車による周知活動		継続		598	
			591 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営	適切	継続	Ⅱ	600	
			591-1 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営		継続		602	
			592 区政情報センターの運営	適切	継続	Ⅰ	604	
			592-1 区政情報センターの運営		継続		606	
			596 特別職報酬等審議会の運営	適切	継続	Ⅱ	608	
			596-1 特別職報酬等審議会の運営		継続		610	
			597 公益保護通報制度の運営	適切	継続	Ⅱ	612	
			597-1 公益保護通報制度の運営		継続		614	
	3 分権を担える職員の育成と人事制度の見直し	人事制度全般	621 職員の福利厚生	適切	継続	Ⅰ	616	
			621-1 職員の被服貸与		継続		618	
			621-2 職員互助会補助金		継続	補助金等	620	
			622 学校職員の福利厚生	適切	継続	Ⅰ	622	
			622-2 職員の被服貸与		継続		624	
			622-3 教職員互助会補助金		継続	補助金等	626	
	運Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し	1 公共サービスの提供体制の見直し	② 費用負担のあり方の見直し	631 税に関する正しい知識の普及啓発	適切	継続	Ⅰ	628
				631-1 税務相談		継続		630
				631-2 納税貯蓄組合連合会への事業助成		継続	補助金等	632
632 区税収納率の向上				適切	継続	Ⅰ	634	
632-2 納税催告センターの運営					継続		636	

5. 2 経常事業評価シート I の見方

経常事業評価シート I		36	区の個別計画	新宿区次世代育成支援計画						
基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	保育施設のサービス評価事業			
事業の 目的	外部評価機関による福祉サービス第三者評価の実施や、福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、都の福祉情報総合ネットワークにおいて評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報を提供しています。					事業 概要	区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価を外部評価機関に委託して実施しています。 また、私立子ども園、認証保育所が、外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施した際に、3年に1度補助を行っています。 評価結果については、都の福祉情報総合ネットワークにおいて公表しています。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	根拠 法令		社会福祉法第78条、東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱、新宿区私立認定こども園サービス評価受審費用助成要綱、新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱			
事業 区分						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	サービス評価事業									

事業区分
事業の根拠法
令等により分類
する

予算事業
経常事業を構
成する予算事
業

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
区立保育園・子ども園の利用満足度	区立保育園・子ども園の利用満足度(サービス評価実施園6園平均)	91%	100%
福祉サービス第三者評価受審数	認証保育所のサービス評価受審数	5所	7所
備考	福祉サービス第三者評価受審数については、認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際に、3年に1度補助を行っているため、現状の施設数(認証保育所22所)の1/3を、平成29年度末の目標値としています。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	345	354	—	699	区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価の委託経費を含みます。
	特定財源	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
一般財源投入率		%	6.4	5.9	—	3.5	都支出金返還額: 24年度分 493千円 26年度分 4,626千円(予定)
事業経費		千円	5,382	5,956	5,116	16,454	
当初予算額(事業費)		千円	10,783	10,087	11,369	32,239	
執行率		%	49.9	59.0	45.0	51.0	
予算現額(事業費)		千円	10,682	7,292	11,369	29,343	
執行率		%	50.4	81.7	45.0	56.1	
担当する常勤職員		人	0.45	0.40	0.10	0.95	
担当する非常勤職員							

事業経費
過去3年間に
おける事業に
要する経費

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由	
サービスの負担と担い手	適切	保育施設のサービス評価事業は、外部評価機関による福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行っている事業です。保育サービスの質の向上を図るため区が補助を行うことは適切です。	サービスの負担と担い手の観点から分類し、適正な対応がとられているか
手段の妥当性	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行うことは、定期的な福祉サービス第三者評価の受審を促すことにもなり手段として妥当です。	事業の対象・手段が、実績や社会情勢・環境の変化等を踏まえ適切であるか
効果的効率的	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を行うことにより、評価結果を各事業者が保育所運営等に役立てることができ、保育サービスの質の向上につながるため効果的です。また、都の福祉情報総合ネットワークにおいて評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報の一つとなっています。	費用対効果という面から効果的・効率的に行われているか
目的又は実績の評価	適切	福祉サービス第三者評価を受審した際に、3年に1度補助を継続して行っています。継続して補助を行うことは、保育サービスの質の向上を図るという目的に合致しています。	事業目的や意図する成果に対して達成できているか
総合評価	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を行うことにより、保育サービスの質の向上が図られ、評価結果を公表することにより、保育所等利用者に対し、有益な情報を提供できることは、適切と評価できます。	上記の4つの視点を踏まえた総合的な評価

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	福祉サービス第三者評価は、保育サービスの質の向上を意図しているものであるため、今後も引き続き継続することで、区内保育所等の保育・教育の質の向上を図っていきます。また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられた保育ルームや家庭的保育といった、現行では補助対象外の施設への補助を検討するなど、対象範囲の見直しを行っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	私立子ども園及び認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費を補助する類似・関連事業はありません。	福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助するための受益者負担はありません。	福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助する事業のため、協働は対象外です。	

5. 3 経常事業評価シートⅡの見方

経常事業評価シートⅡ		58	区の個別計画	新宿区次世代育成支援計画							
基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	次世代育成協議会の運営				
事業区分 事業の根拠法令等により分類する	事業の目的	<p>「次世代育成協議会」は、「新宿区次世代育成協議会条例」に基づく区長の附属機関です。 同協議会は、区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置しています。 同協議会では、次世代育成支援施策に関する重要な事項について協議するとともに、次世代育成支援施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができます。</p>					事業概要	<p>左記の事業目的を達成するため、以下の概要で次世代育成協議会を開催しました。</p> <p>1 開催回数 (1) 協議会(全体会) 年3回 (2) 部会(1~2部会) 年3回~6回(延べ)</p> <p>2 構成委員43名(区長を除く) ・学識経験を有する者 3人 ・公募区民 3人 ・地域活動団体の代表 20人 ・教育関係者又は児童福祉関係者 8人 ・事業主 1人 ・労働組合員 1人 ・関係行政機関の職員 7人</p> <p>3 委員の任期 2年</p>			
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治						
予算事業 経常事業を構成する予算事業	根拠法令	<p>次世代育成支援対策推進法第21条 地方青少年問題協議会法第1条 新宿区次世代育成協議会条例</p>					実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定管理
	予算事業	次世代育成協議会の運営									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,826	1,838	2,303	5,967	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,826	1,838	2,303	5,967	
当初予算額(事業費)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率		%	83.7	84.3	86.2	84.8	
予算現額(事業費)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率		%	83.7	84.3	86.2	84.8	
担当する常勤職員		人	0.50	0.50	0.50	1.50	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由	
予算事業の総括	適切	新宿区次世代育成協議会は、新宿区次世代育成協議会条例により設置された区長の附属機関です。次世代育成支援に関わる様々な関係者が一堂に会して区の施策について検討するとともに、お互いの情報共有を図ることは、有意義なことであり適切です。	予算事業で分析した内容や課題を踏まえ、予算事業が適切に実施されているか
有効性	適切	次世代育成協議会を構成する委員は、学識経験者、公募区民、地域活動団体、事業主、労働組合員、関係行政機関など多分野に渡っており、様々な立場から意見を聞くことができるため、次世代育成支援施策の実施に効果を上げています。	予算事業の手法が経常事業の目的にどれだけ寄与しているか
効率性	適切	区長をはじめとした44名の委員が参加する全体会としての会議を年3回程度開催し、区の次世代育成支援施策全般に関する検討やお互いの情報共有を図るほか、年度ごとにテーマを絞った部会を設置し、専門的な見地から少数で検討することにより、更に議論を深めることができ、効果的かつ効率的です。	費用対効果の面から効果的・効率的に行われているか
総合評価	適切	平成17年度に新宿区次世代育成協議会条例により、区長の附属機関として新宿区次世代育成協議会を設置し、区の次世代育成支援施策に関する様々な意見や提言を区に対して行ってきました。また、新宿区次世代育成支援計画の進行管理を行うとともに、第2期(平成22年度～平成26年度)及び第3期(平成27年度～平成31年度)の同計画の策定作業を行いました。 区は、今後も同協議会を運営することにより、区民が安心して住み続けることができる環境を確保するとともに、さらに「子育てしやすいまち新宿」の実現に取り組んでいきます。	上記の3つの視点を踏まえた総合的な評価 上記の総合評価や予算事業の分担を踏まえた今後の方向性

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度に向け、子ども・子育て支援法第77条では、区市町村は、条例により、地方版子ども・子育て会議を設置する旨の努力義務が規定されました。区では、この規定を受け、平成25年度及び平成26年度については、次世代育成協議会を「地方版子ども・子育て会議」として位置付けるとともに、新制度に向けた具体的な検討を行ってきました。 しかし、平成27年4月からは、地域型保育事業の認可や、教育・保育施設の定員の確認、保育施設等のニーズ量及びその確保方策を定めている「子ども・子育て支援事業計画」の見直し作業等、子ども・子育て会議に求められる機能はより専門的になるとともに機動性も求められることとなります。そこで、平成27年4月から子ども・子育て会議は次世代育成協議会とは別に新たに設置し、次世代育成協議会は、子ども・子育て会議が担う部分を除く次世代育成支援全般について所掌することになります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	<p>条例に基づく区長の附属機関であり、類似・関連事業はありません。</p> <p>なお、同協議会は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の機能と、地方青少年問題協議会法第1条に基づく「地方青少年問題協議会」としての機能を合わせ持っています。</p> <p>また、平成25年度及び26年度は、子ども・子育て支援法第77条に基づく「地方版子ども・子育て会議」として位置付けました。</p>	<p>特定の者が利益を受ける事業ではないため、受益者負担は発生しません。</p>	<p>新宿区次世代育成協議会条例に基づく区長の附属機関を運営する事業であり、協働の対象外です。</p>	<p>使用料や手数料の導入の可否等の分析を踏まえた導入の方向性及び改革改善の内容</p> <p>協働の有無や導入状況の分析を踏まえた今後の方向性及び改革改善の内容</p>

5. 4 予算事業シートの見方

予算事業シート

37 - 1

經常事業名 保育園児等への日本語サポート

事業区分 事業の根拠法令等により分類する	予算事業名 保育園児等への日本語サポート	事業開始 平成 22 年度	所管	子ども家庭 部 保育園子ども園 課	
	事業目的 区立・私立の保育園・子ども園において、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を低減し、園児がより良い園生活を送れるように支援します。 また、保護者と園の円滑なコミュニケーションを図るために必要な支援を行います。	事業手法 ①園児への日本語サポート 日本語のサポートが必要な園児(4、5歳児)を対象に、外国語によるサービス提供に実績のある事業者が指導補助者を派遣し、日本語の初期指導を行い、円滑な園生活を送ることができるように支援します。 ②保護者への日本語サポート 日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との個人面談や保護者会開催時に通訳を派遣することで、子どもの園生活を保護者が理解できる支援体制を作り、保護者との意思疎通を図る環境を整備します。			
	対象 園児、保護者				
	事業区分 <input type="checkbox"/> 法定受託 <input type="checkbox"/> 都委任 <input type="checkbox"/> 義務的自治 <input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等					

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	879	1,002	1,213	3,094	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	879	1,002	1,213	3,094	備考
事業費の主たる用途	①園児への日本語サポート(指導補助者派遣料)	単価 千円	3,253	3,253	3,218		
		数量 時間	260	292	347	899	
		計 千円	846	950	1,117	2,913	
	②保護者への日本語サポート(通訳派遣料)	単価 円	3,253	3,253	3,218		
		数量 時間	10	16	30	56	
		計 円	33	52	96	181	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率 (A/B×100)		%	59.0	65.0	76.5	67.0	
予算現額 (C)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率 (A/C×100)		%	59.0	65.0	76.5	67.0	

担当する常勤職員		0.10	0.15	0.20	0.45	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員	人					

経常事業名	保育園児等への日本語サポート
-------	----------------

37 - 1

予算事業名	保育園児等への日本語サポート
-------	----------------

活動実績
主な事業活動の
過去3年間にお
ける実績

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 指導補助者派遣時間数	園児	260時間	—	292時間	—	347時間	—
② 通訳派遣時間数	保護者	10時間	—	16時間	—	30時間	—
③							
④							

対象数
そのサービスを
必要としている
基礎数(母数)、
または、過去の
実績から予測し
た推定値等

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①		③		横ばい
②	増加	④		②		④			
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域		
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業				行政領域・大	適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		外国籍の園児及び保護者が多い区の特徴から、当該園児に対し十分な保育を行うために提供している保育サービスであるため、必要な事業です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名	理由・課題					
	有	連携・統合 済	計画 15③	日本語サポート指導	【類似・関連事業】 幼稚園、小学校、中学校における日本語サポート事業を教育委員会で実施しており、就学前から就学後までのサポートを統一的に 行っています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外	【受益者負担】 区が目標とする子育て支援の充実の一環として提供している保育サービスであり、受益者負担にはなじみません。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外	【協働】 多言語への対応と園からの求めに応じて機動的に通訳等の派遣を行うため、高度な専門性を有する業者への委託で対応する必要があり、協働にはなじみません。						

主な事業活動の
実績数や対象
数、経費の4～
5年後の予測

事業の公共的な
性質及び事業の
性質から導き出
される適正な活
動領域に対する
現在の活動領
域(P255参照)

事業のあり方を
検討する必要性
又は検討する必
要がないと分析
した理由(P255
参照)

類似・関連する
事業との連携・
統合状況、使用
料や手数料の
導入状況、協働
の導入状況

類似・関連事業
及び受益者負
担、協働につい
ての検討課題、
もしくは連携・統
合、導入をしな
い理由

分析結果

方向性	継続	内容	言葉や生活習慣に違いのある園児及び保護者と園とのコミュニケーションを円滑に行うようにすることは、園児がより良い園生活を送るために必要な事業であり、今後も継続していきます。
-----	----	----	---

上記の分析を踏
まえた事業の方
向性及びその内
容

特記事項

--

5. 5 予算事業シート(指定管理)の見方

予算事業シート(指定管理) 39 - 7 経常事業名 保育所の管理運営

予算 事業名	保育所(管理運営委託)				事業 開始	平成 18 年度	所管	子ども家庭 保育園子ども園	部 課
	事業 目的	区立保育園の運営を民間に委託する公設民営方式を導入し、保育所運営の効率化を図るとともに、多様な保育サービスを提供します。				事業 手法	プロポーザルで選定した事業者(社会福祉法人新栄会)に、指定管理者として保育園の運営を委託し、質の高い保育や保護者の多様な保育ニーズに対応した特別保育(延長保育、休日保育)を実施しています。		
対象	区立富久町保育園								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務 的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	児童福祉法第24条、第56条 新宿区立保育所条例								

平成26年度における施設ごとの従事職員数及び指定管理料

事業経費		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	施設別内訳等(26年度)
財源 内訳	一般財源	千円	232,292	233,402	232,478	698,172	(施設名) 富久町保育園
	特定財源	千円	39,564	41,638	41,273	122,475	従事職員数 59 人
	分担金及び負担金	千円	37,709	38,381	39,105	115,195	指定管理料 273,751 千円
	使用料・手数料	千円					(施設名)
	国・都支出金	千円	1,855	3,257	2,168	7,280	従事職員数 人
	その他収入	千円					指定管理料 千円
一般財源投入率	%	85	85	85	85	(施設名)	
事業経費(A)	千円	271,856	275,040	273,751	820,647	従事職員数 人	
事業 費の 主たる 用途	①指定管理料	単価 千円	—	—	—		指定管理料 千円
		数量 園	1	1	1	3	(施設名)
		計 千円	271,856	275,040	273,751	820,647	従事職員数 人
	②	単価 千円					指定管理料 千円
		数量					(施設名)
		計 千円					従事職員数 人
	③	単価 千円					指定管理料 千円
		数量					(施設名)
		計 千円					従事職員数 人
当初予算額(B)	千円	273,564	274,039	273,852	821,455	指定管理料 千円	
執行率(A/B×100)	%	99.4	100.4	100.0	99.9	備考	
予算現額(C)	千円	273,564	275,442	273,852	822,858		
執行率(A/C×100)	%	99.4	99.9	100.0	99.7		
担当する常勤職員	人	1.04	1.14	0.19	2.37	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。	
担当する非常勤職員							
参考							
利用料金収入(D)(※)	千円						
▶ 利用料金収入の割合	%						D/(指定管理料+D)×100

過去3年間における指定管理者が直接収入する利用料、及びその利用料収入と指定管理料の合計に占める利用料収入の割合

(※)利用料金収入は指定管理者が直接収入する料金です。

経常事業名	保育所の管理運営	(指定管理) 39 - 7	予算事業名	保育所(管理運営委託)
-------	----------	------------------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 管理運営委託園数	指定管理実施園数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
②							
③							
④							

過去3年間における指定管理者の年度ごとの事業評価

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測		事業評価(年度評価)	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	24年度	4項目B評価 (5段階中)	
	②		②			25年度	4項目B評価 (5段階中)	
	③		③			26年度	3項目B評価 1項目C評価 (5段階中)	
	④		④					
導入効果	導入前の想定				実態及び現状の課題			
	区立保育園の運営の効率化を図るとともに、多様な保育サービス(延長保育、休日保育)を提供します。				4時間の延長保育や休日保育など、民営ならではのサービスを提供しています。			
公共性	区分	事業の性質			適正な活動領域		現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業			行政領域・小		適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
	I	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業						
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題	
	有	連携・統合済	経常	40	保育所への保育委託		区立保育園、私立保育園、区立・私立子ども園、保育ルーム、家庭的保育事業、認証保育所等においても、保育を必要とする児童を対象に保育を実施しています。	
		経常	45	私立認定こども園利用助成				
受益者負担	状況		分類		主たる内容			
	有	実施済	サービス利用料等		保育料			
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	有	実施済	その他	委託	運営委託			

指定管理者制度の導入に際して見込まれた効果及び現状の成果・課題

分析結果

方向性	継続	内容	富久町保育園は、平成18年度から社会福祉法人新栄会を指定管理者として運営を委託しています。休日保育や最長4時間の延長保育など、民間ならではの多様な保育サービスを行ってきました。利用者の満足度も高く、毎年実施する事業者評価でも高い評価を得ています。
-----	----	----	---

特記事項

--

5. 6 予算事業シート(補助金等)の見方

予算事業シート(補助金等) 36 - 1 経常事業名 保育施設のサービス評価事業

補助の目的及び補助の対象(要件等)	予算事業名	サービス評価事業				事業開始	平成 20 年度	所管	子ども家庭 部 保育園子ども園 課
	補助目的	保育サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報を提供するため、外部評価機関による福祉サービス第三者評価の受審経費を補助します。				補助概要	私立子ども園、認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の補助を行います。		
補助対象費用の名称(項目名)	補助対象	【要件又は対象】 補助対象は、私立子ども園、認証保育所です。各施設3年に1回、60万円を上限に補助します。				補助対象費用名等	① サービス評価事業 ② ③ その他:		
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		根拠法令等	社会福祉法第78条、東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱、新宿区私立認定こども園サービス評価受審費用助成要綱、新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱	

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	345	354	—	699	名称: 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 認証保育所 10/10 区立保育園・子ども園、私立子ども園 1/2 ※補助対象経費の実支出額に補助率を乗じる
	特定財源	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
	その他収入	千円					
	一般財源投入率	%	6.4	5.9	—	3.5	
事業経費(A)		千円	5,382	5,956	5,116	16,454	備考
事業費の主たる用途	① サービス評価事業	単価 千円	—	—	—	区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価の委託経費を含みます。	
		数量 施設	7	9	6		
		計 千円	5,382	5,956	5,116		16,454
	②	単価 千円				都支出金返還額: 24年度分 493千円 26年度分 4,626千円(予定)	
		数量					
		計 千円					
③	単価 千円						
	数量						
	計 千円						
当初予算額(B)		千円	10,783	10,087	11,369	32,239	
執行率(A/B×100)		%	49.9	59.0	45.0	51.0	
予算現額(C)		千円	10,682	7,292	11,369	29,343	
執行率(A/C×100)		%	50.4	81.7	45.0	56.1	

補助金を受けた事業者により実施された事業(サービス)の利用者(区民等の第三者)が、その事業を利用する場合の利用者負担割合等

担当する常勤職員	人	0.45	0.40	0.10	0.95	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	利用者の自己負担額(1回)	円	25年度利用実績数	回	
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	保育施設のサービス評価事業	(補助金等) 36 - 1	予算事業名	サービス評価事業
-------	---------------	------------------	-------	----------

補助率等（算出根拠）

① サービス評価事業	②	③
各施設3年に1回、60万円を上限に補助します。 ・私立子ども園 … 補助率 1/2 ・認証保育所 … 補助率 10/10		

補助率等
補助対象費用
ごとの補助率
や上限額、算
出根拠等

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① サービス評価実施園数	私立子ども園数	—	—	1園	1園	1園	2園
② サービス評価実施所数	認証保育所数	7所	20所	8所	22所	5所	22所
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測		支出方法		選定方法		
	①	横ばい	①	増加	横ばい	確定払	選定方法	指定	(公募の場合) 外部審査委員		
	②	減少	②	減少							
	③		③								
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域				
	VI	区民のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正				
必要性	区分	あり方検討の必要性									
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業									
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題					
	無	対象外				【類似・関連事業】 私立子ども園及び認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費を補助する類似・関連事業はありません。					
受益者 負担	状況	分類	主たる内容								
	無	対象外	【受益者負担】 福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助するための受益者負担はありません。								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割							
	無	対象外			【協働】 福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助する事業のため、協働は対象外です。						

分析結果

方向性	継続	内容	福祉サービス第三者評価は、保育サービスの質の向上を意図しているものであるため、今後も引き続き継続することで、区内保育所等の保育・教育の質の向上を図っていきます。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられた保育ルームや家庭的保育事業への補助を検討するなど、対象範囲の見直しを行っていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

5. 7 予算事業シート(施設管理)の見方

※予算事業シート(施設管理)の右頁については、P249と同じ内容ですので、割愛します

予算事業シート(施設管理)

44 - 3

経常事業名 区立子ども園の管理運営

施設の設置目的及び施設の規模(施設箇所数等)

予算事業名	子ども園(管理運営費)				事業開始	平成 19 年度	所管	子ども家庭 部 保育園子ども園 課
事業目的	区立子ども園を10園設置し、就学前までの子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、子育て支援事業を行うために必要となる、管理・運営に要する経費を支出します。				設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前までの子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行います。 ・就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている、子ども園の役割の一つである子育て支援事業を行います。 		
事業手法	区立子ども園の管理・運営に要する経費を支出します。					規模	区立子ども園10園(平成26年4月1日現在)	
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治	園児数 定員 1,329名 (3歳未満児 476名、3歳以上児 853名)			
根拠法令等	児童福祉法第24条、第56条、東京都保育士研修等事業補助金交付要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助要綱、新宿区立子ども園条例、新宿区保育所保育料徴収条例第2条、等							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	267,595	441,217	449,053	1,157,865	名称: 子ども園保育料負担金、子ども園延長保育料負担金 名称: 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 1/2、10/10 名称: 保育士研修等事業補助金(東京都) 補助率: 1/2
	特定財源	千円	146,487	296,240	311,127	753,854	
	分担金及び負担金	千円	143,237	279,663	294,659	717,559	
	使用料・手数料	千円	156	913	357	1,426	
	国・都支出金	千円	2,927	3,985	9,250	16,162	
	その他収入	千円	167	11,679	6,861	18,707	
一般財源投入率		%	64.6	59.8	59.1	60.6	
事業経費(A)		千円	414,082	737,457	760,180	1,911,719	備考
事業費の主たる用途	①非常勤報酬、臨時職員賃金	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	151,191	320,406	330,909	802,506	
	②講師謝礼等報償費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	2,040	3,019	4,221	9,280	
	③光熱水費等施設管理経費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	260,851	414,032	425,050	1,099,933	
当初予算額(B)		千円	451,277	781,381	813,747	2,046,405	
執行率(A/B×100)		%	91.8	94.4	93.4	93.4	
予算現額(C)		千円	431,875	774,761	803,189	2,009,825	
執行率(A/C×100)		%	95.9	95.2	94.6	95.1	

担当する常勤職員	人	3.65	4.40	2.00	10.05	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

表 1 : 公共性の考え方

区分	事業の性質	活動領域
I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務づけられている法定受託や都委任を実施する事業(例:戸籍事務 等)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">政</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">民間及び協働</div> </div>
II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業 (例:ごみ収集事業 等)	
III	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業 (例:道路改修事業 等)	
IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業(例:防犯対策事業 等)	
V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業(例:虐待防止事業 等)	
VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業(例:幼稚園 等)	
VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業 (例:文化財保護事業 等)	
VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業 (例:NPO 推進事業 等)	
IX	特定の団体等を対象としているが、事業の対象以外にも受益が及ぶ公共性を有する事業(例:バス運行対策事業 等)	

表 2 : 必要性の考え方

区分	あり方の検討が必要な事業	視点との関係
ア	事業開始期と比較して目的が既に達成され、行政の関与(実施意義)の度合が低下している事業	サービスの負担と担い手
イ	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業	
ウ	社会状況・情勢の変化に伴う区民ニーズに適合していない事業	手段の妥当性
エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業	
オ	区民ニーズに比較して、サービスの供給が過剰となっている事業	効果的・効率的
カ	他事業、又は国や都において、同種のサービスの提供が行われている事業	
キ	利用者(実績)が減少するなど、区民ニーズが低下している事業	目的・実績の評価
ク	他自治体等と水準を比較したとき、サービスを提供する対象範囲や水準を見直す余地がある事業	
	ア～クによる検討が必要ない事業(ア～クに該当しない事業)は、「区分欄」を空欄とし、必要ない(該当しない)と分析した理由を具体的に記入する。	

表 3 : 選択肢の種類

項目	種類
類似・関連事業	連携・統合済、連携・統合不可、連携・統合検討中、連携・統合未検討、対象外
受益者負担	実施済、改善予定、対応不可、検討中、未検討、対象外
協働	実施済、改善予定、対応不可、検討中、未検討、対象外
方向性	継続、拡大、縮小、統合、分割、手段改善、完了、事業休止、事業廃止、その他

経常事業評価シート I

36

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	保育施設のサービス評価事業							
事業の 目的	外部評価機関による福祉サービス第三者評価の実施や、福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、都の福祉情報総合ネットワークにおいて評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報を提供しています。					事業 概要	区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価を外部評価機関に委託して実施しています。 また、私立子ども園、認証保育所が、外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施した際に、3年に1度補助を行っています。 評価結果については、都の福祉情報総合ネットワークにおいて公表しています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>		義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治					
根拠 法令 等	社会福祉法第78条、東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱、新宿区私立認定こども園サービス評価受審費用助成要綱、新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱					実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input checked="" type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	サービス評価事業													

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
区立保育園・子ども園の利用満足度	区立保育園・子ども園の利用満足度(サービス評価実施園6園平均)	91%	100%
福祉サービス第三者評価受審数	認証保育所のサービス評価受審数	5所	7所
備考	福祉サービス第三者評価受審数については、認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際に、3年に1度補助を行っているため、現状の施設数(認証保育所22所)の1/3を、平成29年度末の目標値としています。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	345	354	—	699	区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価の委託経費を含みます。 都支出金返還額: 24年度分 493千円 26年度分 4,626千円 (予定)
	特定財源	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
一般財源投入率		%	6.4	5.9	—	3.5	
事業経費		千円	5,382	5,956	5,116	16,454	
当初予算額(事業費)		千円	10,783	10,087	11,369	32,239	
執行率		%	49.9	59.0	45.0	51.0	
予算現額(事業費)		千円	10,682	7,292	11,369	29,343	
執行率		%	50.4	81.7	45.0	56.1	
担当する常勤職員		人	0.45	0.40	0.10	0.95	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	保育施設のサービス評価事業は、外部評価機関による福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行っている事業です。保育サービスの質の向上を図るため区が補助を行うことは適切です。
手段の妥当性	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を受審した事業者に対して補助を行うことは、定期的な福祉サービス第三者評価の受審を促すことにもなり手段として妥当です。
効果的 効率的	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を行うことにより、評価結果を各事業者が保育所運営等に役立てることができ、保育サービスの質の向上につながるため効果的です。また、都の福祉情報総合ネットワークにおいて評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報の一つとなっています。
目的又は実績の評価	適切	福祉サービス第三者評価を受審した際に、3年に1度補助を継続して行っています。継続して補助を行うことは、保育サービスの質の向上を図るといった目的に合致しています。
総合評価	適切	外部評価機関による福祉サービス第三者評価を行うことにより、保育サービスの質の向上が図られ、評価結果を公表することにより、保育所等利用者に対し、有益な情報を提供できることは、適切と評価できます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	福祉サービス第三者評価は、保育サービスの質の向上を意図しているものであるため、今後も引き続き継続することで、区内保育所等の保育・教育の質の向上を図っていきます。また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられた保育ルームや家庭的保育といった、現行では補助対象外の施設への補助を検討するなど、対象範囲の見直しを行っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	私立子ども園及び認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費を補助する類似・関連事業はありません。	福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助するための受益者負担はありません。	福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助する事業のため、協働は対象外です。	

予算事業シート(補助金等)

36 - 1

経常事業名	保育施設のサービス評価事業
-------	---------------

予算事業名	サービス評価事業	事業開始	平成 20 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
補助目的	保育サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者が保育所等を選択するための有益な情報を提供するため、外部評価機関による福祉サービス第三者評価の受審経費を補助します。	補助概要	私立子ども園、認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の補助を行います。		
補助対象	【要件又は対象】 補助対象は、私立子ども園、認証保育所です。 各施設3年に1回、60万円を上限に補助します。	補助対象費用名等	① サービス評価事業 ② ③ その他:		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託 <input type="checkbox"/> 都委任 <input type="checkbox"/> 義務的自治 <input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	社会福祉法第78条、東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱、新宿区私立認定こども園サービス評価受審費用助成要綱、新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	345	354	—	699	名称: 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 認証保育所 10/10 区立保育園・子ども園、私立子ども園 1/2 ※補助対象経費の実支出額に補助率を乗じる
	特定財源	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	5,037	5,602	8,476	19,115	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	6.4	5.9	—	3.5	
事業経費(A)		千円	5,382	5,956	5,116	16,454	備考
事業費の主たる使途	①サービス評価事業	単価 千円	—	—	—		区立保育園・子ども園の福祉サービス第三者評価の委託経費を含みます。
		数量 施設	7	9	6	22	
		計 千円	5,382	5,956	5,116	16,454	
	②	単価 千円					都支出金返還額: 24年度分 493千円 26年度分 4,626千円(予定)
		数量					
		計 千円					
③	単価 千円						
	数量						
	計 千円						
当初予算額(B)		千円	10,783	10,087	11,369	32,239	
執行率(A/B×100)		%	49.9	59.0	45.0	51.0	
予算現額(C)		千円	10,682	7,292	11,369	29,343	
執行率(A/C×100)		%	50.4	81.7	45.0	56.1	

担当する常勤職員	人	0.45	0.40	0.10	0.95	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	保育施設のサービス評価事業	(補助金等) 36 - 1	予算事業名	サービス評価事業
-------	---------------	------------------	-------	----------

補助率等（算出根拠）

① サービス評価事業	②	③
各施設3年に1回、60万円を上限に補助します。		
・ 私立子ども園 … 補助率 1/2		
・ 認証保育所 … 補助率 10/10		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① サービス評価実施園数	私立子ども園数	—	—	1園	1園	1園	2園
② サービス評価実施所数	認証保育所数	7所	20所	8所	22所	5所	22所
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	増加	横ばい	確定払	選定方法	指定
	②	減少	②	減少			(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業						
類似・ 関連 事業	状況		番号	事業名	理由・課題			
	無	対象外			【類似・関連事業】 私立子ども園及び認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審した際の経費を補助する類似・関連事業はありません。			
受益者 負担	状況		分類	主たる内容				
	無	対象外		【受益者負担】 福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助するための受益者負担はありません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	無	対象外			【協働】 福祉サービス第三者評価を受審した際の経費の一部を補助する事業のため、協働は対象外です。			

分析結果

方向性	継続	内容	福祉サービス第三者評価は、保育サービスの質の向上を意図しているものであるため、今後も引き続き継続することで、区内保育所等の保育・教育の質の向上を図っていきます。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられた保育ルームや家庭的保育事業への補助を検討するなど、対象範囲の見直しを行っていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

37

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本目標	Ⅱ	個別目標	2	基本施策	①	経常事業名	保育園児等への日本語サポート				
事業の目的	区立・私立の保育園・子ども園において、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を低減し、園児がより良い園生活を送れるように支援します。 また、保護者と園が円滑なコミュニケーションを図るために必要な支援を行います。						事業概要	日本語のサポートが必要な園児(4、5歳児)を対象に、外国語によるサービス提供に実績のある事業者が指導補助者を派遣し、日本語の指導支援を行ったり、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳を派遣します。			
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治	実施方法		<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定管理
根拠法令等											
予算事業	保育園児等への日本語サポート										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
園児への日本語サポート実施人数	区立・私立の保育園・子ども園において園児に日本語サポートを行った人数	19名	継続
保護者への日本語サポート実施人数	区立・私立の保育園・子ども園において保護者に日本語サポートを行った人数	9名	継続
備考	日本語サポートを必要とする園児及び保護者の対象人数は、年度によって変動があるため、平成29年度末の目標を「継続」とします。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	879	1,002	1,213	3,094	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	879	1,002	1,213	3,094	
当初予算額(事業費)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率		%	59.0	65.0	76.5	67.0	
予算現額(事業費)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率		%	59.0	65.0	76.5	67.0	
担当する常勤職員		人	0.10	0.15	0.20	0.45	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	外国籍の住民が10%以上を占めるなかで、園における日本語のサポートが必要な園児及び保護者を対象に、通訳や日本語指導のサービスを提供することは、当該園児に対し十分な保育を行うために必要であり、区がサービスの負担と担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	区は、日本語のサポートが必要な園児及び保護者に適切な支援を提供するため、外国語によるサービス提供に実績のある事業者に委託して実施しており、区や園との連携も十分に取れているため、手段は妥当です。
効果的 効率的	適切	英語、韓国語、中国語のみならず、様々な言語に対応できる体制を整えており、サポートを必要とする方に必要なタイミングで提供していることから、効果的・効率的にサービスを提供しています。
目的又は実績の評価	適切	外国籍の園児が多く在籍する区の保育園・子ども園において、日本語を十分理解していない園児及び保護者のために日本語のサポートを行うことで、園生活におけるコミュニケーションが円滑に行われています。区立園、私立園ともに必要十分に利用されており、目的、実績ともに適切です。
総合評価	適切	本事業によって、園児及び保護者と園のコミュニケーションがより円滑になり、ストレスの少ない園生活を送ることが可能となっています。区が目的とする子育て支援の充実の一環となるとともに、事業目的に十分適した内容で実施されており、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	言葉や生活習慣に違いのある園児及び保護者を支援し、より良い園生活を送れるように支援することは、適切な保育サービスの提供を行うために必要です。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	幼稚園、小学校、中学校における日本語サポート事業を教育委員会 で実施しており、就学前から就学後 までのサポートを統一的に行ってい ます。	子育て支援の充実の一環として提 供している保育サービスであり、受 益者負担にはなじみません。	多言語への対応や園からの求 めに応じた機動的な通訳の派遣 等に対応するため、高度な専門 性を有する業者に委託する必要 があり、協働にはなじみません。	

予算事業シート

37 - 1

経常事業名 保育園児等への日本語サポート

予算事業名	保育園児等への日本語サポート				事業開始	平成 22 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区立・私立の保育園・子ども園において、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を低減し、園児がより良い園生活を送れるように支援します。 また、保護者と園の円滑なコミュニケーションを図るために必要な支援を行います。				事業手段	①園児への日本語サポート 日本語のサポートが必要な園児(4、5歳児)を対象に、外国語によるサービス提供に実績のある事業者が指導補助者を派遣し、日本語の初期指導を行い、円滑な園生活を送ることができるよう支援します。		
	対象	園児、保護者				②保護者への日本語サポート 日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との個人面談や保護者会開催時に通訳を派遣することで、子どもの園生活を保護者が理解できる支援体制を作り、保護者との意思疎通を図る環境を整備します。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	879	1,002	1,213	3,094	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	879	1,002	1,213	3,094	備考
事業費の主たる使途	①園児への日本語サポート(指導補助者派遣料)	単価 円	3,253	3,253	3,218		
		数量 時間	260	292	347	899	
		計 千円	846	950	1,117	2,913	
	②保護者への日本語サポート(通訳派遣料)	単価 円	3,253	3,253	3,218		
		数量 時間	10	16	30	56	
		計 千円	33	52	96	181	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率(A/B×100)		%	59.0	65.0	76.5	67.0	
予算現額(C)		千円	1,490	1,542	1,586	4,618	
執行率(A/C×100)		%	59.0	65.0	76.5	67.0	

担当する常勤職員	人	0.10	0.15	0.20	0.45	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育園児等への日本語サポート
-------	----------------

37 - 1

予算事業名	保育園児等への日本語サポート
-------	----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 指導補助者派遣時間数	園児	260時間	—	292時間	—	347時間	—
② 通訳派遣時間数	保護者	10時間	—	16時間	—	30時間	—
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①		③		横ばい
	②	増加	④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		外国籍の園児及び保護者が多い区の特性から、当該園児に対し十分な保育を行うために提供している保育サービスであるため、必要な事業です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号		事業名	理由・課題				
	有	連携・統合 済	計画	15③	日本語サポート指導	【類似・関連事業】 幼稚園、小学校、中学校における日本語サポート事業を教育委員会で実施しており、就学前から就学後までのサポートを統一的に行っています。			
受益者 負担	状況	分類		主たる内容		【受益者負担】			
	無	対象外				区が目標とする子育て支援の充実の一環として提供している保育サービスであり、受益者負担にはなじみません。			
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		【協働】			
	無	対象外				多言語への対応と園からの求めに応じて機動的に通訳等の派遣を行うため、高度な専門性を有する業者への委託で対応する必要があり、協働にはなじみません。			

分析結果

方向性	継続	内容	言葉や生活習慣に違いのある園児及び保護者と園とのコミュニケーションを円滑に行うようにすることは、園児がより良い園生活を送るために必要な事業であり、今後も継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

38

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	病児・病後児保育事業助成								
事業の 目的	病中又は病気の回復期にある児童を、集団保育の困難な期間について、一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与します。						事業 概要	病児・病後児保育は、保護者が仕事等の理由により、保育施設に通っている児童を対象に、病気または病気回復期のため、在籍する保育施設に通うことができない期間、一時的に専用室で保育、看護する制度です。現在、病児・病後児保育室アリエル四谷で病児・病後児保育を実施しており、その運営事業者の運営経費を助成しています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	東京都病児・病後児保育事業補助要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱、新宿区病児・病後児保育事業運営費等補助要綱、新宿区病児・病後児保育専用施設(単独型施設)における事業実施に関する協定書							実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input checked="" type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	病児・病後児保育事業助成														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
利用率	開所日における受入れ人数に対する利用者の割合	63%	85%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	19,092	19,116	21,812	60,020	都支出金返還額: 24年度分 1,413千円 25年度分 9千円 26年度分 1,356千円 (予定)
	特定財源	千円	13,664	13,638	11,168	38,470	
一般財源投入率		%	58.3	58.4	66.1	60.9	
事業経費		千円	32,756	32,754	32,980	98,490	
当初予算額(事業費)		千円	33,314	33,466	33,466	100,246	
執行率		%	98.3	97.9	98.5	98.2	
予算現額(事業費)		千円	33,314	32,957	33,466	99,737	
執行率		%	98.3	99.4	98.5	98.7	
担当する常勤職員		人	0.15	0.15	0.15	0.45	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	就労家庭の支援につながる本事業は、区が目標とする子育て支援の充実の一環であり、区がサービスの担い手となることは適切です。また、利用者は基本利用料、昼食、おやつ代を支払っており、適正な受益者負担が行われています。
手段の妥当性	適切	医療的な専門性を有し、医療機関と緊密に連携できる委託事業者が、専用施設で病児・病後児保育を実施しています。安静が必要である児童を安全に保育でき、また、ほかの児童への感染の危険性を回避することができるため、妥当な手段です。
効果的効率的	適切	アリエル四谷では、利用状況によって当日の利用登録にも対応するほか、急に体調不良となった児童を保育園に迎えに行くサービスも行っています。こうしたサービスにより、就労家庭の子育て支援として効果的・効率的に事業が運営されています。
目的又は実績の評価	適切	病気または病気回復期のため、在籍する保育施設に通うことができない児童の保育を行うことは、就労家庭の子育て支援の観点から適切な目的です。利用率は80%を超える水準で推移しており、十分活用されています。
総合評価	適切	80%を超える利用率があり、病気または病気回復期の児童を預かってほしいという、就労家庭の保護者の高いニーズに応える事業として適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	今後も、子育て・就労の支援として病児・病後児保育を継続していく必要があります。現在、ホームページやチラシで事業周知していますが、周知内容や方法を分かりやすく工夫することで、一層の利用促進を図っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	対象外	
改革改善の内容	事業助成を行う本事業のほか、区が保育委託を行う私立保育園4園で、病児・病後児保育(病児・病後児保育1園、病後児保育3園)を実施しています。 ファミリーサポート事業においても、病児・病後児の預かりを実施しています。	基本利用料や昼食・おやつ代を利用者が負担しています。	医療的な専門性や医療機関との連携を必要とする事業のため、一定のノウハウを持った事業者を区が選定して委託することが適当であり、協働にはなじみません。	

予算事業シート(補助金等)

38 - 1

経常事業名

病児・病後児保育事業助成

予算 事業名	病児・病後児保育事業助成				事業 開始	平成 23 年度	所管	子ども家庭 保育園子ども園	部 課	
補助 目的	病中又は病気の回復期にある児童を、集団保育の困難な期間について、一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与します。				補助 概要	区と協定を締結した事業者に対して、病児・病後児保育実施にかかる運営経費を補助します。				
補助 対象	【要件又は対象】 病児・病後児保育室アリエル四谷 (大木戸子ども園地下1階)					補助 対象 費用 名等	① 病児・病後児保育実施にかかる運営経費 ② ③			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治			その他:			
根拠 法令等	東京都病児・病後児保育事業補助要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱、新宿区病児・病後児保育事業運営費等補助要綱、新宿区病児・病後児保育専用施設(単独型施設)における事業実施に関する協定書									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	19,092	19,116	21,812	60,020	名称:病児・病後児保育事業 補助金(東京都) 補助率: 2/3 名称:子供家庭支援区市町村 包括補助事業補助金(東京 都) 補助率: 10/10(24・25年度) 補助率: 1/2(26年度~) ※補助対象経費の実支出額 に補助率を乗じる
	特定財源	千円	13,664	13,638	11,168	38,470	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	13,006	12,927	10,578	36,511	
	その他収入	千円	658	711	590	1,959	
一般財源投入率		%	58.3	58.4	66.1	60.9	
事業経費(A)		千円	32,756	32,754	32,980	98,490	備考
事業 費の 主たる 使途	①病児・病後児保育実 施にかかる運営経費	単価 千円	—	—	—	3	都支出金返還額: 24年度分 1,413千円 25年度分 9千円 26年度分 1,356千円(予定)
		数量 園	1	1	1		
		計 千円	32,756	32,754	32,980		
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
③	単価 千円						
	数量						
	計 千円						
当初予算額 (B)		千円	33,314	33,466	33,466	100,246	
執行率 (A/B×100)		%	98.3	97.9	98.5	98.2	
予算現額 (C)		千円	33,314	32,957	33,466	99,737	
執行率 (A/C×100)		%	98.3	99.4	98.5	98.7	

担当する常勤職員	人	0.15	0.15	0.15	0.45	平成26年度の組織改正に 伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	病児・病後児保育事業助成	利用者の自己負担額(1人)	3,500 円	26年度利用実績数	612 名
補助事業者への補助額	32,980,240 円	利用1回当たりの補助額	53,889 円	補助金に対する自己負担割合	6.1 %

経常事業名	病児・病後児保育事業助成	(補助金等) 38 - 1	予算事業名	病児・病後児保育事業助成
-------	--------------	------------------	-------	--------------

補助率等（算出根拠）

① 病児・病後児保育実施にかかる運営経費	②	③
区と協定を締結した事業者に対して、病児・病後児保育実施にかかる運営経費（人件費・事務費等）を補助します。補助率は10/10です。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 病児・病後児保育室利用者延人数	病児・病後児保育室数	695名	1園	808名	1園	612名	1園
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	増加	①	横ばい	増加	概算払	選定方法	指定
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		就労家庭の支援は、区が目指す子育て支援の充実の一環であり、利用率も高いことから、今後も継続していく必要があります。						
類似・関連事業	状況		番号		事業名	理由・課題		
	有	連携・統合済	経常	40	保育所への保育委託	【類似・関連事業】事業助成を行う本事業のほか、区が運営委託を行う私立保育園4園で、病児・病後児保育(病児・病後児保育1園・病後児保育3園)を実施しています。		
受益者負担	状況		分類		主たる内容	ファミリーサポート事業においても、病児・病後児の預かりを実施しています。		
	有	実施済	サービス利用料等		基本利用料や昼食・おやつ代を利用者が負担しています。	【受益者負担】基本利用料や昼食・おやつ代を利用者が負担しています。		
協働	状況		対象	形態	相手方の役割	【協働】医療機関との連携等、専門性を必要とする事業のため、一定のノウハウを持った事業者が必要で、協働事業にはなじまない事業です。		
	無	対象外						

分析結果

方向性	継続	内容	区として子育て支援の充実を図ることが必要であり、区民ニーズも高いため、今後も現在の病児・病後児保育を継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

39

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	保育所の管理運営								
事業の 目的	保育を必要とする児童の成長と発達に応じた保育を行い、保護者のニーズに即した、多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)を提供することを目的として、区立保育園13園(公設民営保育園1園含む)を設置しています。						事業 概要	区立保育園13園(公設民営保育園1園含む)の管理運営に要する経費を支出します。また、多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)の提供に必要となる経費を支出します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	児童福祉法第24条、第56条、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱、東京都保育士研修等事業補助金交付要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助要綱、東京都保育対策等促進事業費補助金交付要綱、新宿区立保育所条例、新宿区保育の実施に関する条例、新宿区保育所保育料徴収条例第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、等						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input checked="" type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	保育所(保育用材料費)			保育所(延長保育)			保育所(一時保育)								
	保育所(障害児保育)			保育所(年末保育)			保育所(管理運営費)								
	保育所(管理運営委託)														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
区立保育園数	区立保育園の数	13園	11園
備考	区立大久保第二保育園は平成27年3月末で、区立新宿第二保育園は平成27年9月末で廃園します。その後は、いずれも私立認定こども園に機能転換します。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	648,011	641,200	533,901	1,823,112	
	特定財源	千円	489,531	367,999	361,184	1,218,714	
一般財源投入率		%	57.0	63.5	59.6	59.9	
事業経費		千円	1,137,542	1,009,199	895,085	3,041,826	
当初予算額(事業費)		千円	1,205,070	1,038,393	937,690	3,181,153	
執行率		%	94.4	97.2	95.5	95.6	
予算現額(事業費)		千円	1,179,256	1,029,153	933,248	3,141,657	
執行率		%	96.5	98.1	95.9	96.8	
担当する常勤職員		人	438.43	301.06	292.08	1,031.57	
担当する非常勤職員			1.00	3.00	1.00	5.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区市町村には、児童福祉法第24条第1項に基づき、保育の実施義務があることから、区がサービスを負担することは適切です。 また、保護者の所得に応じた保育料を徴収しており、受益者負担の観点からも適切です。
手段の妥当性	適切	国や区の配置基準に基づいて、児童数に応じた常勤保育士等の配置を行い、必要に応じて非常勤職員や臨時職員を配置し、障害児保育や延長保育に対応しています。保育士については、安全安心で質の高い保育を提供できるよう、研修等でスキルアップを図っています。このことから妥当な手段です。
効果的効率的	適切	保育士等は、国や区の配置基準に基づいて配置しています。また、障害児保育や延長保育、一時保育等は常勤保育士のほか非常勤職員や臨時職員を配置して運営しています。運営のための経費は、実績に基づき精査のうえ各園に配分しており効果的、効率的です。
目的又は実績の評価	適切	この事業により、区民の保育ニーズに応えるとともに、延長保育や障害児保育、一時保育を実施し、多様な保育ニーズに的確に対応しています。保育士等のスキルアップに努め、区民が安心して子どもを預けることができるよう引き続き努めていきます。
総合評価	適切	区市町村には、児童福祉法に基づき保育の実施義務があります。区立認可保育所では、0歳から就学までの一貫した養護と教育を行い「生きる力」の基礎を育むとともに、保護者の支援にも取り組んでいます。また、広く地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業も行っており、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区立認可保育所では、0歳から就学までの一貫した養護と教育を行い「生きる力」の基礎を育むとともに、保護者の支援にも取り組んでいます。今後も地域の保育需要に応え、区民の多様化する保育ニーズに対応するため、障害児の重度化への対応や居宅訪問型保育との調整、子ども総合センターで実施を予定している保育所等訪問支援事業との連携強化を図り障害児保育等の充実を進めていきます。 また、ワーク・ライフ・バランスの必要性が求められる社会情勢を踏まえた延長保育のあり方や保育園、子ども園で異なる一時保育料の見直しを検討することで、効果的・効率的な子育て支援を推進していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	実施済	
改革改善の内容	私立保育園、公立・私立子ども園、保育ルーム、家庭的保育事業、認証保育所等においても、保育を必要とする児童を対象に保育を実施しています。	世帯の所得に応じた保育料の負担を求めています。	必要に応じてボランティアや地域住民と連携して、区立保育園における子育て支援事業を行っています。	

予算事業シート

39 - 1

経常事業名 保育所の管理運営

予算事業名	保育所(保育用材料費)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区立保育園12園の在園児童の日用品の購入や給食用材料費に要する経費を支出することにより、保育を円滑に行います。				事業手段	区立保育園12園の在園児童のために、日用品や給食用材料等を購入します。		
対象	区立保育園在園児童							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第56条 新宿区保育所保育料徴収条例第2条							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	名称: 保育所費
	特定財源	千円	425,361	294,618	301,788	1,021,767	
	分担金及び負担金	千円	415,578	286,386	295,006	996,970	
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円	9,783	8,232	6,782	24,797	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	147,147	100,142	103,939	351,228	備考
事業費の主たる用途	①給食用材料費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	118,938	81,425	84,707	285,070	
	②日用品の購入	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	28,209	18,717	19,232	66,158	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	151,376	98,338	104,822	354,536	
執行率 (A/B×100)		%	97.2	101.8	99.2	99.1	
予算現額 (C)		千円	150,062	100,299	106,522	356,883	
執行率 (A/C×100)		%	98.1	99.8	97.6	98.4	

担当する常勤職員	人	19.30	13.30	0.00	32.60	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

39 - 1

予算事業名	保育所(保育用材料費)
-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 日用品や給食用材料等 購入園数	区立保育園数	18園	18園	12園	12園	12園	12園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区立保育園での安全安心かつ円滑な保育の実施のために、日用品や給食用材料費といった保育用材料の支出は重要な事業です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名	理由・課題					
	無	対象外			区立保育園における保育用材料費の購入と類似・関連する事業はありません。 保育を円滑に実施するために必要な事業ですが、実績の精査に努め適切な予算執行に努めていきます。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	有	実施済	サービス利用料等	保育料 物品や食材の購入が主な内容のため、協働にはなじみませんが、安全で質の高い給食の提供のために、区内の業者と連携を強めていきます。					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	引き続き、適切な保育材料の購入に努め、子どもの健やかな成長をサポートしていきます。また、実績の精査に努め適切な予算執行に努めていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

39 - 2

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

予算事業名	保育所(延長保育)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	長時間の就労や就学のため、基本開所時間を超える保育が必要な家庭の子育てを支援するため、各保育園で時間を延長して保育を実施します。				事業手段	保育時間が基本開所時間を超える児童に対し、区立保育園において延長保育(1時間延長から3時間延長、園により異なります)を実施し、事業運営に必要な経費(非常勤報酬、日用品や補食用材料等の購入)を支出します。		
	対象	区立保育園在園児童						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区保育の実施に関する条例 新宿区保育所保育料徴収条例第3条							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	96,544	63,921	62,186	222,651	名称: 保育所延長保育料負担金
	特定財源	千円	11,887	7,695	7,746	27,328	
	分担金及び負担金	千円	11,887	7,695	7,746	27,328	
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	89.0	89.3	88.9	89.1	
事業経費(A)		千円	108,431	71,616	69,932	249,979	備考
事業費の主たる用途	①非常勤報酬	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	101,667	66,649	66,034	234,350	
	②補食用材料費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	6,157	3,899	3,898	13,954	
	③日用品の購入	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	607	1,068	0	1,675	
当初予算額(B)		千円	109,063	71,996	72,139	253,198	
執行率(A/B×100)		%	99.4	99.5	96.9	98.7	
予算現額(C)		千円	110,341	71,736	70,801	252,878	
執行率(A/C×100)		%	98.3	99.8	98.8	98.9	

担当する常勤職員	人	19.70	13.70	0.90	34.30	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

39 - 2

予算事業名	保育所(延長保育)
-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 延長保育利用者延人数	区立保育園数	3,810名	18園	2,631名	12園	3,183名	12園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	横ばい	③		増加
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題			
	有	連携・統合 済	経常	66	ファミリーサポート事業	延長保育は、長時間の預かり保育のニーズに保育所が対応できない場合は、ファミリーサポート事業との連携統合が可能です。 受益者負担については、利用者から延長保育料を徴収しています。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	有	実施済	サービス利 用料等		保育料 本事業は、保育士等が施設において実施するため、協働は対象外です。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は、区民の就労状況に応じた保育サービスを提供するもので、多くの区民に利用されています。今後も利用状況を分析しながら、事業を継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

39 - 3

経常事業名 保育所の管理運営

予算事業名	保育所(一時保育)				事業開始	平成 17 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	緊急の事情(出産、病気等)や育児疲れの解消等の理由で、児童を一時的に預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援します。				事業手段	区立保育園各園の定員に空きのあるクラスで、緊急の事情や育児疲れの解消等の理由で、各園1名を上限に児童を一時的に預かる一時保育(空き利用型)を実施します。 一時保育の事業運営に必要な経費(保険料、給食用材料等の購入)を支出します。		
対象	一時保育利用者							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区保育の実施に関する条例 新宿区保育所保育料徴収条例第4条							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	名称: 保育所一時保育料負担金
	特定財源	千円	359	178	214	751	名称: 保育緊急確保事業費補助金(国) 補助率: 1/3
	分担金及び負担金	千円	204	90	12	306	
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	155	88	202	445	名称: 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金(東京都) 補助率: 1/3
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	131	91	73	295	備考
事業費の主たる用途	①給食用材料費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	17	12	12	41	
		計 千円	48	21	6	75	
	②保険料	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	17	12	12	41	
		計 千円	83	70	67	220	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	316	230	234	780	
執行率(A/B×100)		%	41.5	39.6	31.2	37.8	
予算現額(C)		千円	316	233	234	783	
執行率(A/C×100)		%	41.5	39.1	31.2	37.7	

担当する常勤職員	人	2.10	0.32	0.60	3.02	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

39 - 3

予算事業名	保育所(一時保育)
-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 一時保育利用者延人数	区立保育園数	149名	17園	65名	12園	19名	12園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			横ばい
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		この事業は在宅で子育てしている家庭を支援するため、緊急の事情(出産・病気等)や育児疲れの解消等の理由で、クラス定員の空きを利用して一時的な保育を実施しています。需要は、増加傾向にあり、今後も必要な事業です。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	有 連携・統合済	計画 13②	一時保育の充実			区立・私立子ども園や私立認可保育所等で行っている専用室型や子ども家庭支援センターのひろば型一時保育との連携・統合を行い、区民のニーズに応えています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担については、一時保育料を徴収しています。 保育士が施設で一時保育を行う必要があるため、協働は対象外です。				
	有 実施済	サービス利用料等	保育料							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	<p>出産や病気等の緊急の事情やリフレッシュ等の理由で、一時的に保育所で預かる一時保育は、在宅で子育てしている家庭を支援するために重要な事業です。需要は伸びていますが、待機児童が発生している現状では、定員の空きも少なく、供給が追いついていないため、区立・私立子ども園や私立認可保育所等で行っている専用室型や子ども家庭支援センターのひろば型一時保育等、利用者に合った一時保育事業を案内できる仕組みをより強化していきます。</p> <p>なお、一時保育(空き利用型)は、定員に空きがない場合には、受入れができないため、結果として執行率が下がることがあります。今後は、過去の実績を踏まえて予算の精査を行います。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

39 - 4

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

予算事業名	保育所(障害児保育)				事業開始	平成 13 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区立保育園各園で2名までの障害児を受け入れ、職員研修・巡回保育相談等を実施して、障害児保育の充実を図ります。				事業手段	障害児保育に対応するため、非常勤職員を配置します。また、職員研修・巡回保育相談等を実施して、障害児の受入れの充実を図ります。		
	対象	区立保育園在園児童						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区障害児等保育の実施に関する要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	83,874	58,570	63,804	206,248	名称: 保育士研修等事業補助金(東京都) 補助率: 1/2
	特定財源	千円	79	78	81	238	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	79	78	81	238	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	99.9	99.9	99.9	99.9	
事業経費(A)		千円	83,953	58,648	63,885	206,486	備考
事業費の主たる用途	①非常勤報酬	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	82,084	56,341	62,602	201,027	
	②職員研修、巡回保育相談等にかかる経費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	12	12	42	
		計 千円	1,869	2,307	1,283	5,459	
	③	単価 千円					
		数量				0	
		計 千円	0	0	0	0	
当初予算額 (B)		千円	89,965	61,267	67,273	218,505	
執行率 (A/B×100)		%	93.3	95.7	95.0	94.5	
予算現額 (C)		千円	89,965	61,287	66,817	218,069	
執行率 (A/C×100)		%	93.3	95.7	95.6	94.7	

担当する常勤職員	人	0.90	0.90	1.30	3.10	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

39 - 4

予算事業名	保育所(障害児保育)
-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 障害児受入れ人数	受入れ定員数	13名	36名	8名	24名	13名	24名
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区では、すべての区立、私立の認可保育所で障害児の受入れを行い、障害の有無に関わらず子どもと一緒に育ち合う保育を行っています。今後も、障害児の健やかな発達の促進と家庭の負担軽減を図るため、障害児保育の充実に取り組む必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合 済	経常	86	発達に心配のある児童への 支援		区立保育園に通う障害のある児童については、子ども総合センター発達支援コーナー(あいあい)との連携を行い、適切な対応に努めています。 受益者負担は、保護者の所得に応じた保育料を徴収していますが、障害児保育に特化した利用料の負担は求めています。 保育士による保育が必要なため、協働は対象外です。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	区立認可保育所において、障害児を受け入れることは、障害児の健やかな発達の促進と家庭の負担軽減を図り、児童福祉向上の観点からも重要です。臨床心理士等の専門家による巡回保育を充実させるとともに、重度化への対応や居宅訪問型保育との調整、子ども総合センターで実施を予定している保育所等訪問支援事業との連携強化を図り、保護者支援も含め、障害児の成長を支援していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

39 - 5

経常事業名 保育所の管理運営

予算事業名	保育所(年末保育)				事業開始	平成 22 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園 課
事業目的	保護者の多様な就労形態に対応して、子育てを支援するために、年末に保育を必要とする児童について、数か所の拠点園方式により保育を実施します。				事業手段	利用実績、地域性等を考慮して、比較的交通の便の良い区立保育園で実施します。平成26年度は大久保第一保育園で実施しました。		
対象	年末保育利用者							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区保育の実施に関する条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	10	—	10	名称: 保育所年末保育料負担金
	特定財源	千円	41	10	65	116	
	分担金及び負担金	千円	41	10	65	116	
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	50.0	—	7.9	
事業経費(A)		千円	22	20	45	87	備考
事業費の主たる用途	①光熱水費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	1	1	1	3	
		計 千円	17	18	39	74	
	②給食用材料費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	1	1	1	3	
		計 千円	5	2	6	13	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	93	87	90	270	
執行率 (A/B×100)		%	23.7	23.0	50.0	32.2	
予算現額 (C)		千円	93	87	90	270	
執行率 (A/C×100)		%	23.7	23.0	50.0	32.2	

担当する常勤職員	人	0.06	0.06	0.10	0.22	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営
-------	----------

39 - 5

予算事業名	保育所(年末保育)
-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 年末保育利用者延人数	実施園数	12名	1園	4名	1園	14名	1園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	減少	③		①	横ばい	③		減少
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
	キ	利用者(実績)が減少するなど、区民ニーズが低下している事業							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題			
	有	連携・統合 済	経常	66	ファミリーサポート事業	児童の年末の預かりは、ファミリーサポート事業でも実施しています。 受益者負担については、年末保育料を徴収しています。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	有	実施済	サービス利 用料等		保育料 保育士による保育が必要なため、協働は対象外です。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	利用実績が少ないことや、就労形態の変化から、今後は代替案も視野に入れ事業の実施方法を検討します。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(施設管理)

39 - 6

経常事業名

保育所の管理運営

予算 事業名	保育所(管理運営費)				事業 開始	昭和 36 年度	所管	子ども家庭 保育園子ども園	部 課
	事業 目的	区立保育園12園を設置し、保育を必要とする児童の成長と発達に応じた保育を行うために必要となる、管理・運営に要する経費を支出します。				設置 目的	区立保育園12園を設置し、保育を必要とする児童の成長と発達に応じた保育を行います。		
事業 手段	区立保育園12園を設置し、保育を必要とする児童の成長と発達に応じた保育を行うために必要となる、管理・運営に要する経費を支出します。				規模	区立保育園12園(平成26年4月1日現在) 園児数 定員 1,235名 (3歳未満児 564名、3歳以上児 671名)			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令等	児童福祉法第24条、第56条 新宿区立保育所条例 新宿区保育の実施に関する条例 新宿区保育所保育料徴収条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	513,762	479,860	373,443	1,367,065	名称: 保育所費、保育所延長保育料負担金
	特定財源	千円	12,240	23,782	10,017	46,039	名称: 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 1/2、10/10
	分担金及び負担金	千円		12,042		12,042	
	使用料・手数料	千円	86	58		144	
	国・都支出金	千円	12,154	11,682	10,017	33,853	名称: 保育士研修等事業補助金(東京都) 補助率: 1/2
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	97.7	95.3	97.4	96.7	
事業経費(A)		千円	526,002	503,642	383,460	1,413,104	備考
事業費の 主たる 用途	①非常勤報酬、臨時職員賃金	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	13	12	43	
		計 千円	237,357	160,408	159,344	557,109	
	②講師謝礼等報償費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	13	12	43	
		計 千円	2,675	2,322	1,952	6,949	
	③光熱水費等施設管理経費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	18	13	12	43	
		計 千円	285,971	340,912	222,164	849,047	
当初予算額(B)		千円	580,693	532,436	419,280	1,532,409	
執行率(A/B×100)		%	90.6	94.6	91.5	92.2	
予算現額(C)		千円	554,915	520,069	414,932	1,489,916	
執行率(A/C×100)		%	94.8	96.8	92.4	94.8	

担当する常勤職員	人	19.35	13.65	2.99	35.99	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所の管理運営	(施設管理) 39 - 6	予算事業名	保育所(管理運営費)
-------	----------	------------------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 管理運営	区立保育園数	18園	18園	12園	12園	12園	12園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			横ばい
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		子どもの健やかな成長のために、非常勤報酬や施設管理等の保育園の管理運営に要する費用の支出は必要かつ重要です。今後も、こうした費用を有効に活用して、保育の質の向上に努めていきます。								
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	無	連携・統合不可					区立保育園の管理運営に必要な非常勤報酬、臨時職員賃金、園内研修の講師謝礼、施設の光熱水費や修繕費用、保守点検委託費用等を計上しており、他の事業との連携・統合はできません。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容		受益者負担については、保護者の所得に応じた保育料を徴収しています。 本事業は、園の運営に必要な非常勤職員等の人件費や業者への委託によるものが中心のため、協働は対象外ですが、地域のボランティアを活用した子育て支援事業等を行っている園もあります。			
	有	実施済	サービス利用料等		保育料					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容
		<p>区立保育園では、0歳から就学までの一貫した養護と教育を行い「生きる力」の基礎を育むとともに、保護者の支援にも取り組んでいます。また、広く地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業も行っており、今後ますます重要な役割を担うこととなります。</p> <p>このため、非常勤職員や臨時職員を適切に配置するとともに保育士のスキルアップのための研修費用を充実させていきます。</p> <p>一部の園では、施設や設備の老朽化が見られるため、施設整備を担当する部署と連携して、児童が安全に過ごすことができるよう対応していきます。</p>

特記事項

--

予算事業シート(指定管理)

39 - 7

経常事業名

保育所の管理運営

予算 事業名	保育所(管理運営委託)				事業 開始	平成 18 年度	所管	子ども家庭 部	
								保育園子ども園	
事業 目的	区立保育園の運営を民間に委託する公設民営方式を導入し、保育所運営の効率化を図るとともに、多様な保育サービスを提供します。				事業 手段	プロポーザルで選定した事業者(社会福祉法人新栄会)に、指定管理者として保育園の運営を委託し、質の高い保育や保護者の多様な保育ニーズに対応した特別保育(延長保育、休日保育)を実施しています。			
	対象	区立富久町保育園							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治					
根拠 法令 等	児童福祉法第24条、第56条 新宿区立保育所条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	施設別内訳等(26年度)		
財 源 内 訳	一般財源	千円	232,292	233,402	232,478	698,172	(施設名) 富久町保育園		
	特定財源	千円	39,564	41,638	41,273	122,475	従事職員数	59 人	
	分担金及び負担金	千円	37,709	38,381	39,105	115,195	指定管理料	273,751 千円	
	使用料・手数料	千円					(施設名)		
	国・都支出金	千円	1,855	3,257	2,168	7,280	従事職員数	人	
	その他収入	千円					指定管理料	千円	
一般財源投入率		%	85.4	84.9	84.9	85.1	(施設名)		
事業経費(A)		千円	271,856	275,040	273,751	820,647	従事職員数	人	
事 業 費 の 主 たる 使 途	①指定管理料	単価 千円	—	—	—	/		指定管理料	千円
		数量 園	1	1	1			3	(施設名)
		計 千円	271,856	275,040	273,751			820,647	従事職員数
	②	単価 千円				/		指定管理料	千円
		数量							(施設名)
		計 千円							従事職員数
	③	単価 千円				/		指定管理料	千円
		数量							(施設名)
		計 千円							従事職員数
当初予算額(B)		千円	273,564	274,039	273,852	821,455	指定管理料	千円	
執行率(A/B×100)		%	99.4	100.4	100.0	99.9	備考		
予算現額(C)		千円	273,564	275,442	273,852	822,858			
執行率(A/C×100)		%	99.4	99.9	100.0	99.7			

担当する常勤職員	人	1.04	1.14	0.19	2.37	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

参考

利用料金収入(D)(※)	千円					
利用料金収入の割合	%					D/(指定管理料+D)×100

(※)利用料金収入は指定管理者が直接収入する料金です。

経常事業名	保育所の管理運営	(指定管理) 39 - 7	予算事業名	保育所(管理運営委託)
-------	----------	------------------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 管理運営委託園数	指定管理実施園数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	事業評価(年度評価)	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	24年度	4項目B評価(5段階中)
	②		②			25年度	4項目B評価(5段階中)
	③		③			26年度	3項目B評価 1項目C評価(5段階中)
	④		④				
導入 効果	導入前の想定				実態及び現状の課題		
	区立保育園の運営の効率化を図るとともに、多様な保育サービス(延長保育、休日保育)を提供します。				4時間の延長保育や休日保育など、民営ならではのサービスを提供しています。		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性					
	I	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業					
類似 ・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題	
	有	連携・統合済	経常	40	保育所への保育委託		
			経常	45	私立認定こども園利用助成	区立保育園、私立保育園、区立・私立子ども園、保育ルーム、家庭的保育事業、認証保育所等においても、保育を必要とする児童を対象に保育を実施しています。	
受益者 負担	状況		分類		主たる内容	受益者負担については、保護者の所得に応じた保育料を徴収しています。 本事業は、指定管理者制度を活用し保育所の運営を行うことにより、社会福祉法人新栄会との協働を図っています。	
	有	実施済	サービス利用料等				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割		
	有	実施済	その他	委託	運営委託		

分析結果

方向性	継続	内容	富久町保育園は、平成18年度から社会福祉法人新栄会を指定管理者として運営を委託しています。休日保育や最長4時間の延長保育など、民間ならではの多様な保育サービスを行ってきました。利用者の満足度も高く、毎年実施する事業者評価でも高い評価を得ています。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

40

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	保育所への保育委託								
事業の 目的	待機児童を解消し、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、私立認可保育所等に入所している児童にかかる運営費を支弁します。						事業 概要	私立認可保育所等に入所している児童について、その基本保育にかかる費用や延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育にかかる費用を、入所児童数に応じて支弁します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	保育所への保育委託(私立保育所等委託)			保育所への保育委託(児童・施設等加算)			保育所への保育委託(私立保育所管理運営の充実)								
	保育所への保育委託(延長保育利用)			保育所への保育委託(一時保育利用)			保育所への保育委託(病児・病後児保育利用)								
	保育所への保育委託(休日保育利用)			保育所への保育委託(障害児保育利用)											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
私立認可保育所委託園数	私立認可保育所の委託園数	18所	継続
備考	私立認可保育所等への着実な運営費の支弁のため、平成29年度末の目標を「継続」とします。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,638,503	1,582,548	1,478,386	4,699,437	
	特定財源	千円	975,208	971,936	923,709	2,870,853	
一般財源投入率		%	62.7	62.0	61.5	62.1	
事業経費		千円	2,613,711	2,554,484	2,402,095	7,570,290	
当初予算額(事業費)		千円	2,665,549	2,663,150	2,481,400	7,810,099	
執行率		%	98.1	95.9	96.8	96.9	
予算現額(事業費)		千円	2,665,059	2,599,251	2,440,046	7,704,356	
執行率		%	98.1	98.3	98.4	98.3	
担当する常勤職員		人	6.40	3.99	3.13	13.52	
担当する非常勤職員			0.40	0.35		0.75	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	私立認可保育所の運営を社会福祉法人や株式会社に委託し、民設民営の保育所として保育を実施しています。民間のノウハウをいかした特色ある保育を展開するほか、長時間の延長保育や病児・病後児保育、休日保育等の特別保育を行い、多様な保育ニーズに対応できます。 こうしたことから、私立認可保育所の存在意義は高く、区が運営に必要な保育所運営費を支弁することは、サービスの負担と担い手として適切です。
手段の妥当性	適切	私立認可保育所等への保育所運営費の支弁は、新宿区保育所運営費補助要綱に基づき、事業者から毎月職員配置や在園児の状況を確認する資料の提出を受け、適切に支出しています。また、運営や保育内容については、都の指導検査のほか、区で原則として年2回の巡回指導を行うことなどにより確認しており、手段は妥当です。
効果的 効率的	適切	私立認可保育所等に保育所運営費を支弁することで、公立認可保育所では対応が難しい長時間の延長保育や休日保育、病児・病後児保育の実施ができます。これにより、保護者の多様な保育ニーズに対応することができ、効果的・効率的な事業です。
目的又は実績の評価	適切	区ではこれまで、社会福祉法人や株式会社が運営する私立認可保育所の設置を進め、保育所運営費を支弁してきました。このことにより、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に大きな効果を挙げており、目的を十分に果たすとともに実績も適切です。区は今後も、保育所運営費の支弁を継続するとともに、私立認可保育所への巡回や指導検査を行い、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育の質の確保を担保していきます。
総合評価	適切	区ではこれまで、社会福祉法人や株式会社が運営する私立認可保育所の設置を進め、保育所運営費を支弁してきました。 これは、喫緊の課題である待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に大きな効果を挙げています。区は今後も、保育所運営費の支弁を継続するとともに、私立認可保育所への巡回や指導検査を行い、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育の質の確保を担保していきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	地域の保育需要に応え、区民の多様なニーズに対応するため、私立認可保育所への保育所運営費等の支弁を着実に進めていきますが、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、私立認可保育所が国の給付対象施設に位置付けられ、保育所運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられたため、内容の精査を行いました。 今後は、ワーク・ライフ・バランスの必要性が求められる社会情勢を踏まえた延長保育のあり方や保育園、子ども園で異なる一時保育料の見直しを検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	対象外	
改革改善の内容	保育所への保育委託事業は、各私立認可保育所の在園児数や職員数等に基づき、区が私立認可保育所等に保育所運営費を支弁するものであるため、連携・統合の対象外です。	所得に応じた保育料や延長保育料、休日保育料などの特別保育に要する利用料の負担を受けており、妥当な受益者負担となっています。	この事業は、私立認可保育所の運営に要する経費を区が支弁する内容のため、協働は対象外です。	

予算事業シート

40 - 1

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (私立保育所等委託)				事業開始	昭和 23 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園 課
事業目的	児童福祉法に基づき設置された区内の私立認可保育所及び区外の公私立認可保育所を運営する経費に関する保育所運営費(国基準分)を支弁し、児童福祉の推進を図ります。				事業手段	新宿区保育所運営費補助要綱に基づき、区内の私立認可保育所及び区外の公私立認可保育所に在籍する区内に住所を有する児童にかかる保育所運営費や区内の私立認可保育所に勤務する職員(保育士・事務員等)にかかる保育所運営費を支弁します。		
	対象	区内の私立認可保育所 区外の私立認可保育所・公立認可保育所						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	525,226	511,833	495,621	1,532,680	名称:委託保育費
	特定財源	千円	881,642	887,494	839,904	2,609,040	名称:保育所運営費国庫負担金 負担率: 1/2
	分担金及び負担金	千円	336,733	334,880	324,787	996,400	名称:保育所運営費都負担金 負担率: 1/4
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	544,909	552,614	515,117	1,612,640	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	37.3	36.6	37.1	37.0	
事業経費(A)		千円	1,406,868	1,399,327	1,335,525	4,141,720	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(国基準分)	単価 千円	—	—	—		数量については、一次経費部分の区内の私立認可保育所数としています。
		数量 所	14	13	14	41	
		計 千円	1,406,868	1,399,327	1,335,525	4,141,720	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	1,435,518	1,441,350	1,385,836	4,262,704	
執行率 (A/B×100)		%	98.0	97.1	96.4	97.2	
予算現額 (C)		千円	1,435,518	1,399,336	1,338,352	4,173,206	
執行率 (A/C×100)		%	98.0	100.0	99.8	99.2	

担当する常勤職員	人	2.15	1.44	1.30	4.89	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員		0.20	0.20		0.40	

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 1

予算事業名	保育所への保育委託 (私立保育所等委託)
-------	-------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 保育所運営費支弁数	区内私立認可保育所数	14所	14所	13所	13所	14所	14所
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		<p>私立認可保育所等への保育所運営費の支弁は、児童福祉法により地方自治体が負担するものとされており、区が義務的自治事務として支出していました。また、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、私立認可保育所等が国の給付対象施設に位置付けられ、保育所運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられました。本事業は保育を必要とする子どもの福祉の向上に寄与するものであり、必要です。</p>							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				<p>本事業は、私立認可保育所等の運営に関する保育所運営費を区が支弁し、保育内容の充実を図るもので、類似・関連事業はありません。</p> <p>受益者負担として、所得に応じた保育料を求めています。</p>				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		<p>区が、要綱に基づき保育所運営費を支弁する内容のため、協働とは対象外です。</p>				
	有 実施済	サービス利 用料等	保育料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	<p>私立認可保育所等への保育所運営費の支弁は、児童福祉法により地方自治体が負担するものとされており、区が義務的自治事務として支出していました。また、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、私立認可保育所が国の給付対象施設に位置付けられ、保育所運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられました。本事業は、十分な職員の確保や保育内容の充実につながり、保育を必要とする子どもの福祉の向上に寄与します。また、私立認可保育所を充実させることは、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応につながることから、今後も継続します。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

40 - 2

経常事業名 保育所への保育委託

予算事業名	保育所への保育委託 (児童・施設等加算)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区内の私立認可保育所及び区外の公私立認可保育所に対し、保育事業の充実に要する経費として、入所している児童数に応じた保育所運営費(都加算分)を支弁し、児童福祉の推進を図ります。				事業手段	区内に住所を有し、区内の私立認可保育所及び区外の公私立認可保育所に入所している児童の数に応じた保育所運営費(増配置職員加算等)を、保育事業の充実に要する経費として支弁します。		
対象	区内の私立認可保育所 区外の私立認可保育所・公立認可保育所							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	578,139	560,104	526,580	1,664,823	名称: 保育所運営費都補助金 補助率: 2/3 名称: 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 10/10
	特定財源	千円	8,082	7,018	7,367	22,467	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	8,082	7,018	7,367	22,467	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	98.6	98.8	98.6	98.7	
事業経費(A)		千円	586,221	567,122	533,947	1,687,290	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(都加算分)	単価 千円	—	—	—		数量については、一次経費部分の区内の私立認可保育所数としています。
		数量 所	14	13	14	41	
		計 千円	586,221	567,122	533,947	1,687,290	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	588,548	567,974	539,722	1,696,244	
執行率(A/B×100)		%	99.6	99.8	98.9	99.5	
予算現額(C)		千円	588,058	567,123	539,722	1,694,903	
執行率(A/C×100)		%	99.7	100.0	98.9	99.6	

担当する常勤職員	人	1.90	1.21	0.30	3.41	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 2

予算事業名	保育所への保育委託 (児童・施設等加算)
-------	-------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 保育所運営費支弁数	区内私立認可保育所数	14所	14所	13所	13所	14所	14所
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		待機児童解消や多様な保育ニーズに対応するため、私立認定保育所の意義は大きく、区が義務的自治事務として保育所運営費の支出をしていました。平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、私立認可保育所が国の給付対象施設に位置付けられ、保育所運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられました。今後も、引続き充実した保育・教育の推進を支援していくため、本事業は必要です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				この事業は、区内の私立認可保育所、区外の公私立保育所に在籍する児童にかかる保育所運営費を支弁するもので、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		受益者負担は、所得に応じた保育料を求めています。				
	有 実施済	サービス利用料等	保育料		区内の私立認可保育所、区外の公私立認可保育所に在籍する児童にかかる保育所運営費を支弁する内容のため、協働は対象外です。				
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	児童・施設等加算は、主に区内の私立認可保育所に在園する乳幼児の数に応じて、区が義務的自治事務として保育所運営費を支出し、円滑な保育所運営を担保する内容の事業です。待機児童解消や多様な保育ニーズに対応するため、私立認可保育所の意義は大きく、今後も充実した保育教育の推進を支援していきます。なお、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、私立認可保育所が国の給付対象施設に位置付けられ、保育所運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられました。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

40 - 3

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (私立保育所管理運営の充実)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区内の私立認可保育所に対し、保育事業の充実に要する経費として、在籍する児童にかかる保育所運営費(区単独加算分)を支弁し、児童福祉の推進を図ります。				事業手段	区内の私立認可保育所に在籍する児童にかかる、保育所運営費(施設の修繕や備品購入に要する振興費加算等)を保育事業の充実に要する経費として支弁します。		
	対象	区内の私立認可保育所						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	129,751	105,614	88,915	324,280	
	特定財源	千円		1,757	1,728	3,485	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円		1,757	1,728	3,485	
一般財源投入率		%	100.0	98.4	98.1	98.9	
事業経費(A)		千円	129,751	107,371	90,643	327,765	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(区単独加算分)	単価 千円	—	—	—	数量については、一次経費部分の区内の私立認可保育所数としています。	
		数量 所	14	13	14		
		計 千円	129,751	107,371	90,643		327,765
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	133,899	142,616	113,029	389,544	
執行率(A/B×100)		%	96.9	75.3	80.2	84.1	
予算現額(C)		千円	133,899	123,148	113,539	370,586	
執行率(A/C×100)		%	96.9	87.2	79.8	88.4	

担当する常勤職員	人	1.50	0.95	0.80	3.25	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 3

予算事業名	保育所への保育委託 (私立保育所管理運営の充実)
-------	-----------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 保育所運営費支弁数	区内私立認可保育所数	14所	14所	13所	13所	14所	14所
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③		①	増加	③			増加
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、私立認可保育所の必要性は今後も増していきます。 すべての私立認可保育所で平等な保育を行うためには、区が義務的自治事務として保育所運営費の支出を行い、私立認可保育所の管理運営の充実を継続していく必要があります。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					この事業は、区内の私立認可保育所の運営に要する保育所運営費を、区が独自に支弁する内容のため、類似・関連事業はありません。 受益者負担は、所得に応じた保育料を利用者から求めています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			協働については、区内の私立認可保育所の運営に要する保育所運営費を支弁する事業のため、対象外です。				
	有 実施済	サービス利 用料等	保育料							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	<p>私立認可保育所は、待機児童解消や多様な保育ニーズに対応するため、今後増加を見込んでいます。</p> <p>平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度により、私立認可保育所が国の給付の対象施設となることを受け、保育所運営費の支弁内容の一部を見直します。今後も、充実した保育の実施を担保するため、管理運営費の支弁を継続していきます。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

40 - 4

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (延長保育利用)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に 伴う保育時間延長の需要に対応するため、延長保育を 実施する区内私立認可保育所に対して、経費の支弁 を行います。				事業 手段	区内私立認可保育所の延長保育の実施に必要な 経費(臨時職員加算等)を支弁します。		
	対象	区内私立認可保育所						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	306,382	309,141	275,500	891,023	名称:延長保育事業費(東京都) 補助率: 2/3
	特定財源	千円	63,596	58,195	56,890	178,681	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	63,596	58,195	56,890	178,681	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	82.8	84.2	82.9	83.3	
事業経費(A)		千円	369,978	367,336	332,390	1,069,704	備考
事業費の主たる用途	①保育所運営費(延長 保育加算分)	単価 千円	—	—	—		数量については、一次経費部分の区内の私立認可保育所数としています。
		数量 所	12	11	12	35	
		計 千円	369,978	367,336	332,390	1,069,704	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	374,913	372,948	326,770	1,074,631	
執行率(A/B×100)		%	98.7	98.5	101.7	99.5	
予算現額(C)		千円	374,913	369,577	332,390	1,076,880	
執行率(A/C×100)		%	98.7	99.4	100.0	99.3	

担当する常勤職員	人	0.20	0.08	0.20	0.48	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 4

予算事業名	保育所への保育委託 (延長保育利用)
-------	-----------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 延長保育利用者延人数	延長保育実施保育所数	59,342名	12所	59,256名	11所	67,198名	12所
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業						行政領域・小	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		延長保育については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、国の給付費(公定価格)に延長保育推進事業(基本分)部分のみが組み入れられるため、延長保育事業(都加算分)部分及び区単独加算部分についての支弁を継続します。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				この事業は、延長保育を実施する区内の私立認可保育所に対して、人件費等の支弁を行うものです。このため、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		延長保育を利用する場合は、日額、月額で保育料とは別に延長保育料の受益者負担を求めています。 区内の私立認可保育所の運営に要する保育所運営費を支弁する事業のため、協働は対象外です。				
	有 実施済	サービス利用料等	延長保育料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	延長保育は、保護者の多様な就労形態に伴う保育ニーズに対応する特別保育の一つとして、今後も充実させていきます。他方、ワーク・ライフ・バランスの必要性が求められる社会情勢等を考慮し、延長保育のあり方の検討を行います。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

40 - 5

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (一時保育利用)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	緊急の事情(出産、病気等)や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要となった時に、児童を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援します。 対象 区内私立認可保育所				事業手段	区内私立認可保育所の自主事業とし、受託児童数に応じて一時保育の実施に要する経費を支弁します。 原則として、定員に空きのあるクラスで、緊急の事情や育児疲れの解消等の理由で、各園1名を上限に児童を一時的に預かる一時保育(空き利用型)を実施します。 利用日数は、月3日を上限としますが、緊急の事情がある場合には、3日を超えて受け入れることができます。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	44	43	—	87	名称: 保育緊急確保事業費補助金(国) 補助率: 1/3 名称: 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金(東京都) 補助率: 1/3
	特定財源	千円	215	127	576	918	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	215	127	576	918	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	17.0	25.3	—	8.7	
事業経費(A)		千円	259	170	215	644	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(一時保育利用加算分)	単価 千円	—	—	—		
		数量 所	6	4	9	19	
		計 千円	259	170	215	644	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	510	493	835	1,838	
執行率(A/B×100)		%	50.8	34.5	25.7	35.0	
予算現額(C)		千円	510	522	835	1,867	
執行率(A/C×100)		%	50.8	32.6	25.7	34.5	

担当する常勤職員	人	0.12	0.02	0.30	0.44	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 5

予算事業名	保育所への保育委託 (一時保育利用)
-------	-----------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 一時保育利用者延人数	一時保育実施保育所数	206名	6所	121名	4所	147名	9所
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域		
	VII	区の特色や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業				行政領域・中	適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		この事業は在宅で子育てしている家庭を支援するため、緊急の事情(出産・病気等)や育児疲れの解消等の理由で、クラス定員の空きを利用して一時的な保育を実施しています。需要は、増加傾向にあり、今後も必要な事業です。							
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					一時保育事業は、区立認可保育所、区立・私立認定子ども園、子ども総合センター等で実施していますが、本事業は一時保育の充実のため、私立認可保育所に区が保育所運営費を支弁するものであり、類似・関連事業はありません。		
受益者負担	状況		分類		主たる内容				
	有	実施済	サービス利用料等		一時保育料 利用者には、一時保育料として受益者負担を求めています。				
協働	状況		対象 形態		相手方の役割				
	無	対象外			区内私立認可保育所の自主事業に要する保育所運営費を支弁する事業のため、協働は対象外です。				

分析結果

方向性	継続	内容
		<p>緊急の事情(出産・病気等)や育児疲れの解消等の理由で、私立認可保育所の定員に空きのあるクラスを利用して、一時的に預かる一時保育は在宅で子育てしている家庭を支援するために重要な事業です。需要は伸びていますが、待機児童が発生している現状では、定員の空きも少なく、供給が追いついていないため、区立・私立子ども園や私立認可保育所等で行っている専用室型や子ども家庭支援センターのひろば型一時保育等、利用者にあった一時保育事業を案内できる仕組みをより強化していきます</p> <p>また、今後は認可保育所、認定こども園で異なる一時保育料の見直しを検討します。</p> <p>なお、一時保育(空き利用型)は、定員に空きがない場合には、受入れができないため、結果として、執行率が下がることがあります。今後は、過去の実績を踏まえて予算の精査を行います</p>

特記事項

--

予算事業シート

40 - 6

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (病児・病後児保育利用)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	病中又は病気の回復期にある児童を、集団保育の困難な期間について、一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与します。 対象 区内私立認可保育所				事業手段	病気の回復期にある児童が対象となる、病後児保育室(私立認可保育所3所)の運営に必要な経費(病後児保育基本分加算等)を支弁します。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	17,399	19,416	17,130	53,945	名称:病児・病後児保育事業補助金(東京都) 補助率:2/3
	特定財源	千円	19,746	15,121	15,198	50,065	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	19,746	15,121	15,198	50,065	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	46.8	56.2	53.0	51.9	
事業経費(A)		千円	37,145	34,537	32,328	104,010	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(病児・病後児保育加算分)	単価 千円	—	—	—		
		数量 所	4	3	3	10	
		計 千円	37,145	34,537	32,328	104,010	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	48,227	56,505	36,005	140,737	
執行率(A/B×100)		%	77.0	61.1	89.8	73.9	
予算現額(C)		千円	48,227	56,505	36,005	140,737	
執行率(A/C×100)		%	77.0	61.1	89.8	73.9	

担当する常勤職員	人	0.11	0.04	0.06	0.21	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 6

予算事業名	保育所への保育委託 (病児・病後児保育利用)
-------	---------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 保育所運営費支弁数	病児・病後児保育 実施保育所数	4所	4所	3所	3所	3所	3所
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業						行政領域・小	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		病児・病後児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業であり、次世代育成支援に関する調査でも病児・病後児保育施設等の利用希望が56.7%ありました。このため、この事業へのニーズや必要性は高く、今後も補助事業を継続していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				本事業は、私立認可保育所等が実施する病児・病後児保育の充実のため、区が保育所運営費を支弁するものであるため、類似・関連事業はありません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担として、保育料とは別に病児・病後児保育料の負担を求めています。 この事業は、病児・病後児保育を実施する旨の協定書を取り交わした私立認可保育所に保育所運営費を支弁する内容のため、協働の対象外です。			
	有	実施済	サービス利用料等	病児・病後児保育利用料					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	病児・病後児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業であり、次世代育成支援に関する調査でも病児・病後児保育施設等の利用希望が56.7%ありました。このため、この事業へのニーズや必要性は高く、今後も補助事業を継続していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

40 - 7

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (休日保育利用)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	就労形態の多様化により、保育所の閉園日に保育を必要とする保護者に対応するため、休日に保育を実施します。				事業手段	私立認可保育所の自主事業とし、休日保育の運営に必要となる保育士・調理員の人件費を補助します。		
対象	私立原町みゆき保育園、オルト保育園							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	29,618	29,754	29,690	89,062	名称: 休日保育補助金(東京都) 補助率: 2/3
	特定財源	千円	1,927	2,224	2,046	6,197	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	1,927	2,224	2,046	6,197	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	93.9	93.0	93.6	93.5	
事業経費(A)		千円	31,545	31,978	31,736	95,259	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(休日保育加算分)	単価 千円	—	—	—		
		数量 所	2	2	2	6	
		計 千円	31,545	31,978	31,736	95,259	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	31,638	32,050	32,049	95,737	
執行率(A/B×100)		%	99.7	99.8	99.0	99.5	
予算現額(C)		千円	31,638	32,050	32,049	95,737	
執行率(A/C×100)		%	99.7	99.8	99.0	99.5	

担当する常勤職員	人	0.11	0.06	0.02	0.19	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 7

予算事業名	保育所への保育委託 (休日保育利用)
-------	-----------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 休日保育利用者延人数	休日保育実施保育所数	363名	2所	414名	2所	326名	2所
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業						行政領域・小	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		この事業は、区民の多様な保育ニーズに対応する特別保育の一つで、次世代育成支援に関する調査でも利用希望が約20%と一定のニーズが確認できたため、今後も実施していく必要があります。							
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					この事業は、就労形態の多様化により休日に保育を必要とする区民の便宜を図るため、休日に保育を実施する園に対して人件費の一部を支弁する事業であり、類似・関連事業はありません。		
受益者負担	状況		分類		主たる内容				
	有	実施済	サービス利用料等		休日保育料				
受益者負担として、保育料のほかに休日保育料として1日3,400円の負担を求めています。なお、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、休日保育料の負担は不要となります。									
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			この事業の内容は、休日に保育を実施する園への保育所運営費の支弁であり、協働の対象外です。				

分析結果

方向性	継続	内容	休日保育は、区民の多様な保育ニーズに対応するため、一部の私立認可保育所で実施しています。平成25年度に実施した次世代育成支援に関する調査では、日曜日・祝日の利用希望が約20%と一定のニーズが確認されました。このため、今後も休日保育を継続し、その運営に要する経費の一部を補助する事業を継続していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

40 - 8

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

予算事業名	保育所への保育委託 (障害児保育利用)				事業開始	不明	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	障害児の健やかな発達の促進や障害児を持つ家庭の負担軽減を図るため、区内私立認可保育所での障害児の受入れを実施します。また、巡回指導等を実施して、私立認可保育所における障害児保育の充実を図ります。				事業手段	障害児受入れの協定書を取り交わした私立認可保育所に対して、障害児保育の運営に必要な保育所運営費(障害児加算等)を支弁します。		
対象	区内私立認可保育所							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第53条、第55条、第56条 新宿区保育所運営費補助要綱 新宿区障害児等保育の実施に関する要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	51,944	46,643	45,311	143,898	
	特定財源	千円	0	0	0	0	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	51,944	46,643	45,311	143,898	備考
事業費の主たる使途	①保育所運営費(障害児加算分)	単価 千円	—	—	—		数量については、一次経費部分の区内の私立認可保育所数としています。
		数量 所	14	13	13	40	
		計 千円	51,944	46,643	45,311	143,898	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	52,296	49,214	47,154	148,664	
執行率(A/B×100)		%	99.3	94.8	96.1	96.8	
予算現額(C)		千円	52,296	50,990	47,154	150,440	
執行率(A/C×100)		%	99.3	91.5	96.1	95.7	

担当する常勤職員	人	0.31	0.19	0.15	0.65	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員		0.20	0.15		0.35	

経常事業名	保育所への保育委託
-------	-----------

40 - 8

予算事業名	保育所への保育委託 (障害児保育利用)
-------	------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 障害児受入れ数	受入れ定員数	2名	20名	3名	18名	9名	18名
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区では、すべての区立、私立の認可保育所で障害児の受入れを行い、障害の有無に関わらず子どもと一緒に育ち合う保育を行っています。今後も、障害児の健やかな発達の促進と家庭の負担軽減を図るため、障害児保育の充実に取り組む必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				本事業は、私立認可保育所等が実施する障害児保育の充実のため、区が保育所運営費を支弁するものであるため、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		受益者負担は、保護者の所得に応じた保育料を徴収していますが、障害児保育に特化した利用料の負担は求めています。 この事業は、障害児受入れについて協定書を取り交わした保育所に保育所運営費を支弁する内容のため、協働の対象外です。				
	有 実施済	サービス利用料等	保育料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	各私立認可保育所において、障害児を受け入れることは、障害児の健やかな発達の促進と家庭の負担軽減を図り、児童福祉向上の観点からも重要です。今後も、補助事業を継続し、臨床心理士等による巡回指導を充実させるとともに、重度化への対応や居宅訪問型保育との調整、子ども総合センターで実施を予定している保育所等訪問支援事業との連携強化を図り、各私立認可保育所における障害児保育の充実に支援していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

42

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	家庭的保育事業					
事業の 目的	保育士等の資格を有し、一定の基準を満たす居宅を提供できる者を家庭的保育者として認定し、この者が保育を必要とする児童を保育する場合の経費を助成します。 また、区内で認可保育所等を運営する法人が借り上げた施設に、法人雇用の家庭的保育者を配置し、当該保育所の支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で保育を必要とする児童を保育する場合の経費を助成し、児童福祉の増進を図ります。					事業 概要	家庭的保育者(通称「保育ママ」)が自宅で保育を行ったり、法人が借り上げた施設に家庭的保育者を配置し保育を行う制度です。区は運営経費の一部を利用実績に応じて助成しています。					
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	東京都家庭的保育事業等実施要綱 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 新宿区家庭的保育事業(家庭的保育者)実施要綱 新宿区家庭的保育事業(保育所実施型)実施要綱					実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理		
予算 事業	家庭的保育事業(家庭的保育者)			家庭的保育事業(保育所実施型)								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
利用率	家庭的保育事業の利用定員に対する利用者の割合	92%	100%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	19,469	18,565	20,093	58,127	
	特定財源	千円	1,019	849	1,020	2,888	
一般財源投入率		%	95.0	95.6	95.2	95.3	
事業経費		千円	20,488	19,414	21,113	61,015	
当初予算額(事業費)		千円	67,979	38,990	24,299	131,268	
執行率		%	30.1	49.8	86.9	46.5	
予算現額(事業費)		千円	22,187	22,204	24,299	68,690	
執行率		%	92.3	87.4	86.9	88.8	
担当する常勤職員		人	0.92	1.00	0.50	2.42	
担当する非常勤職員			0.50	0.50		1.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	保育士等の資格と保育経験を有する家庭的保育者が、サービスの担い手となって保育に従事しています。家庭的保育事業は、待機児童の多い低年齢児(0歳児～2歳児)の保育需要に応えるために実施しており、こうした事業の運営経費を助成することは適切です。
手段の妥当性	適切	保育士資格を有する家庭的保育者が保育を行うことにより、待機児童の多い低年齢児(0歳児～2歳児)の保育需要に応じており、その運営に対して補助金を支出することは妥当です。
効果的効率的	適切	待機児童が多い0歳児～2歳児を保育することで、待機児童解消の一助となっています。運営についても、一定の要件を満たした家庭的保育者の自宅等を活用するため、施設の確保や整備等の必要がなく効率的に事業を実施することができます。
目的又は実績の評価	適切	家庭的保育事業は、待機児童の多い低年齢児を受け入れることによって、待機児童解消の目的に寄与しており適切です。
総合評価	適切	家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気の中できめ細かい保育を行うことができるメリットがあります。 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行により、地域型保育事業に位置付けられ、新たに条例で設備や運営に関する基準を定めます。このため、これまで以上に保育の質の向上が期待できます。低年齢児の受け皿として、今後も適切に事業執行に努めます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	家庭的保育事業により待機児童の多い低年齢児(0歳児～2歳児)の保育を行うことは、保育需要を満たすための一助となっているため、この事業を継続していきます。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられ、新たに給食の提供や3歳児以降の受け皿としての連携施設の設けが義務付けられるため、それらについて検討する必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	近隣の区立保育園・子ども園を連携施設として位置付け、家庭的保育者が休暇を取得する時の子どもの受け入れや、乳幼児健診の際に協力しています。	家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、受益者負担はありません。 なお、利用料金については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの定額から応能負担に切り替えます。	家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、協働にはなじみません。	

予算事業シート(補助金等)

42 - 1

経常事業名	家庭的保育事業
-------	---------

予算事業名	家庭的保育事業(家庭的保育者)				事業開始	平成 20 年度	所管	子ども家庭 保育園子ども園	部 課
補助目的	保育士等の資格を有し、一定の基準を満たす居宅を提供できる者を家庭的保育者として認定し、この者が保育を必要とする児童を保育する場合の経費を補助し、児童福祉の増進を図ります。				補助概要	家庭的保育事業の運営費及び空き利用型一時保育の経費を補助します。			
補助対象	【要件又は対象】 保育士等の資格を有し、一定の基準を満たす居宅を提供できる者を家庭的保育者として認定し補助します。					① 家庭的保育事業(家庭的保育者) ② ③			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		その他:			
根拠法令等	東京都家庭的保育事業等実施要綱 新宿区家庭的保育事業(家庭的保育者)実施要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	12,768	12,847	12,951	38,566	名称:区市町村が行う家庭的保育事業等に対する都費補助金(東京都) 補助率: 1/2
	特定財源	千円	556	606	606	1,768	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	556	606	606	1,768	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	95.8	95.5	95.5	95.6	
事業経費(A)		千円	13,324	13,453	13,557	40,334	備考
事業費の主たる使途	①運営費	単価 千円	—	—	—		
		数量 名	3	3	3	9	
		計 千円	12,224	12,253	12,357	36,834	
	②補助者雇用経費	単価 千円	20	20	20		
		数量 名	55	60	60	175	
		計 千円	1,100	1,200	1,200	3,500	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	23,379	15,067	14,378	52,824	
執行率(A/B×100)		%	57.0	89.3	94.3	76.4	
予算現額(C)		千円	13,584	15,067	14,378	43,029	
執行率(A/C×100)		%	98.1	89.3	94.3	93.7	

担当する常勤職員	人	0.67	0.65	0.30	1.62	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員		0.40	0.40		0.80	

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	家庭的保育事業(家庭的保育者)	利用者の自己負担額(1人)	27,000 円	26年度利用実績数	127 人
補助事業者への補助額	13,557,140 円	利用1回当たりの補助額	106,749 円	補助金に対する自己負担割合	20.2 %

経常事業名	家庭的保育事業	(補助金等) 42 - 1	予算事業名	家庭的保育事業 (家庭的保育者)
-------	---------	------------------	-------	---------------------

補助率等（算出根拠）

① 家庭的保育事業(家庭的保育者)	②	③
運営費、施設維持費、補助者雇用経費などに係る経費について補助します。 補助率は10/10です。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 家庭的保育事業(家庭的保育者)利用者延人数	利用定員数	122名	132名	124名	132名	127名	132名
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	概算払	選定方法	指定
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
	I	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業						
類似・関連事業	状況		番号		事業名	理由・課題		
	有	連携・統合 済	経常	39	保育所の管理運営	近隣の区立保育園・子ども園を連携施設として位置付け、家庭的保育者が休暇を取得する時の子どもの受入れや、乳幼児健診の際に協力しています。 家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、受益者負担はありません。なお、利用料金については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの定額から応能負担に切り替えます。		
		経常	44	区立子ども園の管理運営				
受益者負担	状況		分類		主たる内容			
	無	対象外						
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	無	対象外			家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、協働にはなじみません。			

分析結果

方向性	継続	内容	保育士資格を有する家庭的保育者が、待機児童の多い低年齢児(0歳児～2歳児)の保育を行うことにより、保育需要を満たすための一助となっているため、この事業を継続していきます。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられ、新たに給食の提供や3歳児以降の受け皿としての連携施設の設定が義務付けられるため、それらについて検討する必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

42 - 2

經常事業名

家庭的保育事業

予算事業名	家庭的保育事業(保育所実施型)				事業開始	平成 23 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園 課
補助目的	区内で認可保育所等を運営する法人が借り上げた施設に、法人雇用の家庭的保育者を配置し、当該保育所の支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で保育を必要とする児童を保育する場合の経費を補助し、児童福祉の増進を図ります。				補助概要	家庭的保育事業の運営費及び空き利用型一時保育の経費を補助します。		
補助対象	【要件又は対象】 区内で認証保育所を運営する法人				補助対象費用名等	① 家庭的保育事業(保育所実施型)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		②		
根拠法令等	東京都家庭的保育事業等実施要綱 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 新宿区家庭的保育事業(保育所実施型)実施要綱					③		
						その他:		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	6,701	5,718	7,142	19,561	名称:区市町村が行う家庭的保育事業等に対する都費補助金 補助率: 1/2 名称:保育緊急確保事業費補助金(国) 補助率: 1/3 名称:一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金(東京都) 補助率: 1/3
	特定財源	千円	463	243	414	1,120	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	463	243	414	1,120	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	93.5	95.9	94.5	94.6	
事業経費(A)		千円	7,164	5,961	7,556	20,681	備考
事業費の主たる使途	①運営費補助	単価 千円	—	—	—		
		数量 所	1	1	1	3	
		計 千円	7,164	5,961	7,556	20,681	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
③	単価 千円						
	数量						
	計 千円						
当初予算額(B)		千円	44,600	23,923	9,921	78,444	
執行率(A/B×100)		%	16.1	24.9	76.2	26.4	
予算現額(C)		千円	8,603	7,137	9,921	25,661	
執行率(A/C×100)		%	83.3	83.5	76.2	80.6	

担当する常勤職員	人	0.25	0.35	0.20	0.80	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員		0.10	0.10		0.20	

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	家庭的保育事業(保育所実施型)	利用者の自己負担額(1人)	27,000 円	26年度利用実績数	50 人
補助事業者への補助額	7,556,068 円	利用1回当たりの補助額	151,121 円	補助金に対する自己負担割合	15.2 %

経常事業名	家庭的保育事業	(補助金等) 42 - 2	予算事業名	家庭的保育事業 (保育所実施型)
-------	---------	------------------	-------	---------------------

補助率等（算出根拠）

① 家庭的保育事業(保育所実施型)	②	③
運営費、建物賃借料、補助者雇用経費などに係る経費について補助します。 補助率は10/10です。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 家庭的保育事業(保育所実施型)利用者延人数	利用定員数	20名	60名	36名	60名	50名	60名
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	概算払	選定方法	指定
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
	I	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業						
類似・関連事業	状況		番号		事業名	理由・課題		
	有	連携・統合済	計画	9②	認証保育所への支援	区内で認可保育所等を運営する法人が借り上げた施設に、法人雇用の家庭的保育者を配置し、当該保育所の支援を受けています。		
受益者負担	状況		分類		主たる内容	法人雇用の家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、受益者負担はありません。なお、利用料金については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの定額から応能負担に切り替えます。		
	無	対象外						
協働	状況		対象	形態	相手方の役割	法人雇用の家庭的保育者が保育を行うために必要な経費を補助する事業のため、協働にはなじみません。		
	無	対象外						

分析結果

方向性	継続	内容	法人雇用の家庭的保育者が、待機児童の多い低年齢児(0歳児～2歳児)の保育を行うことにより、保育需要を満たすための一助となっているため、この事業を継続していきます。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業に位置付けられ、新たに給食の提供や3歳児以降の受け皿としての連携施設(認可保育所)の設定が義務付けられるため、それらについて検討する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

43

区の個別計画 新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	保育ルーム事業				
事業の 目的	区立幼稚園施設や区立小学校の余裕教室、民間賃貸物件を活用して小規模保育を実施することにより、特に待機児童の多い低年齢児(1歳、2歳)の待機児童の解消を目的としています。					事業 概要	区立保育ルームは、待機児童解消の緊急対策として、区立幼稚園施設及び区立小学校の余裕教室等や民間賃貸物件を活用して、区単独事業として開設した認可外保育施設で、保育ルームの運営や事業を委託で行っています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	東京都小規模保育整備促進支援事業補助要綱 新宿区保育ルーム事業実施要綱						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	保育ルーム事業										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
保育ルーム利用率	定員に対する利用者の割合	66%	100%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	6,671	74,135	116,209	197,015	
	特定財源	千円	46,698	85,534	45,233	177,465	
一般財源投入率		%	12.5	46.4	72.0	52.6	
事業経費		千円	53,369	159,669	161,442	374,480	
当初予算額(事業費)		千円	66,482	88,622	201,703	356,807	
執行率		%	80.3	180.2	80.0	105.0	
予算現額(事業費)		千円	66,482	196,430	201,193	464,105	
執行率		%	80.3	81.3	80.2	80.7	
担当する常勤職員		人	3.25	4.10	0.40	7.75	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	小学校の空き教室等を利用して、主に1歳児・2歳児を預かる小規模保育施設として5所を委託により運営しています。区がこうした保育施設を提供することは、待機児童が多い低年齢児の保育需要を満たすことから、サービスの担い手として適切です。
手段の妥当性	適切	保育事業の実績がある事業者をプロポーザルで選定し、運営を委託しています。毎年、事業者のヒアリングによる事業評価を行い保育事業の質の確認を行っています。これらのことから、手段の妥当性として適切と評価します。
効果的効率的	適切	待機児童が多い1歳児・2歳児を主に預かる保育施設として利用され、待機児童解消に一定の効果あげています。また、小学校や幼稚園の空き施設や賃貸物件を活用するなど、施設整備にかかる費用を軽減するなど効率的な保育施設として運営しています。
目的又は実績の評価	適切	低年齢児の待機児童解消の目的を果たしており適切です。全保育ルームにおいて、特に1歳児・2歳児は高い利用率となっています。
総合評価	適切	待機児童が多い1歳児・2歳児を主に預かる保育施設として利用され、待機児童解消に一定の効果あげています。学校施設の活用や認証保育所との交流保育等連携しながら質の高い保育を実施しており、適切な事業執行と評価します。平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度の下で地域型保育事業として国の給付対象となることから、その役割は重要です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	保育ルームは、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度のもとで、地域型保育事業として位置付けられます。待機児童解消のための重要な保育施設であることから、今後も事業を継続していきます。新制度では、3歳児からの受入れを担保する連携施設の確保が必要となるため、今後検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	対象外	
改革改善の内容	保育ルームを受託する事業者が、区内で運営する認証保育所と連携して、交流保育を行っています。	平成26年度までは、定額の利用者負担としていましたが、27年度から応能負担に切り替えます。	認可外保育施設の運営委託のため、協働は対象外です。 なお、学校施設で運営する保育ルームについては、校庭の使用等について、学校の協力を得ています。	

予算事業シート

43 - 1

経常事業名 保育ルーム事業

予算 事業名	保育ルーム事業				事業 開始	平成 21 年度	所管	子ども家庭 部 保育園子ども園	課
事業 目的	区立幼稚園施設及び区立小学校の余裕教室等や民間賃貸物件を活用して、区独自事業の認可外保育施設である保育ルームを開設し、運営や事業を委託で行うことにより、待機児童の解消を目的としています。				事業 手段	区立保育ルームは、区が待機児童解消の緊急対策として、区立幼稚園施設及び区立小学校の余裕教室等や民間賃貸物件を活用して、区単独事業として開設した認可外保育施設で、保育ルームの運営や事業を委託で行います。			
	対象	区立保育ルーム							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	東京都小規模保育整備促進支援事業補助要綱 新宿区保育ルーム事業実施要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	6,671	74,135	116,209	197,015	名称:小規模保育整備促進支援 事業費補助金(東京都) 補助率:1/2
	特定財源	千円	46,698	85,534	45,233	177,465	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	35,407	66,107	18,040	119,554	
	その他収入	千円	11,291	19,427	27,193	57,911	
一般財源投入率		%	12.5	46.4	72.0	52.6	
事業経費(A)		千円	53,369	159,669	161,442	374,480	備考
事業 費の 主たる 用途	①管理運営委託料	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	2	5	5	12	
		計 千円	53,369	159,669	161,442	374,480	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	66,482	88,622	201,703	356,807	
執行率 (A/B×100)		%	80.3	180.2	80.0	105.0	
予算現額 (C)		千円	66,482	196,430	201,193	464,105	
執行率 (A/C×100)		%	80.3	81.3	80.2	80.7	

担当する常勤職員	人	3.25	4.10	0.40	7.75	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	保育ルーム事業
-------	---------

43 - 1

予算事業名	保育ルーム事業
-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 保育ルーム利用者延人数	利用定員数	350名	504名	569名	808名	789名	1,188名
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		待機児童の多い1歳児・2歳児を主に預かる保育施設として、待機児童解消に一定の効果を上げているため、事業を継続していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題			
	有	連携・統合 済	計画	9②	認証保育所への支援	【類似・関連事業】 保育ルームを受託する事業者が、区内で運営する認証保育所と連携して、交流保育を行っています。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容	【受益者負担】			
	有	実施済	サービス利 用料等		保育料	平成26年度までは、定額の利用者負担としていましたが、平成27年度から応能負担に切り替えます。			
協働	状況		対象	形態	相手方の役割	【協働】			
	無	対象外	その他	事業 協力	施設(校庭等)の活用	保育施設の運営委託のため、協働は対象外です。 なお、学校施設で運営する保育ルームについては、校庭の使用等について、学校の協力を得ています。			

分析結果

方向性	継続	内容	保育ルームは、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度のもとで、地域型保育事業として位置付けられました。待機児童解消のための重要な保育施設であることから、今後も事業を継続していきます。新制度では、3歳児からの受入れを担保する連携施設の確保が必要となるため、今後検討していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

44

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	区立子ども園の管理運営							
事業の 目的	区立子ども園を10園設置し、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、相談事業や未就園児親子の交流の場としてつどいのへや等を設置して、子育て支援事業を行います。					事業 概要	区立子ども園10園の管理運営に要する経費を支出します。また、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として行っている、子育て支援事業に必要となる経費を支出します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>		義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治					
根拠 法令 等	児童福祉法第24条、第56条、東京都保育士研修等事業補助金交付要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助要綱、新宿区立子ども園条例、新宿区保育所保育料徴収条例第2条、等					実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	子ども園(未就園児親子の交流事業)		子ども園(子育て相談)			子ども園(管理運営費)								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
未就園児親子の交流事業参加者数	未就園児親子の交流事業に参加した延人数	14,346名	16,000名
子育て相談実績	子育て相談を利用した延人数	799名	1,000名
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	270,715	451,974	458,164	1,180,853	
	特定財源	千円	150,447	300,375	316,923	767,745	
一般財源投入率		%	64.3	60.1	59.1	60.6	
事業経費		千円	421,162	752,349	775,087	1,948,598	
当初予算額(事業費)		千円	458,850	797,597	829,949	2,086,396	
執行率		%	91.8	94.3	93.4	93.4	
予算現額(事業費)		千円	439,406	790,846	819,359	2,049,611	
執行率		%	95.8	95.1	94.6	95.1	
担当する常勤職員		人	124.65	273.14	276.80	674.59	
担当する非常勤職員		人	2.00	1.00	1.00	4.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、区が子ども園を運営し、保育・教育や地域子育て支援事業を実施することは、サービスの負担と担い手として適切です。
手段の妥当性	適切	区立子ども園では、就学前の子ども成長と発達段階に応じた保育・教育を実施し、併せて未就園児親子の交流事業や子育て相談を行うことで、就学前の子ども健全育成や地域の子育て支援の役割を果たしており、適切と評価します。
効果的効率的	適切	保護者の就労の有無に関わらず、子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行うことにより人間形成の基礎を培うことができ、効果的かつ効率的です。 また、子ども園の職員が、未就園児親子と一緒に遊びながら気軽に相談できる環境づくりに努めるなど、未就園児親子の交流事業と子育て相談の連携が図れており効果的です。
目的又は実績の評価	適切	未就園児の親子の交流事業では、平成26年度は10園で延べ約14,000人の利用がありましたが、園により実績にばらつきがあり、実施回数や利用者数が少ない園があります。子ども園の理念である「子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす」目的は達成されていて適切ですが、今後は地域での需要を考慮し、子育て支援事業の一層の充実に努めていきます。
総合評価	適切	子ども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、就学前の子ども成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行う施設として、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、未就園児の親子の交流の場の提供や子育て相談、一時保育など地域における子育て支援の拠点となっています。こうしたことから、本事業は適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	保育士と幼稚園教諭が相互に連携しながら、今後も質の高い保育・教育を行っていきけるよう、研修の充実を図るとともに、地域の子育て支援事業を更に積極的に周知し、子ども園の行事への参加等を促していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	実施済	
改革改善の内容	地域における子育て支援の推進のため、未就園児親子の交流事業を行う際に、職員による子育て相談にも併せて対応するなど一体的に事業を行っています。区立保育園とは、交流事業や園長会を通じて、課題を共有し連携を深めています。	これまで利用時間の種別ごとに保育料を定めていましたが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、就労要件や年齢による認定制度が導入されるため、認定区分ごとの保育料体系に改めます。	未就園児親子の交流事業では、区民や地域団体に講師やボランティアとして関わってもらうなど協力を得ながら実施しています。 なお、子育て相談、管理運営費は対象外です。	

予算事業シート

44 - 1

経常事業名 区立子ども園の管理運営

予算事業名	子ども園(未就園児親子の交流事業)				事業開始	平成 19 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	区内在住の未就園の乳幼児親子の交流の場、遊び場及び在園児親子の遊び場としてつどいのへや等を設置して子ども園を開放し、園主催の参加型行事等の実施や乳幼児に関する講座等を開催することにより、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。				事業手段	区内在住の未就園の乳幼児親子の交流の場、遊び場及び在園児親子の遊び場としてつどいのへや等を設置して子ども園を開放し、園主催の参加型行事等の実施や乳幼児に関する講座等を開催することにより、子育て支援事業を実施します。		
	対象	区立子ども園						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	就学前の子ども園に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 新宿区立子ども園条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	3,081	10,704	9,071	22,856	名称: 保育緊急確保事業費補助金(国) 補助率: 1/3 名称: 保育緊急確保事業費補助金子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)補助金(東京都) 補助率: 1/3
	特定財源	千円	3,960	4,135	5,796	13,891	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	3,960	4,135	5,796	13,891	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	43.8	72.1	61.0	62.2	
事業経費(A)		千円	7,041	14,839	14,867	36,747	備考
事業費の主たる使途	①未就園児親子の交流事業	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	7,041	14,839	14,867	36,747	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	7,523	16,116	16,102	39,741	
執行率(A/B×100)		%	93.6	92.1	92.3	92.5	
予算現額(C)		千円	7,481	15,985	16,080	39,546	
執行率(A/C×100)		%	94.1	92.8	92.5	92.9	

担当する常勤職員	人	0.60	0.40	0.30	1.30	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	区立子ども園の管理運営
-------	-------------

44 - 1

予算事業名	子ども園(未就園児親子の交流事業)
-------	-------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 未就園児親子の交流事業 参加者延人数	事業実施園数	13,257名	5園	15,439名	10園	14,346名	10園
② 子育て支援事業講座 参加者延人数	事業実施園数	1,907名	5園	2,782名	10園	3,009名	10園
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測		
	①	横ばい	③		①	横ばい	③				
	②	横ばい	④		②	横ばい	④				
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域		
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性									
		子ども園における未就園児親子の交流事業は、親子の交流の場を提供し、子育ての楽しさを啓発する等地域の子育て支援として重要な事業です。今後は、より多くの地域の方に参加してもらえるよう積極的な周知に努めます。									
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題						
	有	連携・統合 済	経常	44-2	子育て相談	子ども園の職員が、未就園児親子と一緒に遊びながら気軽に相談できる環境づくりに努めるなど、子育て相談との連携を行っています。また、区立保育園においても園庭の開放や保育室での交流事業など、類似の事業を行っています。					
		経常	39	保育所の管理運営							
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		子ども園の役割の一つである地域子育て支援事業に位置付けられており、受益者負担はありません。						
	無	対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		親子参加型行事や乳幼児に関する講座を開催しており、区民や地域団体の協力を得ながら実施しています。					
	有	実施済	区民	事業 協力	行事の手伝いや講座の講師						
			地域 団体	事業 協力	行事の手伝いや講座の講師						

分析結果

方向性	継続	内容	区内在住の未就園の乳幼児親子を対象に、子ども園の専用室や園庭等を活用して交流の場の提供や親子参加型行事、講座等を実施しています。新宿区子ども園理念のひとつである「子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす」ために、重要な事業であり、多くの子育て中の親子に利用してもらうため、更なる周知が必要です。
-----	----	----	--

特記事項

--	--	--	--

予算事業シート

44 - 2

経常事業名 区立子ども園の管理運営

予算事業名	子ども園(子育て相談)				事業開始	平成 19 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
事業目的	育児に関すること、子どもの成長や様子に関すること等について、子ども園の職員が相談を受け、子育ての不安の解消や負担感を緩和することを目的としています。				事業手段	・電話相談や面接による子育てに関する相談を、在園児以外の保護者を対象に、子ども園の職員が行います。 ・未就園児親子の交流事業と連携し、担当の職員と未就園児の親子と一緒に遊びながら気軽に相談でき、保健所や他の子育て支援施設等の関係機関とも連絡を取りながら、様々な相談の窓口となります。		
	対象	区立子ども園						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	就学前の子ども園に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 新宿区立子ども園条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	39	53	40	132	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	39	53	40	132	備考
事業費の主たる使途	①消耗品購入	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	39	53	40	132	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額 (B)		千円	50	100	100	250	
執行率 (A/B×100)		%	78.0	53.0	40.0	52.8	
予算現額 (C)		千円	50	100	90	240	
執行率 (A/C×100)		%	78.0	53.0	44.4	55.0	

担当する常勤職員	人	0.05	0.04	2.50	2.59	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	区立子ども園の管理運営
-------	-------------

44 - 2

予算事業名	子ども園(子育て相談)
-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 子育て相談延件数	事業実施園数	730件	5園	674件	10園	837件	10園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい	
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		子育て相談は、地域で子育てに悩み孤立しがちな家庭への子育て支援として重要な事業です。今後は、より多くの子育て中の区民が気軽に相談してもらえよう、積極的な周知に努めていきます。								
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題				
	有	連携・統合 済	経常	44-1	未就園児親子の交流事業	この事業は、子ども園で実施している未就園児親子の交流事業に参加した際に、併せて子育て相談を受けることがあり、連携して実施しています。また、区立保育園でも子育て相談を実施しています。				
		経常	39	保育所の管理運営						
受益者 負担	状況		分類		主たる内容		就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている、子ども園の役割の一つである子育て支援事業に位置付けられており、受益者負担はありません。			
	無	対象外								
協働	状況		対象	形態	相手方の役割		子育て相談は、子ども園の事業の一つとして、子ども園の職員が、在園児以外の保護者の相談に応じることにより地域の子育て支援を行う事業であり、協働は対象外です。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	この事業は、在園児以外の保護者から育児や子どもの成長に関することなどについて、子ども園の職員が相談に応じアドバイスをすることで、子育ての不安や負担感の解消に寄与しています。今後も、この事業を多くの子育て中の区民に知ってもらうため、積極的に周知活動を行っていきます。また、この事業は、周知活動等で使用するリーフレット等の作成用物品の購入を行っており、追加作成する部数等により執行率が低くなっているため、実績を勘案して予算の見直しを行います。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート(施設管理)

44 - 3

経常事業名

区立子ども園の管理運営

予算事業名	子ども園(管理運営費)				事業開始	平成 19 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園	課
事業目的	区立子ども園を10園設置し、就学前までの子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、子育て支援事業を行うために必要となる、管理・運営に要する経費を支出します。				設置目的	・就学前までの子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行います。 ・就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている、子ども園の役割の一つである子育て支援事業を行います。			
事業手段	区立子ども園の管理・運営に要する経費を支出します。				規模	区立子ども園10園(平成26年4月1日現在)			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治		園児数 定員 1,329名 (3歳未満児 476名、3歳以上児 853名)			
根拠法令等	児童福祉法第24条、第56条、東京都保育士研修等事業補助金交付要綱、東京都子供家庭支援区市町村包括補助要綱、新宿区立子ども園条例、新宿区保育所保育料徴収条例第2条、等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	267,595	441,217	449,053	1,157,865	名称: 子ども園保育料負担金、子ども園延長保育料負担金
	特定財源	千円	146,487	296,240	311,127	753,854	
	分担金及び負担金	千円	143,237	279,663	294,659	717,559	名称: 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(東京都) 補助率: 1/2、10/10
	使用料・手数料	千円	156	913	357	1,426	
	国・都支出金	千円	2,927	3,985	9,250	16,162	
	その他収入	千円	167	11,679	6,861	18,707	
一般財源投入率		%	64.6	59.8	59.1	60.6	
事業経費(A)		千円	414,082	737,457	760,180	1,911,719	備考
事業費の主たる用途	①非常勤報酬、臨時職員賃金	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	151,191	320,406	330,909	802,506	
	②講師謝礼等報償費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	2,040	3,019	4,221	9,280	
	③光熱水費等施設管理経費	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	5	10	10	25	
		計 千円	260,851	414,032	425,050	1,099,933	
当初予算額(B)		千円	451,277	781,381	813,747	2,046,405	
執行率(A/B×100)		%	91.8	94.4	93.4	93.4	
予算現額(C)		千円	431,875	774,761	803,189	2,009,825	
執行率(A/C×100)		%	95.9	95.2	94.6	95.1	

担当する常勤職員	人	3.65	4.40	2.00	10.05	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

経常事業名	区立子ども園の管理運営	(施設管理) 44 - 3	予算事業名	子ども園(管理運営費)
-------	-------------	------------------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 管理運営実施園数	区立子ども園数	5園	5園	10園	10園	10園	10園
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		就学前の子どもの保育・教育を一体的に行い、地域の子育て支援の拠点としての区立子ども園の充実を図るため、非常勤職員等の人的配置や職員のスキルアップのための研修を実施していきます。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名			理由・課題	
	無	連携・統合不可						区立子ども園の管理運営に必要な非常勤職員報酬、臨時職員賃金、園内研修の講師謝礼、施設の光熱水費や修繕費用、保守点検委託費用等を計上しており、他の事業との連携・統合はできません。	
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	有	実施済	サービス利用料等		保育料				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			本事業は、園の運営に必要な非常勤職員等の人件費や業者への委託によるものが中心のため、協働は対象外ですが、地域のボランティアを活用した子育て支援事業等を行っています。				

分析結果

方向性	継続	内容
		区立子ども園は、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担うとともに、地域の子育て支援の拠点としても重要な施設です。 このため、非常勤職員や臨時職員を適切に配置するとともに保育士のスキルアップのための研修費用を充実させ、保育・教育の充実と地域での子育て支援の積極的な展開を行っていきます。

特記事項

--

経常事業評価シート I

45

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	私立認定こども園利用助成				
事業の 目的	区外の私立認定こども園に入園している区内在住の児童にかかる認定こども園運営費については、同様の場合における区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がありません。そのため、区内在住の児童にかかる認定こども園運営費を区外の私立認定こども園の設置者に対し補助することにより、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ります。					事業 概要	区内在住の児童が入園している区外の私立認定こども園の設置者に対して、認定こども園運営費を新宿区私立認定こども園運営費等補助金交付要綱に基づき補助します。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱 新宿区私立認定こども園運営費等補助金交付要綱						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	私立認定こども園利用助成										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
私立認定こども園利用者数	区外の私立認定こども園に入園している区内在住児童の延人数	98名	事業廃止
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	705	352	1,220	2,277	
	特定財源	千円	681	415	1,570	2,666	
一般財源投入率		%	50.9	45.9	43.7	46.1	
事業経費		千円	1,386	767	2,790	4,943	
当初予算額（事業費）		千円	1,265	1,265	1,003	3,533	
執行率		%	109.6	60.6	278.2	139.9	
予算現額（事業費）		千円	1,386	1,265	2,790	5,441	
執行率		%	100.0	60.6	100.0	90.8	
担当する常勤職員		人	0.15	0.05	0.20	0.40	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区外の私立認定子ども園に入園している区内在住の児童にかかる認定子ども園運営費については、区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がありません。区内在住の児童を区外の施設に委託しているという点に着目し、区が区外の私立認定子ども園の設置事業者に対して、認定子ども園運営費を補助することはサービスの担い手として適切です。
手段の妥当性	適切	区外の私立認定子ども園に入園している区内在住の児童にかかる認定子ども園運営費については、区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がありません。区内在住の児童を区外の施設に委託しているという点に着目し、施設の種別に関わらず運営費を補助することは妥当な手段です。
効果的 効率的	適切	私立認定子ども園に認定子ども園運営費の補助を行うことにより、安定的な園運営が期待でき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることができ効果的です。
目的又は実績の評価	適切	区外の私立認定子ども園に入園している区内在住の児童にかかる経費について、区が認定子ども園運営費の補助を行っており、適切と評価します。
総合評価	適切	区が私立認定子ども園の設置者に対し、認定子ども園運営費を補助し支援することにより、保育の質の維持・向上や円滑な園運営の一助となっており、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることに寄与しており、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	事業廃止	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区外の私立認定子ども園への認定子ども園運営費については、区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がなく、区による補助を行ってきました。平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、認定子ども園が国の給付対象施設に位置付けられ、認定子ども園運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられることとなったため、本事業は廃止します。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	この事業は、区外の私立認定子ども園の運営に要する経費を、区が独自に補助する内容のため、類似・関連事業はありません。	私立認定子ども園の運営に要する経費の補助事業のため、受益者負担は対象外です。 ただし、利用者からは所得に応じた保育料を求めています。	私立認定子ども園の運営に要する経費の補助事業のため、協働については対象外です。	

予算事業シート(補助金等)

45 - 1

経常事業名

私立認定こども園利用助成

予算事業名	私立認定こども園利用助成				事業開始	平成 22 年度	所管	子ども家庭部 保育園子ども園課
補助目的	区外の私立認定こども園に入園している区内在住の児童にかかる認定こども園運営費については、同様の場合における区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がありません。そのため、区内在住の児童にかかる認定こども園運営費を区外の私立認定こども園の設置者に対し補助することにより、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ります。				補助概要	区外の私立認定こども園に入園している、区内在住の児童にかかる認定こども園運営費を補助します。		
補助対象	【要件又は対象】 区内在住の児童が入園している、区外の私立認定こども園の設置事業者				補助対象費用名等	① 私立認定こども園利用助成		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		②		
根拠法令等	東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱 新宿区私立認定こども園運営費補助金交付要綱					③ その他:		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	705	352	1,220	2,277	名称:認定こども園運営費等補助金(東京都) 補助率:1/2
	特定財源	千円	681	415	1,570	2,666	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	681	415	1,570	2,666	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	50.9	45.9	43.7	46.1	
事業経費(A)		千円	1,386	767	2,790	4,943	備考
事業費の主たる使途	①私立認定こども園利用助成	単価 千円	—	—	—		
		数量 園	2	1	4	7	
		計 千円	1,386	767	2,790	4,943	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
③	単価 千円						
	数量						
	計 千円						
当初予算額(B)		千円	1,265	1,265	1,003	3,533	
執行率(A/B×100)		%	109.6	60.6	278.2	139.9	
予算現額(C)		千円	1,386	1,265	2,790	5,441	
執行率(A/C×100)		%	100.0	60.6	100.0	90.8	

担当する常勤職員	人	0.15	0.05	0.20	0.40	平成26年度の組織改正に伴い見直しを行っています。
担当する非常勤職員						

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	利用者の自己負担額(1人)		円	26年度利用実績数	名
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	私立認定こども園利用助成	(補助金等) 45 - 1	予算事業名	私立認定こども園利用助成
-------	--------------	------------------	-------	--------------

補助率等（算出根拠）

① 私立認定こども園利用助成	②	③
区内在住の児童が入園している、区外の私立認定こども園の設置事業者に対して、認定こども園運営費を補助します。 補助率は10/10です。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 区外私立認定こども園利用児童延人数	補助対象園数	26名	2園	36名	1園	98名	4園
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法			
	①	増加	①	増加			増加	確定払	選定方法	指定
	②		②						(公募の場合)	
	③		③						外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域			
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正			
必要性	区分	あり方検討の必要性								
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業								
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	無	対象外					この事業は、区外の私立認定こども園の運営に要する経費を、区が独自に補助する内容のため、類似・関連事業はありません。			
受益者負担	状況		分類		主たる内容					
	有	実施済	サービス利用料等	保育料	私立認定こども園の運営に要する経費の補助事業のため、受益者負担は対象外です。ただし、利用者からは所得に応じた保育料を求めています。					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外			私立認定こども園の運営に要する経費の補助事業のため、協働については対象外です。					

分析結果

方向性	事業廃止	内容	区外の私立認定こども園への認定こども園運営費については、区外の私立認可保育所への保育所運営費の支弁のような法的制度がなく、区による補助を行ってきました。平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、認定こども園が国の給付対象施設に位置付けられ、認定こども園運営費の一部が給付費(公定価格)に組み入れられることとなったため、本事業は廃止します。
-----	------	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

46

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	II	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	放課後子どもひろば								
事業の 目的	平日の放課後の小学校施設を活用し、地域の人材とも連携しながら、児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。						事業 概要	【実施場所】 区立29小学校及び新宿養護学校 【事業内容】 平日は放課後から最大午後6時まで、学校長期休業期間等は午前10時から最大午後6時までを利用時間として、管理責任者1名、遊びの支援者3名、学びの支援者1名を配置し、学校の余裕教室や校庭・体育館などを活用して、宿題やボードゲーム等の室内あそび、校庭でのボール遊びなど、様々な活動を展開しています。 また、近隣の学童クラブで需要が多い小学校については、学童クラブ要件を満たす児童を対象に、出欠確認や午後7時までの利用時間の延長を行います。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	放課後子ども総合プラン 新宿区放課後子どもひろば事業実施要綱							実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	放課後子どもひろば														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
利用者数	放課後子どもひろばに参加した延べ人数	254,316人	270,000人
登録率	小学校在籍児童数に対する登録者の割合	68%	75%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	350,000	356,223	361,671	1,067,894	
	特定財源	千円	48,620	53,808	58,283	160,711	
一般財源投入率		%	87.8	86.9	86.1	86.9	
事業経費		千円	398,620	410,031	419,954	1,228,605	
当初予算額(事業費)		千円	420,351	410,774	423,942	1,255,067	
執行率		%	94.8	99.8	99.1	97.9	
予算現額(事業費)		千円	402,702	410,962	422,662	1,236,326	
執行率		%	99.0	99.8	99.4	99.4	
担当する常勤職員		人	1.20	2.40	2.30	5.90	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	改善が必要	登録料として徴収している保険料相当の200円は、平成26年度から新宿養護学校も含め区内全小学校で実施となったことから、区の負担としてより参加しやすい環境となるよう検討が必要です。
手段の妥当性	適切	平日の放課後から最大午後7時まで実施する事業であり、区直営ではなく委託により事業を実施していることは適切です。また、小学校施設を活用して事業を実施していることは、児童の放課後の安全・安心な居場所を確保する目的を達成するための手段として適切です。
効果的効率的	適切	小学校内に学童クラブが設置されているひろばについては、学童クラブ受託事業者にひろば事業も委託しており、事業の連携を図り一体的な運営が可能となるため効果的かつ効率的です。
目的又は実績の評価	適切	毎年度利用児童数が増えており、利用児童及び保護者のアンケート調査でも8割近い満足度を得ており、高い評価となっている点は評価できます。
総合評価	適切	放課後子どもひろば事業は、事業を開始した平成19年度から順次実施校を拡大し、平成23年度は全区立小学校(29校)で実施しました。さらに、平成26年度には新宿養護学校でも開始しました。 小学校内という安全・安心な場所で、他学年の児童とも一緒に遊び、学べる場所として保護者からも認知、評価されており、適切と評価します。 今後もこの事業を継続、拡充していく必要があります。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	<p>国の「放課後子ども総合プラン」に基づき実施する本事業は、今後学童クラブの需要が増加傾向にある中で、就労家庭児童の放課後の居場所の選択肢の一つとしての役割も果たすこととなります。今後も学童クラブ需要の動向を見ながら、出欠確認や利用時間の19時までの延長等、機能拡充を検討します。</p> <p>広く小学生を対象とし、児童の安全・安心な居場所を確保するために行っている事業のため受益者負担にはなじみません。登録料として保険料相当の200円を徴収していますが、区が負担することにより参加しやすい環境となるよう検討します。</p>			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合不可	検討中	改善予定	
改革改善の内容	<p>児童の放課後の居場所としては、学童クラブや児童館があります。機能が類似する部分もありますが、就労家庭が増えている現在において多様化する需要に対応するためには、各事業と連携を図りつつ、放課後子どもひろばの機能を拡充していく必要があります。</p>	<p>広く小学生を対象とし、児童の安全・安心な居場所を確保することを目的として行っている事業のため、受益者負担にはなじみません。登録料として保険料相当の200円を徴収していますが、区が負担することにより参加しやすい環境となるよう検討していきます。</p>	<p>より良い児童の健全育成を図るには、地域との連携・協力が不可欠であるため、地域の人材活用が今後の課題です。</p>	

予算事業シート

46 - 1

経常事業名

放課後子どもひろば

予算 事業名	放課後子どもひろば				事業 開始	平成 19 年度	所管	子ども家庭 子ども総合センター	部
事業 目的	平日の放課後の小学校施設を活用し、地域の人材とも連携しながら、児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。				事業 手段	【実施場所】 区立29小学校及び新宿養護学校			
	対象	小学生の区民(一部中学生)				【事業内容】 平日は放課後から最大午後6時まで、学校長期休業期間等は午前10時から最大午後6時までを利用時間として、管理責任者1名、遊びの支援者3名、学びの支援者1名を配置し、学校の余裕教室や校庭・体育館などを活用して、宿題やボードゲーム等の室内あそび、校庭でのボール遊びなど、様々な活動を展開しています また、近隣の学童クラブで需要が多い小学校については、学童クラブ要件を満たす児童を対象に、出欠確認や午後7時までの利用時間の延長を行います。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	放課後子ども総合プラン 新宿区放課後子どもひろば事業実施要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	350,000	356,223	361,671	1,067,894	東京都放課後子供教室推進事業費補助金(2/3)
	特定財源	千円	48,620	53,808	58,283	160,711	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	48,620	53,808	58,283	160,711	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	87.8	86.9	86.1	86.9	
事業経費(A)		千円	398,620	410,031	419,954	1,228,605	備考
事業費の 主たる 用途	① 委託料	単価 千円	396,642	404,267	415,420	/	
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	396,642	404,267	415,420		
	② その他	単価 千円	1,978	5,764	4,534	/	
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	1,978	5,764	4,534		
	③	単価 千円				/	
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	420,351	410,774	423,942	1,255,067	
執行率(A/B×100)		%	94.8	99.8	99.1	97.9	
予算現額(C)		千円	402,702	410,962	422,662	1,236,326	
執行率(A/C×100)		%	99.0	99.8	99.4	99.4	

担当する常勤職員	人	1.20	2.40	2.30	5.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	放課後子どもひろば
-------	-----------

46 - 1

予算事業名	放課後子どもひろば
-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 利用児童数	放課後子どもひろばに利用登録した児童×開設日数	225,306人	1,306,846人	243,348人	1,331,378人	254,316人	1,363,611人
② 利用登録数	区立小学校在籍児童	5,090人	7,912人	5,283人	7,952人	5,391人	7,965人
③ 開設学校数	区立小学校	29校	29校	29校	29校	29校	29校
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	横ばい	①	増加	③	横ばい		増加
	②	増加	④		②	増加	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		児童の放課後の安全・安心な居場所を確保するための事業であり、今後対象者数の増加も見込まれるため継続していきます。								
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	有	連携・統合不可	計画	10	学童クラブの充実		児童の放課後の居場所としては、学童クラブや児童館があります。機能が類似する部分もありますが、共働き家庭等が増えている状況で多様化する需要に対応するためには、各事業と連携を図りつつ、放課後子どもひろばの機能を拡充していく必要があります。			
		経常	47	児童館の管理運営						
受益者負担	状況		分類		主たる内容					
	無	検討中			広く小学生を対象とし、児童の安全・安心な居場所を確保するために行っている事業のため受益者負担にはなじみません。登録料として保険料相当の200円を徴収しています。					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	改善予定			より良い児童の健全育成を図るには、地域との連携・協力が不可欠であるため、地域の人材活用が今後の課題です。					

分析結果

方向性	継続	内容	共働き家庭等の増加に対応するため、出欠確認や利用時間の19時までの延長など、必要に応じて事業を拡充していきます。また、より参加しやすい環境となるよう保険料を区が負担することを検討していきます。そして、地域の子育て支援に関心のある人材・団体に、放課後子どもひろばの活動の周知を図ることで、連携のきっかけ作りを行います。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

47

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	児童館の管理運営								
事業の 目的	児童厚生施設として区内15か所に設置し、子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導を行います。また、地域の子育て支援策として乳幼児親子が安心して集え、身近な子育て相談ができるように、乳幼児親子の居場所づくりを推進する事業です。						事業 概要	【実施場所】 児童館15か所 (1)直営児童館 4か所 (2)指定管理児童館 11か所(計画事業) 【実施方法】 (1)直営館 平日 午前9時30分～午後6時 土日祝 午前9時～午後5時 (2)指定管理 午前9時～午後6時 *年末年始は休館 【実施内容】 (1)児童健全育成を推進するため、誰でも参加できる催し物 (2)乳幼児親子を対象とした幼児サークル、児童を対象とした各種教室・季節行事・月例行事							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	児童福祉法第40条 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	児童館(教材費・行事費)			児童館(管理運営費)											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
児童館の利用数	児童館の利用者数(延べ)	108,388人	320,000人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	193,053	150,128	111,128	454,309	
	特定財源	千円	11,579	470	521	12,570	
一般財源投入率		%	94.3	99.7	99.5	97.3	
事業経費		千円	204,632	150,598	111,649	466,879	
当初予算額(事業費)		千円	229,563	172,622	125,751	527,936	
執行率		%	89.1	87.2	88.8	88.4	
予算現額(事業費)		千円	223,134	165,370	124,073	512,577	
執行率		%	91.7	91.1	90.0	91.1	
担当する常勤職員		人	37.20	22.00	15.30	74.50	
担当する非常勤職員		人	4.60	5.10	2.25	11.95	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区直営児童館の職員が指定管理児童館に巡回指導を行い、指定管理児童館の質の維持・向上を図っています。そのため、区直営児童館の職員が児童指導のノウハウを継承し、スキルの向上を図ることが必要であり、区直営児童館を維持・継続していくことが重要です。また、区直営児童館と指定管理児童館において、情報共有し、各施設の特色をいかしたサービスの充実を図っていることは適切です。 受益者負担については、子育て講座等で使用する教材については実費負担はありませんが、様々な事業に気軽に参加してもらうため、無料で実施していることを適切と評価します。
手段の妥当性	適切	区立児童館は、年末年始を除いて、直営児童館は午前9時30分～午後6時、指定管理児童館では午前9時～午後6時まで開館し、児童指導のノウハウを継承している専門性を持った職員が対応しているため、区民ニーズに適切に対応しています。
効果的効率的	適切	毎年約40万人の利用者があり、乳幼児親子・小学生以上の児童それぞれに適した支援や事業を行うことで、利用者の健全育成に寄与していることから、効果的・効率的に実施されています。
目的又は実績の評価	適切	利用者数の実績等からも、児童館は乳幼児親子や小学生以上の児童にとって、地域の中で大切な居場所となっており、子どもたちの健やかな育ちを支援する役割を十分果たしていると評価します。
総合評価	適切	児童館は、乳幼児親子・小学生以上の児童の居場所として地域に根付いています。また、専門性を持った職員が対応しており、多くの利用者が来館している実績から、適切と評価します。 子どもたちの健やかな育ちを支援するために、乳幼児親子の居場所づくり・仲間作り、小学生以上の児童への遊びの提供・各種行事を開催することは、児童館利用者にとって欠かせないサービスであり、今後も継続していく必要があります。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	児童館では、乳幼児親子向け及び小学生以上の児童向けの様々な事業を実施してきました。今後も、アンケート等を通して地域の乳幼児親子や児童の多様な要望に対応しながら、効果的で効率的な児童館事業を継続して実施していく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	検討中	
改革改善の内容	児童館と学童クラブ・放課後子どもひろばは、子どもが自由に過ごせる居場所として共通点が多く、様々な連携を行っています。子どもにとってより良い居場所としていくために、児童館職員と学童クラブ・放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携して事業を実施していくことが課題です。	子育て講座で使用する材料については、負担を求めています。乳幼児親子や小学生以上の児童が気軽に利用できるよう利用料は受益者負担を求めないことが適当です。	各種の行事は、地域における子育て支援に関心のある個人・団体と連携することで、より一層事業を充実することができるため協働については検討していきます。	

予算事業シート

47 - 1

経常事業名

児童館の管理運営

予算事業名	児童館(教材費・行事費)				事業開始	昭和 39 年度	所管	子ども家庭部 子ども総合センター
事業目的	児童厚生施設として区内15か所に設置し、子どもたちに健全な遊び場を提供するとともに、仲間づくりや遊びの指導を行います。また、地域の子育て支援として乳幼児親子が安心して集え、身近な子育て相談ができるように、乳幼児親子の居場所づくりを推進する事業です。				事業手段	【教材費】 利用者の日常遊びに必要なものを適宜購入するとともに、図書・遊具等については、子ども会議や利用者アンケートを通してニーズを把握し購入しています。		
	対象	0歳～18歳未満の児童				【行事費】 (1)専門知識を持つ講師による各種教室を、児童向け・乳幼児向けに開催しています。 (2)児童館まつり・季節行事・月例行事等を開催しています。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童福祉法第40条 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	13,398	10,822	6,795	31,015	
	特定財源	千円	0	0	0	0	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	13,398	10,822	6,795	31,015	備考
事業費の主たる用途	①教材費	単価 千円	館により異なる	館により異なる	館により異なる		①は直営児童館で実施した事業の消耗品費 ②は各種行事実施に伴う講師謝礼 ③は各種行事実施に伴う委託料等
		数量 館	9	7	4	20	
		計 千円	3,744	3,066	3,019	9,829	
	②報償費	単価 千円	@6	@6	@6		
		数量 回	565	480	298	0	
		計 千円	4,079	3,213	1,836	9,128	
	③その他の行事	単価 千円	内容により異なる	内容により異なる	内容により異なる		
		数量 回	1,476	1,025	594	3,095	
		計 千円	5,575	4,543	1,940	12,058	
当初予算額(B)		千円	14,407	11,813	7,626	33,846	
執行率(A/B×100)		%	93.0	91.6	89.1	91.6	
予算現額(C)		千円	14,407	11,687	7,626	33,720	
執行率(A/C×100)		%	93.0	92.6	89.1	92.0	

担当する常勤職員	人	20.10	14.40	8.80	43.30
担当する非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00

経常事業名	児童館の管理運営
-------	----------

47 - 1

予算事業名	児童館(教材費・行事費)
-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 各種教室及び各種行事 (延べ参加者数)	18歳未満の区民	100,598人	15,008人	103,618人	16,953人	105,434人	17,045人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域		
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		児童館での遊具等の購入、各種教室の開催、大型行事・季節行事・月例行事の実施は、児童の健全育成や乳幼児親子の居場所づくりのために必要であり、継続していきます。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題			
	有	連携・統合検討中	経常	46	放課後子どもひろば	学童クラブ・放課後子どもひろばと児童館は、子どもが自由に過ごす居場所として共通点が多く、様々な連携を行っています。子どもにとってより良い居場所としていくために、児童館職員と学童クラブ・放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことを検討していきます。 また、受益者負担については、地域の乳幼児親子や児童が気軽に参加できるよう、無料が適当です。 児童館まつり・季節行事・月例行事については、子育て支援に関心のある個人・団体と連携することで、より一層事業を充実させることができるため、協働について検討していきます。			
		計画	10	学童クラブ					
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	有	検討中	区民	事業協力	事業企画・運営協力				

分析結果

方向性	継続	内容	子どもたちの健全育成や、乳幼児親子の子育て支援のために行う各種教室や児童館まつり・季節行事・月例行事は、地域における子育て支援の大きな原動力となるため、今後も事業を継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート(施設管理)

47 - 2

経常事業名

児童館の管理運営費

予算 事業名	児童館(管理運営費)				事業 開始	昭和 39 年度	所管	子ども家庭 部		
								子ども総合センター		
事業 目的	児童厚生施設として区内15か所に設置し、子どもたちに健全な遊び場を提供するとともに、仲間づくりや遊びの指導を行います。また、地域の子育て支援策として乳幼児親子が安心して集え、身近な子育て相談ができるように、乳幼児親子の居場所づくりを推進する事業です。				設置 目的	子どもたちに健全な遊び場を提供し、各種教室、催し物などを行っています。また、地域の子育て支援策として乳幼児親子を対象として、幼児サークルを実施しています。				
事業 手段	各児童館で自主事業運営委員会を組織し、児童館を拠点として様々な行事を行っています。 また、新宿区の児童館・学童クラブ職員として共有すべき、専門的な技術・知識を身につけるため、専門講師による研修を行っています。				規模	児童館 15か所 (内訳) ・直営児童館 4か所 ・指定管理児童館 11か所				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治						
根拠 法令等	児童福祉法第40条 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	179,655	139,306	104,333	423,294	
	特定財源	千円	11,579	470	521	12,570	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円	736	274	284	1,294	
	国・都支出金	千円	10,651			10,651	
	その他収入	千円	192	196	237	625	
一般財源投入率		%	93.9	99.7	99.5	97.1	
事業経費(A)		千円	191,234	139,776	104,854	435,864	備考
事業費の 主たる 用途	①児童館自主事業	単価 千円	1団体年間 150~200	1団体年間 150	1団体年間 150		①H24は9団体が実施。その 内、3団体が20周年事業を 実施 H25は7団体が実施 H26は4団体が実施
		数量 館	9	7	4	20	
		計 千円	1,650	1,050	600	3,300	
	②研修	単価 千円	内容により 異なる	内容により 異なる	内容により 異なる		②報償費支出研修の回数 H24は3回実施 H25は4回実施 H26は4回実施
		数量 回	13	18	20	51	
		計 千円	87	123	135	345	
	③施設管理	単価 千円	11,844	8,663	6,941		
		数量 館	16	16	15	47	
		計 千円	189,497	138,603	104,119	432,219	
当初予算額(B)		千円	215,156	160,809	118,125	494,090	
執行率(A/B×100)		%	88.9	86.9	88.8	88.2	
予算現額(C)		千円	208,727	153,683	116,447	478,857	
執行率(A/C×100)		%	91.6	91.0	90.0	91.0	
担当する常勤職員		人	17.10	7.60	6.50	31.20	
担当する非常勤職員			4.60	5.10	2.25	11.95	

経常事業名	児童館の管理運営費	(施設管理) 47 - 2	予算事業名	児童館(管理運営費)
-------	-----------	------------------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 児童館自主事業(参加者数)	18歳未満の区民	5,107人	15,008人	4,488人	16,953人	5,688人	17,045人
② 研修(参加者数)	研修対象となる児童館職員	209人	145人	430人	160人	458人	180人
③ 施設管理	児童館数	16館	16館	16館	16館	15館	15館
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい
②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		児童館を拠点とした地域づくりや、全職員が共有すべき専門的技術・知識を身につけるため、児童館自主事業の実施や研修は欠かせません。							
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合検討中	経常	46	放課後子どもひろば		学童クラブ・放課後子どもひろばと児童館は、子どもが自由に過ごす居場所として共通点が多く、様々な連携を行っています。子どもにとって、より良い居場所としていくために、児童館職員と学童クラブ・放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことを検討していきます。 また、受益者負担については、地域の児童や乳幼児親子が気軽に参加できるよう、無料が適当です。 自主事業は地域の子育て支援に関心のある民生・児童委員や青少年育成委員、PTA役員等で構成する運営委員会に委託して、区と協働で事業を実施しています。		
		計画	10	学童クラブ					
受益者負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	区民	委託	事業企画及び運営				

分析結果

方向性	継続	内容	自主事業は児童館を拠点とした地域づくりとなり、研修は職員が児童指導のスキルアップをするための大きな原動力となっており、今後も本事業を継続していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

48

区の個別計画

基本 目標	II	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	区立幼稚園の管理運営					
事業の 目的	区立幼稚園の園児が健康かつ健全に成長できるよう、幼児教育環境の充実を図るとともに、障害等により支援を要する園児の自立への支援を、関係機関と連携し行っていきます。						事業 概要	区立幼稚園の管理運営として、教材器具の充実や障害児保育の充実、園児の健康管理及び園の環境衛生、施設の維持管理等を行います。 幼稚園の規模 区立幼稚園数 15園 園児数定員 3歳児 187人 4歳児 420人 5歳児 450人				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	教育基本法、学校教育法、学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	管理運営(教材教具等の充実)			管理運営(障害児保育の充実)			管理運営(一般管理費)					
	保健衛生費(園医報酬)			保健衛生費(その他保健衛生費)								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	区立幼稚園に通園する園児の健康管理や、園児が健全に成長・発達するための教育教材の充実、安全配慮のための介護員の配置等の経費や園を維持するための管理運営等の経費の支出を目的とする事業のため、目標の設定等はないと見られます。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	23,888	23,064	20,493	67,445	
	特定財源	千円	50,281	54,005	46,369	150,655	
一般財源投入率		%	32.2	29.9	30.6	30.9	
事業経費		千円	74,169	77,069	66,862	218,100	
当初予算額(事業費)		千円	83,675	80,969	80,265	244,909	
執行率		%	88.6	95.2	83.3	89.1	
予算現額(事業費)		千円	83,678	80,969	80,265	244,912	
執行率		%	88.6	95.2	83.3	89.1	
担当する常勤職員		人	3.65	3.65	3.65	10.95	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	在園児からは入園料・保育料を徴収し、区立幼稚園の管理運営に充てています。また、幼稚園を利用する園児等が健全に発達・成長できるよう、幼児教育環境の充実に努めており、適切です。
手段の妥当性	適切	区民や保護者の区立幼稚園需要に対して、遊びを通じた健康な体と体力づくりや、集団保育による社会性や他人への思いやりの心を育むなど、幼稚園教育として適切なサービスを提供しており、適切です。
効果的効率的	適切	1学級あたりの定員について、3歳児は17人、4・5歳児は30人とし、国の基準である35人より少ない人数で幼児教育を行っています。それぞれの園児の状況を的確にとらえ、きめ細かな対応を行うにあたり、効果的かつ効率的です。
目的又は実績の評価	適切	区立幼稚園では、3歳児の定員の拡大やすべての園での3年保育の実施など、区民の幼稚園需要に対する検討及び適切な対応を行っています。
総合評価	適切	区立幼稚園の運営については、障害を持っている幼児の受入れや安全確保のための介護員の配置も含め、適切な幼児教育を提供しています。今後は、幼児教育環境の充実と質の向上に、更に取り組んでいきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区立幼稚園の園児が健康かつ健全に成長できるよう、引き続き幼児教育環境の充実に努めるとともに、障害等により支援を要する園児の自立への支援を、関係機関と連携し、継続していく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似・関連事業はなく、対象外です。特に障害児保育の充実については、区立幼稚園としての役割が必要な事業です。	受益者負担については、入園料・保育料を保護者に負担していただいています。今後は他区の受益者負担の動向も注視しながら、適切に取り組んでいきます。	本事業に類似・関連事業はなく、対象外です。特に障害児保育の充実については、区立幼稚園としての役割が必要な事業です。関係機関との連携強化が当該園児の支援の拡充に結びつくことになるため、どのような連携が可能かについて、検討していく必要があります。	

予算事業名	管理運営(教材教具等の充実)				事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 学校運営課
事業目的	区立幼稚園における教育教材等の充実により、園児の健全な成長と発達を図ります。				事業手段	区立幼稚園15園に通園する園児に対する教材教具の提供を行っています。(定員の内訳:3歳児187人、4歳児420人、5歳児450人) 原則午前9時～午後2時までの教育時間に教材を使った遊びや読み聞かせ等を行い、健全な発達と成長を目的とした幼児教育を実施しています。 また、観劇会を年1回開催し、3日間で5回の公演を行い園児の情操教育に努めています。(参加園の内訳:区立幼稚園14園、子ども園14園(私立子ども園4園含む)、私立幼稚園9園)		
	対象	区立幼稚園に通園する園児						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	教育基本法、学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	6,148	6,690	6,172	19,010	
	特定財源	千円	0	0	0	0	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	6,148	6,690	6,172	19,010	備考
事業費の主たる用途	①消耗品費 (積木、プールカバー等)	単価 千円	2,766	3,013	2,903	観劇会の運営経費 公演委託料、文化センター使用料	
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	2,766	3,013	2,903		8,682
	②備品購入費 (巧技台、プール)	単価 千円	576	636	927		
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	576	636	927		2,139
	③観劇会の運営経費	単価 千円	2,774	2,993	2,270		
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	2,774	2,993	2,270		8,037
当初予算額(B)		千円	7,892	7,771	7,380	23,043	
執行率(A/B×100)		%	77.9	86.1	83.6	82.5	
予算現額(C)		千円	7,892	7,066	7,327	22,285	
執行率(A/C×100)		%	77.9	94.7	84.2	85.3	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	区立幼稚園の管理運営	48 - 1	予算事業名	管理運営(教材教具等の充実)
-------	------------	--------	-------	----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 消耗品費(積木、プールカ バー等)	区立幼稚園	2,765,661円	17園	3,012,417円	16園	2,903,038円	15園
② 備品購入費(巧技台、プール)	区立幼稚園	576,450円	17園	635,920円	16園	926,392円	15園
③ 観劇会の運営経費	公私立幼稚園 子ども園	4公演	4,664人	4公演	5,126人	5公演	5,304人
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加	
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保がで きないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		園児に対する教材教具等の提供は、適切な保育を提供する上で必要不可欠であるため、今後も継 続して事業を実施していきます。							
類似 ・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	有 対象外				類似・関連事業については、目的が異なるため対象外です。 受益者負担については、現在、区立幼稚園に通う保護者に保育料(1人6,000円/月)及び入園料(1人1,500円)を負担していただいています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		観劇会について、幼児教育の一環としての水準を満たすよう演目や内容等について企画・準備し、事業運営していく必要があることから、協働にはなじみません。なお、幼児に情操教育を目的に幼児向け演目を実施するに当たっては、演目の種類や内容の豊富な民間事業者を活用することが効果的であり、今後もより良い演目の選定に努めていきます。				
	有 実施済	サービス利用料等	入園料、保育料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	教材教具の提供は、園児の創造性や感性を高め、人間形成には欠かせない幼児教育の補完的手段です。また、教育教材等の提供は、保護者の経済的な負担の軽減につながることから、今後も継続していく必要があります。また、観劇会の開催についても園児の健全な発達と成長に適した演目の選定に努め、幼児の情操教育に務めていきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業名	管理運営(障害児保育の充実)				事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 学校運営課
事業目的	障害等により支援を要する園児(以下「支援を要する園児」)に対する安全確保を目的に、介護員を配置しています。また、これら園児の発達と成長に応じ、関係機関と連携しながら本人の自立に向けた支援を行っていきます。				事業手段	支援を要する園児に対して介護員を配置し、また就園について判定する就園相談委員会を設置しています。 就園相談委員会は専門家や学校関係者、関係機関の職員等、計12人で構成され、当該園児のため観察会を実施し、就園について判定しています。 介護員については、学期ごとに観察会を設け、本人の発達と成長に応じて配置し、安全確保を目的としながら、教職員の指導の下で活動しています。		
対象	区立幼稚園に通園する園児							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	教育基本法、学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則、就園相談委員会設置要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	20,781	25,582	17,773	64,137		
	特定財源	千円	0	0	0	0		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円						
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0		
事業経費(A)		千円	20,781	25,582	17,773	64,137	備考	
事業費の主たる用途	介護員の雇い上げ	単価 千円	20,688	25,494	17,678	63,860	・対象園数 13園 ・介護員 延べ101人 ・対象園児数44人 介護員については区の臨時職員取扱要綱により月20日以内で1日6時間以内の雇用(雇用期間6か月以内) ・幼稚園の勤務時間 1日5時間(午前9時~午後2時まで) ・時間単価930円、交通費1日500円 ・就園相談委員会の開催 5回 ・観察会の開催 15回 ・研修会の開催 1回 ・介護員の健康診断(X線撮影) 27人	
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	20,688	25,494	17,678			
	就園相談委員会および観察会・研修会の経費	単価 千円	27	49	61	137		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	27	49	61			
	介護員の健康診断	単価 千円	68	40	35	143		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	68	40	35			
当初予算額(B)		千円	18,548	18,568	22,337	59,453		
執行率(A/B×100)		%	112.0	137.8	79.6	107.9		
予算現額(C)		千円	21,494	25,622	22,337	69,453		
執行率(A/C×100)		%	96.7	99.8	79.6	92.3		

担当する常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	2.10
担当する非常勤職員					

経常事業名	区立幼稚園の管理運営
-------	------------

48 - 2

予算事業名	管理運営(障害児保育の充実)
-------	----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 介護員の雇い上げ	支援を要する園児	65人	37人	101人	44人	90人	41人
② 就園相談委員会・観察会・研修会の経費	就園相談委員会の要綱に定める委員	18回	17園	21回	16園	24回	15園
③ 介護員の健康診断	教職員・介護員	67,620円	46人	39,630円	27人	34,776円	27人
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加	
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		公立幼稚園として、障害児保育の充実に取り組むことは、公的サービス機関としての役割であるため、今後も区が実施していく必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				障害等により支援を要する園児は、近年増加の傾向にあります。また、障害の種別の判定が難しい園児も多く、関係機関との連携や、発達と成長に応じた支援のあり方が課題となっています。特に、就学に向け、園児の自立を促す観点から、教職員、介護員、保護者の関わりと連携が重要です。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容		介護員配置のサービスについては、民間では受け入れることが難しい幼児を受け入れることも公立幼稚園に求められている役割であることから、通常教育の中で行われるサービスについて、新たな受益者負担はふさわしくありません。関係機関との協働については、それぞれの機関が個別に対応することが多く、各機関との連携のとれた支援を一貫して提供していくには課題もあり、今後の検討が必要です。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	有 検討中	その他	その他	関係機関からの情報提供・支援					

分析結果

方向性	継続	内容	障害等により支援を要する園児に対し、介護員を配置することで園児の安全を確保するとともに、発達と成長に応じた支援を各幼稚園の教育の中で行うことを目的としています。関係機関と連携し、園児や保護者、教諭等への適切なアドバイスができるよう専門家を配置することにより、自立を促すことのできる幼児教育に努めていきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート(施設管理)

48 - 3

経常事業名

区立幼稚園の管理運営

予算事業名	管理運営(一般管理費)			事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 学校運営課	
事業目的	区立幼稚園の運営に係る事務補助員の賃金、教職員の旅費、園で使用する備品や消耗品の更新費用などを計上し、区立幼稚園の円滑な運営を図っています。			設置目的	区立幼稚園及び区立幼稚園のつどいのへやの管理運営に要する経費を計上しています。			
事業手段	各幼稚園に月に10日間、事務補助員を配置(1人)するほか、各園の教職員の出張旅費を計上しています。また、各園の備品、消耗品の更新及び購入を行います。西戸山幼稚園については、つどいのへやの運営経費にも充てられています。			規模	○区立幼稚園 15園(40学級 定員1,057人 :戸塚第一幼稚園4歳児 定員30人を除く) ○つどいのへや 1園(西戸山幼稚園) 対象者 未就園児とその保護者 1部屋 利用日 火~金 11:30~16:30(祝日、年末年始を除く) 担当職員 2人 ○主な事業内容 ・子育て中の親子の交流の場 ・絵本の読み聞かせ、子育て相談、講習会等			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治		<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治			
根拠法令等	学校教育法、学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健衛生安全法施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	
	特定財源	千円	50,281	54,005	46,369	150,655	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円	48,186	50,412	39,763	138,361	
	国・都支出金	千円	2,095	3,373	6,606	12,074	
	その他収入	千円		220		220	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	35,877	33,982	32,705	102,564	備考
事業費の主たる用途	①事務補助員の賃金	単価 千円	9,561	9,619	9,062	事務補助員の賃金(15園延べ183人) 5,580円/日、交通費500円/日 西戸山幼稚園つどいのへや事業 子育て講座講習21回、つどいのへや利用延べ人数1,508人	
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	9,561	9,619	9,062		28,242
	②不動産賃借料	単価 千円	4,996	4,140	4,140		
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	4,996	4,140	4,140		13,276
	③つどいのへや事業	単価 千円	252	335	350		
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	252	335	350		937
当初予算額(B)		千円	45,152	42,627	39,778	127,557	
執行率(A/B×100)		%	79.5	79.7	82.2	80.4	
予算現額(C)		千円	42,206	36,276	39,823	118,305	
執行率(A/C×100)		%	85.0	93.7	82.1	86.7	

担当する常勤職員	人	2.40	2.40	2.40	7.20
担当する非常勤職員					

経常事業名	区立幼稚園の管理運営	(施設管理) 48 - 3	予算事業名	管理運営(一般管理費)
-------	------------	------------------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 事務補助員の賃金	区立幼稚園	9,560,020円	17園	9,618,340円	16園	9,061,314円	15園
② 不動産賃借料	西戸山外1件	4,995,355円	2園	4,139,247円	2園	4,139,247円	2園
③ つどいのへや事業	西戸山幼稚園	1,376人	1園	1,508人	1園	1,147人	1園
④ 備品等の更新経費	区立幼稚園	4,155,886円	16園	4,112,214円	16園	3,501,129円	15園

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加		増加
	②	増加	④	増加	②	増加	④	増加		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区が設置した区立幼稚園について、運営上の経費については区が責任を持つ必要があるため、今後も区が経費を負担する必要があります。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					区立幼稚園の管理運営について、教職員や園児の環境衛生や建物の安全管理を確保していくことは、幼稚園の設置者としての責務であり、これらの経費を区が負担することは適切です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			幼稚園の施設を利用し、当該園児が幼児教育サービスを受け、保護者が保育料を負担することは、受益者負担として適切です。今後、他区の受益者負担の動向を注視し、適切な受益者負担に努めていきます。				
	有 実施済	サービス利用料等	区立幼稚園の施設管理や運営経費							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			本事業の性質上、協働にはなじみません。			
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	電気・ガスについては、円安等の影響や原油価格の取引状況により料金が上がる傾向にあるため、特に電力を要する季節については、より一層の節電と対策に努めていきます。 また、備品や消耗品についても無駄のないように使用するとともに、備品も丁寧に使用することを心掛けていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業名	保健衛生費(園医報酬)				事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 学校運営課
事業目的	学校保健安全法に基づき、園医・歯科医・薬剤師等を非常勤で任用することにより、区立幼稚園の園児に対する健康管理及び園の環境衛生の保持・改善を図ります。				事業手段	学校保健安全法の規定により幼稚園に置くことが定められている園医、歯科医及び薬剤師を委嘱するとともに、月額報酬を支払います。 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園における健康相談、健康診断、環境衛生検査等を実施するほか、園児の健康管理に関する専門的事項に関する指導に従事する非常勤公務員です。上記の職務に従事するため、必要に応じ各園に勤務します。		
対象	区立幼稚園に通園する園児					区立幼稚園15園:内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、歯科医、薬剤師 各15人		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則、新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	9,792	9,216	8,640	27,648	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	9,792	9,216	8,640	27,648	備考
事業費の主たる使途	①医師(内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医)報酬	単価 円	診療科目別報酬	診療科目別報酬	診療科目別報酬		区立幼稚園の園数 24年度17園 25年度16園 26年度15園 各園 内科医1人、眼科医1人、耳鼻咽喉科医1人、歯科医師1人、薬剤師1人
		数量 人	51	48	45	144	
		計 千円	6,528	6,144	5,760	18,432	
	②歯科医師報酬	単価 千円	121	121	121		
		数量 人	17	16	15	48	
		計 千円	2,060	1,939	1,818	5,818	
	③薬剤師報酬	単価 千円	71	71	71		
		数量 人	17	16	15	48	
		計 千円	1,204	1,133	1,062	3,398	
当初予算額(B)		千円	9,934	9,934	8,782	28,650	
執行率(A/B×100)		%	98.6	92.8	98.4	96.5	
予算現額(C)		千円	9,934	9,934	8,782	28,650	
執行率(A/C×100)		%	98.6	92.8	98.4	96.5	

担当する常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.15
担当する非常勤職員					

経常事業名	区立幼稚園の管理運営
-------	------------

48 - 4

予算事業名	保健衛生費(園医報酬)
-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 委嘱及び報酬の支払い	園医	17園	51人	16園	48人	15園	45人
② 委嘱及び報酬の支払い	歯科医師	17園	17人	16園	16人	15園	15人
③ 委嘱及び報酬の支払い	薬剤師	17園	17人	16園	16人	15園	15人
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		園医、園歯科医師、園薬剤師は学校保健安全法により設置が義務付けられているため、今後も区で運営する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				連携、類似事業は存在しないため、整理・統合については対象外です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		法律で義務付けられた園医、園歯科医師、園薬剤師を配置することは、幼稚園設置者の責務であり、受益者負担にはなじみません。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		連携については、毎年度、小・中学校と合わせて、医師会、歯科医師会、薬剤師会にそれぞれの医師等の推薦を依頼しています。年度途中に交代する場合についても各医師会等に推薦を依頼しています。			
	無 実施済	その他	その他	医師、歯科医師、薬剤師の推薦					

分析結果

方向性	継続	内容	学校保健安全法により園医、歯科医、薬剤師の配置が義務付けられており、今後も医師会、歯科医師会、薬剤師会と協働して園医、園歯科医、園薬剤師を区立幼稚園に継続して配置していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算 事業名	保健衛生費(その他保健衛生費)				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 学校運営 課
事業 目的	区立幼稚園の園児又は入園予定の幼児に対して、健康診断及び検診をすることで、病気の予防や健康管理を増進するとともに、検診器具の衛生管理により園の保健衛生を図ります。また、区立幼稚園の環境衛生のための検査を実施し、園児や教職員の健康管理を図ります。				事業 手段	区立幼稚園:15園、園児定数1,057人 ・内科医による新入園児の健康診断 ・プールの衛生管理 ・在園児対象の寄生虫検査 ・検診器具の滅菌消毒 ・腎臓検診(一次、二次、三次) ・幼稚園における空気中の科学物質検査		
	対象	区立幼稚園に通園する園児						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	教育基本法、学校教育法、学校保健安全法、学校保健安全法施行令、学校保健安全法施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	1,571	1,599	1,572	4,741	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,571	1,599	1,572	4,741	備考
事業 費の 主たる 用途	①新入園児の内科健康診断	単価 千円	27	27	27		平成25年度の入園児健康診断については、平成26年度より東戸山幼稚園が廃園のため15園となっています。
		数量 人	17	15	15	47	
		計 千円	452	399	399	1,250	
	②委託料 (寄生虫卵検査及び腎臓検診、検査機器の滅菌委託等)	単価 千円	527	599	587		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	527	599	587	1,713	
	③消耗品費 (プールの衛生管理等)	単価 千円	253	257	243		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	253	257	243	753	
当初予算額(B)		千円	2,149	2,069	1,988	6,206	
執行率(A/B×100)		%	73.1	77.3	79.1	76.4	
予算現額(C)		千円	2,152	2,071	1,996	6,219	
執行率(A/C×100)		%	73.0	77.2	78.8	76.2	

担当する常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	区立幼稚園の管理運営
-------	------------

48 - 5

予算事業名	保健衛生費(その他保健衛生費)
-------	-----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 内科医による新入園児の健康診断	新入園児	452,200円	17園	399,000円	15園	399,000円	15園
② 委託料(寄生虫検査、腎臓検査及びび検査機器の滅菌消毒等)	在園児	527,073円	17園	599,005円	16園	586,287円	15園
③ 消耗品費(プールの運営管理等)	在園児	253,007円	17園	256,864円	16園	243,030円	15園
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加		増加
	②	増加	④		②	増加	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区立幼稚園の園児に対する健康管理は、学校保健安全法で設置者に義務付けられている責務です。今後も区が実施していく必要があります。								
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	無	対象外					本事業に類似・関連事業は存在せず、連携・統合については対象外です。			
受益者負担	状況		分類		主たる内容					
	無	対象外			学校保健安全法により、区立幼稚園の園児の健康管理は幼稚園の設置者の責務とされており、受益者負担については対象外です。					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	有	実施済	その他	その他	医師会等による内科医等の推薦 協働については、医師会や薬剤師会の協力を得て、新入園児の健康診断や夏季のプール使用のための衛生管理を、薬剤師会を通じて薬剤師に依頼しています。					

分析結果

方向性	継続	内容	園児に対する健康管理は幼稚園設置者としての区の責務であり、今後も必要な事業です。なお、寄生虫検査については、衛生状況の向上に伴い、平成28年度から廃止が決定されています。今後は、どのような検査内容や項目について衛生管理を実施することが、より園児の健康の増進につながるか、検討していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

49

区の個別計画

基本 目標	II	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	私立幼稚園の振興				
事業の 目的	区内私立幼稚園に対して教職員の研修等及び預かり保育の実施について助成し、預かり保育受入れ枠を確保するとともに、質の高い幼児教育提供を支援します。また、都の委任に基づき、私立幼稚園の許認可等の事務を行います。						事業 概要	私立幼稚園に対する指導監督、私立幼稚園教職員の資質向上のための研修への支援として私立幼稚園協議会への事業助成及び預かり保育を実施する私立幼稚園設置者への支援を行います。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治						
根拠 法令 等	学校教育法、私立学校法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱、新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	指導監督事務			私立幼稚園協議会への事業助成			私立幼稚園預かり保育推進助成				

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
預かり保育利用園児数	区内私立幼稚園における預かり保育を利用する園児の年間延べ人数	40,000人	60,000人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	3,475	3,530	3,580	10,585	
	特定財源	千円	112	98	39	249	
一般財源投入率		%	96.9	97.3	98.9	97.7	
事業経費		千円	3,587	3,628	3,619	10,834	
当初予算額（事業費）		千円	4,292	4,292	4,363	12,947	
執行率		%	83.6	84.5	82.9	83.7	
予算現額（事業費）		千円	4,292	4,292	4,363	12,947	
執行率		%	83.6	84.5	82.9	83.7	
担当する常勤職員		人	0.5	0.5	0.5	1.50	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	認可等の指導監督事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区に権限が委任されているため、区が行うことは適切です。 幼稚園における預かり保育に関しては、現在区立幼稚園では実施していません。このため、預かり保育の需要に対応している私立幼稚園に助成し、利用枠を確保するとともに、利用者負担の軽減を図っていくことは、区が果たすべき重要な役割です。また、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けられる環境整備を図る観点から、区内私立幼稚園教職員の研修費を助成し、その資質向上を図ることも区が果たすべき役割であり、適切です。
手段の妥当性	適切	近年、区民のライフスタイルの変化、特に、多様な働き方が可能となったことにより幼稚園での預かり保育の需要が高まっています。こうした需要に対応していくため、預かり保育を実施している私立幼稚園に補助金を交付し、預かり保育事業の充実を図っていくことは、区民ニーズへの対応として適切です。また、区内私立幼稚園教職員の資質向上をサポートすることも、幼児教育の重要性の観点から、同じく区民ニーズに対する適切な対応です。
効果的効率的	改善が必要	預かり保育を含めた幼稚園需要については、区立幼稚園だけではなく私立幼稚園と共に対応していく必要があります。このため、区立幼稚園で預かり保育を実施するとともに、私立幼稚園が実施している預かり保育に対し補助金交付による助成を行い、利用者の受入れ枠の拡大を図ることは、効果的な手段です。 今後は、「新宿区次世代育成支援計画」に示された幼稚園に対する将来的な需要に対応していくため、補助金対象事業の拡大等の検討が必要です。
目的又は実績の評価	適切	現在、幼稚園における預かり保育需要については、大部分を私立幼稚園が対応しています。このため、預かり保育実施経費の一部を区が助成することは、預かり保育の受入れ枠の確保という観点から適切だと評価します。今後は、「新宿区次世代育成支援計画」に基づき、将来的な預かり保育等の需要増に対応していく必要があります。
総合評価	改善が必要	預かり保育の将来的な需要増については、公私立幼稚園が密接な連携により対応していくことが必要です。このため、私立幼稚園における預かり保育の利用枠拡大を目指し、新たな助成制度を構築していくことが急務です。 また、幼稚園利用者の約3割が区内私立幼稚園を利用していることから、より質の高い幼児教育の提供を確保するため、新たな支援について検討する必要があります。

改革・改善

事業の方向性	拡大	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	認可等の指導監督事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区に権限が委任されているため、今後も実施していく必要があります。 将来的な幼稚園需要に対応し、質の高い幼児教育を提供していくためには、区立幼稚園はもとより、私立幼稚園が今後も重要な役割を担っていくことが期待されます。このため、預かり保育の実施日数や実施時間の補助金区分を細分化し、実施日数等の拡大に応じて補助金交付額を増額するなど、私立幼稚園における預かり保育の受入れ枠拡大を図っていく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業は対象が区内私立幼稚園に限定されており、類似事業はありません。	区内私立幼稚園に対する許認可事務及び助成事業であり、受益者負担の考え方になじみません。	許認可事務及び補助金の交付という事業の性質上、協働にはなじまず、対象外です。	

予算事業名	指導監督事務				事業開始	平成 12 年度	所管	教育委員会事務局 学校運営 課
事業目的	法令に基づき区内私立幼稚園に対する指導監督を行い、適正な幼稚園運営を確保することにより、幼児教育の質の維持を図ります。				事業手段	私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更の認可並びに各種届出の受理等を行っています。		
	対象	区内私立幼稚園						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	学校教育法、私立学校法 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	
	特定財源	千円	112	98	39	249	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	112	98	39	249	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	112	98	39	249	備考
事業費の主たる使途	① 役員費 郵便料	単価 円	120	120	120		
		数量	930	820	325	2,075	
		計 円	111,600	98,400	39,000	249,000	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	112	112	183	407	
執行率(A/B×100)		%	100.0	87.5	21.3	61.2	
予算現額(C)		千円	112	112	183	407	
執行率(A/C×100)		%	100.0	87.5	21.3	61.2	

担当する常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	私立幼稚園の振興	49 - 1	予算事業名	指導監督事務
-------	----------	--------	-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 園則変更の認可、教職員の採用・解職届の受理等	区内私立幼稚園	16件	10園	18件	10園	10件	9園
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			
	②		④		②		④		横ばい	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更の認可並びに各種届出は都委任事務であるため、今後も区が実施していきます。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				本事業は対象が区内私立幼稚園に限定されており、類似事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担については、許認可事務であるため、事業の性質上、対象外です。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			協働については、許認可事務であるため、事業の性質上、対象外です。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更等の各種届出に係る事務は都委任事業であるため、今後も継続していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

49 - 2

経常事業名 私立幼稚園の振興

予算事業名	私立幼稚園協議会への事業助成				事業開始	平成 18 年度	所管	教育委員会事務局 学校運営 課
補助目的	私立幼稚園の教職員の研修に対する支援を通じて、教職員の資質向上を図ります。				補助概要	私立幼稚園協議会の教職員に対し、研修会を開催した場合に、研修経費を3/4以内で交付しています。(限度額90万円)		
補助対象	新宿区私立幼稚園協議会				補助対象費用名等	① 幼稚園振興費		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		②		
根拠法令等	新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱					③ その他:		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	900	900	900	2,700	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	900	900	900	2,700	備考
事業費の主たる使途	①負担金補助及び交付金その他補助金	単価 千円	900	900	900		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	900	900	900	2,700	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	900	900	900	2,700	
執行率(A/B×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
予算現額(C)		千円	900	900	900	2,700	
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	利用者の自己負担額(1回)		円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	私立幼稚園の振興	(補助金等) 49 - 2	予算事業名	私立幼稚園協議会への事業助成
-------	----------	------------------	-------	----------------

補助率等（算出根拠）

① 幼稚園振興費	②	③
講師謝礼、教材費、会場使用料等教職員の研修実施に要する経費の3/4以内かつ限度額90万円		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 教職員の研修に対する補助	新宿区私立幼稚園連合会	275人	1団体	202人	1団体	459人	1団体
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	確定払	選定方法	指定
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		幼児教育の意義や私立幼稚園が幼児教育の提供に果たす役割の重要性の観点から、今後も区が実施していく必要があります。						
類似・関連事業	状況		番号	事業名	理由・課題			
	無	対象外			本事業は対象が区内私立幼稚園で構成する新宿区私立幼稚園連合会に限定されており、類似事業はありません。			
受益者負担	状況		分類	主たる内容				
	無	対象外		事業助成という性質上、受益者負担の対象外です。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	無	対象外			新宿区私立幼稚園協議会が実施する研修等の経費を助成することが事業目的であり、事業協力等にはなじまず、対象外です。			

分析結果

方向性	継続	内容	私立幼稚園の教職員の資質向上は、園児に対して質の高い幼児教育を行っていく上で必要であり、今後も本事業を継続していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

49 - 3

経常事業名 私立幼稚園の振興

予算事業名	私立幼稚園預かり保育推進助成				事業開始	平成 22 年度	所管	教育委員会事務局 学校運営 課	
補助目的	私立幼稚園における預かり保育の実施に要する経費に対し助成することで、子育て支援事業の充実を図ります。				補助概要	通常期に週4日以上かつ1日2時間以上、各休業期で定めた日数以上かつ1日4時間以上の預かり保育を専任職員を配置して実施する場合に、限度額内でその経費を助成しています。			
補助対象	【要件又は対象】 区内私立幼稚園設置者					補助対象費用名等	① 預かり保育の補助事業費		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治			② ③ その他:		
根拠法令等	新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	2,576	2,630	2,680	7,886	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	2,576	2,630	2,680	7,886	備考
事業費の主たる使途	①負担金補助及び交付金その他補助金	単価 千円	2,576	2,630	2,680		
		数量 園	7	7	7	21	
		計 千円	18,032	18,410	18,760	55,202	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	3,280	3,280	3,280	9,840	
執行率(A/B×100)		%	78.5	80.2	81.7	80.1	
予算現額(C)		千円	3,280	3,280	3,280	9,840	
執行率(A/C×100)		%	78.5	80.2	81.7	80.1	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	私立幼稚園の振興	(補助金等) 49 - 3	予算事業名	私立幼稚園預かり保育推進助成
-------	----------	------------------	-------	----------------

補助率等（算出根拠）

① 預かり保育の補助事業費	②	③
通常期に週4日以上かつ1日2時間以上、各休業期で定めた日数以上かつ1日4時間以上の預かり保育を専任職員を配置して実施した場合の person 費に対し、新宿区が定めた限度額内		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 預かり保育の補助事業費の助成	私立幼稚園	2,567,000円	7園	2,630,000円	7園	2,680,000	7園
②							
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法			
	①	増加	①	増加			増加	確定払	選定方法	指定
	②		②						(公募の場合)	
	③		③						外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域			
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正			
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		預かり保育について私立幼稚園が果たす役割の重要性の観点から、今後も区が実施していきます。								
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	無	対象外					本事業は対象が区内私立幼稚園の預かり保育実施経費に限定されており、類似事業はありません。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容					
	無	対象外			区内私立幼稚園設置者に対する補助金を交付する事業であり、その性質上、受益者負担の対象外です。					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外			本事業は区内私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付するものであり、その性質上、協働の対象外です。					

分析結果

方向性	拡大	内容	近年、区民のライフスタイルの変化、特に、多様な働き方が可能となったことにより、幼稚園での預かり保育の需要が高まっています。また、「新宿区次世代育成支援計画」にも、幼稚園での預かり保育に対する需要の増加が示されています。こうした状況を踏まえ、預かり保育についての将来的な需要に対応していくため、補助金対象事業の拡大等について検討していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

50

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	私立幼稚園保護者への補助			
事業の 目的	区内在住で私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園利用に限る。以下、「私立幼稚園等」)を利用している保護者のうち要件に該当する世帯に対し、入園料・保育料の補助を行います。これにより、私立幼稚園を利用する保護者の経済的負担を軽減し、保護者の選択肢の幅を広げることを目的としています。					事業 概要	私立幼稚園等を利用する保護者に対し、以下の補助金を交付しています。 【就園奨励費補助金】利用者世帯の所得に応じて交付する補助金です。ただし、小学校3年生以下の兄弟がいる世帯は所得制限を撤廃し、第2子にかかる経済的負担を半額に、第3子以降について無償となるよう補助金を交付しています。国の制度に基づいています。 【入園料補助金】入園料に対する補助金です。所得制限はありませんが、8万円を上限としています。区独自の制度です。 【保育料補助金】利用者世帯の所得に応じて交付する補助金です。都の補助金と区独自の補助金をあわせて交付しています。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治			実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金
根拠 法令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 ・私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 ・新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金交付要綱 ・新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 									
予算 事業	就園奨励費補助金		保護者負担軽減補助金							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
私立幼稚園利用者への周知	区内外の私立幼稚園等約80園の利用者に対する直接周知	年2回	年4回
備考	本事業における成果指標としては、区内に在住する就学前子どもにおける幼稚園利用率が考えられます。しかし、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の利用者は原則的に本事業による補助金の交付対象外となります。新制度に移行することを選択した私立幼稚園の利用者についても同様です。このため、本事業の効果指標として幼稚園利用率を設定することは困難です。よって、上記の活動指標のみの設定となります。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	286,016	296,378	327,421	909,815	
	特定財源	千円	37,693	37,555	49,765	125,013	
一般財源投入率		%	88.4	88.8	86.8	87.9	
事業経費		千円	323,709	333,933	377,186	1,034,828	
当初予算額(事業費)		千円	330,905	345,588	351,554	1,028,047	
執行率		%	97.8	96.6	107.3	100.7	
予算現額(事業費)		千円	330,905	345,588	400,502	1,076,995	
執行率		%	97.8	96.6	94.2	96.1	
担当する常勤職員		人	1.00	1.00	1.00	3.00	
担当する非常勤職員							

経常事業	50
------	----

所属部	教育委員会事務局	所管課	学校運営課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育は、普遍的かつ重要な役割を担っており、すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備が重要です。このため、世帯の所得に応じて補助金を交付し、幼児教育を受ける際の保護者の選択肢の幅を広げていくことは区が果たすべき重要な責務です。
手段の妥当性	適切	幼児教育を受けるに当たり私立幼稚園等の利用を選択した場合、区立幼稚園を利用する場合と比較すると、通常、保護者の負担額に相当の差が生じます。このため、世帯所得に応じた補助金を交付することにより保護者の経済的負担を軽減することは、幼児教育の意義や区民ニーズの観点から適切です。
効果的 効率的	適切	世帯所得に応じた補助金を交付することにより保護者の経済的負担を軽減することは、幼児教育を受ける際の保護者の選択肢の幅を広げるために非常に効果的であると評価します。 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行するか否かは各私立幼稚園等が決定し、新制度に移行し施設型給付の対象となった私立幼稚園や認定こども園(特定教育・保育施設)の利用者については、原則的に本事業の交付対象外となります。したがって、今後本事業による補助交付決定数及び交付額は減少していくものと考えられます。
目的又は実績の評価	適切	補助交付決定数は、平成24年度が1,435人、平成25年度が1,450人、平成26年度が1,539人と、年々増加傾向にあります。この結果、就学前の子どものための施設利用にあたり、保護者の選択の幅を広げることができており、適切と評価します。
総合評価	適切	現在、国は幼児教育の無償化を推進していますが、現段階では、国の制度で無償とされているのは、生活保護等受給世帯と小学校3年生までの兄・姉がいる第3子に限られています。しかし、新宿区では、都と区による独自の補助金制度により第1子は世帯年収がおよそ360万円まで、第2子はおよそ1,000万円まで、第3子以降はすべて無償化を実現しています。 このような国の動きに先駆けた補助金制度の現況や本事業の利用者数を踏まえ、本事業は適切に実施されていると判断します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備のため、本事業は今後も実施していく必要があります。 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行するか否かは各私立幼稚園等が決定します。新制度に移行し施設型給付の対象となった私立幼稚園や認定こども園(特定教育・保育施設)の利用者については、原則的に本事業による補助金の交付対象外となります。このため、国が定める特定教育・保育施設の利用者負担額の上限が引下げられた場合、それに合わせて本事業による補助金の額を改定するなど、特定教育・保育施設と新制度に移行しない私立幼稚園等の利用者相互の経済的負担額について、均衡を図っていく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業については、類似の事業が存在せず、対象外です。	本事業は私立幼稚園等の利用者に対し、原則的に世帯所得に応じて私立幼稚園に支払う保育料を限度として補助金を交付する事業であるため、その性質上、受益者負担の考え方にはなじみません。	本事業は私立幼稚園等の利用者に対し補助金を交付する事業であるため、その性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート(補助金等)

50 - 1

経常事業名

私立幼稚園保護者への補助

予算 事業名	就園奨励費補助金				事業 開始	昭和 47 年度	所管	教育委員会事務局 学校運営 課
補助 目的	幼児教育の振興に資することを目的に私立幼稚園を利用する保護者に対し、世帯の所得に応じて経済的負担の軽減を図っています。また、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図っています。				補助 概要	利用者世帯の所得に応じて交付する補助金です。ただし、小学校3年生以下の兄弟がいる世帯は所得制限を撤廃し、第2子にかかる経済的負担を半額に、第3子以降について無償となるよう補助金を交付しています(国の制度に基づいています。)		
補助 対象	私立幼稚園を利用する区民(所得制限あり)				補助 対象 費用 名等	① 就園奨励費補助金		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		②		
根拠 法令等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱					③ その他:		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財 源 内 訳	一般財源	千円	58,375	59,719	92,812	210,906	就園奨励費補助金 1/4×圧縮率(平成25年度実績 は73%)
	特定財源	千円	11,314	10,915	23,284	45,513	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	11,314	10,915	23,284	45,513	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	83.8	84.5	79.9	82.3	
事業経費(A)		千円	69,689	70,634	116,096	256,419	備考
事 業 費 の 主 た る 使 途	①補助金交付	単価 千円	115	120	135		
		数量 人	607	588	861	2,056	
		計 千円	69,805	70,560	116,235	256,600	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	65,603	72,370	77,586	215,559	
執行率(A/B×100)		%	106.2	97.6	149.6	119.0	
予算現額(C)		千円	71,317	72,370	126,534	270,221	
執行率(A/C×100)		%	97.7	97.6	91.8	94.9	

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	1.50
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	私立幼稚園保護者への補助	(補助金等) 50 - 1	予算事業名	就園奨励費補助金
-------	--------------	------------------	-------	----------

補助率等（算出根拠）

① 就園奨励費補助金	②	③
私立幼稚園に納めた保育料が補助限度額です。補助金額が納めた保育料の金額を上回る場合は、減額調整を行います。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 就園奨励費補助金	私立幼稚園等園児とその保護者	69園	607人	69園	588人	73園	867人
②							
③							

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測		支出方法		選定方法	
	①	減少	①	減少	減少	確定払	選定方法	公募		
	②		②				(公募の場合)			
	③		③				外部審査委員	無		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域		現在の活動領域		
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小		適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備を推進する観点から、今後も区が実施していく必要があります。								
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	有	連携・統合済	経常	50-2	私立幼稚園保護者への補助		保育料に対する補助は、保護者が私立幼稚園等に納付した保育料を補助上限とするため、両制度の補助金を連携させて減額調整をします。			
受益者負担	状況		分類		主たる内容					
	無	対象外			本事業は私立幼稚園を利用する保護者に対して補助金を交付する事業であるため、受益者負担の考え方にはなじみません。					
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	有	対象外			本事業は私立幼稚園を利用する保護者に対して補助金を交付する事業であるため、事業の性質上、協働の対象外です。					

分析結果

方向性	継続	内容	すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備のため、本事業は今後も実施していく必要があります。 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行するか否かは各私立幼稚園等が決定します。新制度に移行し施設型給付の対象となった私立幼稚園や認定こども園(特定教育・保育施設)の利用者については、原則的に本事業による補助金の交付対象外となります。このため、国が定める特定教育・保育施設の利用者負担額の上限が引下げられた場合、それに合わせて本事業による補助金の額を改定するなど、特定教育・保育施設と新制度に移行しない私立幼稚園等の利用者相互の経済的負担額について、均衡を図っていく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

50 - 2

経常事業名 私立幼稚園保護者への補助

予算 事業名	保護者負担軽減補助金				事業 開始	昭和 47 年度	所管	教育委員会事務局 学校運営 課
補助 目的	幼稚園教育の振興に資することを目的とし、私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園利用に限る。以下、「私立幼稚園等」)を利用する保護者に対し、世帯所得に応じて経済的負担の軽減を図っています。また、公・私立間の保護者負担の格差是正を図っています。				補助 概要	【入園料補助金】入園料に対する補助金です。所得制限はありませんが、8万円を上限としています。(区独自の制度です。) 【保育料補助金】利用者世帯の所得に応じて交付する補助金です。都の補助金と区独自の補助金をあわせて交付しています。		
補助 対象	私立幼稚園等を利用する区民(所得制限あり)				補助 対象 費用 名等	① 入園料補助金		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		② 保育料補助金		
根拠 法令等	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・私立幼稚園等園児保護者保育料並びに入園料補助金交付要綱					③ その他:		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財 源 内 訳	一般財源	千円	227,640	236,659	234,609	698,908	東京都基準で補助率10/10	
	特定財源	千円	26,378	26,640	26,481	79,499		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	26,378	26,640	26,481	79,499		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	89.6	89.9	89.9	89.8		
事業経費(A)		千円	254,018	263,299	261,090	778,407	備考	
事 業 費 の 主 た る 使 途	①補助金交付	単価 円	191,806	196,648	190,576	/		
		数量 人	1,325	1,339	1,370			4,034
		計 円	254,142,950	263,311,672	261,089,120			778,543,742
	②	単価 千円				/		
		数量						
		計 千円						
	③	単価 千円				/		
		数量						
		計 千円						
当初予算額(B)		千円	265,302	273,218	273,968	812,488		
執行率(A/B×100)		%	95.7	96.4	95.3	95.8		
予算現額(C)		千円	259,588	273,218	273,968	806,774		
執行率(A/C×100)		%	97.9	96.4	95.3	96.5		

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	1.50
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	利用者の自己負担額(1回)		円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	私立幼稚園保護者への補助	(補助金等) 50 - 2	予算事業名	保護者負担軽減補助金
-------	--------------	------------------	-------	------------

補助率等（算出根拠）

① 入園料補助金	② 保育料補助金	③
私立幼稚園等に納めた入園料の額が上限です。なお、入園料が8万円を超える場合は8万円が限度です。	私立幼稚園等に納めた保育料が補助限度額です。補助金額が納めた保育料の金額を上回る場合は、補助金額の減額調整を行います。	

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 私立幼稚園等園保育料及び入園料補助金	私立幼稚園等を利用する保護者	69園	1,325人	69園	1,339人	73園	1,370人
②							
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法		
	①	減少	①	減少	減少		確定払	選定方法	公募
	②		②					(公募の場合)	
	③		③					外部審査委員	無
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域		現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正		
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備を推進する観点から、今後も区が実施していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題			
	有	連携・統合 済	経常	50-1	就園奨励費補助金	保育料に対する補助は、保護者が私立幼稚園等に納付した保育料を補助上限とするため、両制度の補助金を連携させて減額調整をします。			
受益者 負担	状況		分類		主たる内容	本事業は私立幼稚園等を利用する保護者に対して補助金を交付する事業であるため、受益者負担の考え方にはなじみません。			
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割	本事業は私立幼稚園等を利用する保護者に対して補助金を交付する事業であるため、その性質上、協働の対象外です。			
	有	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	すべての子どもが保護者の所得に関わらず質の高い幼児教育を受けられる環境整備のため、本事業は今後も実施していく必要があります。 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行するか否かは各私立幼稚園等が決定します。新制度に移行し施設型給付の対象となった私立幼稚園や認定こども園(特定教育・保育施設)の利用者については、原則的に本事業による補助金の交付対象外となります。このため、国が定める特定教育・保育施設の利用者負担額の上限が引下げられた場合、それに合わせて本事業による補助金の額を改定するなど、特定教育・保育施設と新制度に移行しない私立幼稚園等の利用者相互の経済的負担額について、均衡を図っていく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

58

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	次世代育成協議会の運営								
事業の 目的	<p>「次世代育成協議会」は、「新宿区次世代育成協議会条例」に基づく区長の附属機関です。 同協議会は、区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置しています。 同協議会では、次世代育成支援施策に関する重要な事項について協議するとともに、次世代育成支援施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べる事ができます。</p>						事業 概要	<p>左記の事業目的を達成するため、以下の概要で次世代育成協議会を開催しました。</p> <p>1 開催回数 (1) 協議会(全体会) 年3回 (2) 部会(1~2部会) 年3回~6回(延べ)</p> <p>2 構成委員43名(区長を除く) ・学識経験を有する者 3人 ・公募区民 3人 ・地域活動団体の代表 20人 ・教育関係者又は児童福祉関係者 8人 ・事業主 1人 ・労働組合員 1人 ・関係行政機関の職員 7人</p> <p>3 委員の任期 2年</p>							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	<p>次世代育成支援対策推進法第21条 地方青少年問題協議会法第1条 新宿区次世代育成協議会条例</p>						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	次世代育成協議会の運営														

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,826	1,838	2,303	5,967	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,826	1,838	2,303	5,967	
当初予算額(事業費)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率		%	83.7	84.3	86.2	84.8	
予算現額(事業費)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率		%	83.7	84.3	86.2	84.8	
担当する常勤職員		人	0.50	0.50	0.50	1.50	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	新宿区次世代育成協議会は、新宿区次世代育成協議会条例により設置された区長の附属機関です。次世代育成支援に関わる様々な関係者が一堂に会して区の施策について検討するとともに、お互いの情報共有を図ることは、有意義なことであり適切です。
有効性	適切	次世代育成協議会を構成する委員は、学識経験者、公募区民、地域活動団体、事業主、労働組合員、関係行政機関など多分野に渡っており、様々な立場から意見を聞くことができるため、次世代育成支援施策の実施に効果を上げています。
効率性	適切	区長をはじめとした44名の委員が参加する全体会としての会議を年3回程度開催し、区の次世代育成支援施策全般に関する検討やお互いの情報共有を図るほか、年度ごとにテーマを絞った部会を設置し、専門的な見地から少人数で検討することにより、更に議論を深めることができ、効果的かつ効率的です。
総合評価	適切	平成17年度に新宿区次世代育成協議会条例により、区長の附属機関として新宿区次世代育成協議会を設置し、区の次世代育成支援施策に関する様々な意見や提言を区に対して行ってきました。また、新宿区次世代育成支援計画の進行管理を行うとともに、第2期(平成22年度～平成26年度)及び第3期(平成27年度～平成31年度)の同計画の策定作業を行いました。 区は、今後も同協議会を運営することにより、区民が安心して住み続けることができる環境を確保するとともに、さらに「子育てしやすいまち新宿」の実現に取り組んでいきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度に向け、子ども・子育て支援法第77条では、区市町村は、条例により、地方版子ども・子育て会議を設置する旨の努力義務が規定されました。区では、この規定を受け、平成25年度及び平成26年度については、次世代育成協議会を「地方版子ども・子育て会議」として位置付けるとともに、新制度に向けた具体的な検討を行ってきました。 しかし、平成27年4月からは、地域型保育事業の認可や、教育・保育施設の定員の確認、保育施設等のニーズ量及びその確保方策を定めている「子ども・子育て支援事業計画」の見直し作業等、子ども・子育て会議に求められる機能はより専門的になるとともに機動性も求められることとなります。そこで、平成27年4月から子ども・子育て会議は次世代育成協議会とは別に新たに設置し、次世代育成協議会は、子ども・子育て会議が担う部分を除く次世代育成支援全般について所掌することとします。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	条例に基づく区長の附属機関であり、類似・関連事業はありません。 なお、同協議会は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の機能と、地方青少年問題協議会法第1条に基づく「地方青少年問題協議会」としての機能を合わせ持っています。 また、平成25年度及び26年度は、子ども・子育て支援法第77条に基づく「地方版子ども・子育て会議」としても位置付けました。	特定の者が利益を受ける事業ではないため、受益者負担は発生しません。	新宿区次世代育成協議会条例に基づく区長の附属機関を運営する事業であり、協働の対象外です。	

予算事業名	次世代育成協議会の運営				事業開始	平成 17 年度	所管	子ども家庭部 子ども家庭課
事業目的	「次世代育成協議会」は、「新宿区次世代育成協議会条例」に基づく区長の附属機関として、次世代育成支援施策に関する重要な事項について協議するとともに、次世代育成支援施策を推進するため、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べるために設置しています。				事業手段	1 開催回数 (1) 協議会(全体会) 年3回 (2) 部会(1~2部会) 年3回~6回(延べ) 2 構成委員43名(区長を除く) ・学識経験を有する者 3人 ・公募区民 3人 ・地域活動団体の代表 20人 ・教育関係者又は児童福祉関係者 8人 ・事業主 1人 ・労働組合員 1人 ・関係行政機関の職員 7人 3 委員の任期 2年		
対象	区民等							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法第21条 地方青少年問題協議会法第1条 新宿区次世代育成協議会条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	1,826	1,838	2,303	5,967	24年度「緊急雇用創出臨時特例補助事業費」 10/10
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,826	1,838	2,303	5,967	備考
事業費の主たる用途	①報酬(協議会及び部会委員報酬)	単価 千円	学識 20 区民 10	学識 20 区民 10	学識 20 区民 10		
		数量 人	延べ121	延べ126	延べ144	0	
		計 千円	1,400	1,430	1,630	4,460	
	②議事録反訳委託	単価 円	16,800	16,800	24,840		
		数量 時間	延べ14.5	延べ14.5	延べ16.5	0	
		計 千円	244	244	410	898	
	③季刊誌の購読	単価 円	460	460	470		
		数量 冊	212	212	212	636	
		計 千円	98	98	100	296	
当初予算額(B)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率(A/B×100)		%	83.7	84.3	86.2	84.8	
予算現額(C)		千円	2,181	2,181	2,671	7,033	
執行率(A/C×100)		%	83.7	84.3	86.2	84.8	

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	1.50
担当する非常勤職員					

経常事業名	次世代育成協議会の運営	58 - 1	予算事業名	次世代育成協議会の運営
-------	-------------	--------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 次世代育成協議会の運営	次世代育成協議会	3回	112人	3回	109人	3回	115人
② 次世代育成協議会 部会の運営	同協議会部会 (年度により様々)	4回	39人	4回	49人	6回	68人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			減少
	②	減少	④		②	減少	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		<p>次世代育成協議会は、「新宿区次世代育成協議会条例」に基づく区長の附属機関です。同協議会では、次世代育成支援施策に関する重要な事項について協議するとともに、次世代育成支援施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることにより、区の次世代育成支援施策に反映させることが必要です。</p> <p>なお、「部会の運営」については、今後、開催回数を削減する一方、テーマ設定のあり方について検討していくこととします。</p>								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名				理由・課題			
	無 対象外						【類似・関連事業】 新宿区次世代育成協議会条例に基づく区長の附属機関を運営する事業であり、類似・関連事業はありません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容				【受益者負担】 特定の者が利益を受ける事業ではないため、受益者負担は発生しません。			
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				【協働】 新宿区次世代育成協議会条例に基づく区長の附属機関を運営する事業であり、協働の対象外です。		
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	<p>平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度に向け、法により、区市町村は地方版子ども・子育て会議を設置する旨の努力義務が規定されました。区では、平成25年度及び平成26年度については、次世代育成協議会を「地方版子ども・子育て会議」として位置付けるとともに、新制度に向けた具体的な検討を行ってきました。</p> <p>しかし、平成27年4月からの新制度開始にあたり、子ども・子育て会議をより機動的に運営できる会議体とするため、次世代育成協議会から子ども・子育て会議を独立させ、それぞれの会議体の役割分担の明確化を図ることとします。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

59

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本目標	Ⅱ	個別目標	2	基本施策	②	経常事業名	子どもの施策への参画促進					
事業の目的	区立小・中学校の児童・生徒を対象に、区政や日常生活など一定のテーマに基づいて区長と意見交換を行うフォーラムを開催し、自らの意見を表明する体験を通じて、区政への関心や参画意欲を高め、新宿のまちへの愛着を持った大人へと成長するきっかけづくりを行います。						事業概要	毎年テーマを設け、それぞれの学校でクラス別あるいは学年別で内容を検討し、「小・中学生フォーラム」として、区長との意見交換を行います。 毎年、小学校2校、中学校1校で実施しており、子どもたちが緊張せず自由に意見を述べられるよう、普段の学校生活の場である小・中学校を区長が訪問する形で開催しています。				
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治			実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定管理
根拠法令等	新宿区自治基本条例第22条											
予算事業	子どもの施策への参画促進											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
小・中学生フォーラム参加者数	区立小・中学校の児童・生徒のうち、これまで小・中学生フォーラムに参加した人数	小学生 479名 中学生 509名	継続
備考	<ul style="list-style-type: none"> 26年度末の現況は、平成20年度からの小・中学生フォーラムの延べ参加者数です。 区立小・中学校の児童・生徒数は、参加校の規模で大きく異なるため、29年度末の目標を「継続」としました。 区立小・中学校の児童・生徒数(平成26年5月1日現在)一小学生8,013人、中学生2,821人 		

事業経費

	単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	28	30	—	58
	特定財源	千円				
一般財源投入率	%	100.0	100.0	—	100.0	
事業経費	千円	28	30	0	58	
当初予算額(事業費)	千円	102	102	103	307	
執行率	%	27.5	29.4	0	18.9	
予算現額(事業費)	千円	110	102	103	315	
執行率	%	25.5	29.4	0	18.4	
担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員					0.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区立小・中学校の子どもたちが区長と直接意見交換を行うことで、社会の一員としての意識を醸成し、区に関心と愛着を持つ大人に成長する機会を提供するための事業です。また、子どもたちの意見を実際の施策の参考とすることも目的としており、区がサービスを負担し、担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	区長が参加校を訪問する方式は、子どもたちが普段の学校生活の延長で緊張せずに意見を述べ、参加できるというメリットがあり、妥当であると評価します。
効果的効率的	適切	子どもの区政への参画意欲を高めて活発な意見交換を促すために、子どもにとって身近で分かりやすく、関心が向きやすいテーマを設定しており、効果的です。
目的又は実績の評価	適切	参加校の児童・生徒が、テーマに関する知識や意識を深め、区長と積極的に意見交換を行うことにより、社会の一員としての意識を醸成するとともに、区に関心と愛着を持つ大人に成長するための機会を提供することができました。また、子どもたちの意見を、区長や関係各課の職員が直接聞くことで、実際の施策の参考としており、目的に適った事業実施が行われていると評価します。
総合評価	適切	全ての子どもが大切にされる社会を作るためには、子どもが意見を表明する機会を大切にし、子どもの区政への参画意欲を高めていくことが重要です。本事業では、区長と参加校の児童・生徒が有意義な意見交換を行い、事業目的に沿った効果が上がっているため適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	目的に沿って事業実施されており、有意義な効果があるため、引き続き取り組んでいく必要があります。フォーラムの形態によっては、外部のファシリテーターが不要の場合があり、結果として執行率が下がる場合があります。今後は、過去の実績も踏まえて予算の精査を行います。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合不可	対象外	検討中	
改革改善の内容	区長が子どもの意見を直接聞き、意見交換を行うことで、子どもの施策への参画意欲を高めるという目的の本事業に類似した事業はありません。	対象者は区立小・中学校の児童・生徒であり、受益者負担にはなじみません。	区長と子どもたちが意見交換を行うに当たって、一定のテーマを設定するため、テーマに関する活動を行う地域団体やNPO団体と協働できるか、今後検討していきます。	

予算 事業名	子どもの施策への参画促進				事業 開始	平成 17 年度	所管	子ども家庭 子ども家庭	部 課
事業 目的	区立小・中学校の児童・生徒を対象に、区政や日常生活など一定のテーマに基づいて区長と意見交換を行うフォーラムを開催し、自らの意見を表明する体験を通じて、区政への関心や参画意欲を高め、新宿のまちへの愛着を持った大人へと成長するきっかけづくりを行います。				事業 手段	毎年テーマを設け、それぞれの学校でクラス別あるいは学年別で内容を検討し、「小・中学生フォーラム」として、区長との意見交換を行います。 毎年、小学校2校、中学校1校で実施しており、子どもたちが緊張せず自由に意見を述べられるよう、普段の学校生活の場である小・中学校を区長が訪問する形で開催しています。			
	対象	区立小・中学校の児童・生徒							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区自治基本条例第22条								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	28	30	—	58	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	—	100.0	
事業経費(A)		千円	28	30	0	58	備考
事業 費の 主たる 用途	①写真現像代	単価 千円	サイズに よって異なる	サイズに よって異なる	0	写真参加クラス掲示用(六切り判)1枚、参加児童・生徒用(当日欠席者も含む:2L判)それぞれ1枚を配布 26年度は写真データを渡すことで対応したため、執行がありません。	
		数量 枚	182	190	0		372
		計 千円	28	30	0		58
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	102	102	103	307	
執行率(A/B×100)		%	27.5	29.4	0	18.9	
予算現額(C)		千円	110	102	103	315	
執行率(A/C×100)		%	25.5	29.4	0	18.4	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

経常事業名	子どもの施策への参画促進	59 - 1	予算事業名	子どもの施策への参画促進
-------	--------------	--------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 小・中学生フォーラムの実施	区立小・中学校の児童・生徒	3校	176人	3校	183人	3校	192人
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測			事業活動対象数の将来予測			経費の将来予測
	①	横ばい	③	①	横ばい	③	
	②		④	②		④	横ばい
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性					
		全ての子どもが大切にされる社会を作るためには、子どもが意見を表明する機会を大切にし、子どもの区政への参画意欲を高めていくことが重要なため、引き続き取り組んでいく必要があります。					
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題		
	無	対象外			区長が子どもの意見を直接聞き、意見交換を行うことで、子どもの施策への参画意欲を高めるという目的の事業としては、類似・関連事業はありません。		
受益者負担	状況	分類	主たる内容				
	無	対象外	区立小・中学校の児童・生徒が区長と意見交換を行うという事業であり、受益者負担にはなりません。				
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			
	無	検討中			区長と子どもたちが意見交換を行うにあたって、一定のテーマを設定するため、テーマに関する活動を行う地域団体やNPO団体と協働できるか、今後検討していきます。		

分析結果

方向性	継続	内容	子どもが自らの意見を表明する機会を持つことで、区政への参画意欲を高め、新宿のまちへの愛着を持った大人へと成長するきっかけとなることを目的として行われいます。フォーラム当日には、区長と児童・生徒との活発な意見交換が行われており、今後も引き続き取り組んでいきます。 フォーラムの形態によっては、外部のファシリテーターが不要の場合があり、結果として執行率が下がることがあります。今後は、過去の実績も踏まえて予算の精査を行います。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

65

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ 個別 目標	2 基本 施策	② 経常 事業名	若者のつどい				
事業の 目的	区と若者(20~30歳代)の接点をつくり、区の行政サービスを案内することで、積極的にサポートをします。また、仲間づくりのきっかけの場を提供するとともに、孤立化を防ぎ、若者を元気づけるために「若者のつどい」を開催します。			事業 概要	毎年、11~12月の土曜日(1日間)に、区内在住の若者(家族等の関係者も可)を対象に、「若者のつどい」を開催します。行政情報コーナーでは、区政や選挙への関心を高めてもらうために、様々なブースを設置しています。また毎年、ゲスト公演、若者自身のステージ、若者同士の出会いの場の運営、講座の実施、誰もが楽しめる縁日の開催など、趣向を凝らした様々なイベントを実施しています。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任		<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		
	根拠 法令 等				実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金
予算 事業	若者のつどい							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
若者のつどい参加者数	若者のつどいに参加した人数(家族等の関係者も含む)	470人	650人
若者のつどい参加者の満足度	若者のつどいアンケートで「大変良かった」「良かった」と回答した割合	85.30%	86%
備考	対象者(20~30歳代) 117,454人(平成26年10月1日現在)		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	4,345	4,992	4,254	13,591	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	4,345	4,992	4,254	13,591	
当初予算額(事業費)		千円	5,400	5,002	4,981	15,383	
執行率		%	80.5	99.8	85.4	88.4	
予算現額(事業費)		千円	5,328	5,073	4,981	15,382	
執行率		%	81.6	98.4	85.4	88.4	
担当する常勤職員		人	0.70	0.30	0.25	1.25	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	30歳前後の若者を主な対象として、区との接点を作り、それぞれのライフスタイルに合わせた各種行政サービスや地域活動を案内したり、若者の活動を発表する場や元気づける場を提供しています。若者が地域や同世代また行政との接点を作ることで、若者の孤立化を防ぎ、若者が地域に目を向けることで地域の活性化・地域の人材発掘につなげていくことを目的としているため、区がサービスの負担と担い手となることは適切です。
手段の妥当性	改善が必要	新宿文化センター4階の会議室なども会場として使用し多様なイベントを同時開催しましたが、開催時間が重なり参加できなかったとの意見もありました。来場者数も踏まえ、回遊性に配慮した会場配置をするなど、効果的な実施方法を検討する必要があります。
効果的効率的	改善が必要	参加者アンケートでは「大変よかった」「よかった」と回答した人が85.3%で満足度の高い結果となりましたが、一方、「良いイベントなのにほとんどの人が知らないのもったいない」という意見もありました。平成26年度は、通知発送者に比して7%程度の来場者数であり、周知方法について改善が必要です。
目的又は実績の評価	適切	日頃行政との接点が少ない若者の参加が多くみられました。また、「出会い懇親の場」において多くの若者が新たな出会いを作れたことや、区政情報コーナーで区政への関心を高めた若者が多くいたことは、事業目的にかなっており評価できます。
総合評価	改善が必要	若者と行政や地域・社会とのつながりを強めるという視点で、より多くの若者が参加し、効果の高い事業となるよう、対象となる若者のニーズを踏まえながら、更に検討していく必要があります。

改革・改善

事業の方向性	手段改善	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	参加者の多様なニーズに応えられるよう、様々な企画を実施してきましたが、これまでの参加者規模（過去の参加者実績：約200～約850名）を踏まえ、更に効果の高い事業となるよう、周知方法の効率化や会場の使用範囲、実施形態などの検討を行っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	広く若者を一堂に集め、若者の交流や行政サービスの周知を行うイベントはほかにはありません。	区と若者の接点を作り、それぞれのライフスタイルに合わせた各種行政サービスを案内することを目的としているため、参加者に負担を求めするのは適当ではありません。	開催に当たっては、民間会社や新宿区社会福祉協議会、ファイナンシャルプランナー協会等との協働により、企画・運営を行っています。	

予算事業シート

65 - 1

経常事業名 若者のつどい

予算事業名	若者のつどい				事業開始	平成 23 年度	所管	子ども家庭部 男女共同参画課
事業目的	区と若者(20~30歳代)の接点をつくり、区の行政サービスを案内することで、積極的にサポートをします。 また、仲間づくりのきっかけの場を提供するとともに、孤立化を防ぎ、若者を元気づけるために「若者のつどい」を開催します。				事業手段	毎年、11~12月の土曜日(1日間)に、区内在住の若者(家族等の関係者も可)を対象に、「若者のつどい」を開催します。 行政情報コーナーでは、区政や選挙への関心を高めてもらうために、様々なブースを設置しています。 また毎年、ゲスト公演、若者自身のステージ、若者同士の出会いの場の運営、講座の実施、誰もが楽しめる縁日の開催など、趣向を凝らした様々なイベントを実施しています。		
	対象	区内在住の若者(20~30歳代)						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	4,345	4,992	4,254	13,591	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	4,345	4,992	4,254	13,591	備考
事業費の主たる使途	①イベント等に係る経費(委託料・食糧費・機器賃借料等)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	3,889	4,514	3,922	12,325	
	②案内状の印刷・発送	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	456	478	332	1,266	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	5,400	5,002	4,981	15,383	
執行率(A/B×100)		%	80.5	99.8	85.4	88.4	
予算現額(C)		千円	5,328	5,073	4,981	15,382	
執行率(A/C×100)		%	81.6	98.4	85.4	88.4	

担当する常勤職員	人	0.70	0.30	0.25	1.25	
担当する非常勤職員						

経常事業名	若者のつどい
-------	--------

65 - 1

予算事業名	若者のつどい
-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 若者のつどいの開催 (活動実績は参加者数)	区内在住の若者 (20～30歳代)	200人	116,481人	850人	116,355人	470人	117,454人
② 案内状の送付	区内在住の若者 (30歳)	6,597通	—	6,732通	—	6,508通	—
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測			事業活動対象数の将来予測			経費の将来予測
	①	予測不可	③	①	横ばい	③	横ばい
	②	横ばい	④	②	横ばい	④	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業				行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性					
		若者同士の出会いの場の増加や孤立化を防ぐことは社会的な課題となっており、今後も事業を継続する必要があります。					
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題
	無	対象外					
受益者 負担	状況		分類		主たる内容		
	無	対象外			<p>広く若者を一堂に集め、若者の交流や行政サービスの周知を行うイベントは、ほかにはありません。</p> <p>区と若者の接点を作り、それぞれのライフスタイルに合わせた各種行政サービスの案内や仲間づくりの支援を目的としているため、参加者に負担を求めることは適当ではありません。</p> <p>開催に当たっては、民間会社や新宿区社会福祉協議会、ファイナンシャルプランナー協会等との協働により、企画・運営を行っています。</p>		
協働	状況		対象	形態	相手方の役割		
	有	実施済	その他	事業協力	イベントの一部の企画、運営		

分析結果

方向性	手段改善	内容	若者支援を目的とした行政のイベントはほかに類似が無く、若者同士の出会いの場を作るとともに若者と行政をつなぐというイベントの趣旨も意義のあるものです。今後は、より多くの若者が参加できるよう、開催時期や会場、内容、周知方法等について検討を重ねながら実施していく必要があります。
-----	------	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

69

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ 個別 目標	2 基本 施策	② 経常 事業名	誕生祝い品の支給				
事業の 目的	新たな子どもの誕生に際し、区民の方と共に誕生の喜びを分かち合い、また出産した方に祝意を表すため誕生祝品を支給し、児童福祉の推進を図ることを目的としています。			事業 概要	新たな子どもの誕生に際し、区民の方と共に喜びを分かち合い、出産した方に祝意を表すため誕生祝品を支給します。 友好提携都市である長野県伊那市で作成された木工製品(木のおもちゃ等数種類から1つを選択)と0～2歳を対象とした絵本ガイドブックを贈り、乳幼児期から木の温もりや絵本に触れる機会を提供します。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任		<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		
	根拠 法令 等	新宿区誕生祝品支給要綱			実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金
予算 事業	誕生祝い品の支給							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
誕生祝い品申請率	出生児童のうち誕生祝い品を申請した人の割合	87%	100%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	24,026	23,989	25,068	73,083	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	24,026	23,989	25,068	73,083	
当初予算額(事業費)		千円	26,561	26,127	25,492	78,180	
執行率		%	90.5	91.8	98.3	93.5	
予算現額(事業費)		千円	26,561	26,127	25,492	78,180	
執行率		%	90.5	91.8	98.3	93.5	
担当する常勤職員		人	0.30	0.30	0.50	1.10	
担当する非常勤職員			0.60	0.60	0.60	1.80	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	少子化が進行する中、出産した方に祝意を表す事業として区が全額費用を負担していることは適切です。
手段の妥当性	適切	採用している木工製品の玩具や子ども用食器は、誕生祝い品として妥当です。また、同封している絵本ガイドブックは、絵本を通じた親子の触れ合いを目的としており手段としては適切です。
効果的効率的	適切	出生届提出者全員に窓口または郵送で申請の案内をしており、効率的に対象者を把握し、案内ができています。また、毎年、多くの方から好評の声をいただいている点は、出産した方に祝意を表すという目的に対し効果を上げていると評価できます。
目的又は実績の評価	適切	毎年、多くの方から申請があり、好評の声をいただいている点は評価できます。なお、90%近い申請はありますが、誕生祝い品の申請率が100%になるようアンケート等を実施して改善に努めていく必要があります。
総合評価	適切	区が出生児童とその保護者に祝意を表し、育ちゆく子どもと親子の触れ合いと楽しい子育てを支援することを目的に今後も誕生祝い品を支給していくことは適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	今後も、区が出生児童とその保護者に祝意を表し、育ちゆく子どもと親子の触れ合いと楽しい子育てを支援するために、誕生祝い品を支給していきます。なお、誕生祝い品の申請率が100%になるようアンケート等を実施して改善に努めていく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	区から対象の方へ誕生祝い品として支給するもので、ほかに類似の制度はありません。なお、区立図書館でも絵本ガイドブックを作成していますが、対象年齢が異なります。	本事業は、区から対象の方へお祝い品として支給するものであり対象外です。	本事業は、区から対象の方へお祝い品として支給するものであり対象外です。	

予算事業シート

69 - 1

経常事業名

誕生祝い品の支給

予算 事業名	誕生祝い品の支給				事業 開始	平成 4 年度	所管	子ども家庭 子育て支援	部 課
事業 目的	新たな子どもの誕生に際し、区民の方と共に誕生の喜びを分かち合い、また出産した方に祝意を表するため誕生祝品を支給し、児童福祉の推進を図ることを目的としています。				事業 手段	友好提携都市である長野県伊那市で作成された木工製品(木のおもちゃ等)と0~2歳を対象とした絵本ガイドブックを贈り、乳幼児期から木の温もりや絵本に触れる機会を提供して、子どもの健やかな育ちを支援します。			
	対象	新宿区に住所を有し、新たに子どもが生まれその子が新宿区に住所を定めた方							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区誕生祝品支給要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	24,026	23,989	25,068	73,083	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	24,026	23,989	25,068	73,083	備考
事業 費の 主たる 使途	①木工製品購入費等	単価 千円	9,500	種類により異なる	種類により異なる		①木工製品 ・平成24年度全7種類 単価9,500円 ・平成25年度~全8種類の内7種類 単価9,500円 外1種類単価9,310円(木のおもちゃ+東京おもちゃ美術館平日常間パスポートセット)
		数量 個	2,120	2,130	2,194	6,444	
		計 千円	21,147	21,336	22,950	65,433	
	②絵本ガイドブック製作費一式(作成委託料・印刷料)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 式	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	—	
		計 千円	562	505	529	1,596	
	③その他 配送料、申請案内用カタログ等印刷費、申請 勸奨用郵便料等	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 式	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	—	
		計 千円	2,317	2,148	1,589	6,054	
当初予算額(B)		千円	26,561	26,127	25,492	78,180	
執行率(A/B×100)		%	90.5	91.8	98.3	93.5	
予算現額(C)		千円	26,561	26,127	25,492	78,180	
執行率(A/C×100)		%	90.5	91.8	98.3	93.5	

担当する常勤職員	人	0.30	0.30	0.50	1.10
担当する非常勤職員		0.60	0.60	0.60	1.80

経常事業名	誕生祝い品の支給
-------	----------

69 - 1

予算事業名	誕生祝い品の支給
-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 誕生祝い品支給	新宿区に住民登録した新生児の父母	2,120人	2,433人	2,130人	2,490人	2,194人	2,503人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③		①	増加	③			
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区に授かった新しい命への喜びを分かち合い、出産した方へ祝意を表するため誕生祝い品をお贈りしています。木工製品は都会の子どもに木の温もりに触れる機会を提供し健やかな育ちを支援すること、また「絵本ガイドブック」は絵本を通じた親子の触れ合いと楽しい子育てを支援することを目的としており、次世代を担う子どもの健全育成のために必要です。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	無	対象外			区から対象の方へ誕生祝い品として支給するもので、ほかに類似の制度はありません。なお、区立図書館でも絵本ガイドブックを作成していますが、対象年齢が異なっています。					
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		受益者負担について、本事業は、区から対象の方へお祝い品として支給するものであり対象外です。					
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		協働について、本事業は、区から対象の方へお祝い品として支給するものであり対象外です。				
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	毎年、対象者数に対する支給割合は85%を超えており、品目も好評をいただいています。今後も区として新たな命に祝意を表すること及び子どもの健やかな育ちを支援する意味で事業を継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

74

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	II	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	子ども医療費助成								
事業の 目的	区内在住の子どもの保護者を対象に、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図ります。						事業 概要	子ども(15歳到達後最初の3月31日まで)の健康保険が適用される医療費及び入院時食事療養費の自己負担分を助成します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例 新宿区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	子ども医療費助成														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
子ども医療費助成対象者	子ども医療費助成の認定をしている人数	29,214人	29,536人
備考	この指標は、区が対象者を積極的に増加させることを目的としたものではありません。この事業の対象となる区民への周知などを的確にできるよう、区がしっかりとした体制を取ることをポイントとします。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,057,349	992,192	1,025,353	3,074,894	平成24年度の事業経費は、助成費の支払会計年度相違調整のため13か月分を支出しています。
	特定財源	千円	1,260	2,898	870	5,028	
一般財源投入率		%	99.9	99.7	99.9	99.8	
事業経費		千円	1,058,609	995,090	1,026,223	3,079,922	
当初予算額(事業費)		千円	1,081,717	1,017,196	1,049,003	3,147,916	
執行率		%	97.9	97.8	97.8	97.8	
予算現額(事業費)		千円	1,081,629	1,013,252	1,048,907	3,143,788	
執行率		%	97.9	98.2	97.8	98.0	
担当する常勤職員		人	2.80	2.80	2.80	8.40	
担当する非常勤職員			0.20	0.20	0.20	0.60	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	子ども医療費の助成は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、それにより児童福祉の増進を図る事業です。そのため、区がサービスの担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	都内の医療機関では健康保険証に加えて子ども医療証の提示により、一時的な自己負担もなく健康保険適用の医療を受けることができ、子どもの健全育成と保健の向上を図る上で手段として適切です。
効果的 効率的	適切	対象者数及び実績については大きな変動はなく、今後も同様の傾向が予想されます。一時的な自己負担もなく健康保険適用の医療を受けることができることは、子どもの健全育成と健康の向上を図る上で効果的です。また、児童手当と同時に受付を行い、特別出張所においても受付を行っており、出生・転入の際に申請漏れのないように効率的に対象者を把握しています。さらに、郵送や電子申請に対応した受付など受給者の利便性の向上にも努めています。
目的又は実績の評価	適切	区の0～15歳人口のうち、96.3%が子ども医療費助成受給者となっています。対象外である生活保護受給者や転出入者を考慮するとかなり高い受給率となっており、児童福祉の増進という目的は達成されています。(H27.1.1現在)
総合評価	適切	高い受給率を維持しており、子どもの健全な育成及び保健の向上という条例の目的・趣旨を踏まえると、区民に身近な自治体として今後も区が医療費助成を行うことは適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	子ども医療費助成は、条例等によって目的や対象者等が定められているため、それらに基づき適切に助成を行い、引き続き児童福祉の増進を図っていきます。 また、未申請者がいないよう申請勧奨を行い、関連制度の担当者と連携を図りながら、有効な事業となるよう努めていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合不可	対象外	対象外	
改革改善の内容	他の医療費助成制度は法律、又は都条例等により実施目的、実施方法や対象者が定められており、本医療費助成制度との統合はできません。	子どもが医療を適切に受診できるような環境を整えるという事業の目的を踏まえると、受益者負担にはなじみません。	医療費助成という事業の性質上、協働により効果を上げるものではありません。	

予算事業シート

74 - 1

経常事業名

子ども医療費助成

予算事業名	子ども医療費助成				事業開始	平成 3 年度	所管	子ども家庭 部 子育て支援 課
事業目的	区内在住の子どもの保護者を対象に、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図ります。				事業手段	区内在住の子ども(15歳到達後最初の3月31日まで)の保護者に対し子ども医療証を発行し、健康保険適用の医療費及び入院時の食事療養費の自己負担分を助成します。 東京都内の医療機関では、健康保険証と子ども医療証の提示により自己負担分を支払わずに受診することができます。 都外での受診や補装具などの療養費払いは、対象者が一旦自己負担分を支払い、後日申請により区から該当する金額を支給します。 申請受付等は担当係と特別出張所で児童手当と合わせて行っており、出生・転入の際、同時に手続きが可能です。また、ひとり親の手当等の担当係も同じ課内のため、該当者には、ひとり親に係る制度の案内も併せて行っています。		
	対象	15歳に達して以後最初の3月31日までの児童の保護者						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例 新宿区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	1,057,349	992,192	1,025,353	3,074,894		
	特定財源	千円	1,260	2,898	870	5,028		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円						
	その他収入	千円	1,260	2,898	870	5,028		
一般財源投入率		%	99.9	99.7	99.9	99.8		
事業経費(A)		千円	1,058,609	995,090	1,026,223	3,079,922	備考	
事業費の主たる使途	①乳幼児医療助成費	単価 千円	治療により異なる	治療により異なる	治療により異なる	/	平成24年度の事業費は、助成費の支払会計年度相違調整のため13か月分支出しています。	
		数量 件	279,304	266,391	272,539			818,234
		計 千円	533,931	506,598	522,173			1,562,702
	②義務教育就学児医療助成費	単価 千円	治療により異なる	治療により異なる	治療により異なる	/		
		数量 件	207,861	193,001	199,734			600,596
		計 千円	479,550	447,003	462,034			1,388,587
	③審査機関委託料	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/		
		数量 件	455,394	446,949	459,811			1,362,154
		計 千円	39,118	36,023	36,507			111,648
当初予算額(B)		千円	1,081,717	1,017,196	1,049,003	3,147,916		
執行率(A/B×100)		%	97.9	97.8	97.8	97.8		
予算現額(C)		千円	1,081,629	1,013,252	1,048,907	3,143,788		
執行率(A/C×100)		%	97.9	98.2	97.8	98.0		

担当する常勤職員	人	2.80	2.80	2.80	8.40
担当する非常勤職員		0.20	0.20	0.20	0.60

経常事業名	子ども医療費助成	74 - 1	予算事業名	子ども医療費助成
-------	----------	--------	-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 乳幼児医療費助成	0～6歳までの区民	533,930,740円	13,713人	506,598,433円	14,124人	522,173,254円	14,462人
② 義務教育就学児医療費助成	7歳～15歳までの区民	479,550,351円	14,442人	447,002,635円	14,603人	462,033,541円	14,752人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		子どもを健全に育成する環境づくりに必要な制度であり、今後対象者数の増加も見込まれるため継続していきます。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合 不可	経常	84	ひとり親家庭福祉(医療費助成)		類似・関連事業は、法律や都条例により目的、実施方法、対象者が定められており統合はできません。他制度との連携を図りながら、対象者に有効な助成が行えるよう努めています。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			受益者負担については、子どもが適切な医療を受けるための環境整備という目的になじまないため対象外です。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			協働についても、制度の性質上、協働により更なる効果が見込まれるものではなく、対象外です。				

分析結果

方向性	継続	内容	条例に基づき執行するとともに、未申請者がいないよう申請勧奨を行い、また関連制度の担当者と連携を図りながら、より有効な事業となるよう努めています。
-----	----	----	--

特記事項

平成24年度の活動実績は、助成費の支払会計年度相違調整のため13ヶ月分を支出しています。

経常事業評価シートⅡ

75

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	児童手当
事業の 目的	父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。						事業概要 15歳に達して以後最初の3月31日までの児童の養育者から申請を受け、審査・認定を行ったうえで手当を支給します。ただし、申請者が公務員である場合には所属庁から支給されます。 手当月額(平成26年度) 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子、第2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 所得制限額以上 5,000円 ※支給月は2月、6月、10月です。 ※毎年6月に受給資格等についての確認を行います。 ※対象者が公務員である場合には所属庁より支給されます。 ※児童手当は昭和47年度に始まりましたが、平成24年度に現行の制度へ移行しました。
事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単自治			
根拠 法令 等	児童手当法 児童手当法施行令 児童手当法施行規則 新宿区児童手当法施行規則						
							実施方法 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 指定管理
予算 事業	児童手当						

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	381,702	439,039	455,737	1,276,478	
	特定財源	千円	2,082,518	2,529,031	2,587,768	7,199,317	
一般財源投入率		%	15.5	14.8	15.0	15.1	
事業経費		千円	2,464,220	2,968,070	3,043,505	8,475,795	
当初予算額(事業費)		千円	3,078,100	3,217,618	3,106,060	9,401,778	
執行率		%	80.1	92.2	98.0	90.2	
予算現額(事業費)		千円	2,464,300	2,988,435	3,077,745	8,530,480	
執行率		%	100.0	99.3	98.9	99.4	
担当する常勤職員		人	2.90	3.10	3.30	9.30	
担当する非常勤職員			0.20	0.20	0.20	0.60	

経常事業	75
------	----

所属部

子ども家庭

部

所管課

子育て支援

課

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	児童を養育する家庭等における生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資することを目的とする児童手当は、法令等により定められた実施方法により、適切に認定・支給しています。
有効性	適切	児童手当の支給は、児童を養育する家庭等における生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資するために有効な手段です。
効率性	適切	子ども医療費助成と同時に、また特別出張所においても受付を行い、出生・転入の際に申請漏れのないように効率的に対象者を把握しています。また、郵送や電子申請に対応した受付など、申請者の利便性の向上にも努めています。
総合評価	適切	児童手当は、目的や執行方法、対象者が法令等に定められています。法令等を遵守し、適切に事務を執行しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	法令等に基づき、引き続き適正に事業を継続していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	児童手当は法令等により目的や執行方法、対象者が定められており、類似・関連事業はありません。	児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資することを目的とするため、受益者負担にはなじみません。	法令等により実施方法は定められており、協働により相乗効果を上げる性質の事業ではないため、協働にはなじみません。	

予算事業名	児童手当				事業開始	平成 24 年度	所管	子ども家庭 部 子育て支援 課
事業目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。				事業手段	申請を行った対象者に、審査・認定を行ったうえで手当を支給します。		
	対象	15歳に達して以後最初の3月31日までの児童の養育者				手当月額(平成26年度) 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子、第2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 所得制限額以上 5,000円 ※支給月は2月、6月、10月です。 ※毎年6月に受給資格等についての確認を行います。 ※対象者が公務員である場合には所属庁より支給されます。 ※児童手当は昭和47年度に始まりましたが、平成24年度に現行の制度へ移行しました。		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	児童手当法 児童手当法施行令 児童手当法施行規則 新宿区児童手当法施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	381,702	439,039	455,737	1,276,478	児童手当費国庫負担金 補助率 2/3 ※対象児童が3歳未満で受給者が被用者の場合は37/45	
	特定財源	千円	2,082,518	2,529,031	2,587,768	7,199,317		
	分担金及び負担金	千円					児童手当費都負担金 補助率 1/6 ※対象児童が3歳未満で受給者が被用者の場合は4/45	
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	2,082,518	2,528,951	2,587,768	7,199,237		
	その他収入	千円		80		80		
一般財源投入率	%	15.5	14.8	15.0	15.1			
事業経費(A)	千円	2,464,220	2,968,070	3,043,505	8,475,795	備考		
事業費の主たる用途	①扶助費	単価 千円	児童の年齢、人数、受給者の所得により異なる	児童の年齢、人数、受給者の所得により異なる	児童の年齢、人数、受給者の所得により異なる	/	児童手当費国庫負担金 24年度 1,715,679,998円 25年度 2,068,160,666円 (うち2,292,334円は24年度分の追加交付) 26年度 1,972,241,000円 (うち105,000円は25年度分の追加交付)	
		数量 人	245,311	307,749	317,057			870,117
		計 千円	2,464,220	2,968,070	3,043,505			8,475,795
	②	単価 千円				/	児童手当費都負担金 24年度 366,838,164円 25年度 460,789,831円 (うち4,862,667円は24年度分の追加交付) 26年度 468,270,998円	
		数量						
		計 千円						
③	単価 千円				/	※表中の数量は受給者数ではなく延児童数です。 受給者数(各年度末) 24年度 20,718人 25年度 22,104人 26年度 21,507人		
	数量							
	計 千円							
当初予算額(B)	千円	3,078,100	3,217,618	3,106,060	9,401,778			
執行率(A/B×100)	%	80.1	92.2	98.0	90.2			
予算現額(C)	千円	2,464,300	2,988,435	3,077,745	8,530,480			
執行率(A/C×100)	%	100.0	99.3	98.9	99.4			

担当する常勤職員	人	2.90	3.10	3.30	9.30
担当する非常勤職員		0.20	0.20	0.20	0.60

経常事業名	児童手当
-------	------

75 - 1

予算事業名	児童手当
-------	------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 児童手当の支給	対象児童を養育している方	464,220,000円	20,718人	2,968,070,000円	22,104人	3,043,850,000円	21,507人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		法令等に定められた事業であり、事業を継続して実施していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				児童手当は法令等により目的や執行方法、対象者が定められており、類似・関連事業はありません。 児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資することを目的とするため、受益者負担にはなじみません。 法令等により実施方法は定められており、協働により相乗効果を上げる性質の事業ではないため、協働にはなじみません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	法令等に基づき、引き続き適正に業務を執行します。
-----	----	----	--------------------------

特記事項

--

経常事業評価シート I

76

区の個別計画

新宿区次世代育成支援計画

基本 目標	II	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	まちの子育てバリアフリーの推進					
事業の 目的	親子で外出しやすく子育てしやすいまちをつくり、まち全体で子育てを支援する意識の醸成を図るため、子どもを連れて外出した方に配慮した取組や設備のある区有施設や店舗等を登録し、区民等に広く紹介しています。						事業 概要	子どもを連れて外出した方に便利な設備やサービスのある、区内の民間施設や店舗等を「子育て応援ショップ」として登録し、店頭にステッカーを掲示しています。 また、授乳スペース、おむつ替え設備、トイレ内ベビーチェア、子ども用便座を利用できる区有施設を案内するため「子育てバリアフリーマップ」を作成しています。 これらの施設等の情報は、スマートフォン用のアプリ版と、区の地域ポータルサイト上で公開するウェブ版として広くご紹介しており、いつでもどこでも気軽に必要な情報をご覧頂けるようになっています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	新宿区子育て応援協力店等普及促進事業実施要綱							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	まちの子育てバリアフリーの推進											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
子育て応援ショップ登録店舗数	区内の民間施設・店舗等で「子育て応援ショップ」に登録している数	589施設	700施設
子育てバリアフリーマップアプリダウンロード数	子育てバリアフリーマップのアプリがダウンロードされた回数	2,083回	2,500回
備考	子育てバリアフリーマップアプリでは子育て応援ショップの情報も同時に閲覧できます。iPhone用サイト「App store」と、Android用サイト「Google play」及び「Amazonアプリストア」でダウンロード可能です。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,038	937	1,198	3,173	平成24年度の特定財源は、国の「緊急雇用創出臨時特例交付金」に基づく、「東京都緊急雇用創出事業」によるものです。
	特定財源	千円	12,946			12,946	
一般財源投入率		%	7.4	100.0	100.0	19.7	
事業経費		千円	13,984	937	1,198	16,119	
当初予算額（事業費）		千円	994	1,001	1,284	3,279	
執行率		%	1,406.8	93.6	93.3	491.6	
予算現額（事業費）		千円	13,990	1,001	1,284	16,275	
執行率		%	100.0	93.6	93.3	99.0	
担当する常勤職員		人	0.20	0.10	0.20	0.50	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	まち全体で子育てを支援する意識を醸成するとともに、子育て中の保護者等が子どもを連れて安心して出かけられる環境づくりを進めるためには、区がサービスを負担し、担い手となるのが適切です。
手段の妥当性	適切	子どもを連れて外出した際に、便利な設備やサービスを提供する民間施設及び店舗等や、区有施設の情報が入手できることは、非常に有意義で実用的であり、手段として適切です。 さらに、区内民間施設や店舗等への「子育て応援ショップ」登録勸奨を通じて、子育て支援への取組意識を高めることで、まち全体で子育てを支援する環境づくりにもつながっています。
効果的効率的	適切	情報はスマートフォン用アプリやウェブ上で広く公開されており、いつでもどこでも入手・利用できるため、非常に効果的かつ効率的です。
目的又は実績の評価	適切	子どもを連れての方へ配慮した取組や設備のある、区内の施設や店舗等を登録し、広く紹介することは、親子で外出しやすく子育てしやすいまちづくりを進めるという目的にかなった取組であり、区民等の情報利用数及び登録店舗数も着実に実績を増やしていることから、適切です。
総合評価	適切	区は、次世代育成支援事業計画の中で「子どもと一緒にのお出かけが楽しくなるまちづくり」の推進に取り組むべきことのひとつとしています。子どもを連れて外出する際の困難を軽減し、まち全体での子育て支援につながる本事業は、この目標に向けた施策として有意義であり、今後も取組を進めていきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	子育て中の方は幅広く様々な子育て支援情報を必要としており、区はより一層、適切な子育て情報を迅速に提供することが求められています。今後は、現在の情報内容に加え、より多様な子育て支援情報を、必要な方に確実に届けられる取組を検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	子どもを連れて外出する方を支援するための情報提供としては、類似・関連事業はありません。	区が進める子育て支援施策の一環として、幅広い方を対象として事業を行っており、特定の方が利益を受けるものではないため、受益者負担にはなじみません。	区の地域ポータルサイトを運営する事業者と協働し、事業を推進しています。	

予算事業名	まちの子育てバリアフリーの推進				事業開始	平成 22 年度	所管	子ども家庭課
事業目的	親子で外出しやすく子育てしやすいまちをつくり、まち全体で子育てを支援する意識の醸成を図るため、子どもを連れて外出した方に配慮した取組や設備のある区有施設や店舗等を登録し、区民等に広く紹介しています。				事業手段	子どもを連れて外出した方に便利な設備やサービスのある、区内の民間施設や店舗等を「子育て応援ショップ」として登録し、店頭ステッカーを掲示しています。 また、授乳スペース、おむつ替え設備、トイレ内ベビーチェア、子ども用便座を利用できる区有施設を案内するため「子育てバリアフリーマップ」を作成しています。 これらの施設等の情報は、スマートフォン用のアプリ版と、区の地域ポータルサイト上で公開するウェブ版として広くご紹介しており、いつでもどこでも気軽に必要な情報をご覧頂けるようになっていきます。		
対象	区民等							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区子育て応援協力店等普及促進事業実施要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	1,038	937	1,198	3,173	24年度「緊急雇用創出臨時特例補助事業費」 10/10
	特定財源	千円	12,946			12,946	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	12,946			12,946	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	7.4	100.0	100.0	19.7	
事業経費(A)		千円	13,984	937	1,198	16,119	備考
事業費の主たる使途	①子育て応援ショップステッカーの印刷	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 枚	200	1,000	600	1,800	
		計 千円	197	97	75	369	
	②登録等に関する業務委託	単価 千円	13,787	840	1,123		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	13,787	840	1,123	15,750	
		単価 円					
	数量						
	計 千円						
当初予算額(B)		千円	994	1,001	1,284	3,279	
執行率(A/B×100)		%	1,406.8	93.6	93.3	491.6	
予算現額(C)		千円	13,990	1,001	1,284	16,275	
執行率(A/C×100)		%	100.0	93.6	93.3	99.0	

担当する常勤職員	人	0.20	0.10	0.20	0.50
担当する非常勤職員					

経常事業名	まちの子育てバリアフリーの推進
-------	-----------------

76 - 1

予算事業名	まちの子育てバリアフリーの推進
-------	-----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 子育て応援ショップの登録	商店会や店舗等	389店舗	—	54店舗	—	61店舗	—
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①		③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		子育て支援施策として、区が子育て支援に係る情報提供を行うことは必要であり、今後も継続していきます。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名			理由・課題	
	無	対象外						子どもを連れて外出する方を支援するための情報提供を行う事業であり、類似・関連事業はありません。 また、子どもを連れて区内に外出する方全てが対象となる事業であり、特定の方が利益を受けるものではないため、受益者負担にはなじみません。 事業推進に当たっては、区の地域ポータルサイトを運営する事業者と協働して取り組んでいます。	
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	実施済	企業	委託	登録勧奨、データ作成・保守				

分析結果

方向性	継続	内容	子育て中の方を支援するためには、区として幅広く様々な子育て支援情報を提供することが必要です。今後は、現在の情報内容に加え、より多様な子育て支援情報を、必要とする方に確実に届けられる仕組みを検討していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

99

区の個別計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	私立専修・各種学校指導監督事務					
事業の 目的	私立専修学校及び私立各種学校(以下「私立学校」という。)について、その自主性を尊重しつつ公共性を高めることにより、適正な学校運営を確保し、私立学校の健全な発達を図ることを目的としています。						事業 概要	学校教育法に基づき、私立学校の設置・廃止等の認可のほか、私立学校の名称・位置・学則変更等の届出の受理を行っています。学校教育法では都道府県の事務と規定されていますが、都の条例により、各種学校のうち専ら外国人を対象とする日本語学校を除き、区内の専修学校・各種学校については、区の事務となっています。 また、法令等の基準に即した学校運営を確保し、教育の質や在籍している学生の支援の向上を図るため、必要な指導監督を行っています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治	【私立学校数、認可・届出件数】 24年度 63校、認可0件・届出62件 25年度 62校、認可2件・届出87件 26年度 61校、認可3件・届出99件							
根拠 法令 等	学校教育法、私立学校法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	私立学校指導監督事務											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	—	—	—	—	
	特定財源	千円	6,043	6,184	6,047	18,274	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費		千円	268	229	301	798	
当初予算額(事業費)		千円	346	331	326	1,003	
執行率		%	77.5	69.2	92.3	79.6	
予算現額(事業費)		千円	346	331	326	1,003	
執行率		%	77.5	69.2	92.3	79.6	
担当する常勤職員		人	0.70	0.70	0.70	2.10	
担当する非常勤職員		人	0.10	0.10	0.10	0.30	

経常事業	99
------	----

所属部

総務

部

所管課

総務

課

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	私立専修・各種学校指導監督事務に要する経費として、事務連絡及び調査経費を毎年度計上しています。執行額の増減はありますが、私立学校と密に連絡をとり、調査を進めていくにあたり、必要となる経費です。また、都委任事務のため、毎年度、都委託金(事務処理特例交付金)の歳入があり、予算執行は適切であると評価しています。
有効性	適切	法令等の基準に即した適正な学校運営を確保するには、区が私立学校の運営状況を確認することが必要です。私立学校が教育内容・運営内容等を変更する際には、区への認可申請や届出を法律で義務付け、区は、法令や都の内規等の基準に基づき、認可・届出の審査・確認を行っています。また、必要に応じて、学校の現地調査を実施するなど、運営状況を確認する取組を確保できていることから、適正な学校運営確保のための有効的な手段であると評価しています。
効率性	適切	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区の事務として行っていますが、都全体の制度構築・基準整備や認可案件を審議する私立学校審議会の運営などは、都が所管しています。区が実施することを基本としつつ、事務の内容により都と区が共同で実施する仕組みが整えられており、効率的に指導監督事務を実施できていると評価しています。
総合評価	適切	私立学校の運営は自主的に行われる一方で、公教育の一翼を担う公共性も併せ持っているため、法令上、様々な基準や規制が設けられています。こうした法令の趣旨を踏まえ、私立学校の適正な運営の確保、教育の質の向上のため、区は、適切に指導監督事務を実施できているものと評価しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	今後も、私立学校の設置・廃止等に係る認可や、名称・位置・学則変更等に係る届出においては、法令に基づき、適切に審査・確認を行っていきます。また、定期的に学校の運営状況を把握するなど、必要な指導監督を行い、法令等の基準に即した学校運営を確保し、教育の質や在籍している学生の支援の向上を図っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	法令等に基づき、行政が認可等を行う事務であり、類似・関連事業はありません。	法令等に基づき、行政が認可等を行う事務であり、受益者負担はありません。	本事業は、法令に基づいて認可や指導を行う行政固有の事務であり、協働の対象にはなりません。	

予算事業シート

99 - 1

経常事業名

私立専修・各種学校指導監督事務

予算 事業名	私立学校指導監督事務				事業 開始	不明	所管	総務 部 総務 課
事業 目的	私立専修学校及び私立各種学校(以下「私立学校」という。)について、その自主性を尊重しつつ公共性を高めることにより、適正な学校運営を確保し、私立学校の健全な発達を図ることを目的としています。				事業 手段	学校教育法に基づき、私立学校の設置・廃止等の認可のほか、私立学校の名称・位置・学則変更等の届出の受理を行っています。学校教育法では都道府県の事務と規定されていますが、都の条例により、各種学校のうち専ら外国人を対象とする日本語学校を除き、区内の専修学校・各種学校については、区の事務となっています。		
	対象	区内の私立専修学校、私立各種学校				また、法令等の基準に即した学校運営を確保し、教育の質や在籍している学生の支援の向上を図るため、必要な指導監督を行っています。		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治		【私立学校数、認可・届出件数】 24年度 63校、認可0件・届出62件 25年度 62校、認可2件・届出87件 26年度 61校、認可3件・届出99件		
根拠 法令 等	学校教育法、私立学校法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	事務処理特例交付金
	特定財源	千円	6,043	6,184	6,047	18,274	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	6,043	6,184	6,047	18,274	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	268	229	301	798	備考
事業 費の 主たる 使途	①学校現地調査(旅費)	単価 千円		行先により異なる	行先により異なる		
		数量		—	—	—	
		計 千円			10	4	14
	②学校への事務連絡・調査依頼等の郵送(郵便料)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量		—	—	—	—
		計 千円		268	219	297	784
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	346	331	326	1,003	
執行率(A/B×100)		%	77.5	69.2	92.3	79.6	
予算現額(C)		千円	346	331	326	1,003	
執行率(A/C×100)		%	77.5	69.2	92.3	79.6	

担当する常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	2.10
担当する非常勤職員		0.10	0.10	0.10	0.30

経常事業名	私立専修・各種学校指導監督事務
-------	-----------------

99 - 1

予算事業名	私立学校指導監督事務
-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 認可	私立専修学校 私立各種学校	0件	54校 9校	2件	53校 9校	3件	53校 8校
② 届出	同上	62件	同上	87件	同上	99件	同上
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	減少	③	減少		
	②		④		②		④		減少	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		適正な学校運営を確保し、私立学校の健全な発達を図るために実施する行政固有の事務であり、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、今後も、区が適切に事務を実施します。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				法令等に基づき、行政が認可等を行う事務であり、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			法令等に基づき、行政が認可等を行う事務であり、受益者負担はありません。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			本事業は、法令に基づいて認可や指導を行う行政固有の事務であり、協働の対象にはなりません。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	少子化の影響や社会情勢の変化などにより、私立学校の数が年々減少している中で、認可・届出の件数は、直近の3年間では増加しています。適正な学校運営を確保し、私立学校の健全な発達を図るため、今後も、法令等に基づき区が適切に事務を実施していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

100

区の個別計画

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援					
事業の 目的	各種研修会により教員の専門的資質の向上を図るとともに、職層・経験に応じた資質・能力の向上を図ります。学校教育の課題解決に必要な指導の手引き等を作成したり、研究活動を支援したりすることにより、新宿区立学校の教育活動の充実を図ります。						事業 概要	各種研修として、職層別研修や年代別研修など教員の資質向上のための各種研修会を実施しています。 各種手引きに関しては、教育課題に対応した教員用の指導資料や手引を作成しています。平成25年度には「いじめと向き合う」等、平成26年度には「体力向上」や「地域協働学校」の指導資料を作成しました。 また、人権教育推進委員会や体力向上推進委員会などにより継続的に新宿区の教育課題に対応するため協議を行い、資料の作成等を行っています。 東京都委託事業として、オリンピック、パラリンピック教育推進校事業を実施したほか、職場体験等も実施しています。 区立学校教職員により構成される教育研究会が実施する各教科もしくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業を支援しました。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	教育公務員特例法第21条、第22条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	教育指導費(各種研修会)			教育指導費(各種手引等の作成)			教育指導費(各種委員会の運営)					
	教育指導費(その他指導費)			教育研究費								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
各種研修会の実績	経営に関する研修(校長研修会等)及び指導に関する研修(10年経験者研修等)の実施回数	163回	163回
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	34,150	22,249	22,316	78,715	
	特定財源	千円	3,854	3,626	3,961	11,441	
一般財源投入率		%	89.9	86.0	84.9	87.3	
事業経費		千円	38,004	25,875	26,277	90,156	
当初予算額(事業費)		千円	46,632	34,657	32,240	113,529	
執行率		%	81.5	74.7	81.5	79.4	
予算現額(事業費)		千円	45,319	32,937	31,960	110,216	
執行率		%	83.9	78.6	82.2	81.8	
担当する常勤職員		人	0.90	0.90	0.90	2.70	
担当する非常勤職員							

経常事業	100
------	-----

所屬部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区が、区立学校(園)の教員に対する研修を行うことは適切です。また、区の教育課題を解決するために研修の実施や生徒会役員交流会の実施経費、各種委員会等で作成する各種手引き、指導資料等の発行経費を区が負担することは適切です。
手段の妥当性	適切	区の幼児・児童・生徒の実態に対応した、教育活動の充実を図るための課題を踏まえた計画的な研修や職場体験の実施、各種委員会等で作成する各種手引き、資料作成が行われており、適切です。
効果的効率的	適切	学校のニーズを踏まえた研修テーマを設定したり、区の教育課題に対応した研究活動に取り組むことや、小・中学校・幼稚園の教育研究会の教員同士の交流、専門性を高めたことにより、効果的に教育活動の充実を図ることができており、適切です。
目的又は実績の評価	適切	区の教員の資質や能力の向上、教育課題の解決を図るという目的を達成するため、計画された研修を着実に実施し、各種資料等を作成し、教職員に事業趣旨や指導内容が着実に伝えられたことやその他事業においては、中学生による「東京駅伝」への参加などから、これらの事業は着実に実施されているものであり、適切です。
総合評価	適切	教職員の研修は、職層や経験に応じて行う必要があり、課題解決型の研修を行い、教職員のニーズに対応した各種の研修会を設定しており、適切です。 各種委員会は区の幼児・児童・生徒の実態に応じて実践的なものとなっており、教員の資質・能力の向上に資するものであるため適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	事業実施後の評価アンケートの分析や年度末の事業評価等を踏まえ、各事業の振り返りを次年度計画に反映させるマネジメントサイクルに沿って実施されています。したがって、人材育成の視点から研修内容や講師の選定等の見直しを行い、改善を図っています。今後は、限りある財政の中で最大限の成果を発揮するため、研修参加者による相互の体験的・対話的な研修を実践していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	教員の資質向上のための研修は、東京都教職員研修センターとも連携し行われています。また、各種資料の作成等、ほかとの類似・関連はありません。	受益者である児童・生徒及び保護者が利用するものではないため、受益者負担は対象外です。	教員研修や各種指導資料の作成に当たっては、教育委員会事務局や学校等の教員で実施されており、協働は対象外です。	

予算事業シート

100 - 1

経常事業名

教職員の研修、研究活動に対する支援

予算 事業名	教育指導費(各種研修会)				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局	
								教育指導	課
事業 目的	職層や経験に応じた各種研修会を実施することにより、教員の専門的資質の向上を図り、教育活動の充実を図ります。				事業 手段				
	対象	教職員							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	職層に関する研修会として、校園長研修会(2回)、副校園長研修会(2回)、教務主任研修会(5回)、生活指導研修会(10回)、進路指導主任研修会(5回)、保健主任研修会(2回)、幼稚園主任研修会(1回)、研究主任研修会(2回)を実施します。 また、経験に応じた研修会は、新任教員研修会(10回)、2年次研修会(3回)、3年次研修会(3回)、10年経験者研修会(9回)、就学前教育合同研修会(8回)、英語活動指導法研修会(5回)、教育相談研修会(3回)、学校図書館教育研修会(2回)、体育実技研修会(1回)、学習指導支援員・産育休代替教諭等研修会(3回)、特別支援教育研修会(3回)を実施します。 その他に、夏季集中研修を実施します。				
根拠 法令 等	教育公務員特例法第21条、第22条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	2,114	1,998	1,753	5,865	教員研修事業事務処理特例 交付金 補助率10/10
	特定財源	千円	475	365	392	1,232	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	475	365	392	1,232	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	81.7	84.6	81.7	82.6	
事業経費(A)		千円	2,589	2,363	2,145	7,097	備考
事業 費の 主たる 使途	①研修にかか る講師謝 礼	単価 千円	種類により異 なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,228	1,146	1,060	3,434	
	②研修会にか か る旅費	単価 千円	384	392	373		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	384	392	373	1,149	
③教員研修の 内、新任 教員宿泊研 修にかか る バス借上げ	単価 千円	389	221	214			
	数量 式	1	1	1	3		
	計 千円	389	221	214	824		
当初予算額(B)		千円	4,018	3,219	3,085	10,322	
執行率(A/B×100)		%	64.4	73.4	69.5	68.8	
予算現額(C)		千円	3,840	3,104	3,079	10,023	
執行率(A/C×100)		%	67.4	76.1	69.7	70.8	

担当する常勤職員	人	0.14	0.14	0.14	0.42
担当する非常勤職員					

経常事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援	100 - 1	予算事業名	教育指導費(各種研修会)
-------	-------------------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 各種研修の開催数	学校教職員	107件	800人	107件	816人	103件	813人
② 道徳授業地区公開講座	教職員及び 地域・保護者	39件	1,510人	39件	1,640人	34件	1,695人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		各種教職員の研修については、教育公務員特例法により絶えず研究と修養に努めなければならず、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会が教育関係職員の研修について管理し、執行することになっていることから、引き続き事業を行っていく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名				理由・課題		
	無 対象外						類似・関連する事業はありません。		
受益者 負担	状況	分類	主たる内容				各種研修会は、区が主催するものであり、受益者負担が発生するものではありません。		
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				各種研修会では、個人情報を扱うことなどから、協働にはなじみません。	
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	研修実施後の事後アンケートをまとめ、研修終了後1か月以内に検証と分析を行い、課題を明確にした上で、次年度の研修計画に反映するようにしています。研修内容や講師の選定等の見直しを行い、改善を図りつつ、一層効果的な研修を実施します。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算 事業名	教育指導費(各種手引等の作成)				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局	
								教育指導	課
事業 目的	区の幼児・児童・生徒の実態に応じた教育や教育課題の解決を図るための指導資料・手引きを作成することにより、教員の指導の充実を図ります。 また、読書感想文コンクールの開催及び教育指導手引き等の作成を中心に、それに関連した事業を行います。				事業 手段	各種手引きに関しては、区の実態に応じた教育課題に対応した指導資料や手引を作成しています。 平成25年度には、新宿区いじめ防止等のための基本方針に基づくいじめ防止のためのプログラムである「いじめと向き合う」を作成しました。 平成26年度には、教育課題研究校の発表会資料として、「体力向上」「地域協働学校」の冊子を作成しました。 また、読書感想文コンクールを開催し、入選作品を表彰し、読書感想文集を発行します。			
	対象	教職員、小・中学校							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治	
根拠 法令 等	教育公務員特例法第21条、第22条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	1,050	1,335	1,604	3,989	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,050	1,335	1,604	3,989	備考
事業 費の 主たる 用途	①手引の作成	単価 円		496	140		
		数量 部		500	3,000	3,500	
		計 円		248,000	420,000	668,000	
	②記念品の購入	単価 千円	70	91	85		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	70	91	85	246	
	③読書感想文集の印刷製本	単価 千円	980	996	1,100		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	980	996	1,100	3,076	
当初予算額(B)		千円	1,582	1,532	1,919	5,033	
執行率(A/B×100)		%	66.4	87.1	83.6	79.3	
予算現額(C)		千円	1,093	1,606	1,919	4,618	
執行率(A/C×100)		%	96.1	83.1	83.6	86.4	

担当する常勤職員	人	0.24	0.24	0.24	0.72
担当する非常勤職員					

経常事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援	100 - 2	予算事業名	教育指導費(各種手引等の作成)
-------	-------------------	---------	-------	-----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 手引書の作成	区立学校・幼稚園等	—	—	56校・園	56校・園	56校・園	56校・園
② 読書感想文集の作成	小・中学校	39校	39校	39校	39校	39校	39校
③ 読書感想文表彰	小・中学校	39校	39校	39校	39校	39校	39校
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		手引き等の作成は、教員の資質向上のため研修の資料として作成されました。一般的な指導資料と異なり、区の幼児・児童・生徒の実態を踏まえたものであり、教育課題を解決するために独自に作成されたものです。区の教育の充実を図るためには引き続き事業を継続することが必要です。							
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					実践的な指導力等を高めるための区独自の指導資料の作成であるため、類似・関連する事業はありません。		
受益者負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			区の教員の資質向上を図るための資料であり、受益者負担の対象ではありません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			各種手引き等は新宿区立学校教職員で組織される委員会で作成されるものなので、協働にはなじみません。				

分析結果

方向性	継続	内容	平成25年度から重点として取り組んだ「体力向上」と「地域協働学校」の研究について、2校の教育課題研究校が取り組み、その際に指導資料として手引きを作成・配布しました。これらの指導資料を全教員に公開授業や研究発表会とともに示したことは、区の課題解決を図る上で、有効であり、今後も継続していきます。 また、読書感想文コンクールについては昭和59年より続いている事業であり、読書感想文集への応募が、より深く読書し、読書の感動を文章に表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育むことに寄与しています。 また、毎年、区長賞授賞式の模様を広報「しんじゅくの教育」に掲載しており、「学校図書館の充実」とも関連させて実施していることから、今後も継続して行っていく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

100 - 3

経常事業名

教職員の研修、研究活動に対する支援

予算 事業名	教育指導費(各種委員会の運営)				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局	
								教育指導	課
事業 目的	各種委員会を設置し、調査研究や資料収集及び学校への情報提供を行い、教育課題への適切な対応を図ります。 また、各委員会の報告書を作成し、研究の成果を各学校(園)に還元します。				事業 手段			教育支援	
	対象 教職員							学校(園)長を委員長として教員等の委員により構成される各種委員会を実施し、専門的な調査や研究を行い、報告書を作成するなどの成果を発表します。 【報告書例】 ・人権教育推進委員会「共に生きる～人権を尊重した言葉かけの在り方～」 ・不登校対策検討委員会「新宿区不登校対策マニュアル第4号」 ・小学校英語の手引作成委員会「英語活動の手引き」 ・情報教育推進委員会「情報モラルリーフレット」(児童・生徒向け)及び「平成27年度情報モラルシンちゃんカレンダー」(保護者向け)	
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	・教育公務員特例法第21条、第22条 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 ・学校図書館法								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	856	616	641	2,113	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	856	616	641	2,113	備考
事業 費の 主たる 用途	①報告書作成	単価 円	337	139	138		
		数量 冊	1,100	1,500	1,500	4,100	
		計 千円	371	209	207	787	
	②情報教育推進委員会報告書の印刷	単価 円	126	143	31		
		数量 冊	900	1,500	12,000	14,400	
		計 千円	113	214	371	698	
	③学校図書館教育推進リーフレットの印刷	単価 円	144	132			
		数量 冊	1,500	900		2,400	
		計 千円	216	119		335	
当初予算額(B)		千円	1,023	1,205	1,441	3,669	
執行率(A/B×100)		%	83.7	51.1	44.5	57.6	
予算現額(C)		千円	1,123	1,146	1,441	3,710	
執行率(A/C×100)		%	76.2	53.8	44.5	57.0	

担当する常勤職員	人	0.24	0.24	0.24	0.72
担当する非常勤職員					

経常事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援	100 - 3	予算事業名	教育指導費(各種委員会の運営)
-------	-------------------	---------	-------	-----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 各種委員会の運営	学校	22件	40校	19件	40校	18件	40校
② 情報モラルリーフレットの配布	小・中学校(児童・生徒)	900部	40校	900部	40校	5600部	40校
③ 学校図書館リーフレットの配布	小・中学校(児童・生徒)	1,500部	40校	1,500部	40校	0部	0校
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		横ばい
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		教員は、教育公務員特例法により、絶えず研究と修養に努めなければならない、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会が教育関係職員の研修について管理し、執行することになっていることから、引き続き事業を行っていく必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				教育課題への適切な対応を図るための各種委員会であり、類似・関連する事業はありません。 区の教員の資質向上を図るための資料であり、受益者負担の検討対象ではありません。 本事業は、新宿区立学校教職員で組織された委員会を運営する事業です。教育委員会の責務において運営する必要があるため、協働にはなじみません。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

方向性	継続	内容	<p>各種委員会には、人権教育推進委員会や体力向上推進委員会のように毎年継続して設置する委員会と、小中連携推進委員会のように区の課題解決の必要から設置する委員会があります。各委員会の設置目的を明確にして効果的な研究を行うことが必要です。</p> <p>また、区立学校における情報教育の充実や情報モラル教育の理解啓発、学校図書館教育の推進を目的としており、継続していく必要があります。また、平成26年度作成した「情報モラルリーフレット」のように、児童・生徒向けの指導資料を作成するなど、研究成果の還元方法については、検討していく必要があります。</p> <p>なお、執行率が70%に満たない理由として、講師報酬費については委員会により計画を変更し、外部講師を依頼しなかったこと、旅費については教職員の委員会出席に係る旅費の執行が少なかったことがあげられます。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

100 - 4

経常事業名

教職員の研修、研究活動に対する支援

予算 事業名	教育指導費(その他指導費)				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局	
								教育指導	課
事業 目的	各校園の学校行事等を支援し、創意工夫ある教育活動を推進するための補助を行います。				事業 手段	【事業内容】 ・生徒会役員交流会 ・中学生「東京駅伝」 ・職場体験 ・普通救命講習(生徒に救急救命に関する実践力を身に付けさせる。) ・セーフティ教室 ・東京都委託事業(オリンピック・パラリンピック教育推進校事業、その他教育推進校事業)等の事業を実施しています。			
	対象	教職員・児童・生徒							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	教育公務員特例法第21条、第22条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 わく(Work)わく(Work) Week Tokyo(中学生の職場体験)実施要項 中学生「東京駅伝」大会開催要項								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	9,387	9,406	10,021	28,814	(24年度) スポーツ教育推進校事業
	特定財源	千円	3,379	3,261	3,569	10,209	(25年度) スポーツ教育推進校事業
	分担金及び負担金	千円					人権尊重教育推進校事業
	使用料・手数料	千円					言語能力向上推進校事業
	国・都支出金	千円	3,379	3,261	3,569	10,209	(26年度) オリンピック教育推進校事業
	その他収入	千円					人権尊重教育推進校事業 言語能力向上拠点校事業 (いずれも都委託事業)
一般財源投入率		%	73.5	74.3	73.7	73.8	補助率10/10
事業経費(A)		千円	12,766	12,667	13,590	39,023	備考
事業 費の 主たる 用途	①生徒会役員交流会	単価 千円	415	484	12	911	
		数量	—	—	—		
		計 千円	415	484	12		
	②中学生「東京駅伝」	単価 千円	88	770	173	1,031	
		数量	—	—	—		
		計 千円	88	770	173		
	③職場体験	単価 円	93	92	104	289	
		数量	—	—	—		
		計 円	93	92	104		
当初予算額(B)		千円	16,977	17,497	16,010	50,484	
執行率(A/B×100)		%	75.2	72.4	84.9	77.3	
予算現額(C)		千円	16,231	15,877	15,736	47,844	
執行率(A/C×100)		%	78.7	79.8	86.4	81.6	
担当する常勤職員		人	0.18	0.18	0.18	0.54	
担当する非常勤職員							

経常事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援	100 - 4	予算事業名	教育指導費(その他指導費)
-------	-------------------	---------	-------	---------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 東京都委託事業	小学校・中学校・幼稚園	7校	56校	6校	55校	7校	54校
② 普通救命講習会	中学校	10校	10校	10校	10校	10校	10校
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		児童・生徒の発表や体験の場を確保するため、学校合同で実施する発表会や学校行事への支援は必要です。また、職場体験を通じて地域住民と中学生とが顔見知りの関係、日頃から挨拶が交わされる関係となるため、中学生の健全育成という目的に鑑み、地域事業所との協働に対する支援は必要です。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無	対象外			東京都委託事業や生徒の安全教育の取組等の類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外	学校教育の一環として実施しているため、費用の受益者負担はふさわしくありません。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	有	実施済	企業	事業協力	学校・地域・教育委員会との連携により、地域の企業を活用し、各中学校の実情に応じて、職場体験を実施しており、企業との協働を行っています。				

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」の中で、いじめ等の未然防止に向けた取組として示されている生徒会役員交流会、都内のすべての区市町村が参加する中学生「東京駅伝」大会、キャリア教育として教育課程に位置付けられた職場体験などの支援を目的とした事業です。そのため、教室での座学だけではない体験的な活動や地域等との交流などを通じて、児童・生徒が社会で生き抜く力を養う観点からも、今後も継続して実施していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

100 - 5

経常事業名 教職員の研修、研究活動に対する支援

予算事業名	教育研究費				事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育指導課
補助目的	区立小・中・特別支援学校・幼稚園教職員の教育研究活動を助成し、学校教育の発展を図ります。				補助概要	区立学校教職員により構成される教育研究会が実施する各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業を支援します。		
補助対象	【要件又は対象】 区立小・中・養護学校・幼稚園教職員					① 小学校教育研究会補助金 ② 中学校教育研究会補助金 ③ 幼稚園教育研究会補助金		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治		その他:		
根拠法令等	教育公務員特例法第21条、第22条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 新宿区教育研究事業補助金交付要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	20,743	8,894	8,297	37,934	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	20,743	8,894	8,297	37,934	備考
事業費の主たる使途	①小学校教育研究会	単価 千円	—	—	—		補助事業以外の予算額も含む
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	2,662	2,754	2,775	8,191	
	②中学校教育研究会	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	568	915	762	2,245	
	③幼稚園教育研究会	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	486	442	459	1,387	
当初予算額(B)		千円	23,032	11,204	9,785	44,021	
執行率(A/B×100)		%	90.1	79.4	84.8	86.2	
予算現額(C)		千円	23,032	11,204	9,785	44,021	
執行率(A/C×100)		%	90.1	79.4	84.8	86.2	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	教職員の研修、研究活動に対する支援	(補助金等) 100 - 5	予算事業名	教育研究費
-------	-------------------	-------------------	-------	-------

補助率等（算出根拠）

① 小学校教育研究会補助金 ・補助率3/4 ・補助対象経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他事業の実施に直接必要な経費 ・補助基本額3,720千円(うち実地研修・教育研究大会参加研修費の補助対象基本上限額は670千円とします。) ・新宿区教育研究事業補助金交付要綱	② 中学校教育研究会補助金 ・補助率3/4 ・補助対象経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他事業の実施に直接必要な経費 ・補助基本額2,387千円(うち実地研修・教育研究大会参加研修費の補助対象基本上限額は670千円とします。) ・新宿区教育研究事業補助金交付要綱	③ 幼稚園教育研究会補助金 ・補助率3/4 ・補助対象経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他事業の実施に直接必要な経費 ・補助基本額680千円(うち実地研修・教育研究大会参加研修費の補助対象基本上限額は670千円とします。) ・新宿区教育研究事業補助金交付要綱
---	---	---

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 小学校教育研究会への補助金の交付	新宿区立小学校教育研究会	2,662,000円	1団体	2,754,000円	1団体	2,775,000円	1団体
② 中学校教育研究会への補助金の交付	新宿区立中学校教育研究会	732,000円	1団体	915,000円	1団体	762,000円	1団体
③ 幼稚園教育研究会への補助金の交付	新宿区立幼稚園教育研究会	486,000円	1団体	442,000円	1団体	459,000円	1団体

分析

数量分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい		概算払	選定方法
	②	横ばい	②	横ばい		(公募の場合)		
	③	横ばい	③	横ばい		外部審査委員		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業				行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		教員は、教育公務員特例法により絶えず研究と修養に努めなければならない、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会が教育関係職員の研修について管理し、執行することとされていることから、引き続き事業を行っていく必要があります。						
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題		
	無	対象外					本事業には類似・関連事業はありません。 教育活動向上のための調査研究の補助金であり、受益者負担は対象外です。	
受益者負担	状況	分類	主たる内容					
	無	対象外	本事業は、新宿区立学校教職員で組織されている研究会に対して補助を行う事業なため、協働にはなじみません。					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外						

分析結果

方向性	継続	内容	小、中学校、幼稚園の教育研究会は、学校外での教員同士の交流により、実践的な指導力向上を図ることができ、教員の専門性を高める機会となっています。 また、研究成果を相互に交流し、教員の研修意欲の向上に有効であることから、この事業を継続していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

101

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	芸術鑑賞教育の推進								
事業の 目的	<p>成長期にある児童・生徒に対して、本物のオーケストラ演奏や優れた演劇を鑑賞する機会を確保することにより、豊かな創造性や情操を養い育てるとともに、主体的な表現活動を育みます。</p> <p>また、学習指導要領に盛り込まれている「地域の美術館等を利用した美術鑑賞教育」について、学校が実施できる環境を確保することにより、子どもたちの、生涯にわたって美術鑑賞を楽しむ習慣の基礎を養成します。</p>						事業 概要	<p>(1) 音楽鑑賞教室 ・小学校 会場:新宿文化センター大ホール 委託先:東京交響楽団 参加:小学校29校の6年生</p> <p>・中学校 会場:新宿文化センター大ホール 委託先:東京都交響楽団 参加:中学校10校の2年生</p> <p>(2) 演劇鑑賞教室 会場:新宿文化センター大ホール 委託先:演劇集団未踏 参加:小学校29校の5年生</p> <p>(3) 美術鑑賞教育支援 会場:損保ジャパン日本興亜美術館 委託先:新宿未来創造財団(会場の調整・確保、児童・生徒の輸送、事前授業のコーディネート等) 参加:小学校29校、中学校6校</p>							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input type="checkbox"/>	単独 自治	<input checked="" type="checkbox"/>					
根拠 法令 等								実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	音楽鑑賞教室			演劇鑑賞教室			美術鑑賞教育支援								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	<p>本事業は、児童の交通費や引率旅費、オーケストラ出演料等を負担する支援事業であり、特に音楽鑑賞教室や演劇鑑賞教室については、全校が参加する教育課程に位置付けられた学校行事であるため、本事業における指標の設定は困難です。</p> <p>今後は児童・生徒の芸術分野(音楽・演劇・美術等)への関心度合い等の調査を行い、指標設定に向けた検討を行います。</p>		

事業経費

	単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	13,001	12,358	12,720	38,079
	特定財源	千円				
一般財源投入率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費	千円	13,001	12,358	12,720	38,079	
当初予算額(事業費)	千円	14,828	13,556	13,889	42,273	
執行率	%	87.7	91.2	91.6	90.1	
予算現額(事業費)	千円	14,636	13,527	13,846	42,009	
執行率	%	88.8	91.4	91.9	90.6	
担当する常勤職員	人	0.14	0.14	0.14	0.42	
担当する非常勤職員						

経常事業	101
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	教育課程に位置付けられた教育活動として、児童の交通費や引率旅費、オーケストラ出演料等を負担する支援事業であることから、区が主体的にサービスの担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	教育課程に位置付けられた教育活動の手段として、児童・生徒に対し本物のオーケストラ演奏や優れた演劇を鑑賞する機会を確保することは、現在の社会情勢や従前の支援状況との公平性の観点に鑑みて、適切です。
効果的効率的	適切	豊かな創造性や情操、主体的な表現活動を育むためには、児童・生徒に対しプロフェッショナルによる本物のオーケストラ演奏や優れた演劇を鑑賞する機会を確保することがもともと効果的であり、効率的です。
目的又は実績の評価	適切	教育課程に位置付けられた教育活動として、豊かな創造性や情操を養い、また主体的な表現活動を育むことを目的として、児童・生徒に対し本物のオーケストラ演奏や優れた演劇を鑑賞する機会を確保することができており、適切です。
総合評価	適切	教育委員会が主体的にサービスの担い手となり、教育課程に位置付けられた教育活動として、児童の交通費や引率旅費、オーケストラ出演料等を負担することは、豊かな人間性を育む機会として寄与することから、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	教育課程に位置付けられた教育活動として、児童の交通費や引率旅費、オーケストラ出演料等を負担する支援事業について、引き続き、継続していく必要があります。 また、実施に当たっては、より優れた芸術に触れさせる必要があるため、小・中学校の顧問校長・教員で構成する音楽・演劇部門の選定委員会や損保ジャパン東郷青児美術財団と連携し、美術館における対話型鑑賞会を企画・運営している新宿未来創造財団とも協議しながら進めていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似または関連する事業はありません。	教育課程に位置付けられた教育活動への支援を目的としているため、受益者負担はふさわしくありません。	本事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

101 - 1

経常事業名

芸術鑑賞教育の推進

予算 事業名	音楽鑑賞教室				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	成長期にある児童・生徒に対して、本物のオーケストラ演奏を鑑賞する機会を確保することにより、豊かな創造性や情操を養い育てるとともに、主体的な表現活動を育むことを目的としています。				事業 手段	年1回、音楽教育の一環として、新宿文化センターにおいてプロ・オーケストラによるクラシック音楽を中心とした演奏会を実施します。(小・中学校音楽鑑賞教室)		
	対象	小学校6年生、中学校2年生、特別支援学校						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財 源 内 訳	一般財源	千円	4,737	4,801	4,785	14,323	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	4,737	4,801	4,785	14,323	備考
事 業 費 の 主 た る 使 途	①小学校 音楽鑑賞教室	単価 千円	2,994	2,990	3,052		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	2,994	2,990	3,052	9,036	
	②中学校 音楽鑑賞教室	単価 千円	1,899	1,811	1,733		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,899	1,811	1,733	5,443	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	4,905	4,823	4,957	14,685	
執行率(A/B×100)		%	96.6	99.5	96.5	97.5	
予算現額(C)		千円	4,808	4,839	4,873	14,520	
執行率(A/C×100)		%	98.5	99.2	98.2	98.6	

担当する常勤職員	人	0.04	0.04	0.04	0.12
担当する非常勤職員					

経常事業名	芸術鑑賞教育の推進	101 - 1	予算事業名	音楽鑑賞教室
-------	-----------	---------	-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 音楽鑑賞教室参加者数(小学校)	小学校6年生 特別支援学校	1,329人	1,329人	1,359人	1,359人	1,340人	1,340人
② 音楽鑑賞教室参加者数(中学校)	中学校2年生	968人	968人	976人	976人	890人	890人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		成長期にある児童・生徒に対し、オーケストラによるクラシック音楽を中心とした優れた演奏を聴く機会を確保することは、豊かな創造性や情操を養い育てるとともに、主体的な表現活動を育むことから、必要です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				本事業に、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		教育課程に位置付けられた教育活動であり、受益者負担はふさわしくありません。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		演奏についてはプロの交響楽団に委託しています。これは児童・生徒が本物の演奏に接する機会を確保する必要があるためであり、協働にはなじみません。			
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は教育課程に位置付けられた小・中学校の音楽鑑賞教室を実施する事業であり、各学校による個別の実施は困難であることから、継続する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

101 - 2

経常事業名

芸術鑑賞教育の推進

予算 事業名	演劇鑑賞教室				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育支援課
事業 目的	成長期にある児童に優れた演劇を鑑賞する機会を確保することにより、豊かな創造性や情操を養い育てるとともに、主体的な表現活動を育むことを目的としています。				事業 手段	新宿文化センターにおいて、年1回(午前・午後) の2回公演、入替制)演劇鑑賞教室を実施します。 なお、公演委託先は選定委員会で決定します。		
対象	小学校5年生、特別支援学校							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	1,983	1,966	2,203	6,152	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,983	1,966	2,203	6,152	備考
事業 費の 主たる 用途	①劇団委託料	単価 千円	1,475	1,475	1,593		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,475	1,475	1,593	4,543	
	②施設利用料	単価 千円	406	392	498		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	406	392	498	1,296	
	③参加児童交通費	単価 千円	102	99	112		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	102	99	112	313	
当初予算額(B)		千円	2,672	2,172	2,275	7,119	
執行率(A/B×100)		%	74.2	90.5	96.8	86.4	
予算現額(C)		千円	2,577	2,127	2,316	7,020	
執行率(A/C×100)		%	76.9	92.4	95.1	87.6	

担当する常勤職員	人	0.06	0.06	0.06	0.18
担当する非常勤職員					

経常事業名	芸術鑑賞教育の推進
-------	-----------

101 - 2

予算事業名	演劇鑑賞教室
-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 演劇鑑賞教室参加者数	小学校5年生、特別支援学校	1,355人	1,356人	1,321人	1,327人	1,314人	1,321人
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい	
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	Ⅵ	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		成長期にある児童に優れた演劇を鑑賞する機会を確保することにより、豊かな創造性を養い、情操の涵養に資するとともに主体的な表現活動を育むことは必要です。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					本事業に、類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			教育課程に位置付けられた教育活動であり、受益者負担はふさわしくありません。				
	無 対象外					公演についてはプロの劇団に委託しています。これは成長期にある児童に優れた演劇を鑑賞する機会を確保する必要があるためであり、協働にはなじみません。				
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無 実施済									

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は教育課程に位置付けられた小学校の演劇鑑賞教室を実施する事業であり、各学校による個別の実施は困難であることから、継続する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算 事業名	美術鑑賞教育支援				事業 開始	平成 22 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	学習指導要領に盛り込まれている「地域の美術館等を利用した美術鑑賞教育」について、学校が実施できる環境を確保し、子どもたちの、生涯にわたって美術鑑賞を楽しむ習慣の基礎を養成します。				事業 手段	(1) 対話型鑑賞 児童・生徒と美術館スタッフによる対話型鑑賞の実施		
	対象	小学校4～6年生、中学校1～3年生(各学校が選択)				(2) 事前授業 事前に学校での美術館スタッフによる授業の実施		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	文部科学省「学習指導要領」							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	6,281	5,591	5,732	17,604	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	6,281	5,591	5,732	17,604	備考
事業 費の 主たる 用途	①美術鑑賞委託料	単価 千円	6,281	5,591	5,732		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	6,281	5,591	5,732	17,604	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	7,251	6,561	6,657	20,469	
執行率(A/B×100)		%	86.6	85.2	86.1	86.0	
予算現額(C)		千円	7,251	6,561	6,657	20,469	
執行率(A/C×100)		%	86.6	85.2	86.1	86.0	

担当する常勤職員	人	0.04	0.04	0.04	0.12
担当する非常勤職員					

経常事業名	芸術鑑賞教育の推進
-------	-----------

101 - 3

予算事業名	美術鑑賞教育支援
-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 美術鑑賞教室実施校数	小・中学校	小学校29校 中学校6校	小学校29校 中学校10校	小学校29校 中学校7校	小学校29校 中学校10校	小学校29校 中学校6校	小学校29校 中学校10校
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい	
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		学習指導要領に盛り込まれている「地域の美術館等を利用した美術鑑賞教育」について、学校が実施できる環境を確保し、子どもたちの、生涯にわたって美術鑑賞を楽しむ習慣の基礎を養成することは、豊かな想像力を持ち、自ら学ぶことのできる人を育てることに寄与するものであり、必要です。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				本事業に、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			教育課程に位置付けられた教育活動であり、受益者負担はふさわしくありません。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			本事業は本格的な美術館を活用した児童・生徒と美術館スタッフによる対話型鑑賞の企画・運営のノウハウを持った新宿未来創造財団に委託し支援を受けています。これは児童・生徒が本物の美術作品に接する機会を確保する必要があるためであり、協働にはなじみません。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は教育課程に位置付けられた小・中学校の美術鑑賞教室を実施する事業の引率旅費や入場料等を負担する支援事業であり、児童・生徒等の経済的負担の軽減のため、継続する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

102

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	外国人英語教育指導員の配置					
事業の 目的	英語教育の充実を図るとともに、文化の交流等国際理解教育の推進に資することを目的としています。						事業 概要	平成23年度から小学校5・6年生の外国語活動(英語)が必修化されたことに伴い、外国人英語教育指導員を全小学校に配置し、小学校の外国語活動(英語)を充実させます。あわせて小学校1年生から4年生までの国際理解教育を推進させるために外国人英語教育指導員を配置します。 また、中学校では、外国人英語教育指導員(※)を全校に配置し、外国語教育(英語)を充実させます。 ※外国人英語教育指導員…新宿区における外国語指導助手(ALT)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	文部科学省「学習指導要領」							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	外国人英語教育指導員の配置											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
児童の満足度	ALT指導に対する児童の満足度の平均(良い:5～悪い:1の5段階評価)	4.3点	4.5点
生徒の満足度	ALT指導に対する生徒の満足度の平均(良い:5～悪い:1の5段階評価)	4.3点	4.5点
備考	※「26年度末の現況」欄については、平成25年度実績です。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	57,818	58,594	60,052	176,464	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	57,818	58,594	60,052	176,464	
当初予算額(事業費)		千円	64,134	61,100	60,643	185,877	
執行率		%	90.2	95.9	99.0	94.9	
予算現額(事業費)		千円	64,134	61,100	60,052	185,286	
執行率		%	90.2	95.9	100.0	95.2	
担当する常勤職員		人	0.15	0.15	0.15	0.45	
担当する非常勤職員							

経常事業	102
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区が専門事業者へ業務を委託することにより、外国人英語教育指導員の全校配置や研修会における教員への助言を行い、小学校外国語活動及び中学校外国語教育(英語)の充実が図られていることから、適切です。
手段の妥当性	適切	平成25年度に文部科学省が示した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」においても、外国語指導助手(ALT)の配置拡大が求められており、外国人英語教育指導員を全校に配置し、外国語活動や英語の授業の充実を図ることは、適切です。
効果的効率的	適切	外国語の音声に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したりすることに、外国人英語教育指導員が寄与していることから、適切です。
目的又は実績の評価	適切	児童・生徒等の満足度に鑑みて、目的に対する効果は認められており、適切です。今後、小学校3～4年生においても英語活動の導入が検討されていることから、小学校への外国人英語教育指導員の配置日数については検討していく必要があります。
総合評価	適切	外国語の音声に慣れ親しんだり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したりすることを目的とした外国人英語教育指導員の配置が計画どおり行われており、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	今後、平成28年度に小・中学校の学習指導要領の改訂が予定されており、小学校高学年の教科化、小学校中学年での活動型の英語活動、授業を英語で行うことを基本とする中学校での英語などに対応するため、外国人英語教育指導員の配置日数について検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似または関連する事業はありません。	教育課程に位置付けられた教育活動への支援を目的としているため、受益者負担はふさわしくありません。	外国人英語教育指導員の配置は専門業者に委託していますが、これは児童・生徒が本物の外国語に慣れ親しんだり、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる必要があるためであり、これには専門業者のスキルが必要です。よって、協働にはなじみません。	

予算 事業名	外国人英語教育指導員の配置				事業 開始	昭和 61 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	英語教育の充実を図るとともに、文化の交流等国際理解教育の推進に資することを目的としています。				事業 手段	専門事業者へ業務を委託することにより、小・中学校、養護学校に外国人指導員を配置します。 (1) 小学校(養護学校含む)外国人英語指導業務 ※全英語教育活動に配置 ①小学校に外国人指導員を配置し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養います。 ②特別支援学校に外国人指導員を配置し、外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てます。 (2) 中学校外国人英語指導業務 ※週2日間配置 中学校に外国人指導員を配置し、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどコミュニケーション能力の基礎を養います。		
	対象	小学校、中学校全学年、養護学校						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	57,818	58,594	60,052	176,464	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	57,818	58,594	60,052	176,464	備考
事業費の 主たる 用途	①小学校外国人英語 指導員業務委託	単価 円	21,000	21,000	21,600		
		数量 日	1,298	1,329	1,308	3,935	
		計 円	27,258,000	27,909,000	28,252,800	83,419,800	
	②中学校外国人英語 指導員業務委託	単価 円	21,000	21,000	21,600		
		数量 日	1,439	1,445	1,439	4,323	
		計 円	30,219,000	30,345,000	31,082,400	91,646,400	
	③指導の手引印刷	単価 円	1,300	1,350	1,430		
		数量 冊	250	240	240	730	
		計 円	341,000	324,000	343,200	1,008,200	
当初予算額(B)		千円	64,134	61,100	60,643	185,877	
執行率(A/B×100)		%	90.2	95.9	99.0	94.9	
予算現額(C)		千円	64,134	61,100	60,052	185,286	
執行率(A/C×100)		%	90.2	95.9	100.0	95.2	

担当する常勤職員	人	0.15	0.15	0.15	0.45
担当する非常勤職員					

経常事業名	外国人英語教育指導員の配置	102 - 1	予算事業名	外国人英語教育指導員の配置
-------	---------------	---------	-------	---------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 外国人英語教育指導員の配置日数	小学校29校、養護学校1校(配置日数)	1,298日	30校	1,329日	30校	1,084日	30校
② 外国人英語教育指導員の配置日数	中学校10校(配置日数)	1,439日	10校	1,445日	10校	1,205日	10校
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	増加	③			増加
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		児童・生徒の英語教育の充実を図るとともに、文化の交流等国際理解教育を推進する必要があるため、今後も引き続き事業を実施する必要があります。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				本事業に、類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無	対象外		教育課程に位置付けられた教育活動であり、受益者負担はふさわしくありません。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無	対象外		児童・生徒が本物の外国語に慣れ親しんだり、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる必要があるため、外国人英語教育指導員の配置は専門業者に委託していることから、協働にはなじみません。						

分析結果

方向性	継続	内容	学習指導要領の改訂に伴い、今後、小学校中学年でも外国語活動(英語)が必修化される可能性があり、ニーズが拡大することが見込まれるため、事業を継続する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

103

区の個別計画

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	教科用図書の採択				
事業の 目的	児童・生徒の実情及び学校の意向を十分に配慮した教科用図書の採択を公正かつ適切に行うために、教育委員会が区立学校において使用する教科用図書の採択及び無償給与等教科書関連の事務を行います。					事業 概要	公平で公正な教科用図書採択が行われるよう教科用図書審議委員会や教科用図書調査委員会を組織し、教科書採択事務を行うための経費等の措置を行っています。また、特別支援学校や特別支援学級で使用される文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会、文部科学省著作教科書及び一般図書調査委員会を組織し、小学校使用教科用図書と同様、教科書採択事務を行うための経費等の措置を行っています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	教科書の発行に関する臨時措置法 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 等					実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
予算 事業	教科用図書の採択										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は、新宿区立学校で活用する教科用図書の選定を行う事業です。教科用図書の採択は、文部科学省が作成した教科書目録から採択を行うものであり、目標・指標の設定は本事業になじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	8	—	345	353	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	—	100.0	100.0	
事業経費		千円	8	0	345	353	
当初予算額（事業費）		千円	15	15	506	536	
執行率		%	53.3	0	68.2	65.9	
予算現額（事業費）		千円	15	15	512	542	
執行率		%	53.3	0	67.4	65.1	
担当する常勤職員		人	0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員							

経常事業	103
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	教科用図書採択は区立学校の設置者である教育委員会が行うことから、そのための経費を区が負担することは適切です。
手段の妥当性	適切	教科用図書採択要綱に基づき、法令に定められた期日までに教科用図書採択する手続きが行われており、適切です。
効果的効率的	適切	公正・公平に調査及び審議が行われる仕組みとなっています。また、教科用図書展示会を区内3か所で行い、教科用図書について区民に広くお知らせする機会が設けられていることから、効果的・効率的に事業が行われています。
目的又は実績の評価	適切	期日までに十分な調査研究を行うとともに、公正・公平に調査が行われ、採択が適切に行われています。
総合評価	適切	審議委員会・調査委員会・学校が調査を行い、児童・生徒の実情及び学校の意向に十分に配慮した教科用図書の採択が行われ、適切に実施されています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	<p>区の児童・生徒の実態に応じた適切な教科用図書を採択するため、引き続き採択事務が円滑に行われるよう、調査研究資料の充実に努めていきます。</p> <p>執行率が70%以下である理由として、平成26年度は学習指導要領の改訂年でなかったことがあげられます(学習指導要領が改訂される場合、教科用図書採択に学習指導要領改訂に関する資料等が必要となります)。</p>			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に定められた特定の事業であり、類似・関連事業はありません。</p>	<p>本事業において、区民に費用負担は発生しません。教科書の閲覧も無料で行われることから、受益者負担に該当せず、対象外です。</p>	<p>本事業は、公正かつ適正な採択を行うため、委員等の氏名も採択が終了するまで非公開となっています。したがって、協働の対象ではありません。</p>	

予算事業名	教科用図書の採択				事業開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育指導課
事業目的	児童・生徒の実情及び学校の意向を十分に配慮した教科用図書の採択を公正かつ適切に行うために、教育委員会が区立学校において使用する教科用図書の採択及び無償給与等教科書関連の事務を行います。				事業手段	十分な調査研究を行ったうえで、教科用図書の採択が行えるよう教科用図書採択審議委員会を設置します。教科用図書審議委員会は、教科用図書調査委員会と学校に教科用図書の調査の依頼を行い、教科用図書調査委員会と学校は、それぞれ、調査報告を行います。 それを受け、教科用図書審議委員会は審議を行った内容を答申し、教育委員会は、教科用図書の採択を行います。 なお、教科用図書の採択は小・中学校それぞれ4年ごとに行われます。		
	対象	区立小・中・養護学校						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	教科書の発行に関する臨時措置法 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 等							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	8	—	345	353	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	—	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	8	0	345	353	備考
事業費の主たる使途	①採択に係る委員会委員謝礼	単価 千円			種類により異なる		
		数量 人			5	5	
		計 千円			189	189	
	②審議委員会会議録反訳委託	単価 千円			151		
		数量 式			1	1	
		計 千円			151	151	
	③消耗品(参考図書等)購入	単価 千円	—				
		数量	—				—
		計 千円	8				8
当初予算額(B)		千円	15	15	506	536	
執行率(A/B×100)		%	53.3	0	68.2	65.9	
予算現額(C)		千円	15	15	512	542	
執行率(A/C×100)		%	53.3	0	67.4	65.1	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

経常事業名	教科用図書の採択
-------	----------

103 - 1

予算事業名	教科用図書の採択
-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 教科用図書採択に係る審議委員会等の実施	小・中学校・養護学校	—	—	—	—	小学校用教科書	—
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		法令等に基づき行われるものであり、期日までに公正かつ適切に採択する教科用図書を決定することは必要です。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					本事業に類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			教科書採択は、当該学校を設置する教育委員会が行うことになっていることから、費用を区が全額負担することは適切です。				
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			当事業は、公正かつ適正な採択を行うため、委員等の氏名も採択が終了するまで非公開となっています。したがって、協働の対象ではありません。			
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	教科用図書の採択については、設置者である教育委員会が実施することが法令等により定められており、今後も継続していく必要があります。 執行率が70%以下である理由として、平成26年度は学習指導要領の改訂年でなかったことがあげられます(学習指導要領が改訂される場合、教科用図書採択に学習指導要領改訂に関する資料等が必要となります。)
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

105

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	外国籍児童の教育支援等								
事業の 目的	外国から転入学してきた児童・生徒及び保護者が日本の学校の仕組みや学校生活に慣れ、学習や学校生活等をより充実したものとするために、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うとともに、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育・食育・キャリア教育等に関する支援を行います。						事業 概要	平成19年度新宿区協働事業提案制度採択事業として、外国籍児童・生徒及び保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行っています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治	【委託先】 NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会		【業務内容】 (1) 翻訳業務 (A4版、280枚程度) (2) 通訳業務 (年8回程度) (3) 授業提案業務 (年8回程度) (4) 職場体験コーディネート業務 (年1回程度)			
根拠 法令 等								実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	外国籍児童の教育支援等														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力については学校からの要請に基づき行うものであること、また、外国籍児童・生徒の保護者への支援についても、当該年度の転入学等の不確定要素によって大幅な増減が生じることから、本事業における指標の設定はなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	788	758	810	2,356	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	788	758	810	2,356	
当初予算額 (事業費)		千円	693	740	761	2,194	
執行率		%	113.7	102.4	106.4	107.4	
予算現額 (事業費)		千円	788	759	810	2,357	
執行率		%	100.0	99.9	100.0	100.0	
担当する常勤職員		人	0.06	0.06	0.06	0.18	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	教育委員会とNPO法人との連携により、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、「総合的な学習の時間」における授業協力及び外国籍児童・生徒の保護者に対する支援等、学校・教育委員会からの支援が手薄となるような学校教育支援分野の担い手となっていることから、適切です。
手段の妥当性	適切	学校・教育委員会からの支援が手薄となるような学校教育支援分野について、NPO法人への委託により、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、「総合的な学習の時間」における授業協力及び外国籍児童・生徒の保護者に対する支援を行っていることから、適切です。
効果的効率的	適切	学校・教育委員会では、専門的・実践的な支援が困難な学校教育支援について、NPO法人への委託により、市価の業務委託に比べ安価に業務支援を行っているため、適切です。 また、日本の学校の仕組みや学校生活に慣れるために、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うことは、学校とのスムーズな意思疎通の足掛かりとなるものであり、外国から転入学してきた児童・生徒及び保護者にとって効果的です。
目的又は実績の評価	適切	学校や外国籍児童・生徒の保護者等の求めに応じて、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を安定的に行っていることから、外国から転入学してきた児童・生徒の保護者等への支援や国際理解教育・食育・キャリア教育等への支援としての事業目的は達成しており、適切です。
総合評価	適切	教育委員会とNPO法人との連携により、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、「総合的な学習の時間」における授業協力及び外国籍児童・生徒の保護者に対して、有効かつ安価に支援業務を行っていることから、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	NPO法人との協働による事業実施により、学校教育の推進において、学校・教育委員会だけでは手薄になる分野への支援が可能となっています。 引き続き、NPO法人が有するノウハウを活用し、外国から転入学してきた児童・生徒及び保護者が日本の学校の仕組みや学校生活に慣れるために、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うとともに、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育・食育・キャリア教育等に関する支援を行っていく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	外国籍児童・生徒等への支援事業である計画事業「日本語サポート指導」との類似点・関連性について検討しましたが、それぞれの事業趣旨・概要に照らし、類似点・関連性は極めて少なく、対象外です。	外国籍児童・生徒の保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を目的としているため、受益者負担はふさわしくありません。	平成19年度新宿区協働事業提案制度採択事業であり、既に「NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会」との連携によって、事業展開しています。	

予算事業シート

105 - 1

経常事業名 外国籍児童の教育支援等

予算 事業名	外国籍児童の教育支援等				事業 開始	平成 22 年度	所管	教育委員会事務局
								教育支援
事業 目的	外国から転入学してきた児童・生徒及び保護者が日本の学校の仕組みや学校生活に慣れ、学習や学校生活等をより充実したものとするために、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うとともに、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育・食育・キャリア教育等に関する支援を行います。				事業 手段	(1) 総合的な学習の時間への授業提案 ① 国際理解教育、環境教育等の授業提案 総合的な学習の時間を活用して実施される国際理解教育、環境教育等の授業提案を行い、提案を希望する小中学校に対して授業を実施します。また、授業に必要な教材や資料の提供を行います。 ② 職場体験コーディネータ キャリア教育の一環として実施する中学校の職場体験について、学校の要請に基づき、学校と事業所間のコーディネータを行い、生徒の受入れ環境を整えます。		
	対象	外国籍児童・生徒の保護者、学校教育における「総合的な学習の時間」の受講児童・生徒				(2) 外国籍児童等への支援 ① 連絡文書の翻訳 幼稚園・小学校・中学校が作成する「学校(園)だより」等、学校(園)から家庭への連絡文書を、各学校(園)の要請に基づき、英語、スペイン語、タイ語、韓国語、中国語等の言語に翻訳します。 ② 通訳業務 幼稚園・小学校・中学校が行う授業等で、幼児・児童・生徒の指導等に関して通訳が必要な場合、各学校(園)の要請に基づき、英語、スペイン語、タイ語、韓国語、中国語等について通訳を行います。		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	788	758	810	2,356	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	788	758	810	2,356	備考
事業 費の 主たる 用途	① 委託料(翻訳業務、通訳業務、授業提案業務、職場体験コーディネータ業務)	単価 千円	788	758	810		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	788	758	810	2,356	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	693	740	761	2,194	
執行率(A/B×100)		%	113.7	102.4	106.4	107.4	
予算現額(C)		千円	788	759	810	2,357	
執行率(A/C×100)		%	100.0	99.9	100.0	100.0	
担当する常勤職員		人	0.06	0.06	0.06	0.18	
担当する非常勤職員							

経常事業名	外国籍児童の教育支援等	105 - 1	予算事業名	外国籍児童の教育支援等
-------	-------------	---------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 総合的な学習の時間	小・中学校	2校	39校	3校	39校	2校	39校
② 文書翻訳	文書	335通	335通	291通	291通	320通	320通
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測			事業活動対象数の将来予測			経費の将来予測
	①	横ばい	③	①	横ばい	③	
	②	増加	④	②	増加	④	増加
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性					
		外国籍児童・生徒への教育支援は今後ますます重要となっていくものと考えられ、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、国際理解教育・食育・キャリア教育等に関する支援を行うとともに、外国から転入学してきた子どもの保護者に対し、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うことは必要不可欠です。					
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題		
	無	対象外			外国籍児童・生徒等への支援事業である計画事業「日本語サポート指導」との類似点・関連性について検討しましたが、それぞれの事業趣旨・概要に照らし、類似点・関連性は極めて少なく、対象外です。 また、外国籍児童・生徒の保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を目的としているため、受益者負担はふさわしくありません。 なお、本事業は平成19年度新宿区協働事業提案制度採択事業であり、既に「NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会」との連携によって、事業展開しています。		
受益者負担	状況	分類	主たる内容				
	無	対象外					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			
	有	実施済	NPO	委託	NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会		

分析結果

方向性	継続	内容	外国籍児童・生徒への教育支援は今後ますます重要となっていくものと考えられ、海外での活動体験を有するシニアボランティアを活用し、国際理解教育・食育・キャリア教育等に関する支援を行うとともに、外国から転入学してきた子どもの保護者に対し、学校からの周知文書の翻訳・通訳等の支援を行うことは必要不可欠です。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

106

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	放課後等学習支援					
事業の 目的	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対する各校の補習体制を補完するために、放課後等学習支援員(ボランティア)が補助教材を用いた学習支援を行い、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることを目的としています。						事業 概要	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒に対して、放課後等の時間を活用し、よりきめ細やかな指導を行い、基礎学力の定着を目指します。 また、平成26年度から、家庭での自学自習を目的とした支援も行っています。 【事業内容】 放課後等学習支援員(ボランティア)が学校と連携を取りながら、児童・生徒の学習課題について補習等を行います。 【対象・規模】 小学校:週1回、1時間程度(参考図書の購入含む) 中学校:週4回、1時間程度(参考図書の購入含む)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		実施 方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
根拠 法令 等												
予算 事業	放課後等学習支援											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は児童・生徒の基礎学力の補完を目的としており、具体的な目標等を掲げる事業ではないため、本事業における指標の設定はなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	16,828	15,342	15,573	47,743	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	16,828	15,342	15,573	47,743	
当初予算額(事業費)		千円	17,388	18,886	18,596	54,870	
執行率		%	96.8	81.2	83.7	87.0	
予算現額(事業費)		千円	17,405	18,158	18,595	54,158	
執行率		%	96.7	84.5	83.7	88.2	
担当する常勤職員		人	0.44	0.44	0.44	1.32	
担当する非常勤職員							

経常事業	106
------	-----

所屬部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	担い手不足を補うため、放課後等学習支援員の謝礼単価を見直し、支援員を確保するなど、学校・地域・教育委員会との連携により、各小・中学校の実情に合わせて放課後等学習支援員を配置していることから、適切です。
手段の妥当性	適切	学校・地域・教育委員会との連携により、地域の人材を活用し、各小・中学校の実情に応じて、放課後等学習支援員を配置するとともに、活用用途の制約により、活用が促進されないなどの課題を踏まえ、自学自習の支援を事業目的に加えるなど、より活用しやすい制度となるよう工夫していることから、適切です。
効果的効率的	適切	学校・地域・教育委員会との連携による地域の人材を活用し、学習到達状況に応じたきめ細かな指導を行うとともに、基礎学力の定着・自学自習を支援することによって、学習意欲の向上や学習習慣の定着に寄与していることから、適切です。
目的又は実績の評価	適切	放課後等の時間を活用し、よりきめ細やかな指導を行い、基礎学力の定着と自学自習を支援することによって、学習意欲の向上や学習習慣の定着に寄与することが全小・中学校で認知され、かつ実施されていることから、適切です。
総合評価	適切	学校・地域・教育委員会との連携により地域の人材を活用するほか、担い手不足を補うために放課後等学習支援員の謝礼単価の見直しを行ったり、活用促進のため自学自習の支援を事業目的に加えるなど、より活用しやすい制度となるよう工夫しています。小・中学校における学習意欲の向上や学習習慣の定着に寄与していることから、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	「新宿区教育ビジョン 個別事業(平成24～27年度)」における位置付けを考慮しつつ、地域人材を活用する事業として類似する「スクールスタッフの活用」との事業統合を検討していきます。また、「放課後子ども広場」との連携についても、子ども総合センターと協議し、課題を整理します。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	実施済	
改革改善の内容	地域人材を活用する事業として類似する「スクールスタッフの活用」との事業統合を検討していきます。また、「放課後子ども広場」との連携についても、子ども総合センターと協議し、課題を整理します。	学校教育の一環として実施しているため、費用の受益者負担化はふさわしくありません。	学校・地域・教育委員会との連携により、地域の人材を活用し、各小・中学校の実情に応じて、放課後等学習支援員を配置しています。	

予算 事業名	放課後等学習支援				事業 開始	平成 22 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対して、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたよりきめ細やかな指導を行い、基礎学力を定着をさせることを目的としています。				事業 手段	放課後等学習支援員(ボランティア)が学校と連携を取りながら、児童・生徒の学習課題について補習を行うとともに、平成26年度から、家庭での自学自習を目的とした支援も行っています。		
	対象	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒				【事業内容】 放課後等学習支援員が学校と連携を取りながら、児童・生徒の学習課題について補習等を行います。		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		【対象・規模】 小学校:週1回、1時間程度 3年生以上 中学校:週4回、1時間程度 全学年		
根拠 法令 等	「新宿区教育ビジョン」					※参考図書の購入含む		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	16,828	15,342	15,573	47,743	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	16,828	15,342	15,573	47,743	備考
事業費の 主たる 用途	①講師謝礼	単価 千円	13,390	12,081	12,352		①講師謝礼内訳(26年度) @1,000×347h @1,500×5237h @2,000×31h @2,500×1418h @3,000×181h
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	13,390	12,081	12,352	37,823	
	②参考図書購入	単価 千円	3,302	3,139	3,154		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	3,302	3,139	3,154	9,595	
	③保険料	単価 千円	136	122	67		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	136	122	67	325	
当初予算額(B)		千円	17,388	18,886	18,596	54,870	
執行率(A/B×100)		%	96.8	81.2	83.7	87.0	
予算現額(C)		千円	17,405	18,158	18,595	54,158	
執行率(A/C×100)		%	96.7	84.5	83.7	88.2	

担当する常勤職員	人	0.44	0.44	0.44	1.32
担当する非常勤職員					

経常事業名	放課後等学習支援	106 - 1	予算事業名	放課後等学習支援
-------	----------	---------	-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 放課後等学習支援	児童・生徒	延べ 20,330人	8,050人	延べ 20,844人	8,104人	延べ 17,435人	8,008人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		引き続き、授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒、家庭での自学自習を目的とする児童・生徒などに対して、放課後等の時間を活用し、一人一人の学習到達状況に応じたよりきめ細やかな指導を行い、基礎学力の定着を図る必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合 検討中	経常	133	スクールスタッフの活用		地域人材を活用する事業として類似する「スクールスタッフの活用」との事業統合を検討していきます。 また、「放課後子ども広場」との連携についても子ども総合センターと協議し、課題を整理する必要があります。 また、学校教育の一環として実施しているため、費用の受益者負担はふさわしくありません。 なお、学校・地域・教育委員会との連携により、地域の人材を活用し、各小・中学校の実情に応じて、放課後等学習支援員を配置しており、地域住民との協働を行っています。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	区民	事業 協力	放課後等学習支援員として各校に配置				

分析結果

方向性	継続	内容
		地域人材を活用する事業として類似する経常事業133「スクールスタッフの活用」との事業統合を検討していきます。 また、「放課後子どもひろば」との連携についても子ども総合センターと協議し、課題を整理する必要があります。

特記事項

--

経常事業評価シート I

107

区の個別計画

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	校外学習活動等の支援								
事業の 目的	区立小中学校・幼稚園で実施するプラネタリウム見学や社会科見学などの校外学習等においてバス派遣等を行うことにより、子どもたちに、校外の自然や文化等の実践的体験を積ませるとともに、集団生活の決まりや集団行動を身に付けさせ、公衆道徳の育成を図っています。						事業 概要	【バス配車】 1.プラネタリウム見学:幼稚園4・5歳児、全小学生 2.社会科見学(区内めぐり):小学校3年生 3.幼稚園園外保育:年2回(春・秋) 4.特別支援学級校外学習:小学校特別支援学級 5.都大会等への参加:都連合学会等 【校外学習引率旅費・入場料】 1.小学校29校1~6学年:高尾山等 2.中学校10校1~3学年:所沢等、修学旅行(京都・奈良方面)、付添看護師業務委託 3.幼稚園15園3~5歳児:新宿御苑等 4.特別支援学校1校 【中学校プラネタリウム見学】 各学校・教育センター間の生徒分交通費							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等								実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	校外学習活動等の支援														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は学校教育における校外学習活動等に伴う、バスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業であり、自発的な活動目標設定やその目標に対し成果を求める事業ではないため、本事業における指標の設定はなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	11,867	11,076	12,705	35,648	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	11,867	11,076	12,705	35,648	
当初予算額(事業費)		千円	14,417	13,093	12,557	40,067	
執行率		%	82.3	84.6	101.2	89.0	
予算現額(事業費)		千円	14,291	12,989	13,001	40,281	
執行率		%	83.0	85.3	97.7	88.5	
担当する常勤職員		人	0.19	0.19	0.19	0.57	
担当する非常勤職員							

経常事業	107
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業であることから、区が主体的にサービスの担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業は、児童・生徒・園児等の安全な輸送手段の確保や教員の校外学習活動における引率支援となり、現在の社会情勢や従前の支援状況との公平性の観点から鑑みて、適切です。
効果的 効率的	適切	学校教育における校外学習活動等に伴う、バスの配置や引率旅費・入場料等を負担する支援事業であり、児童・生徒・園児等の安全な輸送手段の確保や教員の校外学習活動における引率支援になるとともに、各家庭における児童・生徒・園児等の学校教育経費の負担軽減に寄与することから、効果的です。
目的又は実績の評価	適切	学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業を行うことは、児童・生徒・園児等の安全な輸送手段の確保や教員の校外学習活動における引率支援になるとともに、子どもたちに、校外の自然や文化等の実践的体験を積み重ね、集団生活の決まりや集団行動の習得、公衆道徳の育成を図るという目的に寄与していることから、適切です。
総合評価	適切	区が主体的にサービスの担い手となり、現在の社会情勢や従前の支援状況との公平性の観点から、学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業は、児童・生徒・園児等の安全な輸送手段の確保や教員の校外学習活動における引率支援になるとともに、各家庭における学校教育経費の負担軽減に寄与することから、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	現在の財政状況及び社会情勢や従前の支援状況との公平性の観点から、引き続き、学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業を継続していく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似または関連する事業はありません。	本事業の性質上、受益者負担の対象にはなじみません。	本事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

107 - 1

経常事業名

校外学習活動等の支援

予算 事業名	校外学習活動等の支援				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	区立小・中学校、幼稚園で実施するプラネタリウム見学や社会科見学等の校外学習等においてバス派遣等を行うことにより、子どもたちに、校外の自然や文化等の実践的体験を積ませるとともに、集団生活の決まりや集団行動を身に付けさせ、公衆道徳の育成を図るために、校外学習等へのバスの配車や校外学習・園外保育等に付き添う職員の引率旅費及び引率・実等の際にかかる入場料等を支援します。				事業 手段	【バス配車】 1.プラネタリウム見学:幼稚園4・5歳児、全小学生 2.社会科見学(区内めぐり):小学校3年生 3.幼稚園園外保育:年2回(春・秋) 4.特別支援学級校外学習:小学校特別支援学級 5.都大会等への参加:都連合学芸会等 【校外学習引率旅費・入場料】 1.小学校29校1～6学年:高尾山等 2.中学校10校1～3学年:所沢等、修学旅行(京都・奈良方面)、付添看護師業務委託 3.幼稚園15園3～5歳児:新宿御苑等 4.特別支援学校1校 【中学校プラネタリウム見学】 各学校・教育センター間の生徒分交通費		
	対象	区立幼稚園、小・中学校(園児・児童・生徒・教員)						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	11,867	11,076	12,705	35,648	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	11,867	11,076	12,705	35,648	備考
事業 費の 主たる 用途	①校外学習等のバス 派遣	単価 千円	9,963	9,297	10,726		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	9,963	9,297	10,726	29,986	
	②校外教授 引率旅費・入場料等	単価 千円	726	807	791		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	726	807	791	2,324	
	③中学校修学旅行 付添看護委託	単価 千円	118	97	119		
		数量 校	10	10	10	30	
		計 千円	1,178	972	1,188	3,338	
当初予算額(B)		千円	14,417	13,093	12,557	40,067	
執行率(A/B×100)		%	82.3	84.6	101.2	89.0	
予算現額(C)		千円	14,291	12,989	13,001	40,281	
執行率(A/C×100)		%	83.0	85.3	97.7	88.5	

担当する常勤職員	人	0.19	0.19	0.19	0.57
担当する非常勤職員					

経常事業名	校外学習活動等の支援
-------	------------

107 - 1

予算事業名	校外学習活動等の支援
-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① バス配車	園外保育 社会科見学 プラネタリウム	205台	全幼稚園 小・中学校	191台	全幼稚園 小・中学校	190台	全幼稚園 小・中学校
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		本事業は学校教育における校外学習活動等に伴う、バスの配置や引率旅費・入場料等を負担する支援事業であり、園児・児童・生徒等の経済的負担の軽減のためにも必要性は高いと考えます。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				本事業に類似または関連する事業はありません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外	本事業の性質上、受益者負担の対象にはなじみません。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外			本事業の性質上、協働にはなじみません。				

分析結果

方向性	継続	内容	<p>本事業は学校教育における校外学習活動等に伴うバスの配置や引率旅費、入場料等を負担する支援事業であり、園児・児童・生徒等の経済的負担の軽減のためにも継続する必要があります。</p> <p>なお、バスの配車については、平成26年の法律改正に伴い、各社ともバス雇上げの価格が引き上げられており、経費負担は増加傾向にあります。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

108

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	特別支援学級の運営(小・中学校)					
事業の 目的	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に適切な教育を保障するため、就学相談を実施するとともに、就学支援委員会を開催・運営します。 また、特別支援学級(小・中学校)の運営に対する支援を行います。						事業 概要	・就学相談を実施し、児童・生徒の本人・保護者意向、障害状況等、必要な情報収集を行います。 ・就学支援委員会において、児童・生徒の適切な教育的支援について審議を行います。 ・特別支援学級(小・中学校)の学級運営を補助するため、臨時職員を配置します。 ・通常の学級への就学が適当とされた肢体不自由障害のある児童生徒に対し、必要な支援を行う非常勤職員を配置します。 ・特別支援学級(小・中学校)の運営に必要な経費を支出します。(備品購入費、消耗品費、委託料等)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	・地方自治法第2条第9項 ・学校教育法第29条・第81条							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	特別支援学級の運営(就学支援委員会の運営)			特別支援学級の運営								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	就学相談の件数については年々増加の傾向にあります。また、適切な教育を保障するために就学先を決定するに当たっては、保護者の意見を可能な限り尊重し、慎重に判断していくことが重要であるため、本事業について、指標の設定はなじみません。 特別支援学級(小・中学校)の支援については、在籍する児童・生徒数や必要な支援状況により変動することから、本事業についても指標の設定はなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	56,031	54,188	55,638	165,857	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	56,031	54,188	55,638	165,857	
当初予算額(事業費)		千円	74,556	54,897	56,725	186,178	
執行率		%	75.2	98.7	98.1	89.1	
予算現額(事業費)		千円	74,511	55,359	56,725	186,595	
執行率		%	75.2	97.9	98.1	88.9	
担当する常勤職員		人	1.30	2.40	2.40	6.10	
担当する非常勤職員							

経常事業	108
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に適切な教育を保障し、教育環境を整えることは区の責務であり、教育委員会が担い手となることは適切です。
手段の妥当性	適切	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズを把握するために、学識経験者・教育学・心理学・医学等の専門的知識を有する者の意見を聴取すること、特別支援学級を適切に運営するために、臨時職員等による学級運営の補助を行うことは適切です。
効果的効率的	適切	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対応した支援となっているため、効果的・効率的に行われており、適切です。
目的又は実績の評価	適切	就学相談件数が増加傾向にある一方、就学相談・就学先の決定のあり方については、本人・保護者への十分な情報提供とともに合意形成を図ることが重要です。このことについて、これまで以上に丁寧な相談を進めることができているため、適切です。
総合評価	適切	就学相談や就学支援委員会の開催・運営を通して、特別な教育的支援が必要な児童・生徒の教育的ニーズの把握が十分にできていること、また特別支援学級において必要な教育的支援が行われていることから、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	特別な教育的支援が必要な児童・生徒に適切な教育を保障すること、またその教育環境を適切に運営していくために、引き続き事業を継続する必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似または関連する事業はありません。	特別な教育的支援を必要としている児童・生徒への教育の保障を目的としているため、受益者負担化は想定していません。	本事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

108 - 1

経常事業名

特別支援学級の運営(小・中学校)

予算 事業名	特別支援学級の運営 (就学支援委員会の運営)				事業 開始	平成 19 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な教育を保障するため、就学相談を実施するとともに、就学支援委員会を開催・運営します。				事業 手段	(1) 就学相談の実施 ①面接・発達検査 ②在籍園・在籍校等訪問 ③専門医の診察 ④体験入級		
対象	特別な教育的支援を必要とする児童生徒					(2) 就学支援委員会の開催(総会・各分会) ①障害別委員会 ・知的障害小学部会 ・知的障害中学部会 ・肢体不自由部会 ・難聴・言語部会 ②通級指導学級入級支援委員会		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	・学校教育法施行令第18条の2							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	7,156	10,951	14,259	32,366	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	7,156	10,951	14,259	32,366	備考
事業 費の 主たる 使途	①就学相談件数	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 件	183	221	220	624	
		計 千円	6,676	10,048	12,798	29,522	
	②就学支援委員会開催回数	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 回	16	24	21	61	
		計 千円	0	263	771	1,034	
	③医師診察実施回数	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 回	24	41	33	98	
		計 千円	480	640	690	1,810	
当初予算額(B)		千円	7,829	10,901	14,885	33,615	
執行率(A/B×100)		%	91.4	100.5	95.8	96.3	
予算現額(C)		千円	7,829	11,021	14,885	33,735	
執行率(A/C×100)		%	91.4	99.4	95.8	95.9	

担当する常勤職員	人	0.30	1.30	1.30	2.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	特別支援学級の運営(小・中学校)
-------	------------------

108 - 1

予算事業名	特別支援学級の運営 (就学支援委員会の運営)
-------	---------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 就学相談件数	特別な教育的支援が必要と思われる児童・生徒	面接相談等	183人	面接相談等	221人	面接相談等	243人
② 就学支援委員会開催回数	①のうち、適切な教育の場について審議を必要とする児	16回	123人	24回	173人	26回	171人
③ 医師診察実施回数	②のうち、医師診察を必要とする児童・生徒	24回	58人	41回	103人	33回	121人
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加		
	②	増加	④		②	増加	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な教育を保障する必要があるため、今後も引き続き事業を実施します。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					類似・関連事業について、就学支援委員会の運営は、ほかに類似・関連事業がないため、対象外です。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担については、教育の保障の観点から対象外です。				
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			協働については、本事業は受託者に自由裁量がなく協働にそぐわないため、対象外です。			
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	特別な教育的支援を要する児童・生徒の数は年々増加しており、就学相談件数も年々増加傾向にあります。一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させるため、今後も丁寧な就学相談に努めていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

108 - 2

経常事業名

特別支援学級の運営(小・中学校)

予算 事業名	特別支援学級の運営				事業 開始	平成 19 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身に付けさせることを目的とし、特別支援学級(小・中学校)の運営に対する支援を行います。				事業 手段	・特別支援学級介助員等の配置 ①特別支援学級等の介助員(臨時職員)延べ17校 ②肢体不自由児等補助員(非常勤)延べ2校 ・特別支援学級消耗品等運営経費・備品購入費 ・特別支援学級合同行事の実施 ①小学校合同移動教室:小学校特別支援学級5校及び通級指導学級3校、毎年10月実施 ②中学校合同移動教室:学校特別支援学級3校、毎年10月実施 ③連合作品展:区内小・中特別支援学級(知的障害)8校参加、毎年2月実施 ・通級学級指導業務委託		
	対象	特別支援学級に在籍する児童・生徒						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	・学校教育法第29条・第45条・第81条							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	48,875	43,237	41,379	133,491	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	48,875	43,237	41,379	133,491	備考
事業 費の 主たる 使途	①消耗品等運営経費 (需用費、役務費)	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	9,967	6,031	5,245	21,243	
	②特別支援学級運営 に必要な備品購入費	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	4,193	1,416	1,330	6,939	
	③その他非常勤報酬 等 人件費等(報酬、賃 金、委託料、使用料及 び賃借料)	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 件	71	65	64	200	
		計 千円	34,715	35,790	34,804	105,309	
当初予算額(B)		千円	66,727	43,996	41,840	152,563	
執行率(A/B×100)		%	73.2	98.3	98.9	87.5	
予算現額(C)		千円	66,682	44,338	41,840	152,860	
執行率(A/C×100)		%	73.3	97.5	98.9	87.3	

担当する常勤職員	人	1.00	1.10	1.10	3.20
担当する非常勤職員					

経常事業名	特別支援学級の運営(小・中学校)	108 - 2	予算事業名	特別支援学級の運営
-------	------------------	---------	-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 特別支援学級等の介助員の配置	特別支援学級等	小:3,564日 中:490日	15校	小:2,828日 中:477日	14校	小:2,956日 中:349日	14校
② 肢体不自由児等補助員の配置	余丁町小学校 新宿西戸山中学校	通年	2校	通年	2校	通年	2校
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		特別支援学級には、特別に支援を要する児童・生徒が在籍しているため、教員だけでは学級運営が困難です。そのため、本事業を引き続き実施する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				類似・関連事業について、特別支援学級の管理運営は、特別支援学級のみであるため、対象外です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		受益者負担については、教育の保障の観点から対象外です。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		協働については、本事業は受託者に自由裁量がなく協働にそぐわないため、対象外です。			
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	特別支援学級の運営は、適切な環境で教育を受けるために必要なものであり、引き続き事業を継続します。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

109

区の個別計画

新宿区教育ビジョン

基本 目標	II	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	移動教室、夏季施設の運営					
事業の 目的	自然体験活動等の実施を通じた、小・中学生の自然に親しみ、自然を愛する心の育成や心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的としています。 【移動教室】 学校内における平素の学習効果を一層高めるとともに、通常の学校生活では得難い体験を経験させるため、学校の教育課程に位置付けて校外の適切な場所を教室として実施する教育活動。 【夏季施設】 実施のねらいは「移動教室」とほぼ同様であるが、夏季休業中に希望者を対象として行う教育課程外の行事。						事業 概要	小学6年生・中学1・2年生を対象とした移動教室(教育課程内)や小学5・6年生を対象とした夏季施設(教育課程外、参加希望制)を運営します。 【夏季施設】 女神湖高原学園(15校)、西湖キャンプ場(14校)、2泊3日 【小学校移動教室】 館山(10校)・日光(14校)・伊那(5校)、2泊3日 【中学校(1年生)移動教室】 女神湖高原学園(10校)、2泊3日 【中学校(2年生)スキー移動教室】 女神湖高原学園、白樺高原国際スキー場(10校)、3泊4日 【小学校特別支援合同移動教室】 女神湖高原学園、2泊3日 【中学校特別支援合同移動教室】 女神湖高原学園、2泊3日				
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
	予算 事業	夏季施設の運営			移動教室の運営							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
夏季施設の運営	夏季施設(教育課程外、参加希望制)の実施	対象:小学校5・6年生 会場:西湖・女神湖	手段改善
移動教室の運営	移動教室(教育課程内)の実施	小学校6年生:館山・日光・伊那 中学校1年生:女神湖 中学校2年生:スキー・女神湖	継続実施
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	78,306	79,792	83,646	241,744	
	特定財源	千円	19,625	21,949	22,421	63,995	
一般財源投入率		%	80.0	78.4	78.9	79.1	
事業経費		千円	97,931	101,741	106,067	305,739	
当初予算額(事業費)		千円	113,801	107,323	110,778	331,902	
執行率		%	86.1	94.8	95.7	92.1	
予算現額(事業費)		千円	113,801	107,794	110,778	332,373	
執行率		%	86.1	94.4	95.7	92.0	
担当する常勤職員		人	0.99	0.99	0.99	2.97	
担当する非常勤職員							

経常事業	109
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育支援課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	校外の適切な場所を会場として実施する教育活動を提供することについて、教育課程に位置付けられた教育活動であり、そのサービスの担い手が区であることは適切です。また、教育課程外である「夏季施設の運営」については、今後、課題を整理し、事業のあり方を見直していく中で、実施手法の改善等も視野に入れて検討する必要があります。
手段の妥当性	適切	区有施設の有効活用を図るため、区が保有する区外学習施設(女神湖高原学園)を中心に運営しており、適切です。 夏季施設では西湖と女神湖高原学園を隔年で使用し、小学校移動教室では館山・日光・伊那を選択できるなど、各校の目的に応じた運営が可能です。 また、中学生スキー移動教室では女神湖高原学園に隣接する白樺高原国際スキー場を活用しています。
効果的効率的	適切	小・中学生の情操の育成・心身の鍛錬・集団生活体験による社会性の育成などの目的に鑑みて、校外の適切な場所を会場として実施する自然体験活動は、子どもたちが日常とは異なる環境での体験や仲間とのふれあいを全身で学ぶ絶好の機会であり、個としても集団としても効果的・効率的です。
目的又は実績の評価	適切	「夏季施設の運営」「移動教室の運営」ともにその主眼は自然体験活動等を通じた、小・中学生の自然に親しみ、自然を愛する心の育成や心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成にあり、その機会を提供することができているため、適切と評価します。
総合評価	適切	学校内における平素の学習効果を一層高めるだけでなく、通常の学校生活では得難い体験を経験させることにもつながっており、本事業は適切に実施されていると評価します。 将来的には、「夏季施設の運営」及び「移動教室の運営」については、両事業の趣旨・目的をより達成できるよう、実施手法を改善していく必要があります。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	今後も引き続き事業を実施していきます。 なお、「夏季施設の運営」及び「移動教室の運営」の両事業の趣旨・目的を踏まえて、今後、課題を整理し、事業のあり方を見直していく中で、実施手法(対象学年・実施場所・体験メニュー等)の改善や現行施設以外の適切な施設の有無等も含めて検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	対象外	
改革改善の内容	本事業に類似または関連する事業はありません。	児童・生徒に係るバス雇上げ代金・賄費の一部を受益者負担としています。	教育委員会がサービスの担い手となり、校外の適切な場所を会場として実施する教育活動を提供し、本事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

109 - 1

経常事業名

移動教室、夏季施設の運営

予算 事業名	夏季施設の運営				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育支援課
事業 目的	夏季休業中における生活指導の重要性から、区外施設を利用し、様々な体験学習を通して、小学生5・6年生の希望者を対象に、自然に親しみ、自然を愛する心を養うとともに、心身を鍛え、集団生活における協働・自立の精神を育成することを目的としています。				事業 手段	【夏季施設】2泊3日 女神湖高原学園(15校)、西湖キャンプ場(14校) 女神湖高原学園では、車山、霧ヶ峰高原等のハイキングや牧場体験、飯ごう炊さん、キャンプファイヤー等を、西湖キャンプ場では、キャンプ体験や飯ごう炊さん、キャンプファイヤー、風穴ハイキング、カヌー体験等を行っています。		
	対象	小学校 5・6年生(希望制)						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	新宿区教育ビジョン							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	14,349	13,829	13,604	41,782	小学校夏季施設児童参加料 平成24年度 女神湖 @7,560 西湖 @7,670 平成25年度 女神湖 @8,310 西湖 @8,430 平成26年度 女神湖 @8,910 西湖 @9,270
	特定財源	千円	15,550	17,778	18,279	51,607	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円	15,550	17,778	18,279	51,607	
一般財源投入率		%	48.0	43.8	42.7	44.7	
事業経費(A)		千円	29,899	31,607	31,883	93,389	備考
事業 費の 主たる 用途	①女神湖夏季施設 地外旅費 看護師派遣委託 バス雇上げ ほか	単価 千円	12,160	12,805	12,443		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	12,160	12,805	12,443	37,408	
	②西湖夏季施設 地外旅費 看護師派遣委託 バス雇上げ キャンプ場使用料ほか	単価 千円	17,739	18,802	19,440		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	17,739	18,802	19,440	55,981	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	40,457	34,742	35,594	110,793	
執行率(A/B×100)		%	73.9	91.0	89.6	84.3	
予算現額(C)		千円	40,386	35,010	33,395	108,791	
執行率(A/C×100)		%	74.0	90.3	95.5	85.8	

担当する常勤職員	人	0.33	0.33	0.33	0.99
担当する非常勤職員					

経常事業名	移動教室、夏季施設の運営	109 - 1	予算事業名	夏季施設の運営
-------	--------------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 女神湖夏季施設	小学校5・6年生	15校 1,022人	15校 1,293人	14校 1,060人	14校 1,279人	15校 1,009人	15校 1,325人
② 西湖夏季施設	小学校5・6年生	14校 1,020人	14校 1,277人	15校 1,064人	15校 1,359人	14校 1,002人	14校 1,273人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	Ⅵ	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
	イ	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名				理由・課題			
	無 対象外									
受益者 負担	状況	分類	主たる内容				貸切バス代と食事代の一部について、参加者が負担しています。			
	有 実施済	その他	貸切バス雇上げ、賄費の一部							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				教育委員会がサービスの担い手となり、校外の適切な場所を会場として実施する教育活動を提供する本事業の性質上、協働にはなじみません。		
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	<p>「夏季施設の運営」及び「移動教室の運営」の両事業の趣旨・目的の違いを踏まえて、今後、課題を整理し、事業のあり方を見直していく中で、実施手法(対象学年・実施場所・体験メニュー等)の改善や現行施設以外の適切な施設の有無等も含めて検討していきます。</p> <p>なお、バスの配車については、平成26年の法律改正に伴い、各社ともバス雇上げの価格が引き上げられており、経費負担は増加傾向にあります。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

109 - 2

経常事業名

移動教室、夏季施設の運営

予算 事業名	移動教室の運営				事業 開始	昭和 54 年度	所管	教育委員会事務局 教育支援 課
事業 目的	清らかな自然環境の中で各教科の授業を行うとともに、野外観察及び心身の健康増進のための諸活動を行い、併せて集団生活を通して人間形成に必要な社会的資質の向上を図り、学校教育の目的達成に寄与します。				事業 手段	【小学校6年】 館山市、日光市、伊那市の中のいずれかへ2泊3日間で実施		
	対象	小学校6年生、中学校1・2年生				【中学校1年】 新宿区立女神湖高原学園 2泊3日		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		【中学校2年】 新宿区立女神湖高原学園 3泊4日 スキー体験		
根拠 法令 等	新宿区教育ビジョン							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	63,957	65,963	70,042	199,962	24年度 児童参加料 @3,130×1,302名
	特定財源	千円	4,075	4,171	4,142	12,388	25年度 児童参加料 @3,130×1,332.5名
	分担金及び負担金	千円					26年度 児童参加料 @3,210×1,290.5名
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円	4,075	4,171	4,142	12,388	
一般財源投入率		%	94.0	94.1	94.4	94.2	
事業経費(A)		千円	68,032	70,134	74,184	212,350	備考
事業 費の 主たる 用途	①小学校移動教室 地外旅費 バス雇上げ 宿泊施設借上げ ほか	単価 千円	36,720	37,334	38,260	112,313	③特別支援学級合同移動教室 については、24年度まで学校運 営課(小・中学校費)で支出。
		数量	—	—	—		
		計 千円	36,720	37,333	38,260		
	②中学校移動教室 地外旅費 バス雇上げ 宿泊施設借上げ ほか	単価 千円	31,312	32,520	33,287	97,119	
		数量	—	—	—		
		計 千円	31,312	32,520	33,287		
③特別支援学級合同 移動教室 地外旅費 バス雇上げ 宿泊施設借上げ ほか	単価 千円		281	2,637	2,918		
	数量		—	—			
	計 千円		281	2,637			
当初予算額(B)		千円	73,344	72,581	75,184	221,109	
執行率(A/B×100)		%	92.8	96.6	98.7	96.0	
予算現額(C)		千円	73,415	72,784	77,383	223,582	
執行率(A/C×100)		%	92.7	96.4	95.9	95.0	

担当する常勤職員	人	0.66	0.66	0.66	1.98
担当する非常勤職員					

経常事業名	移動教室、夏季施設の運営	109 - 2	予算事業名	移動教室の運営
-------	--------------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 小学校移動教室	6年生	29校 1,302人	29校 1,314人	29校 1,332人	29校 1,345人	29校 1,317人	29校 1,321人
② 中学校移動教室	1年生春・2年生スキー 各10校	10校 1,886人	10校 1,935人	10校 1,833人	10校 1,864人	10校 1,761人	10校 1,831人
③ 特別支援学級合同移動教室	小学4～6年生 中学1～3年生			小8校46人 中3校35人	小8校58人 中3校40人	小8校44人 中3校33人	小8校71人 中3校35人
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③			
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	Ⅵ	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
	イ	民間等を活用することが効率的、又は民間等の活動と競合している事業								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名				理由・課題			
	無 対象外						本事業に類似または関連する事業はありません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容				食事代の一部について、児童・生徒が負担しています。			
	有 実施済	その他	賄費として							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				教育委員会がサービスの担い手となり、校外の適切な場所を会場として実施する教育活動を提供する本事業の性質上、協働にはなじみません。		
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	「夏季施設の運営」及び「移動教室の運営」の両事業の趣旨・目的の違いを踏まえて、今後、課題を整理し、事業のあり方を見直していく中で、実施手法(対象学年・実施場所・体験メニュー等)の改善や現行施設以外の適切な施設の有無等も含めて検討していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

281

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	被災者への見舞								
事業の 目的	災害救助法(昭和22年法律第118号)及び新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年新宿区条例第25号)の適用を受けない災害が発生した場合に、被災者に対し、お見舞いやお悔みの意思を表し見舞金品等を支給します。						事業 概要	区内で発生した火災や水害等により被災した世帯及び小規模事業所(従業員5名未満)に対し、見舞金品、弔慰金等を支給します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治	(1)見舞金 ・複数世帯 1世帯につき 30,000円 ・単身世帯 1世帯につき 15,000円 ・小規模事業所 1事業所につき 10,000円 (※ただし、床下浸水による被害については、一律5,000円支給(小規模事業所には支給しない)) (2)見舞品 被災者(小規模事業所を除く)1人につき 毛布・ゴザ等					
根拠 法令 等	新宿区災害被災者見舞金等支給要綱							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	被災者への見舞														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は、火災や水害等の不意の災害による被災者に見舞金品等を支給するものであるため、支給件数などの数字により目標・指標を定めることはなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,010	1,015	410	2,435	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,010	1,015	410	2,435	
当初予算額(事業費)		千円	3,000	3,000	3,000	9,000	
執行率		%	33.7	33.8	13.7	27.1	
予算現額(事業費)		千円	3,000	3,000	3,000	9,000	
執行率		%	33.7	33.8	13.7	27.1	
担当する常勤職員		人	0.09	0.09	0.09	0.27	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	火災や水害等の発生による被災者などに対し、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し被災者へ見舞金等を支給すると同時に、被災者支援に関する行政情報の提供などを行う機会にもなるため、区が主体的に事業を行うことは適切です。
手段の妥当性	適切	火災や水害等の発生による被災者などに対し見舞金品等を支給することは、区としてお見舞いやお悔みの意思を表すと同時に、被災直後に必要となる金品等の一部を支援する意味合いもあるほか、被災者支援に関する行政情報の提供や関係部署への紹介などを行う機会にもなるため、事業遂行の手段として適切です。
効果的効率的	適切	被災者などへ見舞金品等を支給する際には、関係部署との連携を図りながら、行政情報の提供や関係部署への紹介なども行うため、被災者支援として効果的であり適切です。
目的又は実績の評価	適切	見舞金品等支給実績は、火災や水害等の災害の発生件数等に大きく影響を受けません。 本事業を始めとする被災者支援事業は、被災者などに対して被災に伴う影響をいかに少なくするかが重要であり、本事業は被災発生直後の見舞金品等の速やかな支給や、支給時などにその他の被災者支援に関する行政情報の提供や関連部署への紹介など迅速に行えており、事業の目的として適切です。
総合評価	適切	火災や水害等による被災者へ、区としてお見舞いやお悔みの意思を表し見舞金等を支給し、行政情報の提供や関連部署への紹介の役割も果たすなど、被災者支援の一環として適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	火災や水害等による被災者への支援に当たっては、区では本事業のほか、住居を失った被災者を対象にした旅館のあっせん・一時滞在施設等への案内や、住居を失った被災者が一時的な住居先を確保した場合の居住支援事業などの緊急支援を目的とした事業を実施しています。 今後も、見舞金品等の迅速な支給や関連支援施策への情報提供など、被災者の状況にあった支援が円滑に行えるよう、関係部署との連携の強化に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を支給する事業であり、類似・関連事業はありません。	火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を支給する事業のため、受益者負担にはなじみません。	突然の火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を迅速に支給する事業のため、協働にはなじまない事業です。	

予算事業シート

281 - 1

経常事業名

被災者への見舞

予算 事業名	被災者への見舞				事業 開始	昭和 54 年度	所管	地域文化 地域調整	部 課
事業 目的	災害救助法(昭和22年法律第118号)及び新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年新宿区条例第25号)の適用を受けない災害が発生した場合に、被災者に対し、お見舞いやお悔みの意思を表し見舞金品等を支給します。				事業 手段	区内で発生した火災や水害等により被災した世帯及び小規模事業所(従業員5名未満)に対し、見舞金品、弔慰金等を支給します。			
	対象	区内で発生した火災や水害等により被災した世帯及び小規模事業所(従業員5名未満)				(1)見舞金 ・複数世帯 1世帯につき 30,000円 ・単身世帯 1世帯につき 15,000円 ・小規模事業所 1事業所につき 10,000円 (※ただし、床下浸水による被害については、一律5,000円支給(小規模事業所には支給しない)) (2)見舞品 被災者(小規模事業所を除く)1人につき 毛布・ゴザ等 (3)弔慰金 死亡者1人につき 50,000円			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区災害被災者見舞金等支給要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	1,010	1,015	410	2,435	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,010	1,015	410	2,435	備考
事業 費の 主たる 用途	①見舞金・弔慰金	単価 千円	被災内容により異なる	被災内容により異なる	被災内容により異なる		
		数量 件	54	63	20	137	
		計 千円	1,010	1,015	410	2,435	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	3,000	3,000	3,000	9,000	
執行率(A/B×100)		%	33.7	33.8	13.7	27.1	
予算現額(C)		千円	3,000	3,000	3,000	9,000	
執行率(A/C×100)		%	33.7	33.8	13.7	27.1	

担当する常勤職員	人	0.09	0.09	0.09	0.27
担当する非常勤職員					

経常事業名	被災者への見舞	281 - 1	予算事業名	被災者への見舞
-------	---------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 見舞金の支給	被災世帯・小規模事業所	52件	52件	62件	62件	19件	19件
② 見舞品の支給	被災者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
③ 弔慰金の支給	遺族	2件	2件	1件	1件	1件	1件
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を支給する事業であり、関連支援施策への情報提供なども含めた被災者への支援事業として、継続して実施する必要があります。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				(類似・関連事業) 火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を支給する事業であり、類似・関連事業がありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無	対象外				(受益者負担) 火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を支給する事業のため、受益者負担にはなじみません。				
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無	対象外				(協働) 突然の火災や水害等の発生による被災者などに対して、区として、お見舞いやお悔みの意思を表し、被災者へ見舞金等を迅速に支給する事業のため、協働にはなじまない事業です。				

分析結果

方向性	継続	内容
		火災や水害等による被災者への支援に当たっては、本事業のほか、住居を失った被災者を対象にした旅館のあっせん・一時滞在施設等への案内や、住居を失った被災者が一時的な住居先を確保した場合の居住支援事業など、被災者の状況にあった切れ目のない支援が必要となります。 今後も、見舞金品等の迅速な支給や関連支援施策への情報提供など、被災者の状況にあった支援が円滑に行えるよう、関係部署との連携の強化に努めます。

特記事項

--

経常事業評価シート I

282

区の個別計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	生活保護法施行事務等								
事業の 目的	保護を必要とする者の生活保障と自立助長を目的として定められた生活保護法の適正な実施及び円滑な運営を行うことを目的としています。 また、生活保護受給者及び中国残留邦人等に適切な処遇を図る一環として、医療扶助及び介護扶助について専門的判断及び必要な助言を求めめるために嘱託医を配置します。						事業 概要	保護を必要とする者の生活保障と自立助長を目的として定められた生活保護法の適正な実施及び円滑な運営を行い、そのために必要な経費を支出します。また、嘱託医(内科医2名、精神科医1名)を配置し、生活保護受給者及び中国残留邦人等に支給する医療扶助及び介護扶助の判断、助言、指導を行い、そのために必要な経費を支出します。							
事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的 自治		<input type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日付厚生省社会局長通知)、生活保護法施行細則						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	生活保護法施行事務				嘱託医										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は、保護を必要とする者の生活保障と自立助長を目的に定められた生活保護法の適正な実施及び円滑な運営を行うことを目的とした事務を行うものです。 保護を必要とする者の数や、それに伴う各種事務の件数は、社会情勢等により変動するものであり、その数の多寡により本事業の成果・進捗を図ることが難しいことから、指標の設定は困難です。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	84,037	86,679	78,582	249,298	
	特定財源	千円	11,427	11,426	19,351	42,204	
一般財源投入率		%	88.0	88.4	80.2	85.5	
事業経費		千円	95,464	98,105	97,933	291,502	
当初予算額(事業費)		千円	106,280	109,104	111,297	326,681	
執行率		%	89.8	89.9	88.0	89.2	
予算現額(事業費)		千円	105,933	108,702	106,797	321,432	
執行率		%	90.1	90.3	91.7	90.7	
担当する常勤職員		人	12.34	14.92	17.48	44.74	
担当する非常勤職員			1.75	2.00	0.50	4.25	

経常事業	282
------	-----

所属部	福祉部	所管課	生活福祉課
-----	-----	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	生活保護法施行事務は、生活に困っている人に対し、最低限度の生活を保障する欠かせない事業である生活保護費の支給を適正に実施し、円滑な事業の運営を図ることを目的とした事務です。本事業では事務を実施するために必要な経費を負担しています。一部の業務を除き区の直営で行っており適切です。
手段の妥当性	適切	生活保護法施行事務は、生活に困っている人に対し最低限度の生活を保障する欠かせない事業である生活保護費の支給を適正に実施し、円滑な運営を図るために、法で定められた事務を適正に行っており適切です。
効果的効率的	適切	生活保護費の支払い準備事務や診療報酬明細書(レセプト)管理事務など、事業の一部を業者に業務委託し経費を抑制しており適切です。
目的又は実績の評価	適切	生活保護法施行事務は、生活保護費の支給を、適正に実施及び円滑な運営を図るために行っているため適切です。
総合評価	適切	生活保護制度は目的や執行方法、対象者を法令等で規定しており、法令等を遵守し、適切に処理することが必要です。本事業では、生活保護費の支給を適正に実施し、事業の円滑な運営を図るための業務を適切に行っています。このことは、生活保護を受ける必要のある人に対し、最低限度の生活を保障し、その自立助長を図っているため適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	生活保護制度は国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。 生活保護制度を適正に実施、円滑な運営を実施するために引き続き適正な事務の執行に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	生活保護制度は、生活に困っている人に対する最低生活を保障する最後のセーフティネットであり、その施行に係る事務に類似・関連事業はありません。	生活保護受給者のため、受益者負担は対象外です。	行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。	

予算事業シート

282 - 1

経常事業名

生活保護法施行事務等

予算 事業名	生活保護法施行事務				事業 開始	昭和 25 年度	所管	福祉 生活福祉	部 課
事業 目的	保護を必要とする者の生活保障を目的として定められた生活保護法の適正な実施及び事業の円滑な運営を行うことを目的としています。				事業 手段	生活保護制度の適正な実施、円滑な運営を行うための事務を行います。面接や訪問活動などを通して適切な保護費を計算し、保護を必要とする者に対し保護費を支給するための事務を行います。また、支給の準備事務の一部や福祉事務所受付業務については、業者に委託して行っています。不正・不適正受給対策の強化等、及び医療扶助の適正化にも努めており、後発医薬品利用促進のための通知の発送などの健康管理指導や診療報酬明細書(レセプト)の管理などを行っています。			
	対象	生活保護を必要とする者							
事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法施行細則								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	77,622	80,264	72,167	230,053	24、25年度 セーフティネット支援対策等事業費(国庫補助金)10/10 26年度 セーフティネット支援対策等事業費(国庫補助金)10/10、緊急雇用創出臨時特例補助事業費(都補助金)10/10	
	特定財源	千円	11,427	11,426	19,351	42,204		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	11,427	11,426	19,351	42,204		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	87.2	87.5	78.9	84.5		
事業経費(A)		千円	89,049	91,690	91,518	272,257	備考	
事業費の 主たる 使途	①保護決定・変更通知、その他の後納郵便料	単価	千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/	
		数量	件	155,318	151,916	154,275		461,509
		計	千円	17,663	17,374	18,108		53,145
	②保護費支給準備事務委託	単価	千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/	
		数量	件	25,117	25,162	24,800		75,079
		計	千円	16,066	16,094	16,319		48,479
	③福祉事務所受付業務委託	単価	千円	—	—	—	/	
		数量		—	—	—		—
		計	千円	13,608	13,608	13,997		41,213
当初予算額(B)		千円	99,864	102,688	104,881	307,433		
執行率(A/B×100)		%	89.2	89.3	87.3	88.6		
予算現額(C)		千円	99,517	102,286	100,381	302,184		
執行率(A/C×100)		%	89.5	89.6	91.2	90.1		

担当する常勤職員	人	12.34	14.92	17.33	44.59
担当する非常勤職員		1.75	2.00	0.50	4.25

経常事業名	生活保護法施行事務等
-------	------------

282 - 1

予算事業名	生活保護法施行事務
-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 健康管理指導(後発医薬品利用促進含む)	生活保護受給者	—	—	—	—	243人	—
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き事業を適正に行っていく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				生活保護制度は、生活に困っている人に対する最低生活を保障する最後のセーフティネットであり、その施行に係る事務に類似・関連事業はありません。 受益者負担については、対象者が生活保護受給者であることから、その施行に係る事務は対象外です。 また、行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。 また、生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き適正な事務の執行に努めます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

282 - 2

経常事業名

生活保護法施行事務等

予算事業名	嘱託医				事業開始	昭和 43 年度	所管	福祉部 生活福祉課
事業目的	生活保護受給者及び中国残留邦人等に適切な処遇を図る一環として、医療扶助及び介護扶助について専門的判断及び必要な助言を求めるために嘱託医を配置しています。				事業手段	生活保護制度及び中国残留邦人等に対する支援について理解のある医師のうちから嘱託医(1年ごとに更新。再任をさまたげない。)を非常勤職員として配置します。医師3名(内科医2名、精神科医1名)が、週2日、福祉事務所で勤務しています。 嘱託医は、査察指導員(地区担当員の指導監督を行う職員)、地区担当員等からの求めに応じ医療扶助及び介護扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行っています。		
	対象	生活保護に係る医療扶助、介護扶助 中国残留邦人等に係る医療支援給付、介護支援給付						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	生活保護法 生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日付厚生省社会局長通知)							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	6,415	6,415	6,415	19,245		
	特定財源	千円						
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円						
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0		
事業経費(A)		千円	6,415	6,415	6,415	19,245	備考	
事業費の主たる使途	①非常勤医師への報酬	単価 円	178,200	178,200	178,200	19,245,600		
		数量 月	36	36	36			108
		計 円	6,415,200	6,415,200	6,415,200			
	②	単価 千円						
		数量						
		計 千円						
	③	単価 千円						
		数量						
		計 千円						
当初予算額(B)		千円	6,416	6,416	6,416	19,248		
執行率(A/B×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0		
予算現額(C)		千円	6,416	6,416	6,416	19,248		
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0		

担当する常勤職員	人			0.15	0.15	
担当する非常勤職員						

経常事業名	生活保護法施行事務等	282 - 2	予算事業名	嘱託医
-------	------------	---------	-------	-----

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 入院の要否についての検討件数	生活保護受給者	延べ202日	4,839件	延べ204日	4,960件	延べ200日	5,104件
② 外来の要否についての検討件数	生活保護受給者	延べ202日	18,010件	延べ204日	19,952件	延べ200日	20,068件
③ 精神障害入院の要否についての検討件数	生活保護受給者	延べ103日	756件	延べ105日	801件	延べ102日	754件
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護法による医療扶助運営要領により、福祉事務所に嘱託医の配置が義務付けられている事業であり、引き続き適正に運用を進めていく必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					生活保護受給者及び中国残留邦人等に係る医療、介護について医療の専門的判断や助言を求めるために設置しているものであり、他の事業に類似のものや関連はありません。 福祉事務所として受給者の処遇決定に必要な体制を整えるための事業であることから、受益者負担は対象外です。 また、協働については福祉事務所として受給者の処遇を決定するための事業であることから対象外です。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	生活保護法による医療扶助運営要領により嘱託医の配置は義務付けられています。保護に至る経緯や病歴、生活環境等に渡って考慮すべき項目があることから、今後も制度に理解のある医師に委嘱して医療の側面から生活保護受給者等の処遇を検討する必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

283

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	被保護者の生活支援事業								
事業の 目的	様々な問題を抱えた生活保護受給者の就労自立、社会参加、日常生活の自立を促進することを目的としています。						事業 概要	生活保護受給者の自立を支援するため、福祉事務所が組織的な対応として「自立支援プログラム」を導入し、多様なサービスを提供して、自立促進を図ります。 生活保護受給者の自立を支援することを目的に、多様なサービスを提供するための非常勤職員を配置しています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	自立生活支援プログラム実施要綱、新宿区自立支援推進員設置要綱、新宿区年金等調査に関するプログラム実施要綱、新宿区自立支援・相談員設置要綱、生活支援相談員設置要綱、新宿区自立推進相談員設置要綱						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	被保護者の生活支援事業														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
自立支援推進員の活動	自立支援推進員による生活保護受給者の家庭訪問等回数	19,709回	20,000回
就労支援員による支援	就労支援員による支援人数	延べ303人	延べ300人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	—	—	—	—	
	特定財源	千円	80,913	72,627	82,499	236,039	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費		千円	72,809	72,475	82,132	227,416	
当初予算額（事業費）		千円	81,644	81,506	95,453	258,603	
執行率		%	89.2	88.9	86.0	87.9	
予算現額（事業費）		千円	74,077	72,908	85,088	232,073	
執行率		%	98.3	99.4	96.5	98.0	
担当する常勤職員		人	0.53	0.58	0.25	1.36	
担当する非常勤職員			0.50	0.50		1.00	

経常事業	283
------	-----

所属部	福祉部	所管課	生活福祉・保護担当課
-----	-----	-----	------------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	自立支援を実施していく上で、地区担当員の業務を補完し、連携しながら行うことが有効であるため、区の非常勤職員が行うことが適切です。
手段の妥当性	適切	個々の生活保護受給者の状況を適切に把握し、その人にとって必要な支援を必要な時に実施することができるよう、きめ細かな自立支援を自立支援プログラムにより行っています。 プログラムの実施に当たっては、社会福祉士、社会福祉主事任用資格を有する者、または同等の能力を有すると認められる者を自立支援推進員として、ハローワークOBを就労支援員として配置し、それぞれの専門能力をいかして支援を行っており適切です。
効果的効率的	適切	就労支援を開始する際に地区担当員、就労支援員、生活保護受給者で三者面談を行っています。また、自立支援推進員と地区担当員についても、生活保護受給者の状況について情報共有を図りながら支援を行っています。 また、就労支援員が就労意欲喚起を行い計画事業により行っているハローワークでの就労支援につなげるなど、ハローワークと連携して行うことで効果的、効率的に事業を行っているため適切です。
目的又は実績の評価	適切	自立支援推進員による生活保護受給者に対する見守り訪問や病院への同行などの支援を行っています。また、就労支援員による生活保護受給者に対する個々の状況に応じた就労自立に向けた支援を行っています。 これらの支援を行うことにより、安定した地域生活が送れることで、生活保護受給者の自立促進が図られています。
総合評価	適切	生活保護受給者が、安定した地域生活が送れるよう、個々の状況に合わせた日常生活自立、社会生活自立、就労自立を目指した支援を自立支援プログラムにより行っており適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	生活保護受給者の日常生活自立、社会生活自立、就労自立促進のために、本事業は継続します。 個々の生活保護受給者の状況を適切に把握し、その人にとって必要な支援を必要な時に実施することができるよう、きめ細かな支援を自立支援プログラムにより引き続き行っていきます。支援の実施に当たっては、自立支援推進員、就労支援員の専門知識をいかし、地区担当員やハローワーク等の関係機関と連携して行います。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	就労支援員が就労意欲喚起を行い、ハローワークでの就労支援につなげるなど、地域の社会資源を活用して支援を行っています。	生活保護受給者のため、受益者負担は対象外です。	本事業は、生活保護受給者の自立を助長するための相談や必要な助言を行うものであり、区の責任で行う必要があるため協働の対象外です。	

予算事業シート

283 - 1

経常事業名

被保護者の生活支援事業

予算事業名	被保護者の生活支援事業				事業開始	平成 18 年度	所管	福祉 生活福祉	部 課
事業目的	様々な問題を抱えた生活保護受給者の自立を支援するために、被保護者の就労自立、社会参加、日常生活の自立を促進することを目的とします。				事業手段	<p>生活保護受給者の自立を支援することを目的とした自立支援プログラムに基づき、多様なサービスを提供するための非常勤職員を自立支援推進員、就労支援推進員として配置しています。</p> <p>自立支援推進員は面談や訪問活動を通じた日常生活支援のほかに、社会的な孤立を防止することを目的とした単身高齢者訪問事業や、生活保護受給者の状況把握のための病院等訪問調査・長期入院者退院調査などを行います。</p> <p>専門非常勤職員として、就労支援員が三者面談、就労意欲喚起などの支援を行います。また、生活支援相談員は家庭、住宅、多重債務等様々な問題に対応するための生活相談に取り組み、問題解決にあたります。</p>			
対象	生活保護受給者								
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	自立生活支援プログラム実施要綱、新宿区自立支援推進員設置要綱、新宿区年金等調査に関するプログラム実施要綱、新宿区自立支援・相談員設置要綱、生活支援相談員設置要綱、新宿区自立推進相談員設置要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	24年度～26年度 セーフティネット支援対策等事業費(国庫補助金)10/10、緊急雇用創出臨時特例補助事業費(都補助金)10/10
	特定財源	千円	80,913	72,627	82,499	236,039	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	80,913	72,627	82,499	236,039	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	72,809	72,475	82,132	227,416	備考
事業費の主たる使途	①非常勤職員報酬	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 人	27	26	31	84	
		計 千円	71,733	71,364	81,031	224,128	
	②非常勤職員旅費	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,076	1,112	1,101	3,289	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	81,644	81,506	95,453	258,603	
執行率(A/B×100)		%	89.2	88.9	86.0	87.9	
予算現額(C)		千円	74,077	72,908	85,088	232,073	
執行率(A/C×100)		%	98.3	99.4	96.5	98.0	
担当する常勤職員		人	0.53	0.58	0.25	1.36	
担当する非常勤職員			0.50	0.50		1.00	

経常事業名	被保護者の生活支援事業	283 - 1	予算事業名	被保護者の生活支援事業
-------	-------------	---------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 自立支援推進員による訪問等	生活保護受給者	延べ 16,870回	—	延べ 18,585回	—	延べ 19,709回	—
② 就労支援員による支援	生活保護受給者	延べ265人	—	延べ268人	—	延べ303人	—
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護制度は、保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。生活保護受給者の自立促進のために、今後も事業を継続していきます。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	有 連携・統合 済	計画 34	生活保護受給者の自立支援 の推進		就労支援については、就労支援員が就労意欲喚起を行い、計画事業で行っているハローワークでの就労支援につなげるなど、地域の社会資源を活用するなど連携済です。 生活保護受給者の自立支援を行う事業であるため、受益者負担は対象外です。 本事業は、生活保護受給者の自立を助長するための相談や必要な助言を行うものであり、区の責任で行う必要があるため協働の対象外です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容
		今後も、個々の生活保護受給者の状況に合わせた自立支援プログラムに基づいた支援を行っていきます。生活保護受給者の自立促進に向けて、安定した地域生活が送れるよう引き続き適正な支援をしていきます。

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

284

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ 個別 目標	1 基本 施策	③ 経常 事業名	保護費支給				
事業の 目的	保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い生活保護費を支給することにより、最低生活を保障することを目的としています。			事業 概要	生活保護費は、世帯全体の収入が国で定めた生活保護基準に足りないときにその不足分を支給します。 生活保護費の種類として、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。 また、平成26年7月から、就労による自立の促進を目的に、生活保護脱却直後の不安定な生活を支える就労自立給付金を支給しています。			
	事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任		<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治		
根拠 法令 等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法施行細則			実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
	保護費							
予算 事業								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	3,829,790	4,090,010	4,298,457	12,218,257	
	特定財源	千円	17,653,982	17,939,980	18,246,965	53,840,927	
一般財源投入率		%	17.8	18.6	19.1	18.5	
事業経費		千円	21,483,772	22,029,990	22,545,422	66,059,184	
当初予算額（事業費）		千円	22,486,121	23,353,348	24,043,373	69,882,842	
執行率		%	95.5	94.3	93.8	94.5	
予算現額（事業費）		千円	22,486,121	23,353,348	23,723,552	69,563,021	
執行率		%	95.5	94.3	95.0	95.0	
担当する常勤職員		人	1.50	2.00	3.00	6.50	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	生活に困っている人が能力、資産、他制度を活用してもなお、自力で生活できない場合に、生活保護費を支給する事業であり、法令等により定められた実施方法により、適切に決定・支給しています。
有効性	適切	世帯全体の収入が国で定めた生活保護基準に足りないときにその不足分だけ支給する生活保護費は、生活に困っている人に対し最低限度の生活を保障するための最後のセーフティネットとして有効に機能しており適切です。
効率性	適切	世帯全体の収入が国で定めた生活保護基準に足りないときに、その不足分だけ生活保護費を支給することにより、生活に困っている人に対し最低限度の生活を保障しています。 保護費支給については、保護の開始や決定、保護費の算定に必要な資料(資産や収入状況等)を確認するなど正確を期すとともに、不正、不適正受給対策を行っており、効率性の点でも適切です。
総合評価	適切	生活保護費支給は生活保護制度によって目的や執行方法、対象者が法令等で規定されており、法令等を遵守し、適切に生活保護費を支給しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ保護を行い、その最低限度の生活を保障することを目的としています。 また、生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き適正な事務の執行に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	生活保護制度は、最低生活を保障する最後のセーフティネットであり、類似・関連事業はありません。	対象者が生活保護受給者のため、対象外です。	法令等により、実施主体及び実施内容が定められているため、協働を行うことはできません。	

予算 事業名	保護費				事業 開始	昭和 25 年度	所管	福祉	部
								生活福祉	
事業 目的	保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い生活保護費を支給することにより、最低生活を保障することを目的としています。				事業 手段	生活保護費は、世帯全体の収入が国で決めた生活保護基準に足りないときにその不足分だけ支給します。 生活保護費の種類として、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。 また、平成26年7月から、就労による自立の促進を目的に、生活保護脱却直後の不安定な生活を支える就労自立給付金を支給しています。			
	対象	保護を要する状態にある者							
事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法施行細則								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	3,829,790	4,090,010	4,298,457	12,218,257	24年度~26年度 生活保護費(国庫負担金)3/4、 生活保護費(都負担金)1/4	
	特定財源	千円	17,653,982	17,939,980	18,246,965	53,840,927		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	17,547,032	17,838,760	18,166,472	53,552,264		
	その他収入	千円	106,950	101,220	80,493	288,663		
一般財源投入率		%	17.8	18.6	19.1	18.5		
事業経費(A)		千円	21,483,772	22,029,990	22,545,422	66,059,184	備考	
事業 費の 主たる 用途	①医療扶助	単価	千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる	/	
		数量	人	242,550	209,882	247,304		699,736
		計	千円	9,173,900	9,492,851	9,706,917		28,373,668
	②生活扶助	単価	千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる	/	
		数量	人	144,318	109,892	147,557		401,767
		計	千円	7,207,700	7,262,748	7,438,670		21,909,118
	③住宅扶助	単価	千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる	/	
		数量	世帯	93,157	93,714	98,179		285,050
		計	千円	4,627,188	4,809,129	4,908,130		14,344,447
当初予算額(B)		千円	22,486,121	23,353,348	24,043,373	69,882,842		
執行率(A/B×100)		%	95.5	94.3	93.8	94.5		
予算現額(C)		千円	22,486,121	23,353,348	23,723,552	69,563,021		
執行率(A/C×100)		%	95.5	94.3	95.0	95.0		

担当する常勤職員	人	1.50	2.00	3.00	6.50
担当する非常勤職員					

経常事業名	保護費支給	284 - 1	予算事業名	保護費
-------	-------	---------	-------	-----

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 生活扶助	生活保護受給者	7,207,700,169円	延144,318人	7,262,748,075円	延145,624人	7,438,670,265円	延147,557人
② 住宅扶助	生活保護受給者	4,627,187,526円	延93,157世帯	4,809,128,828円	延96,571世帯	4,908,129,751円	延98,179世帯
③ 介護扶助	生活保護受給者	358,175,730円	延31,857人	356,989,944円	延35,167人	374,460,612円	延38,000人
④ 医療扶助	生活保護受給者	9,173,899,648円	延242,550人	9,492,850,583円	延244,256人	9,706,916,869円	延247,304人

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③	増加	①	増加	③	増加	
	②	増加	④	増加	②	増加	④	増加	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事務であり、引き続き事務を適正に行っていく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無	対象外			生活保護制度は、最低生活を保障する最後のセーフティネットであり、類似・関連事業はありません。 生活保護受給者を対象としており、受益者負担については対象外です。 法令等により、実施目的、実施方法や対象者が定められているため協働等を行うことはできません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容
		生活保護制度は、保護を必要とするものに対し、その困窮の程度に応じ、必用な保護を行い、その最低限度の生活を保障することを目的としています。 また、生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き適正な事務の執行に努めます。

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

285

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	保護施設事務費					
事業の 目的	保護を要する者が利用する保護施設の事務費を支出することによって自立助長を図ることを目的とします。						事業 概要	生活保護法で規定される保護施設の事務費を支出することにより要保護者の自立助長を図ります。 ①救護施設 身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護しています。 ②更生施設 身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護しています。 ③宿所提供施設 住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがあります。				
	事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法施行細則						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
	保護施設事務費											
予算 事業												

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	10,934	10,620	8,696	30,250	
	特定財源	千円	301,836	281,764	289,295	872,895	
一般財源投入率		%	3.5	3.6	2.9	3.3	
事業経費		千円	312,770	292,384	297,991	903,145	
当初予算額（事業費）		千円	383,749	340,995	337,622	1,062,366	
執行率		%	81.5	85.7	88.3	85.0	
予算現額（事業費）		千円	383,749	340,995	305,188	1,029,932	
執行率		%	81.5	85.7	97.6	87.7	
担当する常勤職員		人	1.50	1.00	1.00	3.50	
担当する非常勤職員			0.25			0.25	

経常事業	285
------	-----

所属部	福祉部	所管課	生活福祉課
-----	-----	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	身体上又は精神上に障害のある者や、宿所の無い者等、保護を要する状態にある者が利用する保護施設の事務費を支出することによって自立助長を図る事務であり、法令等により定められた実施方法により、適切に支給しています。
有効性	適切	生活保護法で規定される保護施設に対する事務費の支出は、身体上又は精神上に障害のある者や、宿所の無い者等、保護を要する状態にある者の自立助長を図るために有効な手段です。
効率性	適切	それぞれの要保護者が抱える問題に応じた対応ができる専門的な施設に対し事務費を支給することで、効率的に事業を行っています。
総合評価	適切	保護施設事務費は目的や執行方法、対象者を法令等で規定しており、法令等を遵守し、適切に保護施設の事務費を支出しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	生活保護法で規定される保護施設の事務費を支出することにより要保護者の自立助長を図る事業であり、引き続き適正な事務の執行に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	生活保護法で規定される保護施設に対する事業であり、類似・関連する事業はありません。	生活保護受給者を対象としており、受益者負担の対象外です。	生活保護法で規定される保護施設に対する事業であり、協働の対象外です。	

予算事業シート

285 - 1

経常事業名

保護施設事務費

予算事業名	保護施設事務費				事業開始	昭和 25 年度	所管	福祉部 生活福祉課
事業目的	保護を要する者に対し、その利用する保護施設の事務費を支出することによって自立助長を図ることを目的としています。				事業手段	生活保護法で規定される保護施設の事務費を支出することにより要保護者の自立助長を図ります。 ①救護施設 身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護しています。 ②更生施設 身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護しています。 ③宿所提供施設 住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがあります。		
対象	身体上又は精神上問題のある者や、宿所の無い者等、保護を要する状態にある者							
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、生活保護法施行細則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	10,934	10,620	8,696	30,250	24年度～26年度 生活保護費(国庫負担金)3/4、 生活保護費(都負担金)1/4	
	特定財源	千円	301,836	281,764	289,295	872,895		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	301,836	281,764	289,295	872,895		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	3.5	3.6	2.9	3.3		
事業経費(A)		千円	312,770	292,384	297,991	903,145	備考	
事業費の主たる使途	①救護施設	単価	円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/	
		数量	人	642	677	736		2,055
		計	円	118,359	125,378	133,703		377,440
	②更生施設	単価	円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/	
		数量	人	1,894	1,773	1,626		5,293
		計	円	185,194	158,673	156,046		499,913
	③宿所提供施設	単価	円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	/	
		数量	人	312	292	267		871
		計	円	9,217	8,333	8,241		25,791
当初予算額(B)		千円	383,749	340,995	337,622	1,062,366		
執行率(A/B×100)		%	81.5	85.7	88.3	85.0		
予算現額(C)		千円	383,749	340,995	305,188	1,029,932		
執行率(A/C×100)		%	81.5	85.7	97.6	87.7		

担当する常勤職員	人	1.50	1.00	1.00	3.50
担当する非常勤職員		0.25			0.25

経常事業名	保護施設事務費
-------	---------

285 - 1

予算事業名	保護施設事務費
-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 救護施設	要保護者	118,358,845円	延べ642人	125,378,212円	延べ677人	133,702,935円	延べ736人
② 更生施設	要保護者	185,194,468円	延べ1,894人	158,672,795円	延べ1,773人	156,046,407円	延べ1,626人
③ 宿所提供施設	要保護者	9,216,760円	延べ312人	8,332,506円	延べ292人	8,241,360円	延べ267人
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き事業を適正に行っていく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				生活保護法で規定される保護施設に対する事業であり、類似・関連事業はありません。法令等により、実施目的、実施方法や対象者が定められているため受給者負担は対象外です。行政が施設に対し支出を行う事務であり協働は対象外です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	<p>身体上又は精神上に障害のある者や、宿所の無い者等、保護を要する状態にある者に対する自立助長を図るために必要な事業です。</p> <p>また、生活保護法により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き適正な事務の執行に努めます。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

286

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	法外援護						
事業の 目的	生活保護世帯に対し、生活保護法による保護を補完し、経済的負担を軽減させ、当該世帯の自立助長を図ることを目的としています。						事業 概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯に対して、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種の扶助費以外に健全育成費、中学校卒業者就職支度金、公衆浴場入浴券、家財処分費用、特殊寝台貸与料助成の支給を行い、当該世帯の自立の助長を図ります。 被保護者自立促進事業として、生活保護世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、当該世帯の自立の促進を図ります。(就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援) 貧困の連鎖を防止するため、小中学生に対する塾代助成を行うほか、中学生等に対する学習支援を行います。 					
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治						<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治
根拠 法令 等	新宿区学齢児童及び学齢生徒に対する健全育成費支給要綱 新宿区中学校卒業者に対する就職支度金支給要綱 新宿区被保護者及び被保護者に対する公衆浴場入浴券の交付に関する要綱 新宿区被保護者に対する家財処分費の支給に関する要綱 新宿区被保護者自立促進事業実施要綱 平成26年度中学生に対する学習支援事業実施要綱												
実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>		直営	<input checked="" type="checkbox"/>		委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理			
予算 事業	法外援護												

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
自立促進事業	自立支援に要する経費の一部を支給	延べ809人	延べ850人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	49,397	51,186	46,035	146,618	
	特定財源	千円	25,000	29,769	34,759	89,528	
一般財源投入率		%	66.4	63.2	57.0	62.1	
事業経費		千円	74,397	80,955	80,794	236,146	
当初予算額(事業費)		千円	90,065	94,906	94,429	279,400	
執行率		%	82.6	85.3	85.6	84.5	
予算現額(事業費)		千円	86,949	85,906	88,029	260,884	
執行率		%	85.6	94.2	91.8	90.5	
担当する常勤職員		人	2.36	2.82	2.16	7.34	
担当する非常勤職員		人	0.25			0.25	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	生活保護受給者の経済的負担を軽減するために、入浴券や必要な経費の一部を支給しています。また、専門性を持った事業者と連携して学習支援事業を実施することで、自立促進に向けた支援をしております。
手段の妥当性	適切	生活保護受給者それぞれの事情に合わせて、入浴券や必要な経費の一部を支給することにより、自立の助長に向けた支援をしています。また、専門性の高い事業者と連携し、中学生等に対する学習支援を行っており適切です。
効果的効率的	適切	国・都からの補助金を利用し、生活保護の8種の扶助費では対応できないことに対する支援を、個々の事情に合わせて法外援護で行うことは、生活保護受給者の自立促進につながるため効果的、効率的です。
目的又は実績の評価	適切	生活保護の8種の扶助費では対応できないことに対する支援を、個々の事情に合わせて効果的、効率的に行うことにより、生活保護受給者の自立促進につなげています。また、貧困の連鎖を防止するため、小中学生に対する塾代助成を行っているほか、専門性の高い事業者が中学生等に対する学習支援を行うことにより、子どもの将来の自立に向けた支援を行っており、目的、実績は適切です。
総合評価	適切	被保護者の自立促進に向けて、安定した地域生活が送れるよう引き続き適正な支援をしていきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	生活保護の8種の扶助費以外の支援を行うことで、生活保護受給者の経済的負担を軽減しています。この支援を行うことにより、生活保護受給者の自立促進につながっており、今後も引き続き事業を適切に行います。 なお、中学生等に対する学習支援事業については、平成27年度より生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業として実施します。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	生活保護受給者を対象とした事業であり類似・関連する事業はありません。	生活保護受給者のため、受益者負担は対象外です。	事業の一部を専門性の高い事業者に委託して行っています。給付事務は行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。	

予算事業シート

286 - 1

経常事業名

法外援護

予算事業名	法外援護				事業開始	不明	所管	福祉部 生活福祉課
事業目的	生活保護世帯に対し、生活保護法による保護を補完し、経済的負担を軽減させ、当該世帯の自立更生を図ることを目的とします。				事業手段	・健全育成費、中学校卒業後就職支度金、公衆浴場入浴券の支給、家財処分費用の支給、特殊寝台貸与料助成を行います。 ・被保護者自立促進事業として、生活保護世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、当該世帯の自立の促進を図ります。(就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援) ・貧困の連鎖を防止するため、小中学生に対する塾代助成を行うほか、中学生等に対する学習支援を行います。		
対象	生活保護世帯のうち、要綱に該当する者							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区学齢児童及び学齢生徒に対する健全育成費支給要綱 新宿区中学校卒業後に対する就職支度金支給要綱、新宿区被保護者及び被保護者に対する公衆浴場入浴券の交付に関する要綱、新宿区被保護者に対する家財処分費の支給に関する要綱、新宿区被保護者自立促進事業実施要綱、平成26年度中学生に対する学習支援事業実施要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	49,397	51,186	46,035	146,618	24年度 地域福祉推進包括補助事業費(都補助金)10/10 25年度、26年度 地域福祉推進包括補助事業費(都補助金)10/10、緊急雇用創出臨時特例補助事業費(国庫補助金)10/10
	特定財源	千円	25,000	29,769	34,759	89,528	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	25,000	29,769	34,759	89,528	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	66.4	63.2	57.0	62.1	
事業経費(A)		千円	74,397	80,955	80,794	236,146	備考
事業費の主たる使途	①入浴券支給	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		③学習支援は25年度新規事業27年度より生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施
		数量 枚	118,539	111,907	105,218	335,664	
		計 千円	50,877	47,843	44,375	143,095	
	②自立促進事業	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 件	794	875	809	2,478	
		計 千円	17,420	17,482	17,471	52,373	
	③学習支援	単価 千円	—	—	—		
		数量 人	—	31	30	61	
		計 千円	—	9,229	12,573	21,802	
当初予算額(B)		千円	90,065	94,906	94,429	279,400	
執行率(A/B×100)		%	82.6	85.3	85.6	84.5	
予算現額(C)		千円	86,949	85,906	88,029	260,884	
執行率(A/C×100)		%	85.6	94.2	91.8	90.5	

担当する常勤職員	人	2.36	2.82	2.16	7.34
担当する非常勤職員		0.25			0.25

経常事業名	法外援護
-------	------

286 - 1

予算事業名	法外援護
-------	------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 公衆浴場入浴券	生活保護受給者	延べ 4,046人	延べ 118,539枚	延べ 3,799人	延べ 111,907枚	延べ 3,563人	延べ 105,218枚
② 自立促進事業	生活保護受給者	延べ794人	17,420,032円	延べ875人	17,482,215円	延べ809人	17,470,801円
③ 学習支援事業(平成25年7月 開始、平成26年度より高校1年 生の定着支援開始)	生活保護世帯の中 学生等	—	—	延べ31人	—	延べ30人	—
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティ ネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		生活保護制度は、保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、そ の自立を助長することを目的としています。法内の支援だけでなく、法外援護においても生活保護受給 者の自立促進のために、今後も事業を継続していきます。							
類似 ・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					生活保護受給者を対象とした事業であるため、 類似・関連する事業はありません。 生活保護受給者を対象とした事業であるため、 受益者負担は対象外です。 事業の一部を専門性の高い事業者に委託して 行っています。給付事務は行政による実施が妥 当であるため、協働にはなじみません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	生活保護の8種の扶助費以外の支援を行うことで、生活保護受給者の経済的負担を 軽減しています。この支援を行うことにより、生活保護受給者の自立促進につながって おり、今後も引き続き事業を適切に行っています。 なお、中学生等に対する学習支援事業については、平成27年度より生活困窮者自 立支援法に基づく学習支援事業として実施します。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

287

区の個別計画 第II期ホームレスの自立支援等に関する推進計画

基本目標	Ⅲ	個別目標	1	基本施策	③	経常事業名	ホームレス対策					
事業の目的	ホームレスは路上生活に至った原因が様々であり、その自立支援には、ホームレス一人ひとりに合ったきめ細かな対応が必要です。そのため、総合的な相談や就労指導等、自立への支援を行い、自助努力などを含めて自立を促すことを目的とします。 また、元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立を目的とした支援を行います。						事業概要	生活に困窮するホームレスに対して、食料の提供、医療要否の決定及び簡易宿泊所での生活指導等を行います。「ホームレスの自立支援事業」など、都と特別区で共同で実施し、費用を分担します。				
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治							
根拠法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法						実施方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定管理	
	予算事業	ホームレス対策(宿泊所の確保等)		ホームレス対策(宿泊所等入所者相談援助事業)								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
宿泊所利用者数	宿泊所(生活保護法外)利用数	延べ 5,611泊	延べ 5,000泊
ホームレス数	東京都路上生活者概数調査報告による新宿区内のホームレス数	平成27年1月 70人	平成30年1月 70人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	21,174	23,126	19,039	63,339	予算事業「路上生活者対策事業分担金」の事業経費を含みます。
	特定財源	千円	22,272	22,272	22,552	67,096	
一般財源投入率		%	48.7	50.9	45.8	48.6	
事業経費		千円	43,446	45,398	41,591	130,435	
当初予算額(事業費)		千円	51,648	62,022	53,609	167,279	
執行率		%	84.1	73.2	77.6	78.0	
予算現額(事業費)		千円	50,525	55,336	46,947	152,808	
執行率		%	86.0	82.0	88.6	85.4	
担当する常勤職員		人	1.95	1.81	1.81	5.57	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	広域的な都市問題であるホームレスの自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った対応が必要であるため、自立支援に関するノウハウを持ったNPO、公益社団法人及び社会福祉法人と協力して、きめ細かな自立支援を推進しているため、適切と評価します。
手段の妥当性	適切	宿泊所を確保し、ホームレスに提供することや、元ホームレスへの支援を行うことは、ホームレスの自立を促し、再路上化を予防する上で有効な手段です。また、路上に残るホームレスが高齢化・固定化するとともに、若年層の相談者が増えています。ホームレス支援がより困難化する中で、本事業はこれ以上ホームレスを増やさない対策として適切です。
効果的効率的	適切	NPO等と協力・連携し、業務を委託実施することで事業費や人件費を増やすことなく支援を行っています。また、NPO等の機動性と柔軟性をいかして、ホームレスの自立支援を効果的に行っています。都区共同事業については、都及び特別区と共同で自立支援センターを設置し、ホームレスの就労自立支援や巡回相談等の取組を行っています。これらの取組は効果的、効率的であり、適切です。
目的又は実績の評価	適切	ホームレスへの自立支援の推進により、ホームレス数は着実に減少しています。これは、本事業による切れ目のないきめ細かな支援を行ってきたことによるものです。 その結果、多くのホームレスが宿泊所を足掛かりにして、就労自立してアパートでの自活につながったり、生活保護を受給してアパートや施設で安定した生活を送るようになっており、本事業は路上生活からの脱却を促進し、日常生活を立て直していくうえで大きな役割を果たしています。 よって、事業の目的及び実績は適切と評価します。
総合評価	適切	ホームレスの自立を支援する事業として、事業の効果と実績の両面でおおむね目標を達成することができており、効果的に事業を実施しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	ホームレスに対する総合的な相談や就労指導等、自立への支援や元ホームレスの生活保護受給者に対する社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行うことは今後も必要な取組です。そのため、区内のホームレス状況に応じて、効果的な事業執行に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	拠点相談所での相談・助言等を実施している「ホームレスの自立支援の推進」事業と連携し、ホームレスへの路上生活からの脱却支援を行うことで効果を上げています。	ホームレスや元ホームレスの生活保護受給者を対象とする事業であり、受益者負担はなじまないため、対象外とします。	本事業は利用者の生活状況を把握し、個々に寄り添った支援を行うため、ホームレスの特性を理解していることが必要となります。このことから、専門性をもったNPO等に委託して事業を行っています。	

予算事業シート

287 - 1

経常事業名

ホームレス対策

予算 事業名	ホームレス対策(宿泊所の確保等)				事業 開始	昭和 48 年度	所管	福祉 生活福祉	部 課
事業 目的	疾病等により緊急に一時保護を必要とするホームレスのための宿泊場所を確保し、路上生活者の自立支援及び福祉の増進を図ることを目的とします。				事業 手段	宿泊所を確保し、疾病等により緊急に一時保護を必要とするホームレスに提供しています。 宿泊所の業務については、設備の整った宿泊施設を有し、ホームレス支援に十分な実績とノウハウのあるNPO等に委託して行っています。			
	対象	緊急に一時保護を必要とするホームレス							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	19,977	18,271	14,088	52,336	24年度~26年度 地域福祉推進包括補助事業費 (都補助)1/2(基準上限額 20,000千円)
	特定財源	千円	10,000	10,000	10,000	30,000	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	10,000	10,000	10,000	30,000	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	66.6	64.6	58.5	63.6	
事業経費(A)		千円	29,977	28,271	24,088	82,336	備考
事業 費の 主たる 用途	①給食宿泊所の確保	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量 泊	7,042	6,619	5,611	19,272	
		計 千円	28,015	26,350	22,316	76,681	
	②食料の提供	単価 円	89	89	84		
		数量 食	10,000	12,000	12,000	34,000	
		計 円	890,000	1,068,000	1,008,000	2,966,000	
	③日用品等の支給	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	995	849	478	2,322	
当初予算額(B)		千円	36,184	36,504	34,363	107,051	
執行率(A/B×100)		%	82.8	77.4	70.1	76.9	
予算現額(C)		千円	35,061	36,441	27,701	99,203	
執行率(A/C×100)		%	85.5	77.6	87.0	83.0	

担当する常勤職員	人	1.01	1.03	1.03	3.07	
担当する非常勤職員						

経常事業名	ホームレス対策
-------	---------

287 - 1

予算事業名	ホームレス対策(宿泊所の確保等)
-------	------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 宿泊所利用者数	緊急に一時保護を必要とするホームレス	6,868泊	1,376人	6,563泊	1,222人	5,611泊	1,077人
② 乾パン提供者数	緊急に一時保護を必要とするホームレス	—	15,917人	—	10,292人	—	9,292人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		本事業は困窮したホームレスへの応急援護であり、自立への足掛かりとして大きな役割を果たしています。今後も現状程度の需要が見込まれるため、引き続き事業の継続が必要です。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名	理由・課題					
	有 連携・統合 済	計画 33	ホームレスの自立支援の推進	<p>拠点相談所での相談・助言等を実施している「ホームレスの自立支援の推進」事業と連携し、ホームレスへの路上生活からの脱却支援を行うことで効果を上げています。</p> <p>緊急に一時保護が必要なホームレスを対象とするため、受益者負担は対象外とします。</p> <p>本事業は宿泊場所や食事の提供だけでなく、利用者の生活状況の把握し、個々に寄り添った支援を行うため、ホームレスの特性を理解していることが必要となります。</p> <p>そのため、本事業は、定められた宿泊設備を有し、ホームレスの自立支援事業に実績のあるNPO等に業務委託して実施しており、協働は本事業の性質になじまないため、対象外とします。</p>					
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	区内のホームレス数は、平成16年8月の1,102人を最大として平成27年1月には70人まで減少し、事業実績も漸減しています。しかしながら、絶えずホームレスが流入する新宿の地域性から、今後のホームレスの減少は横ばいとなることが予測され、本事業についても現状程度の需要が継続することが見込まれます。今後も生活に困窮するホームレス等に対する応急援護として、事業を継続します。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

287 - 2

経常事業名

ホームレス対策

予算事業名	ホームレス対策(宿泊所等入所者相談援助事業)				事業開始	平成 16 年度	所管	福祉 生活福祉	部 課
事業目的	元ホームレスで、宿泊所、簡易宿所及びアパート等で生活する生活保護受給者に対して、訪問又は宿泊所への通所による相談援助を行うことにより、宿泊所等入所者が地域社会で安定した自立生活を送れるよう支援することを目的とします。				事業手段	宿泊所に生活相談員を配置し、元ホームレスの宿泊所等入所者への生活相談や健康管理の支援を行います。また、宿泊所生活の長期化を防止し、アパート転出や他法制度(老人ホーム等)活用を促進します。さらに、アパート生活者が再びホームレスに戻らないように対応します。なお、事業は、設備の整った施設を有し、ホームレス支援に十分な実績とノウハウのあるNPOに委託して実施します。			
対象	新宿区内に起居する一定の住居を持たない生活困窮者で国が定める利用要件を満たしている者								
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	24年度 セーフティネット支援対策等事業費(国庫補助金)10/10 25年度、26年度 緊急雇用創出臨時特例補助事業費(都補助金)10/10
	特定財源	千円	12,272	12,272	12,552	37,096	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	12,272	12,272	12,552	37,096	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	12,272	12,272	12,552	37,096	備考
事業費の主たる使途	① 宿泊所等入所者相談援助事業業務委託	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	12,272	12,272	12,552	37,096	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	12,272	12,272	12,623	37,167	
執行率(A/B×100)		%	100.0	100.0	99.4	99.8	
予算現額(C)		千円	12,272	12,272	12,623	37,167	
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	99.4	99.8	

担当する常勤職員	人	0.61	0.62	0.62	1.85
担当する非常勤職員					

経常事業名	ホームレス対策
-------	---------

287 - 2

予算事業名	ホームレス対策(宿泊所等入所者相談援助事業)
-------	------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 施設内相談数	宿泊所等入所者	1,649件	240世帯	1,802件	222世帯	1,691件	225世帯
② 施設外相談数(訪問)	元ホームレス(アパート生活者)	764件	124世帯	721件	125世帯	746件	124世帯
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		宿泊所やアパートで生活する元ホームレスが再び路上に戻ることがないよう、きめ細かく切れ目のない支援が重要であるため、本事業を継続していく必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	有	連携・統合済	計画	33	ホームレスの自立支援の推進	「ホームレスの自立支援の推進」事業と連携し、路上生活の脱却後、再路上化しないよう支援を進めています。 元ホームレスの生活保護受給者を対象とするため、受益者負担は対象外とします。 本事業は高度な専門性を担保するため、公募型プロポーザルにより委託先を選定しています。このため、協働については対象外です。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	ホームレスの高齢化が進む中、入所者へよりきめ細かな相談支援や見守り等を引き続き行い、再び路上に戻らないよう支援していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

288

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	女性相談員の活動						
事業の 目的	売春、家庭内暴力など多岐にわたる女性特有の問題を抱える相談者に対して、専門の婦人相談員による適切な相談及び指導を行うことにより各世帯の福祉の向上を図ることを目的としています。						事業 概要	女性相談についての専門婦人相談員を配置し、適切な相談及び指導を通じて福祉の向上を図ります。 要保護女性の発見・転落の未然防止を目的として、女性の悩み事や各種の相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるよう適切な援助・指導を行っています。 区の男女共同参画課・子ども家庭支援センター、警察、都女性相談センター、都児童相談センター等との連携をより一層図ることにより、女性及び母子に対する自立を促進します。					
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理		
	予算 事業	婦人相談員の活動(5人)											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	2,668	2,670	2,737	8,075	
	特定財源	千円	3,326	3,326	3,326	9,978	
一般財源投入率		%	44.5	44.5	45.1	44.7	
事業経費		千円	5,994	5,996	6,063	18,053	
当初予算額(事業費)		千円	6,448	6,519	6,467	19,434	
執行率		%	93.0	92.0	93.8	92.9	
予算現額(事業費)		千円	6,448	6,519	6,442	19,409	
執行率		%	93.0	92.0	94.1	93.0	
担当する常勤職員		人	1.81	1.62	2.12	5.55	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	「売春防止法」等により相談窓口を設置し、相談業務を行っています。保護する必要がある女性を一時的に保護し、女性の自立に向けた支援を行っており、相談員は、関係機関との連携を図りながら支援しています。
有効性	適切	売春、家庭内暴力など多岐にわたる女性特有の問題を抱える相談者に対して、専門の婦人相談員による適切な相談及び指導を行うことにより、女性相談センターなどの他機関に個々の状況に応じてつなげるなど、福祉の向上のために有効に機能しており適切です。
効率性	適切	幅広い知識、専門性を持つ相談員が対応を行っています。さらに、研修などにより専門性の向上に努め、効率性を高めています。このことにより、相談者の抱える複雑な問題に効果的に対応することができています。
総合評価	適切	近年、女性の問題は、複雑かつ深刻となっています。様々な問題に適切な助言や支援を行うために専門的な知識を有した職員を配置し、他機関と協力しながら自立のための総合的な支援を行っており、引き続き事業を行っていくことが必要です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	時代の流れとともに相談内容も変化しているため、幅広い知識、専門性を持つ相談員が対応を行っています。生活支援、金銭管理支援、就労支援等女性の自立に向け、総合的な支援を引き続き実施していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	各種相談窓口はありますが、業務の目的が異なるため、対象外です。	女性に関する悩み等を無料で気軽に相談できる身近で、公的な信頼のおける相談窓口として設置しているため、相談料などの受益者負担は対象外です。	公的な信頼できる相談窓口として設置しており、相談者の個人情報等も取り扱うため、協働にはなじみません。	

予算事業名	婦人相談員の活動(5人)				事業開始	昭和 32 年度	所管	福祉 部 生活福祉 課
事業目的	売春、家庭内暴力など多岐にわたる女性特有の問題を抱える相談者に対して、専門の婦人相談員による適切な相談及び指導を行うことにより各世帯の福祉の向上を図ることを目的としています。				事業手段	要保護女性の発見・転落の未然防止を目的として、女性の悩み事や各種の相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるよう適切な援助・指導を行っています。		
	対象	家庭問題等の様々な問題を抱えた女性				区の男女共同参画課・子ども家庭支援センター、警察、都女性相談センター、都児童相談センターとの連携をより一層図ることにより、女性及び母子に対する自立を促進します。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治		<体制> 婦人相談員5名（区職員3名 非常勤職員 2名） <研修等> 婦人相談員は、東京都婦人相談研究会主催の研修や施設見学、関東甲信地区婦人保護事業研究協議会等へ参加し、専門員としての見識を深めています。		
根拠法令等	売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	2,668	2,670	2,737	8,075	24年度～26年度 児童虐待等総合支援事業費(国庫補助)5/10(一件算定 基準額6,653千円)
	特定財源	千円	3,326	3,326	3,326	9,978	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	3,326	3,326	3,326	9,978	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	44.5	44.5	45.1	44.7	
事業経費(A)		千円	5,994	5,996	6,063	18,053	備考
事業費の主たる使途	①非常勤相談員の報酬	単価 千円	2,907	2,889	2,891		
		数量 人	2	2	2	6	
		計 千円	5,814	5,778	5,782	17,374	
	②婦人相談員の旅費	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	163	203	262	628	
	③東京都婦人相談研究会費	単価 千円	3	3	3		
		数量 人	5	5	5	15	
		計 千円	15	15	15	45	
当初予算額(B)		千円	6,448	6,519	6,467	19,434	
執行率(A/B×100)		%	93.0	92.0	93.8	92.9	
予算現額(C)		千円	6,448	6,519	6,442	19,409	
執行率(A/C×100)		%	93.0	92.0	94.1	93.0	

担当する常勤職員	人	1.81	1.62	2.12	5.55
担当する非常勤職員					

経常事業名	女性相談員の活動	288 - 1	予算事業名	婦人相談員の活動(5人)
-------	----------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 相談受付件数	女性	延べ 10,179件	2,402人	延べ 9,167件	1,797人	延べ 9,088件	1,264人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい	
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		婦人相談員は、売春防止法に基づき設置されています。女性特有の悩み等の相談窓口であり、複雑な相談に対応するため、専門的知識を持った相談員が必要です。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外					婦人相談員は、売春防止法に基づき設置され、その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律にも婦人相談員が相談業務にあたることになっています。各種相談窓口はありますが、業務の目的が異なるため、類似・関連事業については対象外です。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			女性に関する悩み等を無料で気軽に相談できる身近で、公的な信頼のおける相談窓口として設置しているため、相談料などの受益者負担は対象外です。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			婦人相談員の活動は、法に基づいているため、区の責任において行う必要があり、協働は対象外です。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	婦人相談員は、売春防止法により設置されています。その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができると規定されています。今後も女性の様々な問題解決のため、引き続き継続していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

289

区の個別計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	女性及び母子緊急一時保護				
事業の 目的	配偶者からの暴力等の家庭状況等により、緊急に保護を要する女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより、身体の安全を確保するとともに自立を支援することを目的としています。					事業 概要	相談窓口を訪れる女性は、頼れる人もなく問題の複雑さから緊急に保護を要する場合が多く、特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の対応については緊急を要します。そのため、身体の安全を確保できる宿泊所で女性、母子を緊急に一時保護しています。 宿泊所の業務については設備の整った宿泊施設を有し、女性、母子の支援に十分な実績とノウハウのある団体に委託して自立に向けた支援を行っています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	新宿区女性緊急一時保護事業の実施に関する要綱 新宿区母子生活支援施設(緊急一時保護事業)の利用に関する要綱						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	女性及び母子緊急一時保護										

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	4,769	4,176	3,692	12,637	
	特定財源	千円	1,500	1,500	1,500	4,500	
一般財源投入率		%	76.1	73.6	71.1	73.7	
事業経費		千円	6,269	5,676	5,192	17,137	
当初予算額(事業費)		千円	8,641	8,641	7,049	24,331	
執行率		%	72.5	65.7	73.7	70.4	
予算現額(事業費)		千円	8,641	8,641	5,783	23,065	
執行率		%	72.5	65.7	89.8	74.3	
担当する常勤職員		人	0.11	0.12	0.12	0.35	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	本事業は、家庭状況等により、緊急に保護を要する女性及び母子を一時的に保護することにより、身体の安全を確保するとともにその後の自立を支援していくことを目的としており、公共性が高く、行政の責任で対応することは適切です。
有効性	適切	複雑な事情を抱えている相談者が多く、問題整理を支援する必要があります。面接で聞き取る内容もデリケートな部分を多く含んでいるため、相談者に気を配りながら、面接しています。まずは、身体の安全・安心を第一に考え、迅速、柔軟に対応できる区内施設との連携は有効です。
効率性	適切	区内の宿泊所の確保を行い、迅速に対応しており、相談者の安心を確保した上で落ち着いて相談できる環境づくりを行っており、その後の支援を行っていくうえで効率的です。
総合評価	適切	近年、妊婦、DV被害者、精神障害、発達障害などの問題を抱えた女性の相談が増加しています。その内容は、複雑かつ深刻化しており、関係機関との連絡調整を行いながら、適切な助言や支援を行うために専門的な知識を有した職員が総合的な支援を行っており、引き続き支援を行っていくことが必要です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	緊急を要する女性及び母子の保護については、保健所・子ども家庭支援センター等との連携や、委託先との連携もスムーズに行われています。今後も、関係機関との連携などを図り、女性及び母子の自立に向け支援を展開していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	売春防止法に基づく緊急一時保護を補完する緊急一時事業を効率的に行うため、婦人相談員が直接、保護を依頼できるよう事業を運営しています。	緊急に保護を要する状態での緊急支援であり、受益者負担にはなじまないため対象外です。	緊急を要する女性及び母子の保護は、身体の安全確保のために応急的に実施する保護であり、業務委託により行うことが有効であることから、協働にはなじみません。	

予算事業名	女性及び母子緊急一時保護				事業開始	昭和 60 年度	所管	福祉部 生活福祉課
事業目的	配偶者からの暴力等の家庭状況等により、緊急に保護を要する女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより、身体の安全を確保するとともに自立を支援することを目的としています。				事業手段	相談窓口を訪れる女性は、頼れる人もなく問題の複雑さから緊急に保護を要する場合が多く、特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の対応については緊急を要します。そのため、身体の安全を確保できる宿泊所で女性、母子を緊急に一時保護しています。宿泊所の業務については設備の整った宿泊施設を有し、女性、母子の支援に十分な実績とノウハウのある団体に委託して自立に向けた支援を行っています。		
	対象	緊急保護を要する女性及び母子						
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区女性緊急一時保護事業の実施に関する要綱 新宿区母子生活支援施設(緊急一時保護事業)の利用に関する要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	4,769	4,176	3,692	12,637	24年度~26年度 子ども家庭支援包括補助事業費 (都補助金)1/2 (基準上限額 3,000千円)
	特定財源	千円	1,500	1,500	1,500	4,500	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	1,500	1,500	1,500	4,500	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	76.1	73.6	71.1	73.7	
事業経費(A)		千円	6,269	5,676	5,192	17,137	備考
事業費の主たる使途	①新宿区立かしわヴィレッジ(施設維持費、食費、日用品費)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	978	999	720	2,697	
	②のぞみ荘(施設維持費、食費、日用品費)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	3,793	3,352	3,684	10,829	
	③女性の家HELP(事務費、宿泊費、給食費)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,077	999	598	2,674	
当初予算額(B)		千円	8,641	8,641	7,049	24,331	
執行率(A/B×100)		%	72.5	65.7	73.7	70.4	
予算現額(C)		千円	8,641	8,641	5,783	23,065	
執行率(A/C×100)		%	72.5	65.7	89.8	74.3	

担当する常勤職員	人	0.11	0.12	0.12	0.35
担当する非常勤職員					

経常事業名	女性及び母子緊急一時保護	289 - 1	予算事業名	女性及び母子緊急一時保護
-------	--------------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 緊急一時保護	女性	712泊	68人	750泊	62人	936泊	72人
② 緊急一時保護	母子	1,581泊	43人	1,576泊	41人	968泊	25人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		緊急に保護する必要がある女性及び母子を一時的に保護し、その自立に向けた措置を講じるまでの間の応急的な措置を講じるために必要です。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名			理由・課題	
	有	連携・統合 済	経常	288	婦人相談員の活動			<p>売春防止法に基づく緊急一時保護を補完する緊急一時事業を効率的に行うため、婦人相談員が直接、保護を依頼できるよう事業を運営しています。</p> <p>緊急に保護を要する状態での緊急支援であり、受益者負担にはなじまないため対象外です。</p> <p>緊急を要する女性及び母子の保護は、身体の安全確保のために応急的に実施する保護であり、その特性を理解し、緊急一時保護事業に実績のある団体に業務委託して実施しています。協働は本事業の性質になじまないため、対象外とします。</p>	
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外							
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	緊急一時保護事業は、売春防止法に規定する一時保護、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する一時保護を補完等を行うため区が緊急に保護の必要のある女性を一時的に保護し、女性の自立に向けた対策を講じるための間の応急的な対応を図ることを目的としています。今後も、女性及び母子の様々な問題解決のため、引き続き継続していく必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

290

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	中国残留邦人等に対する支援								
事業の 目的	日本に永住帰国した中国残留邦人等と永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者である方(特定配偶者)の自立を支援することを目的としています。						事業 概要	中国残留邦人等の老後の生活基盤の安定を図るための給付金(生活支援費、住宅支援費、医療・介護費用等)を支給します。また、地域で日本語交流事業を実施する団体に対し、補助事業費を支給することで、地域生活に必要な支援を行います。							
事業 区分	<input checked="" type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的 自治		<input type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、新宿区中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	中国残留邦人等に対する支援														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに日本に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく扶助費や担当する支援員の報酬等により、中国残留邦人等の生活基盤安定を図るためのものであることから、指標設定にはなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	20,334	21,970	23,470	65,774	
	特定財源	千円	64,747	69,369	74,852	208,968	
一般財源投入率		%	23.9	24.1	23.9	23.9	
事業経費		千円	85,081	91,339	98,322	274,742	
当初予算額(事業費)		千円	84,888	89,330	93,082	267,300	
執行率		%	100.2	102.2	105.6	102.8	
予算現額(事業費)		千円	85,198	91,449	98,426	275,073	
執行率		%	99.9	99.9	99.9	99.9	
担当する常勤職員		人	1.20	1.00	0.75	2.95	
担当する非常勤職員			0.25	0.50	0.50	1.25	

経常事業	290
------	-----

所属部	福祉部	所管課	生活福祉課
-----	-----	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	給付事務が主であり、公共性が高く行政の責任で対応することは適切です。
手段の妥当性	適切	高齢基礎年金を満額受給しても生活の安定を図れない方に補完する生活支援及び住宅・医療・介護費用等必要な支援の給付を実施することにより、永住帰国した中国残留邦人等の生活の安定に寄与しており妥当です。
効果的効率的	適切	給付の水準は生活保護の基準を基にしており、生活保護業務と同じシステムを使用するなど効率的に事業を実施しています。また、地域で日本語交流事業を実施する団体に対し補助事業費を支給することで地域生活に必要な支援を行っており効果的に事業を実施しています。
目的又は実績の評価	適切	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支える目的は達成されており、必要性の高いサービスであると評価できます。
総合評価	適切	中国残留邦人等に対する支援は、目的や対象者は法令等により、限定されており、法令等を順守し、適切に処理し、中国残留邦人等の福祉の増進を図っています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	引き続き適正な事務の執行に努めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業の目的を実現する類似の事業はありません。	永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援の給付が事業の目的であるので、受益者負担はありません。	地域で日本語交流事業を実施する団体に対し補助事業費を支給し、地域生活支援を行っています。給付事務については行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。	

予算事業シート

290 - 1

経常事業名

中国残留邦人等に対する支援

予算事業名	中国残留邦人等に対する支援				事業開始	平成 20 年度	所管	福祉 生活福祉	部 課
事業目的	永住帰国した中国残留邦人等と永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者である方(特定配偶者)の自立を支援することを目的としています。				事業手段	永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が生活を円滑に営むことができるよう、相談に応じて必要な助言を行います。 老齢基礎年金を満額受給しても生活の安定を図れない方に補完する生活支援及び住宅・医療・介護費用等必要な支援の給付を実施します。 特定配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金を支給します。 また、地域で日本語交流事業を実施する団体に対し、補助事業費を支給することで、地域生活に必要な支援を行います。			
対象	新宿区内の中国残留邦人等一世とその配偶者								
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 新宿区中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	20,334	21,970	23,470	65,774	24年度~26年度 中国残留邦人等生活支援給付金(国庫負担金)3/4、セーフティネット支援対策等事業費(国庫補助金)10/10、中国残留邦人等支援事務費(国庫委託金)10/10
	特定財源	千円	64,747	69,369	74,852	208,968	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	64,608	69,145	74,817	208,570	
	その他収入	千円	139	224	35	398	
一般財源投入率		%	23.9	24.1	23.9	23.9	
事業経費(A)		千円	85,081	91,339	98,322	274,742	備考
事業費の主たる用途	①医療支援給付金	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	35,281	41,382	46,471	123,134	
	②生活支援給付金	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	34,741	34,601	35,619	104,961	
	③住宅支援給付金	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	9,830	10,390	11,132	31,352	
当初予算額(B)		千円	84,888	89,330	93,082	267,300	
執行率(A/B×100)		%	100.2	102.2	105.6	102.8	
予算現額(C)		千円	85,198	91,449	98,426	275,073	
執行率(A/C×100)		%	99.9	99.9	99.9	99.9	

担当する常勤職員	人	1.20	1.00	0.75	2.95
担当する非常勤職員		0.25	0.50	0.50	1.25

経常事業名	中国残留邦人等に対する支援	290 - 1	予算事業名	中国残留邦人等に対する支援
-------	---------------	---------	-------	---------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 医療支援費	永住帰国した中国残留邦人等	30世帯	35,281,169円	30世帯	41,381,735円	31世帯	46,471,274円
② 生活支援費	永住帰国した中国残留邦人等	30世帯	34,740,787円	30世帯	34,600,780円	31世帯	35,619,057円
③ 住宅支援費	永住帰国した中国残留邦人等	30世帯	9,829,581円	30世帯	10,389,837円	31世帯	11,131,680円
④ 配偶者支援金	永住帰国した中国残留邦人等の配偶者	—	—	—	—	—	—

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	減少	③	減少	横ばい
	②	減少	④	増加	②	減少	④	増加	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により行政が実施することが義務付けられている事業であり、引き続き事業を適正に行っていく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援することを実現する類似の事業はありません。 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援の給付が事業の目的であるため、受益者負担は対象外です。 地域で日本語交流事業を実施する団体に対し補助事業費を支給し、地域生活支援を行っています。給付事務については行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			地域で日本語交流事業を実施する団体に対し補助事業費を支給し、地域生活支援を行っています。給付事務については行政による実施が妥当であるため、協働にはなじみません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	今後も、引き続き事業を適切に行っていきます。今後対象者は減少する見込みですが、高齢化に伴い、医療支援費、介護支援費が増加する可能性があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

291

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事業の 目的	学習塾等の受講料及び高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得世帯の受験生を支援します。						事業 概要	本事業は都が実施する「受験生チャレンジ支援貸付事業」のうち、申請手続支援について、区で実施するものです。都では、一定基準以下の低所得世帯の子ども(受験生)に対する支援として、学習塾等の受講料(塾代)、高校・大学などの受験料にかかる費用の貸付を行います。区ではこれらに関する相談や申込受付を新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	【都貸付金の内容】 (1) 学習塾等受講料貸付金 中学3年生、高校3年生とそれに準ずるもの ・・・200,000円まで(子どもが対象となる年度の4月から受験までの学習塾等の費用) (2) 受験料貸付金 中学3年生等・・・27,400円まで (4回分の受験料) 高校3年生等・・・105,000円まで (3回分の受験料) (※(1)(2)とも、高校・大学等に入学した場合は、返済が免除(償還免除)されます。)							
根拠 法令 等	受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱(都要綱) 地域福祉推進区市町村包括補助事業要綱(都要綱) 低所得者・離職者対策事業実施要綱(都要綱) 新宿区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	受験生チャレンジ支援貸付事業											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付決定件数	受験生チャレンジ支援貸付事業貸付 決定件数	219件	230件
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	0	0	0	0	
	特定財源	千円	4,530	4,503	5,197	14,230	
一般財源投入率		%	0.0	0.0	0.0	0.0	
事業経費		千円	4,530	4,503	5,197	14,230	
当初予算額(事業費)		千円	5,500	4,852	5,658	16,010	
執行率		%	82.4	92.8	91.9	88.9	
予算現額(事業費)		千円	5,500	4,852	5,658	16,010	
執行率		%	82.4	92.8	91.9	88.9	
担当する常勤職員		人	0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区が委託している新宿区社会福祉協議会は、低所得者等を対象とした各種貸付相談の実績があり、関連した貸付事業の紹介など、対象者に応じた横断的な相談・支援が可能であるため、サービスの担い手として適切です。
手段の妥当性	適切	学習塾などの費用や高校や大学などの受験費用の無利子での貸付けに加え、貸付対象となる学校へ入学した場合には、返済免除を行っており、低所得世帯の子ども(受験生)を支援する手段として適切です。また、本制度の周知は、都、区及び新宿区社会福祉協議会が連携して実施しており、広報東京都及び区報への掲載や、都立高校3年生・区立中学校3年生の保護者を対象としたリーフレット配付等を行っています。相談件数も増加していることから、周知の手段も適切です。
効果的効率的	適切	区が委託している新宿区社会福祉協議会では、低所得者等を対象とした各種貸付相談を行っており、相談・申込受付を効率的に実施することができます。また、関連した貸付事業の紹介など、対象者に応じた横断的な相談・支援が可能であり、効果的な対応が可能です。 また、財政負担についても、区の事業費の財源は全額が都の補助金となっています。以上のことから、効果的・効率的であると評価します。
目的又は実績の評価	適切	貸付利用者を対象としたアンケートでは「本事業のおかげで塾に通うことができ、志望校に合格することができた」等の感想が多く寄せられており、志望する高校・大学への進学に確実につながっていることから、低所得世帯の受験生の支援としての目的を十分果たしています。
総合評価	適切	相談・貸付実績件数は増加傾向にあり、事業内容は適切で本事業の目的を十分果たしています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	本事業は一定基準以下の低所得世帯児童に対する支援を目的とする事業であり、効果的・効率的に実施しています。利用者も増加傾向にあることから、今後も区立中学校に所属する子どもの保護者あてにチラシを配付するなど、必要とする方が確実に利用できるよう周知に努め、事業を継続する必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	低所得者を対象とした類似の事業はないため、連携・統合の対象はありません。	低所得世帯の子ども(受験生)に対する支援を目的とする無利子の貸付事業であるため、受益者負担の対象外です。	貸付事業の性格上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

291 - 1

経常事業名

受験生チャレンジ支援貸付事業

予算 事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業				事業 開始	平成 23 年度	所管	福祉 部	
								地域福祉	
事業 目的	学習塾等の受講料及び高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得世帯の受験生を支援します。				事業 手段	本事業は都が実施する「受験生チャレンジ支援貸付事業」のうち、申請手続支援について、区で実施するものです。都では、一定基準以下の低所得世帯の子ども(受験生)に対する支援として、学習塾等の受講料(塾代)、高校・大学などの受験料にかかる費用の貸付を行います。区ではこれらに関する相談や申込受付を新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。 【都貸付金の内容】 (1) 学習塾等受講料貸付金 中学3年生、高校3年生とそれに準ずるもの ……200,000円まで(子どもが対象となる年度の4月から受験までの学習塾等の費用) (2) 受験料貸付金 中学3年生等…27,400円まで(4回分の受験料) 高校3年生等…105,000円まで(3回分の受験料) ※(1)(2)とも、高校・大学等に入学した場合は、返済が免除(償還免除)されます。			
	対象	高校等への進学を希望する者を養育している低所得者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠 法令 等	受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱(都要綱) 地域福祉推進区市町村包括補助事業要綱(都要綱) 低所得者・離職者対策事業実施要綱(都要綱) 新宿区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	都補助金地域福祉推進包括補助事業費 補助率:ポイント制	
	特定財源	千円	4,530	4,503	5,197	14,230		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	4,530	4,503	5,197	14,230		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	—	—	—	—		
事業経費(A)		千円	4,530	4,503	5,197	14,230	備考	
事業 費の 主たる 用途	①委託料	単価 千円	4,530	4,503	5,197	/		
		数量	1	1	1			3
		計 千円	4,530	4,503	5,197			14,230
	②	単価 千円				/		
		数量						
		計 千円						
	③	単価 千円				/		
		数量						
		計 千円						
当初予算額(B)		千円	5,500	4,852	5,658	16,010		
執行率(A/B×100)		%	82.4	92.8	91.9	88.9		
予算現額(C)		千円	5,500	4,852	5,658	16,010		
執行率(A/C×100)		%	82.4	92.8	91.9	88.9		

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

経常事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	291 - 1	予算事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業
-------	----------------	---------	-------	----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 相談件数	低所得世帯の児童の保護者	1,101件	—	1,017件	—	1,035件	—
② 貸付決定件数	低所得世帯の児童の保護者	139件	—	165件	—	219件	—
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②	増加	④		②	増加	④		横ばい
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		本事業は一定基準以下の低所得世帯の子ども(受験生)に対する支援を目的とする事業であり、相談・貸付実績件数も増加傾向にあることから、今後も継続する必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				低所得者を対象とした類似の事業はないため、連結・統合の対象はありません。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外	低所得世帯の子ども(受験生)に対する支援を目的とする無利子の貸付事業であるため、受益者負担の対象外です。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外			貸付事業の性格上、協働にはなじみません。				

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は一定基準以下の低所得世帯児童に対する支援を目的とする事業であり、新宿区社会福祉協議会への委託により、効果的・効率的に実施しています。利用者は増加傾向にあり、今後も高い需要が見込まれることから、継続する必要があります。なお、必要とする方が確実に利用できるよう、周知に努める必要があります。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

292

区の個別計画

基本 目標	Ⅱ	個別 目標	1	基本 施策	③	経常 事業名	作業宿泊所の維持管理					
事業の 目的	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を提供し、生活の安定と自立の助長を図ることを目的として昭和40年に設置した作業宿泊所の維持修繕工事等を行い、施設の機能を維持します。						事業 概要	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を提供する施設の維持管理を行います。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	規模 (1)建物 鉄筋コンクリート造2階建て 4棟 741.36㎡ (2)室数 居室 23室(うち15室利用) 作業室 15室(うち12室利用)							
根拠 法令 等	新宿区立作業宿泊所条例 新宿区立作業宿泊所条例施行規則							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	作業宿泊所の維持管理											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	—	—	—	—	作業宿泊所使用料
	特定財源	千円	1,128	1,238	1,061	3,427	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費		千円	647	590	711	1,948	
当初予算額(事業費)		千円	751	753	757	2,261	
執行率		%	86.2	78.4	93.9	86.2	
予算現額(事業費)		千円	751	753	757	2,261	
執行率		%	86.2	78.4	93.9	86.2	
担当する常勤職員		人	0.20	0.20	0.20	0.60	
担当する非常勤職員							

経常事業	292
------	-----

所属部	福祉部	所管課	地域福祉課
-----	-----	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	本事業は社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援のための施設を維持管理する事業であるため適切と判断します。死亡等の理由により施設利用者数は減少しており、将来的には事業終了となる見込みですが、それまでは施設の安全確保に必要な整備を行い、事業を継続実施していきます。
有効性	適切	建物が老朽化しているため、建物・設備の状況を点検し、安全確保に必要な整備を行い、施設の機能を維持しています。このことにより、利用者の生活安定を図っています。
効率性	適切	事業経費を上回る施設使用料の歳入実績があり、効率的に事業を実施しています。また、使用料の滞納が生じないよう収納対策を行っています。
総合評価	適切	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援のための施設を維持管理する本事業を効率的に実施しています。 建物・設備が老朽化しているため、建物・設備の状況を点検し、安全確保に必要な整備をしています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	死亡等の理由により施設利用者数は減少しており、将来的には事業終了となる見込みですが、それまでは施設の安全確保に必要な整備を行い、事業を継続実施していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	対象外	
改革改善の内容	類似・関連事業はありません。	新宿区立作業宿泊所条例施行規則で定める額の使用料を徴しています。	協働できる対象はありません。	

予算事業シート(施設管理)

292 - 1

経常事業名

作業宿泊所の維持管理

予算 事業名	作業宿泊所の維持管理				事業 開始	昭和 40 年度 頃	所管	福祉 地域福祉	部 課
事業 目的	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を提供し、生活の安定と自立の助長を図ることを目的として昭和40年に設置した作業宿泊所の維持修繕工事等を行い、施設の機能を維持します。				設置 目的	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を提供し、生活の安定と自立の助長を図ることを目的としています。			
事業 手段	作業宿泊所の建物等の維持管理を行います。				規模	(1) 建物 鉄筋コンクリート造2階建て 4棟 741.36㎡ (2) 室数 居室 23室(うち15室利用) 作業室 15室(うち12室利用)			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令等	新宿区立作業宿泊所条例 新宿区立作業宿泊所条例施行規則								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	作業宿泊所使用料
	特定財源	千円	1,128	1,238	1,061	3,427	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円	1,128	1,238	1,061	3,427	
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	647	590	711	1,948	備考
事業 費の 主たる 用途	①建物の維持修繕工 事にかかる経費	単価 千円	工事により 異なる	工事により 異なる	工事により 異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	457	397	481	1,335	
	②排水設備部分の土 地使用料	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	87	87	87	261	
	③高置水槽清掃、樹 木の剪定など施設管 理業務委託にかかる経 費	単価 千円	委託業務に より異なる	委託業務に より異なる	委託業務に より異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	69	70	78	217	
当初予算額(B)		千円	751	753	757	2,261	
執行率(A/B×100)		%	86.2	78.4	93.9	86.2	
予算現額(C)		千円	751	753	757	2,261	
執行率(A/C×100)		%	86.2	78.4	93.9	86.2	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	作業宿泊所の維持管理	(施設管理) 292 - 1	予算事業名	作業宿泊所の維持管理
-------	------------	-------------------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 建物の維持修繕工事・施設維持管理業務	居室15名 作業室12名	居室18名 作業室13名	居室18名 作業室13名	居室18名 作業室13名	居室18名 作業室13名	居室15名 作業室12名	居室15名 作業室12名
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	減少	③		①	減少	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域		現在の活動領域	
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業				行政領域・大		適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		当該施設の利用対象者は、公共事業の施行に伴う住宅の除却により適当な住居を得られない者、住居及び就業の場所がない者です。死亡等の理由により施設利用者数は減少しており、将来的には事業終了となる見込みですが、それまでは施設の安全確保に必要な整備を行い、事業を継続実施していきます。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無	対象外			類似・関連事業はありません。 受益者負担としては、規則で定める額の使用料を徴しています。 本事業は施設の機能を維持することを目的としており、協働にはなじみません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	有	実施済	施設使用料	作業宿泊所使用料					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	当該施設の利用対象者は、公共事業の施行に伴う住宅の除却により適当な住居を得られない者、住居及び就業の場所がない者であり、本事業は社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援のための施設を維持管理する事業です。 死亡等の理由により施設利用者数は減少しており、将来的には事業終了となる見込みですが、それまでは施設の安全確保に必要な整備を行い、事業を継続実施していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

390

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	消費者講座								
事業の 目的	消費者教育の一環として、消費者の権利を自覚した自立した消費者を育成するとともに消費生活の安定と向上に寄与することを目的として、学習の機会を提供し、消費者問題の専門家等を講師として、消費者講座を開催します。						事業 概要	(1) 消費者講座(委託による実施) 新宿区消費者団体連絡会、新宿未来創造財団に委託して、消費生活に関する知識を学習する「消費者講座」を実施します。 (2) 出前講座(消費生活相談員による実施) 区内の学校、地域団体、高齢者関連事業者等に消費生活相談員を講師として派遣し、講座を実施します。消費生活相談員の豊富な相談事例と知識に基づき消費者トラブルの未然防止を図ります。 (3) 講師派遣(外部専門家の派遣) 区内で活動している消費者団体、グループ等が自ら主催する消費生活に関する講座に、外部専門家の講師を派遣し、講座のレベルアップを図ります。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、新宿区立消費生活センター条例、新宿区消費者講座事業実施要綱、新宿区消費者団体等への講師派遣事業実施要領							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	消費者講座														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
消費者講座開催	講座開催回数	18回	18回
消費生活相談員による出前講座	講座開催回数	17回	20回
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	3,046	770	913	4,729	
	特定財源	千円		2,289	2,354	4,643	
一般財源投入率		%	100.0	25.2	27.9	50.5	
事業経費		千円	3,046	3,059	3,267	9,372	
当初予算額(事業費)		千円	3,521	3,428	3,462	10,411	
執行率		%	86.5	89.2	94.4	90.0	
予算現額(事業費)		千円	3,521	3,428	3,462	10,411	
執行率		%	86.5	89.2	94.4	90.0	
担当する常勤職員		人	0.20	0.20	0.20	0.60	
担当する非常勤職員			0.00	0.00	0.00	0.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	消費者講座を開催するためには、くらしに役立つ生活に密着したテーマや、消費者トラブルに対する対応についての専門知識が必要となります。また、講座の運営に際しては、幅広い分野に対応できる運営体制が求められます。そのため、消費者目線での講座については消費者団体連絡会、くらしに役立つ幅広いテーマについては、新宿未来創造財団、消費者トラブルの未然防止・対応策については消費生活相談員、消費者活動の更なる研さんには講師派遣を実施し、区民のニーズに的確に対応しているため適切です。
手段の妥当性	適切	くらしに役立つ幅広いテーマに加え、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた講座内容であり、消費者のニーズに対応した消費者教育の機会を確保できているため適切です。
効果的 効率的	適切	委託による消費者講座の実施、消費生活相談員による出前講座、外部専門家の講師派遣と、多様な手段により、講座内容の充実を図っています。更に関係機関との連携により効果的かつ効率的にライフステージに応じた消費者教育の機会を提供することができしており、適切です。例えば、区内の専門学校からの依頼で、在校生を集めて一斉にトラブル防止の出前講座を実施するなど、需要に応じてタイムリーな知識獲得の機会を提供しており、効果的な周知・知識普及ができています。
目的又は実績の評価	適切	消費者問題について区民のニーズを捉えた講座テーマの設定や、幼児期から高齢期までのライフステージを意識した講座の企画が実施できており適切と評価します。また、町会等地域団体からの要請で地域に出向いて講座を開催する出前講座は、消費生活に関する知識向上のみならず、悪質商法から高齢者や障害者等を守るための知識向上にも寄与しており、地域全体の見守り力の向上にもつながっています。
総合評価	適切	実施手法として、直営事業と委託事業を並行させることにより、講座規模の拡充や、幅広い消費者問題のテーマに対応し、効果的・効率的に消費者教育の機会を拡充することができています。消費者教育推進法において、区は区域の社会的経済的状況に応じた施策の策定、実施の責務を有しています。同法の趣旨に基づいて、区の特性に配慮し、引き続き関係機関と連携を強化しながら区民のライフステージを意識した講座を実施していきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	消費者教育推進法において、区は区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施の責務を有しています。同法の趣旨に基づいて、区の特性に配慮しながら区民のライフステージを意識し、地域、学校などにおける多様な学習の機会を確保し、更に拡大していくことが必要です。今後、当課所管の「消費生活地域協議会」のワーキンググループとの連携を図ることで、悪質商法から高齢者や障害者等を守ることに役立つ出前講座の充実を図っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	実施済	
改革改善の内容	講師派遣については、「消費者活動の助成等」事業における消費者団体が自主企画する講座と重複することがあるので、課題となっています。今後、連携・統合していくことを検討します。	広く区民に対して消費者トラブルの防止及び消費者の権利を自覚した「かしこい消費者」を育成し、消費生活の安定と向上に寄与することを目的として啓発を行うため、受益者負担はなじみません。	新宿未来創造財団、新宿区消費者団体連絡会と委託契約を締結して実施しています。	

予算事業シート

390 - 1

経常事業名

消費者講座

予算 事業名	消費者講座				事業 開始	不明	所管	地域文化 消費者支援等担当	部 課
事業 目的	消費者教育の一環として、消費者の権利を自覚した自立した消費者を育成するとともに消費生活の安定と向上に寄与することを目的として、学習の機会を提供し、消費者問題の専門家等を講師として、消費者講座を開催します。				事業 手段	(1) 消費者講座(委託による実施) 新宿区消費者団体連絡会、新宿未来創造財団に委託して、消費生活に関する知識を学習する「消費者講座」を実施します。 (2) 出前講座(消費生活相談員による実施) 区内の学校、地域団体、高齢者関連事業者等に消費生活相談員を講師として派遣し、講座を実施します。消費生活相談員の豊富な相談事例と知識に基づき消費者トラブルの未然防止を図ります。 (3) 講師派遣(外部専門家の派遣) 区内で活動している消費者団体、グループ等が自ら主催する消費生活に関する講座に、外部専門家の講師を派遣し、講座のレベルアップを図ります。			
対象	区民								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、新宿区立消費生活センター条例、新宿区消費者講座事業実施要綱、新宿区消費者団体等への講師派遣事業実施要領								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	3,046	770	913	4,729	東京都消費者行政活性化交付金(補助率10/10)
	特定財源	千円		2,289	2,354	4,643	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円		2,289	2,354	4,643	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	25.2	27.9	50.5	
事業経費(A)		千円	3,046	3,059	3,267	9,372	備考
事業 費の 主たる 使途	①講師謝礼	単価 千円	区分・時間により異なる	区分・時間により異なる	区分・時間により異なる		出前講座(消費生活相談員)については、勤務時間内の講座実施は通常業務(謝礼なし)のため、講座実施回数と謝礼支払実績は一致しません。
		数量 回	4	3	9	16	
		計 千円	60	69	161	290	
	②講座開催委託費	単価 千円	2,969	2,969	3,034		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	2,969	2,969	3,034	8,972	
	③旅費	単価 千円	3	5	6		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	3	5	6	14	
当初予算額(B)		千円	3,521	3,428	3,462	10,411	
執行率(A/B×100)		%	86.5	89.2	94.4	90.0	
予算現額(C)		千円	3,521	3,428	3,462	10,411	
執行率(A/C×100)		%	86.5	89.2	94.4	90.0	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	消費者講座	390 - 1	予算事業名	消費者講座
-------	-------	---------	-------	-------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 出前講座(消費生活相談員)	区内学校、地域団体、高齢者関連事業者等	6件	受講者 920名	10件	受講者 638名	17件	受講者 1,233名
② 委託講座(新宿未来創造財団)	区民	10講座	受講者 946名	10講座	受講者 581名	10講座	受講者 315名
③ 委託講座(新宿区消費者団体連絡会)	区民	8講座	受講者 236名	8講座	受講者 177名	8講座	受講者 276名
④ 外部専門家講師派遣	区内学校、地域団体、高齢者関連事業者等	2件	受講者 47名	2件	受講者 53名	1件	受講者 28名

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	横ばい	①	増加	③	横ばい		増加
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業						行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		消費者問題は複雑多様化しており、区民の消費生活の安定を図るためには正しい知識を得る学習の機会が必要です。今後は特に出前講座の充実を図り、被害の未然防止に寄与します。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	有	連携・統合 検討中	経常	393	消費者活動事業の助成等	○類似・関連事業 講師派遣は、「消費者活動の助成等」事業の一部と重複しており課題となっています。 ○受益者負担 広く区民に対して消費者トラブルの防止及び消費者の権利を自覚した自立した消費者を育成し、消費生活の安定と向上に寄与することを目的として啓発を行うため、受益者負担はなじみません。 ○協働 一部の消費者講座企画及び実施を、新宿区消費者団体連絡会、新宿未来創造財団に委託しています。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	有	実施済	地域団体	委託	講座企画・運営					
			その他	委託	講座企画・運営					

分析結果

方向性	継続	内容	生活様式や社会状況の変化に伴い、消費者問題は複雑・多様化しています。また、平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、区民に対する多様な消費者教育の場の確保や機会の提供はますます重要となっています。複雑・多様化する問題に対応し、法律の趣旨に沿って幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するため、これからも多様な手法による消費者講座を実施していきます。また、今後は、当課所管の「消費生活地域協議会」のワーキンググループとの連携を図ることで、悪質商法から高齢者や障害者等を守ることに役立つ出前講座の充実を図っていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

391

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	消費生活展							
事業の 目的	区内の消費者団体や自主活動グループが、日頃の学習や活動の成果を発表する場として開催することにより、消費者団体の活性化を図るとともに、消費生活に関する情報提供や知識普及を通じて、区民の消費者意識を高めます。					事業 概要	消費生活に関する知識の普及と消費者団体の活動の場として、楽しみながら学べる「総合的な生活展」を開催します。また、消費生活に関するシンポジウムやパネル展を開催し、情報提供と知識の普及に努めます。 消費生活展とシンポジウムは隔年で実施しています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>		義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治					
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、新宿区消費生活センター条例、消費生活展実施要領						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	消費生活展													

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
消費生活展の来場者数	消費生活展の来場者数(隔年実施)	約13,000人	13,500人
消費生活シンポジウムの来場者数	消費生活シンポジウムの来場者数(隔年実施)	54名	70名
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	918	4	39	961	
	特定財源	千円	192	5,534	1,158	6,884	
一般財源投入率		%	82.7	0.1	3.3	12.2	
事業経費		千円	1,110	5,538	1,197	7,845	
当初予算額(事業費)		千円	2,182	6,353	1,804	10,339	
執行率		%	50.9	87.2	66.4	75.9	
予算現額(事業費)		千円	2,516	6,091	1,804	10,411	
執行率		%	44.1	90.9	66.4	75.4	
担当する常勤職員		人	0.20	0.40	0.30	0.90	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区内で活動する消費者団体等が中心となり、実行委員会を組織し、区と協働でイベントを実施することにより、目的達成のための効果的なサービスの提供につながっており、適切です。
手段の妥当性	適切	隔年実施の大規模イベント方式の消費生活展と消費生活シンポジウムともに、区内で活動する消費者団体等が中心となり実行委員会を組織し、区と協働で実施することにより、区民に関心の高いテーマ・企画内容にて実施が可能となっており、適切です。
効果的効率的	適切	実行委員会方式の運営により、企画内容の充実化、広報活動の強化等が図られているほか、各委員が属する消費者団体間の連携が深まることで区全体の消費者活動の活性化にもつながっており、効果的な事業運営ができています。
目的又は実績の評価	適切	消費生活に関する知識の普及と消費者団体の活動活性化という事業目的が同時に提供・実現される場として機能しており、効果的に事業目的を果たすことができているため、適切です。
総合評価	適切	区内で活動する消費者団体等が中心となった実行委員会を組織し、企画・運営することにより、区民の「くらし」に沿った視点で啓発効果の高いイベントを実施することができており、区との協働も図られています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、区民に対する消費者教育の機会の提供が重要となっています。法律の趣旨に沿って幼児期から高齢期までライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するため、区民の消費生活に対する意識向上を図るための企画内容の検討を重ねながら、より効果的な事業実施を目指していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	実施済	
改革改善の内容	「消費者情報の提供」事業で作成した消費者トラブル防止啓発用リーフレット等を配布して、啓発活動を行っています。また、消費者団体が「消費者活動の事業助成等」事業により助成を受けて行った研究成果を発表しています。	消費生活問題について、関心の薄い区民等広く意識向上を働き掛けていきたいため、受益者負担はなじみません。	消費者団体の代表者等の構成による実行委員会を組織し、区と協働で実施しています。	

予算事業シート

391 - 1

経常事業名

消費生活展

予算 事業名	消費生活展				事業 開始	昭和 50 年度	所管	地域文化 部
								消費者支援等担当 課
事業 目的	区内の消費者団体や自主活動グループが、日頃の学習や活動の成果を発表する場として開催することにより、消費者団体の活性化を図るとともに、消費生活に関する情報提供や知識普及を通じて、区民の消費者意識を高めます。				事業 手段	大規模イベント方式の消費生活展と消費生活シンポジウムを隔年実施します。区内で活動する消費者団体の代表者等により構成される実行委員会を組織し、区と協働により実施します。		
	対象	区民						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、新宿区消費生活センター条例、消費生活展実施要領							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	918	4	39	961	東京都消費者行政活性化交付金(補助率10/10)
	特定財源	千円	192	5,534	1,158	6,884	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	192	5,534	1,158	6,884	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	82.7	0.1	3.3	12.2	
事業経費(A)		千円	1,110	5,538	1,197	7,845	備考
事業 費の 主たる 使途	①イベント委託料	単価 千円	672	4,179	685		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	672	4,179	685	5,536	
	②チラシポスター作成費	単価 千円	80	520	143		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	80	520	143	743	
	③講師謝礼	単価 千円	区分・時間により異なる	20	区分・時間により異なる		
		数量 式	1	12	1	14	
		計 千円	308	240	278	826	
当初予算額(B)		千円	2,182	6,353	1,804	10,339	
執行率(A/B×100)		%	50.9	87.2	66.4	75.9	
予算現額(C)		千円	2,516	6,091	1,804	10,411	
執行率(A/C×100)		%	44.1	90.9	66.4	75.4	

担当する常勤職員	人	0.20	0.40	0.30	0.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	消費生活展	391 - 1	予算事業名	消費生活展
-------	-------	---------	-------	-------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 消費生活展	区民、消費者団体	—	—	来場者 約13,000名	—	—	—
② 消費生活シンポジウム	区民、消費者団体	来場者	127名	—	—	来場者	54名
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	増加	③		
	②	横ばい	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		消費生活展は、消費生活に関する知識を普及し、消費者意識を啓発する事業です。平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、区民に対する消費者教育の機会の提供はますます重要となっています。そのため現在の実施方法を基本とし、今後も時宜にかなったものを実施します。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合 済	経常	392	消費者情報の提供		○類似・関連事業 「消費者情報の提供」事業で作成した消費者トラブル防止啓発用リーフレット等を配布するほか、「消費者活動の事業助成等」事業により助成を受けて行った研究成果を消費者団体が発表しています。		
		経常	393	消費者活動の事業助成等					
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			○受益者負担 消費生活に関する問題に関心の薄い区民に対しても消費生活に関する情報提供や知識普及の働き掛けていきたいため、受益者負担はなじみません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	地域 団体	事業 協力	実行委員会				
					○協働 消費生活展は、消費者団体の代表者等の構成による実行委員会を組織し、区と協働で実施しています。				

分析結果

方向性	継続	内容	平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、区民に対する消費者教育の機会の提供はますます重要となっています。法律の趣旨に沿って幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するため、大規模イベントやシンポジウムをとおして区民の消費生活に対する関心を高め知識普及を図ります。なお、隔年(平成24・26年度)実施のシンポジウムは、会場設営委託契約の入札により差金が生じたため、予算に対する執行率が70%を下回っています。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

392

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	消費者情報の提供								
事業の 目的	消費生活の安定向上を図るため、自立した消費者を育成し、商品・サービスをはじめとした消費生活に関する情報提供を行うと同時に、消費者としての意識を啓発します。						事業 概要	消費生活の安定向上を図るため、「くらしの情報」の発行や各種パンフレットの配布を通じて、正しい知識の普及に努めます。また、区内の中学校・高等学校と協力して若い世代への消費者教育の充実を図ります。 (1)くらしの情報(年5回発行) (2)消費生活相談事例集(隔年発行) (3)消費者啓発用リーフレット(高齢者向け、若者向け、外国人向け、一般向け) (4)くらしの豆知識 (5)中学生用消費者教育副読本(隔年発行) (6)食品の放射性物質検査(平成24年10月より実施)							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	地方自治法、消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、東京都消費生活条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input checked="" type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	消費者情報の提供														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
消費生活情報誌「くらしの情報」の発行	消費生活情報誌「くらしの情報」の発行部数	25,500部	25,500部
区民への情報提供手段	消費生活に関する情報を様々な手段で区民に提供します。	5手段	5手段
備考	消費生活に関する情報を広く区民に提供できるよう配布先や配布数をその都度工夫し、手段については、5種類の方法の中から効果的な方法を選択します。①消費生活センター窓口での配布、②区内各施設窓口での配布、③保護者への配布、④区公式ホームページへのPDF版の掲載、⑤区公式SNS(Facebook、twitter)への掲載・活用		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,909	3,371	2,786	8,066	
	特定財源	千円	232	242	126	600	
一般財源投入率		%	89.2	93.3	95.7	93.1	
事業経費		千円	2,141	3,613	2,912	8,666	
当初予算額(事業費)		千円	3,218	4,542	4,125	11,885	
執行率		%	66.5	79.5	70.6	72.9	
予算現額(事業費)		千円	3,343	4,798	3,759	11,900	
執行率		%	64.0	75.3	77.5	72.8	
担当する常勤職員		人	0.35	0.25	0.40	1.00	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区の消費生活に関する情報の周知は、実際に事業に携わる区が行うことが適切です。また、情報提供媒体については、広く区民の消費生活に関する意識啓発を行うため、区が負担することは適切です。 また、消費生活情報誌「くらしの情報」の発行においては、消費者活動団体と一緒に紙面づくりを行っており、協働の取組も図られています。
手段の妥当性	適切	広く区民に周知するために、情報提供媒体の対象・特性に合わせて複数の手段の中から適切な配布方法を検討し、選定しています。また、一部作成や配布に委託を活用することにより、より効果的な情報提供を行うことが可能となり、適切です。
効果的効率的	適切	情報提供媒体の選択・作成・配布において、その都度目的の達成のために最も効果的かつ効率的な方法を選択し実施しています。 例えば、中学生に対しては、消費者教育をより効果的に行えるよう、当課と教育委員会が連携し、中学校教諭をメンバーとする副読本作成委員会を設置して、オリジナルの教材作りに取り組み、区立中学校での消費者教育を支援しています。
目的又は実績の評価	適切	情報提供の対象に合わせた内容・手段等を選択し、窓口配布とホームページ掲載等複数の手段を講じながら情報の提供を行っているため、消費生活に関する正しい知識の普及に役立っており、適切です。
総合評価	適切	区民の「くらし」の場面やライフステージを意識した情報提供の内容・手段を選択し、効果的かつ効率的に広く情報提供を行うことができています。例えば、消費生活情報誌「くらしの情報」の発行においては、消費者活動団体と一緒に紙面づくりを行っており、協働の取組も図られています。また、当課と教育委員会が連携し、中学校教諭をメンバーとする副読本作成委員会を設置して、オリジナルの教材作りに取り組み、区立中学校での消費者教育を支援しており、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育の機会を提供することが重要となっています。今後は、当課所管の「消費生活地域協議会」の場を活用し、区民の消費生活に対する意識向上を図るための情報提供の内容・手段等の検討を重ねながら、より効果的な事業実施を目指していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	実施済	
改革改善の内容	本事業の作成・購入教材を活用して「消費者講座」事業の消費生活相談員出前講座を実施することにより、教材の理解が深まり消費生活問題に対する意識向上につながっています。また、「消費生活展」等各種イベントにおけるチラシ等の配布により、効率的に啓発を実施することができます。引き続き各事業の相乗効果が発揮できるよう消費者教育の充実に努めていきます。	消費生活に関する問題に関心の薄い区民へも働き掛けをしていくため、受益者負担はなじみません。	消費生活情報誌「くらしの情報」の発行においては、消費者活動団体と一緒に紙面づくりを行っており、協働の取組も図られています。	

予算事業シート

392 - 1

経常事業名

消費者情報の提供

予算 事業名	消費者情報の提供				事業 開始	不明	所管	地域文化 消費者支援等担当	部 課
事業 目的	消費生活の安定向上を図るため、自立した消費者を育成し、商品・サービスをはじめとした消費生活に関する情報提供を行うと同時に、消費者としての意識を啓発します。				事業 手段	消費生活の安定向上を図るため、「くらしの情報」の発行や各種パンフレット等の配布を通じて、正しい知識の普及に努めます。また、区内の中学校・高等学校と協力して若い世代への消費者教育の充実に努めます。 (1)くらしの情報(年5回発行) (2)消費生活相談事例集(隔年発行) (3)消費者啓発用リーフレット(高齢者向け、若者向け、外国人向け、一般向け) (4)くらしの豆知識 (5)中学生用消費者教育副読本(隔年発行) (6)食品の放射性物質検査(平成24年10月より実施)			
対象	区民								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	地方自治法、消費者基本法、消費者教育推進法、消費者安全法、東京都消費生活条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	1,909	3,371	2,786	8,066	東京都消費者行政活性化交付金(補助率10/10)	
	特定財源	千円	232	242	126	600		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	232	242	126	600		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	89.2	93.3	95.7	93.1		
事業経費(A)		千円	2,141	3,613	2,912	8,666	備考	
事業費の 主たる 用途	①啓発用チラシ・リーフレット・教材作成費	単価 千円	431	1,458	685	/		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	431	1,458	685			2,574
	②啓発用教材購入費	単価 千円	840	642	756	/		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	840	642	756			2,238
	③情報誌「くらしの情報」委託費	単価 千円	617	666	675	/		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	617	666	675			1,958
当初予算額(B)		千円	3,218	4,542	4,125	11,885		
執行率(A/B×100)		%	66.5	79.5	70.6	72.9		
予算現額(C)		千円	3,343	4,798	3,759	11,900		
執行率(A/C×100)		%	64.0	75.3	77.5	72.8		

担当する常勤職員	人	0.35	0.25	0.40	1.00
担当する非常勤職員					

経常事業名	消費者情報の提供
-------	----------

392 - 1

予算事業名	消費者情報の提供
-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 消費生活情報誌「くらしの情報」の発行	区民	発行部数	21,000部	発行部数	21,400部	発行部数	25,500部
② 中学生用消費者副読本の作成(隔年)	区立中学校	—	—	作成部数	1,500部	—	—
③ 消費生活相談事例集の作成(隔年)	区民	作成部数	1,500部	—	—	作成部数	1,500部
④ 国民生活センター発行「くらしの豆知識」の購入	区民	購入部数	2,000部	購入部数	1,000部	購入部数	1,000部

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい		
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		消費生活の安定向上を図るため、今後も商品・サービスをはじめとした消費生活に関する情報提供を多様な手段で行うと同時に、消費者としての意識を啓発します。								
類似・関連事業	状況	番号		事業名	理由・課題					
	有	連携・統合済	経常	390	消費者講座	○類似・関連事業 本事業の作成・購入教材を活用して「消費者講座」事業の消費生活相談員による出前講座の実施や、「消費生活展」において啓発教材の配布を行い、消費者教育の充実を図っています。				
		経常	391	消費生活展						
受益者負担	状況	分類		主たる内容		○受益者負担 消費生活に関する問題に関心の薄い区民へも働き掛けをしていきたいため、受益者負担はなじみません。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		○協働 消費生活情報誌「くらしの情報」の発行においては、消費者活動団体と一緒に紙面づくりを行っており、協働の取組も図られています。				
	有	実施済	その他	事業協力	対象:消費者活動団体 役割:消費生活情報誌「くらしの情報」紙面づくり					

分析結果

方向性	継続	内容	平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育の機会を提供することが重要となっています。今後は、当課所管の「消費生活地域協議会」の場を活用し、区民の消費生活に対する意識向上を図るための情報提供の内容・手段等の検討を重ねながら、より効果的な事業実施を目指していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

393

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ 個別 目標	4 基本 施策	② 経常 事業名	消費者活動の事業助成等				
事業の 目的	消費者団体等が行う公益性のある事業に対して活動経費の一部を助成することにより、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、区民に対する正しい知識の普及を図ることを目的とします。また、公募で集まった区民が、消費者団体連絡会の構成員とともにバス見学会に参加することで、消費者活動への理解・協力を促進します。			事業 概要	(1)消費者活動促進等事業助成 消費者団体等が行う公益性のある事業に、その費用の3分の2の範囲内で助成します。 (限度額:1事業20万円・年間40万円) 【補助対象事業】 ①消費生活に関する学習・講演会等の活動②調査・研究等の活動③普及啓発活動④消費者の利益等に資する活動⑤その他区長が適当と認める活動 (2)一般消費者向けバス見学会 消費生活に役立つ施設を見学をするためのバス代を負担します。 (3)協働による悪質商法追放キャンペーンの実施 消費者団体と区が協働でキャンペーンに参加して、啓発イベントに参加しています。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治			
根拠 法令 等	消費者基本法、新宿区消費者活動促進等事業助成要綱				実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金
予算 事業	消費者活動事業助成等							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
助成対象事業数	助成対象事業年間実績数	18事業	22事業
助成金実績の執行率	助成金額の予算に対する執行率を年間実績で計ります。	90.20%	90%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,879	1,787	1,955	5,621	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,879	1,787	1,955	5,621	
当初予算額(事業費)		千円	2,201	2,200	2,204	6,605	
執行率		%	85.4	81.2	88.7	85.1	
予算現額(事業費)		千円	2,201	2,206	2,204	6,611	
執行率		%	85.4	81.0	88.7	85.0	
担当する常勤職員		人	0.25	0.20	0.20	0.65	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区内の消費者団体等は公益性の高い事業を企画実施し、区は活動を財政面で支援しています。区が助成することで、財政力の低い消費者団体等の活動を下支えする役割を果たしています。この助成の成果で、消費者団体と協働で公益性の高いキャンペーンに参加することもできています。また、消費者団体と一般区民と一緒にバス見学を行うことで、消費者活動に理解を深め、自らも消費者活動に参加する区民をつくるきっかけになっています。いずれも適切と評価します。
手段の妥当性	適切	消費者活動促進等事業助成金については活動経費の一部助成、バス見学会についてはバスの借り上げと、助成の範囲を工夫して助成しています。いずれも団体の自主性を損なうことなく活動の支援ができており、適切と評価します。
効果的効率的	改善が必要	消費者団体等に対する支援により、区の消費者活動全体が活性化されていると評価しますが、毎年同じ団体から同じような事業について助成申請されることが多くなっています。今後は、新しい被助成団体の育成や、新しく活動する若い人を増やすことで事業の効果を上げる必要があります。そのため、若い世代が主体的に活動する誘因となる支援方法について、消費者団体の意向も踏まえながら改善を検討していきます。
目的又は実績の評価	適切	消費者団体等が行う活動等を支援することにより、区全体の消費者活動の活性化を図ることができています。また、団体等の活動により、区民に対して消費者意識の普及啓発が図られており適切です。たとえば、身近な区民でもある消費者団体の構成メンバーが悪質商法追放キャンペーンとしてふれあいフェスタに参加し、イベントの舞台に立っています。一般の区民に対しての消費者活動周知に大きな力となっています。
総合評価	適切	消費者団体等に対する支援により、区の消費者活動全体が活性化されていると評価します。今後は、新しい被助成団体の育成や、新しく活動する若い人を増やすことを目指して事業の効果を上げる必要があります。そのため、若い世代が主体的に活動する誘因となる支援方法について、改善を検討していきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	各消費者団体において、構成員の固定化や高齢化が見られる傾向にあります。今後は、新しい被助成団体の育成や、新しく活動する若い人を増やすことで事業の効果を上げる必要があります。そのため、若い世代が主体的に活動する誘因となる支援方法について、改善を検討します。例えば、消費生活展等のイベントに協賛団体として参加している若い世代の団体が、より主体的な活動に取り組むことを誘因する助成のあり方等について検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	実施済	
改革改善の内容	消費者団体が自主企画する講座については、「消費者講座」事業の専門家の講師派遣と重複することがあり、課題となっています。今後、連携・統合していくことを検討します。	消費者団体が行う活動に対して助成金を交付する事業であり、事業の性質上、受益者負担にはなじみません。	消費者団体連絡会の事業において、協働で区主催イベントでの悪質商法被害防止啓発を実施しています。	

予算事業シート(補助金等)

393 - 1

経常事業名 消費者活動の事業助成等

予算 事業名	消費者活動事業助成等				事業 開始	平成 19 年度	所管	地域文化 部	
								消費者支援等担当 課	
補助 目的	消費者基本法の趣旨に基づき、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、消費者活動を行う区民の拡大を図ります。				補助 概要	消費者団体が行う公益性のある活動に対し、事業費の2/3を助成します。 【規模】1事業上限20万円。1団体年間40万円まで。年間20事業程度			
補助 対象	【要件又は対象】消費者団体等が行う公益性のある活動					① 新宿区消費者活動促進等事業助成 ② ③ その他:			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令等	消費者基本法、新宿区消費者活動促進等事業助成要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	1,879	1,787	1,955	5,621	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,879	1,787	1,955	5,621	備考
事業費の主たる用途	①新宿区消費者活動促進等事業助成	単価 千円	事業内容により異なる	事業内容により異なる	事業内容により異なる	【補助対象事業】 助成を受けようとする年度内において行われるものであって、公益性のあると認められる活動で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 消費生活に関する学習、講演会等の活動 (2) 消費生活に関する調査・研究等の活動 (3) 消費生活に関する普及啓発活動 (4) 消費者の利益等に資する活動 (5) その他区長が適当と認める活動	
		数量 事業	26	18	18		
	計 千円	1,784	1,676	1,804	5,264		
	②	単価 千円					
		数量					
	計 千円						
③	単価 千円						
	数量						
計 千円							
当初予算額(B)		千円	2,201	2,200	2,204	6,605	
執行率(A/B×100)		%	85.4	81.2	88.7	85.1	
予算現額(C)		千円	2,201	2,206	2,204	6,611	
執行率(A/C×100)		%	85.4	81.0	88.7	85.0	

担当する常勤職員	人	0.25	0.20	0.20	0.65
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	消費者活動の事業助成等	(補助金等) 393 - 1	予算事業名	消費者活動事業助成等
-------	-------------	-------------------	-------	------------

補助率等（算出根拠）

① 新宿区消費者活動促進等事業助成	②	③
事業対象経費に補助率(2/3)を乗じた額を交付。(1事業上限20万円。1団体年間40万円まで。)		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 新宿区消費者活動促進等事業助成	消費者団体	26事業	11団体	18事業	14団体	18事業	13団体
②							
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	減少	①	減少	減少	概算払	選定方法	公募
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	有
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業						
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名	理由・課題		
	有	連携・統合 検討中	経常	390	消費者講座	○類似・関連事業 消費者団体が自主企画する講座については、「消費者講座」事業の専門家の講師派遣と重複することがあり、課題となっています。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容			
	無	対象外			○受益者負担 消費者団体が行う活動に対して助成金を交付する事業であり、事業の性質上、受益者負担はなじみません。			
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	有	実施済	地域 団体	その他	○協働 消費者団体連絡会の事業において、協働で区主催イベントでの悪質商法被害防止啓発を実施しています。			

分析結果

方向性	継続	内容	消費者団体等に対する支援により、区の消費者活動全体が活性化されていると評価します。しかし、今後は、新しい被助成団体の育成や、新しく活動する若い人を増やすことを目指して事業の効果を上げる必要があります。そのため、若い世代が主体的に活動する誘因となる支援方法について、消費者団体の意向も踏まえながら改善を検討していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

394

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	消費生活相談								
事業の 目的	区立消費生活センターに消費生活相談窓口(消費生活相談室)を設置し、日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる安全・品質・表示・契約に関する様々なトラブルに対して、消費生活相談員が相談に応じ、情報提供・助言・あっ旋を行い、問題解決の手助けをすることを通して、消費者被害の早期発見、被害回復、未然防止に努めています。						事業 概要	消費生活相談室に消費生活相談員を配置し、来所あるいは電話により、消費生活全般にわたる苦情・問合せを受け付け、助言、情報提供、相手方事業者とのあっ旋交渉等を行います(出張相談あり)。相談情報は、国民生活センターが管理運営する「全国消費生活情報ネットワーク・システム」により、全国の情報集約・閲覧が可能であり、相談業務の参考としています。法律の観点から一層詳しく相談に応じるため、弁護士による来所相談も実施しています。 また、平成17年10月から潜在化しやすい高齢者等の悪質商法被害を早期に発見し、対応を通じて被害の回復を図るとともに、二次被害を防止する点に主眼を置いて、悪質商法被害防止支援事業を行っています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者安全法、消費者教育の推進に関する法律、東京都消費生活条例、新宿区立消費生活センター条例、新宿区消費生活相談員設置要綱、新宿区悪質商法被害防止支援事業実施要綱							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>
予算 事業	消費生活相談室の運営														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	消費者トラブルにあった方が消費生活相談に至った場合に対応する事業のため、目標の設定になじみません。なお、平成26年度の消費生活相談件数は3,645件でした。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	21,486	21,533	21,567	64,586	
	特定財源	千円	3,000	3,030	3,000	9,030	
一般財源投入率		%	87.7	87.7	87.8	87.7	
事業経費		千円	24,486	24,563	24,567	73,616	
当初予算額(事業費)		千円	25,155	25,154	25,067	75,376	
執行率		%	97.3	97.7	98.0	97.7	
予算現額(事業費)		千円	25,152	25,224	25,433	75,809	
執行率		%	97.4	97.4	96.6	97.1	
担当する常勤職員		人	0.70	0.80	1.15	2.65	
担当する非常勤職員			5.70	5.70	5.70	17.10	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	消費者トラブルの解決に当たっては、専門的な知見に基づき、対処を要するとともに、違法・不適正な事業活動に対する行政規制権限との関係で、行政が直接担うことが適切です。消費者基本法に規定する「地方公共団体が、消費者と事業者間に生じた苦情処理及び紛争の解決の促進に努める責務」、消費者安全法による「市町村は、事業者に対する消費者からの苦情相談・あっせんを行う責務」等も適切に果たしています。
手段の妥当性	適切	消費生活相談は、電話及び来所により相談を受け付けています。また、電話や来所で相談することが困難な高齢者等に対しては、自宅へ伺う訪問相談も行っています。相談者と直接、電話や対面で相談を行うことにより、正確に被害状況を把握し、的確な情報提供や助言、及びあっ旋を行い、被害回復に努めており、適切です。
効果的効率的	適切	正確で信頼される相談結果を導くためには、資格を有する消費生活相談員が、相談内容を正しく聴き取り、問題解決に向けた適切な支援に当たることが重要です。また、法律面から相談を強化するため、消費問題に造詣の深い弁護士による相談に直結できることは、相談者の利便性に富んでおり、適切であると評価します。
目的又は実績の評価	適切	消費者を取り巻く環境や社会情勢が著しく複雑化・多様化する中、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を推進することが、消費者行政に強く求められています。消費生活相談は、消費生活上発生した全般的な問題に関する相談をすべて受け止め、最新の情報と解決プロセスを踏まえて対処することにより、適切にその役割を果たしています。
総合評価	適切	根拠法令に規定する区の責務を積極的に果たしており、消費者保護に関する行政の役割を適切に遂行しています。 また、消費生活全般にわたる様々な相談を受け付け、相談者の立場に立った適切な対応を常に実践しているとともに、関係機関や関連する区内事業者等と密接に連携しており、事業運営としても適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	消費生活を取り巻く状況から、今後、消費生活相談の需要は高まるものと予想されます。相談内容も刻々と変化していますので、的確に対応し、サービス水準を保持・増進するために、相談対応能力の向上をはじめ、相談体制の整備を恒常的に進めていきます。 また、関係機関や民間事業者等との協力・連携体制を構築し、消費者の保護・自立施策の推進を一層強化していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	消費生活相談は、消費者安全法に基づき、資格を持った相談員が専門的知識に基づき行うもので、ほかの類似・関連事業はありません。	本区が対象とするすべての消費者の権利を擁護・確立し、自立を支援する事業ですので、相談者から実費を徴収するなどの受益者負担にはなじみません。	関連相談機関や区内介護事業者等と連携して「新宿区悪質商法被害防止ネットワーク」を構築し、被害の通報・周知・予防活動を行っています。	

予算事業シート

394 - 1

経常事業名 消費生活相談

予算 事業名	消費生活相談室の運営				事業 開始	平成 5 年度	所管	地域文化 消費者支援等担当	部 課
事業 目的	日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる安全・品質・表示・契約に関する様々なトラブルに対して、消費生活相談員が相談に応じ、情報提供・助言・あっ旋を行い、問題解決の手助けをすることを通して、消費者被害の早期発見、被害回復、未然防止に努めています。				事業 手段	消費生活相談室に消費生活相談員を配置し、来所あるいは電話により、消費生活全般にわたる苦情・問合せを受け付け、助言、情報提供、相手方事業者とのあっ旋交渉等を行います(出張相談あり)。相談情報は、国民生活センターが管理運営する「全国消費生活情報ネットワーク・システム」により、全国の情報集約・閲覧が可能であり、相談業務の参考としています。法律の観点から一層詳しく相談に応じるため、弁護士による来所相談も実施しています。 また、平成17年10月から潜在化しやすい高齢者等の悪質商法被害を早期に発見し、対応を通じて被害の回復を図るとともに、二次被害を防止する点に主眼を置いて、悪質商法被害防止支援事業を行っています。			
対象	区民、区内在勤・在学者								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	消費者基本法、消費者安全法、消費者教育の推進に関する法律、東京都消費生活条例、新宿区立消費生活センター条例、新宿区消費生活相談員設置要綱、新宿区悪質商法被害防止支援事業実施要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	21,486	21,533	21,567	64,586	東京都消費者行政活性化交付金(補助率10/10)	
	特定財源	千円	3,000	3,030	3,000	9,030		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円	3,000	3,030	3,000	9,030		
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	87.7	87.7	87.8	87.7		
事業経費(A)		千円	24,486	24,563	24,567	73,616	備考	
事業費の 主たる 使途	①消費生活相談員報酬(非常勤職員6人。通勤手当相当分は除く。)	単価	千円	3,420	3,413	3,408	/	
		数量	人	6	6	6		18
		計	千円	20,520	20,478	20,193		61,191
	②消費生活相談員のレベルアップ研修参加経費、出張相談旅費等	単価	千円	内容により異なる	内容により異なる	内容により異なる	/	
		数量		—	—	—		—
		計	千円	36	34	51		121
	③弁護士相談謝礼(週1回。1回6時間。時間単価10,000円)	単価	千円	10	10	10	/	
		数量	時間	300	303	300		903
		計	千円	3,000	3,030	3,000		9,030
当初予算額(B)		千円	25,155	25,154	25,067	75,376		
執行率(A/B×100)		%	97.3	97.7	98.0	97.7		
予算現額(C)		千円	25,152	25,224	25,433	75,809		
執行率(A/C×100)		%	97.4	97.4	96.6	97.1		

担当する常勤職員	人	0.70	0.80	1.15	2.65
担当する非常勤職員		5.70	5.70	5.70	17.10

経常事業名	消費生活相談	394 - 1	予算事業名	消費生活相談室の運営
-------	--------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 消費生活相談の受付	区民及び在勤・在学者	3,216件	—	3,434件	—	3,645件	—
② 弁護士相談	区民及び在勤・在学者	146件	—	159件	—	156件	—
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	増加	③		①	増加	③		
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		法律上、消費生活センターの設置は区市町村の努力義務(都道府県には設置義務あり)ですが、その重要な業務である消費生活相談窓口では、日々、消費生活全般にわたる多様な相談が寄せられ、問題解決に当たっています。また、事業者に比べ知識・経験・交渉力が圧倒的に乏しい消費者の立場を保護するための支援活動を行うなど、日常生活に密着した身近な行政機関として果たす役割が、恒常的に求められています。このため、今後も事業を継続して実施する必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				【類似・関連事業】 消費生活相談は、消費者安全法に基づき、資格を持った相談員が専門的知識に基づき行うもので、ほかの類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容		【受益者負担】 本区が対象とするすべての消費者の権利を擁護・確立し、自立を支援する事業ですので、相談者から実費を徴収するなどの受益者負担にはなじみません。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		【協働】 関連相談機関や区内介護事業者等と連携して「新宿区悪質商法被害防止ネットワーク」を構築し、被害の通報・周知・予防活動を行っています。			
	有 実施済	その他	情報提供	悪質商法被害の通報					

分析結果

方向性	継続	内容	生活様式や社会状況の変化に伴い、消費者問題は増々複雑・多様化しています。また、悪質商法の新たな手口も次々と出現していることから、消費生活相談の需要は今後増加するものと予想されます。消費生活の安定と向上を目指した施策を一層推進するため、引き続き、消費生活相談室の機能強化と利用促進に努めていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

395

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	多重債務特別相談					
事業の 目的	多重債務は、自殺、家庭崩壊等と本人や家族等の大きな影響を与え、多重債務者が置かれた現状は、極めて深刻です。 安全で安心な消費生活を送ることができるようにするため、区立消費生活センター消費生活相談室と連携して、多重債務問題の解決を支援します。						事業 概要	第一分庁舎2階区民相談室において、月2回（平成26年度まで。平成27年度以降は月1回）、弁護士による債務整理等の相談を行うとともに、必要に応じて生活福祉課の生活支援相談員による生活相談、消費生活センターの消費生活相談員による消費者相談など総合的な多重債務特別相談を実施しています。 この事業は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協定に基づき、実施しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	消費者基本法、東京都消費生活条例、新宿区立消費生活センター条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	多重債務特別相談											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	多重債務に悩む方が相談に至った場合に対応する事業のため目標指標設定になじみません。なお、平成26年度の実績は9件です。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	610	607	677	1,894	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	610	607	677	1,894	
当初予算額（事業費）		千円	1,549	820	821	3,190	
執行率		%	39.4	74.0	82.5	59.4	
予算現額（事業費）		千円	1,101	750	821	2,672	
執行率		%	55.4	80.9	82.5	70.9	
担当する常勤職員		人	0.20	0.10	0.10	0.40	
担当する非常勤職員			0.30	0.30	0.30	0.90	

経常事業	395
------	-----

所属部	地域文化 部	所管課	消費者支援等担当 課
-----	--------	-----	------------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	多重債務は、自殺、家庭崩壊等と本人や家族等に大きな影響を与え、多重債務者が置かれた現状は極めて深刻なため、区が解決の支援をすることは適切です。また、相談内容の性質上、受益者負担はなじみません。
手段の妥当性	適切	多重債務整理に関する相談には、自己破産や民事再生、任意整理等に関する専門的な知見が必要です。そのため、弁護士による相談は適切です。また、多重債務者は債務トラブルに関連して消費者トラブルや生活支援が必要な場合があります。その際も、迅速に消費生活相談員や生活福祉課の職員が相談を受ける体制を整えており、適切です。
効果的効率的	適切	身近な窓口である区役所が、無料で多重債務解決の支援を行うことで、相談者の敷居が低くなっていると考えます。また、多重債務者は、債務トラブルだけでなく消費者トラブルを抱えていたり、生活支援を必要としていることがあるため、多様なスタッフがいる区が窓口を持つことは効果・効率の点で適切です。
目的又は実績の評価	適切	深刻な状況に置かれている多重債務者に対し、弁護士による債務整理相談、消費生活相談員による消費者トラブルの解決支援、及び生活福祉課職員による生活再建支援により、多重債務相談の解決の支援を行っているとして評価します。
総合評価	適切	平成20年度の事業開始における多重債務問題は、自殺、家族崩壊等と本人や家族等に大きな影響を与え、強引な取り立てなどにより多重債務者がおかれた現状は極めて深刻でした。平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、相談者数は平成22年度をピークに減少しています。このため、平成27年度に実績に合わせて相談体制を見直しました。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成20年度の事業開始以来、多重債務相談件数は、改正貸金業法が完全施行された平成22年度をピークに減少しており、ここ数年は10件程度で推移しています。相談日以外においても、多重債務相談を実施している法テラス(日本司法支援センター)や東京都生活再生相談窓口につなぐとともに、消費者トラブルや生活支援を行ってきました。平成27年度からは、実績に合わせて相談体制を月2回から月1回にするとともに、他機関との連携を更に強化し、多重債務の解決を支援していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	深刻な多重債務解決を導くために、多重債務を専門とする弁護士が時間をかけて対応しています。そのため、他の相談事業との統合は困難です。	多重債務者の債務トラブルの解決を支援する事業であり、受益者負担にはなじみません。	協働にはなじみませんが、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協定に基づき、実施しています。	

予算事業シート

395 - 1

経常事業名

多重債務特別相談

予算 事業名	多重債務特別相談				事業 開始	平成 20 年度	所管	地域文化 部	
								消費者支援等担当 課	
事業 目的	多重債務は、自殺、家庭崩壊等と本人や家族等の大きな影響を与え、多重債務者が置かれた現状は、極めて深刻です。 安全で安心な消費生活を送ることができるようにするため、区立消費生活センター消費生活相談室と連携して、多重債務問題の解決を支援します。				事業 手段	第一分庁舎2階区民相談室において、月2回(平成26年度まで。平成27年度以降は月1回)、弁護士による債務整理等の相談を行うとともに、必要に応じて生活福祉課の生活支援相談員による生活相談、消費生活センターの消費生活相談員による消費者相談など総合的な多重債務特別相談を実施しています。 この事業は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協定に基づき、実施しています。			
	対象	区民及び在勤・在学者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	消費者基本法、東京都消費生活条例、新宿区立消費生活センター条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	610	607	677	1,894	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	610	607	677	1,894	備考
事業費の 主たる 用途	①弁護士相談謝礼 (月2回。1回3時間。時 間単価10,000円)	単価 千円	10	10	10		
		数量 時間	60	60	63	183	
		計 千円	600	600	630	1,830	
	②需用費(周知用ポス ター、チラシの作成等)	単価 千円	内容により 異なる	内容により 異なる	内容により 異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	6	3	43	52	
	③役務費(事務連絡用 郵便)	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	4	4	5	13	
当初予算額(B)		千円	1,549	820	821	3,190	
執行率(A/B×100)		%	39.4	74.0	82.5	59.4	
予算現額(C)		千円	1,101	750	821	2,672	
執行率(A/C×100)		%	55.4	80.9	82.5	70.9	

担当する常勤職員	人	0.20	0.10	0.10	0.40
担当する非常勤職員		0.30	0.30	0.30	0.90

経常事業名	多重債務特別相談	395 - 1	予算事業名	多重債務特別相談
-------	----------	---------	-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 弁護士による債務整理相談	区民及び在勤・在学者	11件	—	8件	—	9件	—
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	V	社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援、又はセーフティネットを整備する事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		安全で安心な消費生活を送ることができるようにするために、今後も継続して実施する必要があります。弁護士による債務整理相談、消費生活相談員による消費者トラブルの解決支援、及び生活福祉課職員による生活再建支援により、多重債務の解決を支援します。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					○類似性 深刻な多重債務解決を導くために、多重債務を専門とする弁護士が時間をかけて対応しています。そのため、他の相談事業との統合は困難です。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外					○受益者負担 多重債務者の債務トラブルの解決を支援する事業であり、受益者負担にはなじみません。			
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外						○協働 深刻な多重債務者の債務トラブルの解決を支援する事業であり、協働にはなじみません。しかし、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協定に基づき、実施しています。		

分析結果

方向性	継続	内容
		多重債務相談件数は、改正貸金業法が完全施行された平成22年度をピークに減少しており、ここ数年は10件程度で推移しています。相談日以外においても、法テラス（日本司法支援センター）や東京都生活再生相談窓口につながるともに、消費者トラブルや生活支援を行ってきました。平成27年度からは、実績に合わせて相談体制を月2回から月1回にするとともに、他機関との連携を更に強化し、多重債務の解決を支援していきます。

特記事項

--

経常事業評価シート I

396

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	消費生活センター分館の施設利用								
事業の 目的	区民の消費生活の安定及び向上を図るため、自主的な活動や学習の場として、消費生活センター分館を設置しています。 会議室等の施設の貸出しや消費生活に関する情報の提供を行います。						事業 概要	消費生活センター分館の会議室等を、消費者団体の自主的な活動の場や、消費者活動を目的とした会議や学習の場として提供します。 また、消費者が安全で安心な消費生活を営むことを支援するために必要な情報を提供する資料・展示コーナーを設置します。 分館は、高田馬場創業支援センターと併せて指定管理者制度により管理しています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治	1.開設 平成21年4月20日開設 平成23年10月1日移転 2.所在地 高田馬場一丁目32番10号 3.事業 ・会議室・調理室兼商品テスト室の貸出し ・指定管理者による講座等の自主事業					
根拠 法令 等	新宿区立消費生活センター条例 新宿区立消費生活センター条例施行規則							実施 方法	<input type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input checked="" type="checkbox"/>
予算 事業	新宿消費生活センター分館の管理運営														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
利用率(会議室)	会議室の利用率	62.89%	67%
利用率(調理室兼商品テスト室)	調理室兼商品テスト室の利用率	33.91%	38%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	7,856	8,660	20,313	36,829	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	7,856	8,660	20,313	36,829	
当初予算額(事業費)		千円	8,848	8,977	20,515	38,340	
執行率		%	88.8	96.5	99.0	96.1	
予算現額(事業費)		千円	8,848	8,977	20,515	38,340	
執行率		%	88.8	96.5	99.0	96.1	
担当する常勤職員		人	0.50	0.50	0.50	1.50	
担当する非常勤職員							

経常事業	396
------	-----

所属部	地域文化 部	所管課	消費者支援等担当 課
-----	--------	-----	------------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区が消費者活動の拠点である施設を設置し、指定管理者が民間のノウハウをいかしたサービスを提供することは、サービスの担い手として適切です。 また、会議室等の利用者が利用料金を負担することは、区民の財産である公共施設のあり方として適切です。
手段の妥当性	適切	区民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする団体で、規則で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことができ、利用料金や利用申請など優先的に利用することができます。登録団体が実施する、区民を対象とした消費者講座などにも活用されており、消費活動の拠点として妥当と評価できます。 また、運営に当たっては、利用者交流会を行っており、利用者の意見、要望等をいかし、サービスの充実を図っており、適切であると考えます。
効果的効率的	適切	指定管理者制度により、複合施設である高田馬場創業支援センターとの一体管理を行っています。午前8時30分から午後10時まで開館、休館日が年末年始のみの運営を行うことが可能となり、利用者にとって利便性が高く、効果的かつ効率的であると評価します。
目的又は実績の評価	適切	平成23年10月にシルバー人材センター跡地に移転し、施設規模が縮小し、会議室等の数も減少したことから、移転前と比較すると利用者数は大幅に減少しましたが、平成23年度以降、利用者は年毎に増加しており、適切と評価します。
総合評価	適切	消費生活センター分館を利用した、消費者団体や指定管理者による区民向けの消費者講座の開催など、消費者活動の拠点として活用されています。来館者が消費生活に関するパンフレットなどを手軽に入手できるよう、情報提供にも努めています。区民の消費生活の安定向上を図るため、適切と評価できます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	高田馬場創業支援センターとの複合施設として、指定管理者による一体的な管理は効率的に実施されています。 利用率の向上に向けて、区民への周知などに努めていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	実施済	
改革改善の内容	消費生活センター分館は、区民の消費生活の安定向上を図るため設置しており、ほかの類似・関連事業はありません。	受益者負担については、会議室・調理室の利用料金として、適切に徴収しています。利用料金は指定管理者の収入としています。	協働については、消費者団体と高田馬場創業支援センターの利用者交流会を実施するなど、施設の特性に合わせたイベントを実施しています。 また、消費者団体が実施する活動を分館のホームページなどで周知するなど、区民の消費活動の支援を行っています。	

予算事業シート(指定管理)

396 - 1

経常事業名

消費生活センター分館の施設利用

予算事業名	新宿消費生活センター分館の管理運営				事業開始	平成 22 年度	所管	地域文化 消費者支援等担当	部 課
事業目的	区民の消費生活の安定及び向上を図るため、自主的な活動や学習の場として、消費生活センター分館を設置します。				事業手段	消費生活センター分館の各会議室等を、消費者団体の自主的な活動の場や、消費者活動を目的とした会議や学習の場として提供しています。 また、消費者が安全で安心な消費生活を営むことを支援するために必要な情報を提供する資料・展示コーナーを設置しています。 分館は、併設する高田馬場創業支援センターと併せて指定管理者制度により管理しています。			
対象	区民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする団体、一般区民等								
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	新宿区立消費生活センター条例 新宿区立消費生活センター条例施行規則								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	施設別内訳等(26年度)	
財源内訳	一般財源	千円	7,856	8,660	20,313	36,829	(施設名)新宿消費生活センター分館	
	特定財源	千円					従事職員数 4 人	
	分担金及び負担金	千円					指定管理料 19,714 千円	
	使用料・手数料	千円					(施設名)	
	国・都支出金	千円					従事職員数 人	
	その他収入	千円					指定管理料 千円	
一般財源投入率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(施設名)	
事業経費(A)	千円	7,856	8,660	20,313	36,829	36,829	従事職員数 人	
事業費の主たる用途	①指定管理料	単価 千円	—	—	—	—	指定管理料 千円	
		数量	—	—	—	—	(施設名)	
		計 千円	7,756	8,277	19,714	35,747	従事職員数 人	
	②AED賃借料	単価 千円	—	—	—	—	—	指定管理料 千円
		数量	—	—	—	—	—	(施設名)
		計 千円	100	100	100	300	300	従事職員数 人
	③維持修繕工事費	単価 千円	—	—	—	—	—	指定管理料 千円
		数量	—	—	—	—	—	(施設名)
		計 千円	—	284	499	783	783	従事職員数 人
	当初予算額(B)	千円	8,848	8,977	20,515	38,340	38,340	指定管理料 千円
	執行率(A/B×100)	%	88.8	96.5	99.0	96.1	96.1	備考
	予算現額(C)	千円	8,848	8,977	20,515	38,340	38,340	
執行率(A/C×100)	%	88.8	96.5	99.0	96.1	96.1		

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	1.50	
担当する非常勤職員						

参考

利用料金収入(D)(※)	千円	1,302	1,513	1,604		
利用料金収入の割合	%	14.4	15.5	7.5		D/(指定管理料+D)×100

(※)利用料金収入は指定管理者が直接収入する料金です。

経常事業名	消費生活センター分館の施設利用	(指定管理) 396 - 1	予算事業名	新宿消費生活センター分館の管理運営
-------	-----------------	-------------------	-------	-------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 施設の貸出し	消費者団体等	899件	12,497人	981件	12,826人	999件	13,911人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測		事業評価（年度評価）	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	24年度	3	(4段階中)
	②		②			25年度	3	(4段階中)
	③		③			26年度		(段階中)
	④		④					

導入 効果	導入前の想定				実態及び現状の課題			
	消費生活センター分館の移転に併せて、指定管理制度を導入しました。移転により施設規模の縮小、会議室の減少があり、利用者数は減少しましたが、開館時間を30分早め、休館日を減らすことにより利便性を高めました。				高田馬場創業支援センターとの複合施設として、指定管理者による一体的な管理は効率的に実施されています。利用率の向上に向けて、区民への周知などに努めています。			

公共性	区分	事業の性質		適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業		行政領域・大	適正

必要性	区分	あり方検討の必要性			
		消費者団体の自主的な活動や、消費者活動を目的とした会議や学習の場として各会議室を提供するとともに、消費者情報を提供し、区民の消費生活の安定及び向上のために必要な事業であり、今後も継続して実施する必要があります。			

類似・ 関連 事業	状況		番号	事業名	理由・課題
	無	対象外			

受益者 負担	状況		分類	主たる内容	
	有	実施済		施設使用料	会議室、調理室利用料金

協働	状況		対象	形態	相手方の役割
	有	実施済		地域 団体	事業 協力

分析結果

方向性	継続	内容
		指定管理者による、併設する高田馬場創業支援センターとの一体的な管理は、効率的に実施されています。今後も区民の消費活動が活性化するよう、効果的に支援が行われるよう努めていきます。

特記事項

--

経常事業評価シート I

397

区の個別計画

基本 目標	Ⅲ	個別 目標	4	基本 施策	②	経常 事業名	計量器等の調査指導					
事業の 目的	取引・証明に使用される計量器(ばかり)は、正確な状態に維持されているか確認するため、2年毎に検査を受けることが義務付けられています。都が実施する定期検査に際して、区内事業者の検査対象となる計量器の数を調査し、都に報告しています。 また、製品安全四法等に基づく各製品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的として、店舗等への立入検査を行っています。						事業 概要	(1) 計量器の調査(隔年実施) 取引または証明に使用される計量器保有者に対し、東京都が実施する定期検査の事前調査を行います。 (2) 製品安全四法等による店舗への立入検査(毎年実施) 各法に基づき、品質に関する表示が適正になされているか、店舗等への立入検査を行います。 ①「家庭用品品質表示法」 ②「電気用品安全法」 ③「消費生活用製品安全法」 ④「ガス事業法」 ⑤「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による検査」				
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	計量法 家庭用品品質表示法、電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
予算 事業	計量器の調査											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
製品安全四法等による立入検査	調査件数	6件	6件
備考	計量器の調査については、都が実施する定期検査に際して、区が区内事業者に検査対象となる計量器の数を事前に調査するものであり、指標の設定にはなじみません。なお、平成26年度の事前調査件数は、577件でした。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	46	—	61	107	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	—	100.0	100.0	
事業経費		千円	46	0	61	107	
当初予算額(事業費)		千円	79	0	65	144	
執行率		%	58.2	0	93.8	74.3	
予算現額(事業費)		千円	71	0	65	136	
執行率		%	64.8	0	93.8	78.7	
担当する常勤職員		人	0.15	0.05	0.15	0.35	
担当する非常勤職員							

経常事業	397
------	-----

所属部	地域文化 部	所管課	消費者支援等担当 課
-----	--------	-----	------------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	計量法及び製品安全四法等により、調査指導は区が行うこととされています。区内の事業者に対して区が調査指導を行うことは、消費者の権利及び利益保護のため適切です。
手段の妥当性	適切	計量器の定期検査を前回受検した事業者に対し、所在地・計量器の種類及び台数を調査しています。また、新たに計量器を使用した事業者の調査や、区広報での周知も行っています。 立入検査は、各法に定める対象品目から店頭で任意抽出した品目について検査指導を行っています。また、区内を四地区に分け、年度ごとに地区を替えて検査を行っています。計画的に区内全域にわたり広く調査指導を行っており、事業実施手段として妥当です。
効果的効率的	適切	計量器の事前調査は、主に往復はがきを利用し、多数の事業者に対して短期間での調査を実施しています。 立入検査は、年度毎に定めた地区内の複数店舗に対して集中的に実施するとともに、消費者被害が懸念される品目を重点的に検査しており、効果的・効率的に事業を進めています。
目的又は実績の評価	適切	計量や、製品の表示が適正に行われることは、区民の消費者としての権利や利益保護のため必要です。 各法に基づき区が調査指導を実施するものとされており、計画に基づき区内全域にわたり、消費生活に密接な関連を持つ事業者(店舗)に対して行っているため、本事業の実施は適切であると評価します。
総合評価	適切	計量器の定期検査の事前調査や製品安全四法等に基づく店舗への立ち入り検査について、区が実施することは、区民の消費者としての利益保護のため必要であり適切であると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	一般消費者が安全で安心な日常生活を送るうえで欠かせない、適正なサービスを受ける権利及び利益を確保するため、各法令に基づき、区が継続して調査指導を行っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担		協働
	対象外	対象外		対象外
改革改善の内容	各法に基づく事務について、ほかに類似・関連事業はありません。	特定の者が利益を受ける事業ではないため、受益者負担は発生しません。		各法に基づく調査指導であり、協働は対象外です。

予算 事業名	計量器の調査				事業 開始	不明	所管	地域文化 消費者支援等担当	部 課
事業 目的	区内において取引または証明に使用される計量器(はかり)の保有者に対し、都が実施する定期検査の事前調査を行っています。また、製品安全四法等に基づく各製品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的として、店舗等への立入検査を行います。				事業 手段	(1) 計量器の調査(隔年実施) 区内事業者に対して、取引または証明に使用される計量器を保有しているか確認し、所有者の所在地・計量器の種類及び台数等を都に報告します。事前調査を元に、東京都計量検定所が定期検査を実施します。 (2) 製品安全四法等による店舗への立入検査(毎年実施) 各法に基づき、品質に関する表示が適正になされているか、店舗等への立入検査を行います。販売事業者が法に基づく表示が製品に付されているか確認した上で製品を販売しているか、各法の対象品目から店頭で任意抽出した品目について表示の有無を確認します。結果は国に報告します。			
対象	区内事業者								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	計量法 家庭用品品質表示法、電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	46	—	61	107	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	—	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	46	0	61	107	備考
事業 費の 主たる 用途	①郵便による調査(往復はがき)	単価 千円	—		—		
		数量	—		—	—	
		計 千円	42		50	92	
	②消耗品費(宛名ラベル等)	単価 千円	—		—		
		数量	—		—	—	
		計 千円	4		11	15	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	79	0	65	144	
執行率(A/B×100)		%	58.2	0	93.8	74.3	
予算現額(C)		千円	71	0	65	136	
執行率(A/C×100)		%	64.8	0	93.8	78.7	

担当する常勤職員	人	0.15	0.05	0.15	0.35
担当する非常勤職員					

経常事業名	計量器等の調査指導	397 - 1	予算事業名	計量器の調査
-------	-----------	---------	-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 計量器定期検査の事前調査	区内事業者	385件		—		577件	
② 製品安全四法等による立入検査	区内事業者	14店舗		5店舗		6店舗	
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		計量や、製品の表示が適正に行われることは、消費者の権利や利益保護のため必要です。各法令に基づき、区が実施するものとされているため、今後も区が実施していきます。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				計量法及び製品安全四法等を基にした事業であり、ほかに類似・関連事業になるものはありません。 特定の者が利益を受ける事業ではないため、受益者負担は発生しません。 各法に基づく調査指導であり、協働は対象外です。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	一般消費者が安全で安心な日常生活を送るうえで欠かせない、適正なサービスを受ける権利及び利益を確保するため、各法令に基づき、区が継続して調査指導を行っていきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

458

区の個別計画

基本 目標	IV	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	道路の適正利用								
事業の 目的	道路空間を適正に管理し、区民等が安全、快適に道路を利用できるよう、道路を良好な状態に保つことが目的です。						事業 概要	1 道路占用許可等事務 道路占用許可申請に係る相談、受付、審査及び道路占用料の徴収等を行っています。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的 自治		<input type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等	道路法、新宿区道路占用規則 新宿区道路占用料等徴収に関する条例 新宿区道路自費工事に関する規則 新宿区沿道区域指定の基準に関する条例						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	道路占用許可等事務				道路管理指導事務										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
是正指導回数	「区単独の是正指導回数」と「警察・地域団体との是正指導回数」の合計	1,934回	➡
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	—	—	—	—	予算事業「道路管理システム機器賃借料等」の事業経費を含みます。
	特定財源	千円	1,357,160	1,606,584	1,627,837	4,591,581	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費		千円	9,185	10,036	8,055	27,276	
当初予算額（事業費）		千円	10,521	11,505	8,860	30,886	
執行率		%	87.3	87.2	90.9	88.3	
予算現額（事業費）		千円	10,010	11,505	8,860	30,375	
執行率		%	91.8	87.2	90.9	89.8	
担当する常勤職員		人	3.90	3.90	3.90	11.70	
担当する非常勤職員			0.30	0.30	0.30	0.90	

経常事業	458
------	-----

所属部	みどり土木 部	所管課	土木管理・交通対策 課
-----	---------	-----	-------------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区民等が安全、快適に道路を利用できるよう、道路を適正に管理することは区の責務です。事業の執行に当たっては、地域団体等(地元商店会、町会等)が参加して行うなど、関係者の理解と協力を得ながら進めており適切です。
手段の妥当性	適切	道路法に規定される許認可、是正指導事務であり、道路占用許可、自費工事の承認、沿道掘削の措置要求などを行うに当たっては、道路工事調整会議や部内関係部署と連携して関係者間の利害を調整しており適切です。 また、車両の通行制限や違反物件の是正指導に当たっては、交通管理者や地域団体等(地元商店会、町会等)と連携し、総合的な見地から指導等を行っており適切です。
効果的効率的	適切	道路工事調整会議では、工事時期の調整を行い、効率的に占用許可事務を行っています。また、道路の適正利用には関係者の理解と協力が必要となるため、商店等に対する声掛けやリーフレット配布等の啓発を、地域団体とともに進めており効果的です。
目的又は実績の評価	適切	道路占用許可、自費工事の承認、沿道掘削の措置要求にあたっては、事前調整により、道路のな損傷や通行阻害を防止し、また、迅速な工事施工を促すことにより、安全快適な通行を確保しています。 また、車両の通行制限や違反物件の是正指導に当たっては、交通管理者の指導や、道路を利用する地域の人たちの意識啓発を合わせて行うことにより、効果的に道路の適正利用を促しており適切です。
総合評価	適切	道路法に基づき、道路管理者として行う許認可行為及び指導業務ですが、関係機関、関係部署、地域団体等と密接な連携を行い、効果的、効率的な取組を行っており適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	道路を適正に管理することは区の責務です。今後も区民等が安全、快適に道路を利用できるよう、事業を継続していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	実施済	
改革改善の内容	本事業に類似・関連する事業はありません。	道路占用許可に際して、条例に基づき、占有者から占有料の徴収を行っています。	今後も引き続き、地域団体等の関係者とともに啓発活動を行っていきます。	

予算 事業名	道路占用許可等事務				事業 開始	昭和 27 年度	所管	みどり土木 土木管理	部 課
事業 目的	新宿区道の利用を管理することにより、道路を良好な状態に保つとともに道路の適正な維持管理を行うことが目的です。				事業 手段	道路の占用許可申請に係る相談、受付、審査事務及び道路占用料の徴収事務を実施しています。また、道路工事による繰り返しの掘削を防止するため、占用企業者で構成する道路工事調整協議会の運営を行っています。 このほか、自己都合による道路形態変更の承認や沿道土地の掘削による道路損傷防止のための協議、制限を上回る車両の通行許可など道路上における許認可事務を行っています。			
	対象	道路占有者、区民等							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	道路法、新宿区道路占用規則 新宿区道路占用料等徴収に関する条例 新宿区道路自費工事に関する規則 新宿区沿道区域指定の基準に関する条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—		
	特定財源	千円	1,356,629	1,605,502	1,626,915	4,589,046		
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円	1,356,629	1,605,502	1,626,915	4,589,046		
	国・都支出金	千円						
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	—	—	—	—		
事業経費(A)		千円	460	287	488	1,235	備考	
事業 費の 主たる 用途	①一般占用許可に係る事務費 (消耗品購入、印刷費、郵便料など)	単価 千円	374	236	419	/		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	374	236	419			1,029
	②企業占用許可に係る事務費 (消耗品購入、印刷費、郵便料など)	単価 千円	86	51	69	/		
		数量 式	1	1	1			3
		計 千円	86	51	69			206
	単価 千円				/			
	数量							
	計 千円							
当初予算額(B)		千円	620	592	572	1,784		
執行率(A/B×100)		%	74.2	48.5	85.3	69.2		
予算現額(C)		千円	620	592	572	1,784		
執行率(A/C×100)		%	74.2	48.5	85.3	69.2		

担当する常勤職員	人	3.30	3.30	3.30	9.90
担当する非常勤職員		0.30	0.30	0.30	0.90

経常事業名	道路の適正利用	458 - 1	予算事業名	道路占用許可等事務
-------	---------	---------	-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 一般占用許可事務	区民等	929件	—	1,009件	—	1,036件	—
② 企業占用許可事務	電気、電話、ガス、 上下水道等企業者	2,386件	—	2,346件	—	2,103件	—
③ 自費工事承認事務	区民等	158件	—	199件	—	196件	—
④ 沿道区域掘削協議事務	区民等	91件	—	99件	—	88件	—

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		本事業は、道路法に基づき行っている事務です。道路を良好な状態に保つため、今後も事業を継続していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				本事業は、道路法に基づき実施している許認可事務等のため、類似・関連事業はありません。 「新宿区道路占用料等徴収に関する条例」により道路占用者から占用料の徴収を行っています。 本事業は、道路管理権に基づき許可、指導を行うもので協働にはなじみません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	有	実施済	占用料	道路占用料					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	有	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は道路法に基づく事務であり、道路を良好な状態に保つため、今後も事業を継続していきます。
-----	----	----	--

--

予算 事業名	道路管理指導事務				事業 開始	昭和 27 年度	所管	みどり土木 交通対策	部 課
事業 目的	通行の妨げとなる道路上の置き看板、商品、不法投棄物など、道路法上の違反物件をなくすことにより、道路の安全な通行を確保し、「歩く人にやさしい歩行空間の充実したまち」にすることを目的としています。				事業 手段	違反物件が多い道路を中心に職員が毎日パトロールを実施するとともに、区民等からの陳情を受けて是正指導を行っています。 また、新宿駅や高田馬場駅周辺など繁華街において、警察と合同で違反物件の是正指導を実施しています。その際、地元商店会にも「環境美化協力員」として参加協力を得て、商店などに対して道路の適正利用の声掛けや安全で安心して歩ける道路環境づくりのリーフレットの配布を行っています。			
	対象	区道							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	道路法								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	道路占用料
	特定財源	千円	531	1,082	922	2,535	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円	531	1,082	922	2,535	
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	531	1,082	922	2,535	備考
事業 費の 主たる 使途	①地域ボランティア用の腕章などの購入	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	254	270	300	824	
	②道路不正使用警告書印刷	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	42	189	165	396	
	③放置物件の撤去	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	98	505	302	905	
当初予算額(B)		千円	1,393	1,393	1,428	4,214	
執行率(A/B×100)		%	38.1	77.7	64.6	60.2	
予算現額(C)		千円	882	1,393	1,428	3,703	
執行率(A/C×100)		%	60.2	77.7	64.6	68.5	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	道路の適正利用
-------	---------

458 - 2

予算事業名	道路管理指導事務
-------	----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 区単独の是正指導	区民等	414回	—	1,460回	—	1,802回	—
② 警察・地域団体との合同是正指導	区民等	153回	—	137回	—	132回	—
③ 道路環境づくりのリーフレットの配布	区内の各商店会	1,405枚	—	1,370枚	—	1,440枚	—
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい	
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		本事業は、道路法に基づき行っている事務です。安全な歩行空間を確保するために、今後も事業を継続して実施していく必要があります。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					本事業は道路法に基づき是正指導を行うものであり、類似・関連事業はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			本事業の目的は、道路通行者の安全確保等であり、特別な受益者はありません。				
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			本事業では、商店などに対する道路の適正利用の声掛けや安全で安心して歩ける道路環境づくりのリーフレットの配布に地元商店会の協力を得ています。			
	有 実施済	地域団体	事業協力	区が行う是正指導や啓発活動への協力						

分析結果

方向性	継続	内容	<p>今後も区民等が安全、快適に道路を利用できるように、引き続き違反物件についての是正指導を行い、事業を継続していきます。</p> <p>「違反物件」や「廃棄車両」の撤去は交通管理者からの要請に基づき行うもので、平成26年度は要請が少なかったため、執行率が低くなっています。</p> <p>今後も、引き続き交通管理者と連携を図り道路の安全な通行を確保していきます。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

460

区の個別計画

基本 目標	Ⅳ	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	都市計画審議会の運営					
事業の 目的	都市計画審議会は都市計画法に基づき、区長の附属機関として設置しています。区における都市計画に関する事項についての様々な見地からの意見を、都市計画行政に反映させることを目的としています。						事業 概要	都市計画審議会は、学識経験者10名、区議会議員5名、行政機関2名、区民委員3名の計20名で構成されており、区における都市計画に関する事案を調査審議する機関です。 組織 : 委員20名 任期 : 2年 開催回数: 年間6回程度(平成26年度は5回開催)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	都市計画法、新宿区都市計画審議会条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	都市計画審議会の運営											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	695	1,045	1,141	2,881	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	695	1,045	1,141	2,881	
当初予算額(事業費)		千円	2,118	1,980	1,975	6,073	
執行率		%	32.8	52.8	57.8	47.4	
予算現額(事業費)		千円	2,118	1,980	1,975	6,073	
執行率		%	32.8	52.8	57.8	47.4	
担当する常勤職員		人	0.50	0.40	0.50	1.40	
担当する非常勤職員							

経常事業	460
------	-----

所属部	都市計画	部	所管課	都市計画	課
-----	------	---	-----	------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	都市計画審議会をおおむね予定どおり1年間に6回程度(平成26年度は5回)開催し、区における都市計画に関する事項について調査審議をすることで、都市計画行政の公正で円滑な運営を図っているため、適切であると評価します。
有効性	適切	区における都市計画に関して、学識経験者による専門的な見地からの意見のほか、関係行政機関や一般区民など様々な立場からの意見によって調査審議されることから、有効性が高く適切であると評価します。
効率性	適切	都市計画審議会は、区が定める都市計画に関する事項など、必要に応じてその都度開催しており、効率性は適切であると評価します。
総合評価	適切	都市計画審議会は様々な立場の委員から構成されており、区における都市計画行政について、多角的な視点から有意義な調査審議がなされています。そのため、本事業は適切に進められていると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	都市計画審議会は区が定める都市計画に関する事項など、必要に応じてその都度開催します。過去の開催実績から開催回数を6回と計上していますが、平成26年度は開催回数5回であったことから、執行率が低くなっています。 本審議会は都市計画法に基づき設置することとなり、ほかに代替できない会議であるため、今後も必要な回数を開催し、適切に運営していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	本事業は、都市計画法に基づき設置された都市計画審議会の運営を行うものであり、類似・関連事業はありません。	本事業の経費は、区長の附属機関である審議会の運営経費のため、受益者負担は発生しません。	本事業は、都市計画法に基づき設置された都市計画審議会の運営を行うものであり、協働の対象外です。	

予算事業シート

460 - 1

経常事業名

都市計画審議会の運営

予算 事業名	都市計画審議会の運営				事業 開始	昭和 50 年度	所管	都市計画 都市計画	部 課
事業 目的	都市計画審議会は都市計画法に基づき、区長の附属機関として設置しています。区における都市計画に関する事項についての様々な見地から意見を、都市計画行政に反映させることを目的としています。				事業 手段	都市計画審議会は、学識経験者10名、区議会議員5名、行政機関2名、区民委員3名の計20名で構成されており、区における都市計画に関する事案を調査審議する機関です。 組織 : 委員20名 任期 : 2年 開催回数: 年間6回程度(平成26年度は5回開催)			
	対象	東京都、新宿区							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	都市計画法、新宿区都市計画審議会条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	695	1,045	1,141	2,881	
	特定財源	千円	0	0	0	0	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	695	1,045	1,141	2,881	備考
事業 費の 主たる 用途	①委員報酬	単価 千円	590	900	960		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	590	900	960	2,450	
	②速記料	単価 千円	98	138	170		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	98	138	170	406	
	③審議会用茶	単価 千円	6	6	10		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	6	6	10	22	
当初予算額(B)		千円	2,118	1,980	1,975	6,073	
執行率(A/B×100)		%	32.8	52.8	57.8	47.4	
予算現額(C)		千円	2,118	1,980	1,975	6,073	
執行率(A/C×100)		%	32.8	52.8	57.8	47.4	

担当する常勤職員	人	0.50	0.40	0.50	1.40
担当する非常勤職員					

経常事業名	都市計画審議会の運営	460 - 1	予算事業名	都市計画審議会の運営
-------	------------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 都市計画審議会の開催回数	新宿区、東京都	4回	—	4回	—	5回	—
② 新宿区決定の審議案件	新宿区	4件	—	4件	—	2件	—
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	予測不可	④		②	予測不可	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		法令により設置が義務付けられている会議の運営に関する事業であり、今後も継続する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	無 対象外				本事業は、都市計画法に基づき設置された都市計画審議会の運営を行うものであり、類似・関連事業はありません。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		本事業の経費は、区長の附属機関である審議会の運営経費のため、受益者負担は発生しません。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		本事業は、都市計画法に基づき設置された都市計画審議会の運営を行うものであり、協働の対象外です。			
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	都市計画審議会とは区が定める都市計画に関する事項など、必要に応じてその都度開催します。過去の開催実績から開催回数を6回と計上していますが、平成26年度は開催回数5回であったことなどから、執行率が低くなっています。 本審議会は都市計画法に基づき設置することとなり、ほかに代替できない会議であるため、今後も必要な回数を開催し、適切に運営していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

461

区の個別計画

基本目標	Ⅳ 個別目標	3 基本施策	①	経常事業名	開発行為等許可事務					
事業の目的	都市計画法に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保します。 なお、類似した制度として、宅地造成等規制法がありますが、現在のところ、区内にはその規制がかかる区域はありません。				事業概要	(1) 都市計画法に基づく開発計画について、事業者からの相談業務及び関係機関との連絡調整を行います。 (2) 都市計画法に基づく開発許可関連の申請や届出等の審査及び検査を行います。 (3) 許可された開発行為の概要(開発登録簿)の閲覧及び写しの交付を行います。				
	事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治		<input type="checkbox"/> 単独自治	(参考) 許可が必要となる開発行為 主として、建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更で、開発区域面積が500㎡以上のもの ※土地の区画形質の変更の例 ・道路、水路等の新設、廃止 ・1mを超える切土、盛土			
根拠法令等	都市計画法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、環境土木・都市計画事務手数料条例				実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定管理	
予算事業	開発行為等許可事務									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	—	—	—	—	平成26年度に開発行為等許可事務を建築指導課から事務移管したことにより、敷地・道路に関する事務を一つに集約することで業務の効率化を図り、「担当する常勤職員」の数に変更がありました。
	特定財源	千円	1,196	2,529	1,077	4,802	
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費		千円	37	75	78	190	
当初予算額(事業費)		千円	93	93	96	282	
執行率		%	39.8	80.6	81.3	67.4	
予算現額(事業費)		千円	93	93	96	282	
執行率		%	39.8	80.6	81.3	67.4	
担当する常勤職員		人	1.50	1.50	1.10	4.10	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	本事業は、開発許可や開発登録簿の閲覧等の際に徴収する手数料と都からの特別区事務処理特例交付金を財源としています。また、事業経費としては必要最小限の予算のみを計上して事業を進め、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境の確保を図っていることから、適切です。
有効性	適切	開発許可に当たっては、新設される道路や排水量に応じた下水道の設計等に関する基準が定められています。また、規模の大きい(開発区域面積3,000㎡以上)開発では、公園等の設置も必要となります。さらに、事前に開発計画に対して、道路管理者、公園管理者、下水道管理者及び消防署の同意が必要です。本事業では、これらの設計、施工及び手続きが適正であるかを審査し、許可・検査することで、無秩序な開発を抑制し、良好な都市環境が作られることに寄与しているため、有効であると評価します。
効率性	適切	本事業では、開発登録簿の印刷費と消耗品費のみを事務費として計上しています。開発登録簿の写しを交付するための印刷費と本事業に必要な消耗品費を計上しています。どちらも本事業に必要な最小限の予算を計上しています。 また、平成26年度に開発行為等許可事務を建築指導課から事務移管したことにより、敷地・道路に関する事務を一つに集約することで業務の効率化を図っています。
総合評価	適切	本事業は、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保するために有効であり、また、最少経費で効率的に運用しており、適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	開発行為の許可申請に当たり、事業者は多数の専門的な書類や図面の準備をする必要があります。そこで、申請書類や図面の描き方の例を示した手引を作成することなどにより、申請図書の修正を減少させ、事業者の負担を減らせるよう検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	対応不可	
改革改善の内容	大規模な開発計画に対して、適切な対応を行うため、早期に情報を共有し、関連事業と提携して事業を進めています。	受益者負担としての手数料は、環境土木・都市計画事務手数料条例により定められています。なお、開発許可手数料については、開発行為の規模に応じた手数料を設定しています。	開発許可は個人情報や企業の事業計画情報を含むものであり、また、利害関係が発生する可能性が高いものであるため、NPOや地域団体等と協働することは困難です。	

予算事業シート

461 - 1

経常事業名

開発行為等許可事務

予算 事業名	開発行為等許可事務				事業 開始	昭和 50 年度	所管	都市計画 建築調整	部 課
事業 目的	都市計画法に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保します。 なお、類似した制度として、宅地造成等規制法がありますが、現在のところ、区内にはその規制がかかる区域はありません。				事業 手段	本事業では、開発行為に関する相談・連絡調整、各種申請・届出等の審査・検査及び許可された開発行為の概要(開発登録簿)の閲覧・写しの交付を行っています。			
対象	区内で開発行為を行う区民及び事業者					(1) 開発行為に関する相談は、窓口又は電話により対応しています。関係機関との連絡調整は、来庁や訪問による打合せ又は電話により行っています。 (2) 開発許可の申請があったときは、申請図書(審査及び関係機関との協議等を行い、課内及び部内の「許認可検討会」を経て決定します。また、工事完了後は、書類及び現場にて検査を行います。 (3) 開発登録簿の閲覧及び写しの交付業務は、窓口にて行っています。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input checked="" type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	都市計画法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、環境土木・都市計画事務手数料条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	—	—	—	—	
	特定財源	千円	1,196	2,529	1,077	4,802	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円	744	1,864	863	3,471	
	国・都支出金	千円	452	665	214	1,331	
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	—	—	—	—	
事業経費(A)		千円	37	75	78	190	備考
事業 費の 主たる 使途	①消耗品費等	単価 千円	37	75	78	平成26年度に開発行為等許可事務を建築指導課から事務移管したことにより、敷地・道路に関する事務を一つに集約することで業務の効率化を図り、「担当する常勤職員」の数に変更がありました。	
		数量 式	1	1	1		3
		計 千円	37	75	78		190
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	93	93	96	282	
執行率(A/B×100)		%	39.8	80.6	81.3	67.4	
予算現額(C)		千円	93	93	96	282	
執行率(A/C×100)		%	39.8	80.6	81.3	67.4	

担当する常勤職員	人	1.50	1.50	1.10	4.10
担当する非常勤職員					

経常事業名	開発行為等許可事務	461 - 1	予算事業名	開発行為等許可事務
-------	-----------	---------	-------	-----------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 開発に関する窓口相談	開発を検討する者	1,351件	—	1,957件	—	1,303件	—
② 開発許可(変更を含む。)申請 審査	開発許可申請者	15件	—	15件	—	9件	—
③ 開発登録簿の写し交付	過去の開発許可情報 を必要とする者	119部	—	225部	—	246部	—
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	増加	①	予測不可	③	予測不可	横ばい	
	②	横ばい	④		②	予測不可	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		法令により行政が実施する必要がある事業であるとともに民間では行うことができないものであるため、引き続き区の事業として継続していきます。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	有	連携・統合 済	経常 342	建築許可、確認等事務		大規模な開発計画に対して、適切な対応を行うため、早期に情報を共有し、関連事業と連携して事業を進めています。				
		経常 343	建築相談等							
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担については、条例により、開発行為の規模に応じた許可手数料を設定しています。また、開発登録簿の交付にも手数料を徴収しています(閲覧は無料です。)				
	有	実施済	手数料	環境土木・都市計画事務手数料条例に基づく許可申請等手数料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		開発許可は個人情報や企業の事業計画情報を含むものであり、また、利害関係が発生する可能性が高いものであるため、NPOや地域団体等と協働することは困難です。				
	無	対応不可								

分析結果

方向性	継続	内容	本事業は、良好な都市環境を確保することを目的として法令により必要とされている事業です。また、本事業の経費は、人件費を除くと印刷費と消耗品費のみであり、担当職員数は業務量に対して最少人数としています。開発行為の件数は社会情勢に大きく左右されるため、業務量の変化に合わせて担当職員数を増減させるなど、最少の経費で本事業の目的を達成できるよう柔軟に対応しながら、事業を継続していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

463

区の個別計画

基本 目標	IV	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業 助成				
事業の 目的	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟が実施する東西自由通路整備事業の進捗状況の周知等に対する助成を行うことにより、地域と一体となって円滑に事業を促進させ、新宿駅東口・西口の回遊性の向上を目指しています。					事業 概要	本同盟は、昭和55年に発足以来、東西自由通路の開設を柱として、区民に対する啓発及び、国や東日本旅客鉄道(株)に対して整備促進活動を行っています。こうした陳情・要望や啓発活動に関する事業に係る経費の一部を助成し、活動を支援しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事務 経費補助要綱						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
東西自由通路等の整備促進	促進活動の継続的な実施	促進	促進
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	400	126	121	647	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	400	126	121	647	
当初予算額（事業費）		千円	400	400	400	1,200	
執行率		%	100.0	31.5	30.3	53.9	
予算現額（事業費）		千円	400	400	400	1,200	
執行率		%	100.0	31.5	30.3	53.9	
担当する常勤職員		人	0.20	0.20	0.20	0.60	
担当する非常勤職員							

経常事業	463
------	-----

所属部	都市計画	部	所管課	都市計画	課
-----	------	---	-----	------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	本同盟の運営は、原則として会員である関係団体、企業等からの会費で賄いますが、「新宿駅東西自由通路の開設」や「駅前広場の整備」は、区として促進するべきものであり、活動経費への補助を行うことは適切です。
手段の妥当性	適切	新宿駅周辺の連携・回遊性強化は、区としても目指すべき目的であり、地元と一体となり促進していくためには適切な手段であると考えます。
効果的効率的	適切	本同盟における広報紙の作成などに助成することにより、整備促進活動が周知されるとともに、平成24年9月には東西自由通路の工事着手につながったため、効果的と評価します。
目的又は実績の評価	適切	本同盟の目的の一つである東西自由通路の開設に向けて、平成24年9月に工事に着手しました。東西自由通路の整備に向け着実に事業が進捗していることから、適切と評価します。
総合評価	適切	これまでの促進活動の成果として東西自由通路が着工しましたが、今後これを受け、駅前広場や周辺建物等の再編が予想されます。新宿駅周辺の地域の連携や回遊性強化を図っていくためには、東西の地域と行政が一体となって取り組んでいく必要があり、今後も本同盟の活動は重要となってくることから、本同盟に対する助成は適切であると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	<p>新宿駅周辺では、今後目まぐるしいまちの変化が予想され、駅前広場の再整備等まちの将来像を作り上げるには、地域の合意形成が重要となります。こうした意味から、本同盟の活動は今後ますます重要なものとなるため、継続して本同盟の活動を支援していきます。</p> <p>ここ2年間の活動は、東西自由通路が着工し、パンフレット等による工事進捗の周知にとどまっており、執行率が低い状況にありましたが、今後は東西自由通路だけでなく、その受け皿であり新宿駅の顔となる東口・西口駅前広場の再整備等の促進活動へも支援していきます。</p>			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	本同盟は、地元と一体となって新宿駅周辺の整備を促進していく団体に助成する事業であり、類似・関連事業はありません。	本同盟の活動経費の一部を負担するものであり、受益者負担はなじみません。	本同盟の活動自体が、区と地元との協働した活動であり、こうした事業への助成を行い推進しています。	

予算事業シート(補助金等)

463 - 1

経常事業名 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成

予算事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成				事業開始	昭和 55 年度	所管	都市計画 部 都市計画 課
補助目的	新宿駅の利用者の利便性の向上、新宿駅周辺の商業活動の活性化等を図るため、新宿駅東西自由通路の開設やその他新宿駅周辺地域の発展に資する事業を行う同盟の事業経費を補助します。				補助概要	補助対象事業に係る経費の2分の1に相当する額		
補助対象	【要件又は対象】 ・東西自由通路の建設促進等に関して、関連機関への陳情、調査研究及び啓発等の事業 ・その他区長が新宿駅周辺地域の発展に資すると認めた事業					① 広報紙の発行 ② 事業報告書・事業計画書の作成 ③ 事業計画で定められた、啓発等を目的としたイベント等		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事務経費補助要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	400	126	121	647	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	400	126	121	647	備考
事業費の主たる用途	① 広報紙の発行 (郵送費を含む。)	単価 千円	90	101	97		
		数量 回	1	1	1		
		計 千円	90	101	97		288
	② 事業報告書・事業計画書の作成	単価 千円	25	25	24		
		数量 回	1	1	1		
		計 千円	25	25	24		74
	③ 自由通路工事着工式典	単価 千円	285				
		数量 回	1				
		計 千円	285				285
当初予算額(B)		千円	400	400	400	1,200	
執行率(A/B×100)		%	100.0	31.5	30.3	53.9	
予算現額(C)		千円	400	400	400	1,200	
執行率(A/C×100)		%	100.0	31.5	30.3	53.9	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成	(補助金等) 463 - 1	予算事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成
-------	--------------------------	-------------------	-------	--------------------------

補助率等（算出根拠）

① 広報紙の発行	② 事業報告書・事業計画書の作成	③ 事業計画で定められた、啓発等を目的としたイベント等
印刷代及び郵送費の1/2	印刷代の1/2	イベント運営委託経費、会場使用料等の1/2

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 広報誌の発行	同盟会員・ 商店街振興組合等	1,300部	約30団体	1,300部	約30団体	1,200部	約30団体
② 事業報告書・事業計画書の作成	同盟会員	250部	約150人	250部	約150人	200部	約150人
③ 自由通路工事着工式典	同盟会員・国・都等	1回	200人				

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測 横ばい	支出方法 概算払	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい			選定方法	指定
	②	横ばい	②	横ばい			(公募の場合)	
	③	予測不可	③	予測不可			外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	VIII	民間等のサービスに対し、行政目的に適合していることから、推進・支援する事業				行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		東西自由通路はまだ現在工事中であり、本同盟の活動・事業は継続しているため、今後も事業を実施していく必要があります。						
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題		
	無	対象外				地元と一体となって新宿駅周辺の整備を促進していく団体に助成する事業であり、類似・関連事業はありません。		
受益者 負担	状況	分類	主たる内容					
	無	対象外	本同盟の活動経費の一部を負担するものであり、受益者負担にはなじみません。					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	地域 団体	助成	促進活動等の実施			

分析結果

方向性	継続	内容	<p>新宿駅周辺では、今後目まぐるしいまちの変化が予想され、駅前広場の再整備等まちの将来像を作り上げるには、地域の合意形成が重要となります。こうした意味から、本同盟の活動は今後ますます重要なものとなるため、継続して本同盟の活動を支援していきます。</p> <p>ここ2年間の活動は、東西自由通路が着工し、パンフレット等による工事進捗の周知にとどまっており、執行率が低い状況にありましたが、今後は東西自由通路だけでなく、その受け皿であり新宿駅の顔となる東口・西口駅前広場の再整備等の促進活動へも支援していきます。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

464

区の個別計画

基本 目標	IV	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	新宿駅周辺地区の整備推進				
事業の 目的	本事業は、新宿駅周辺地区のうち、国土交通省が実施する新宿駅南口地区基盤整備事業(国道20号高架橋架け替え、地下歩行者通路、交通結節点施設整備)及び隣接する(仮称)JR新南口ビルに関する事業について、事業者及び地元等との調整を行うことで、円滑な事業促進を図るものです。						事業 概要	新宿駅南口地区基盤整備事業の進捗について、国土交通省と定期的に打合せを行うとともに、地元説明会等へ出席するとともに、地元意見の把握や調整を行っています。 また、平成26年度は、国道20号高架下に新たに生み出された空間活用に関して、地元や国と協議を進めながら利用計画(賑わい、観光案内施設、駐輪場等)を策定しました。			
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	道路法							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金
予算 事業	新宿駅周辺地区の整備推進										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
新宿駅南口地区基盤整備事業の促進	新宿駅南口地区基盤整備事業の整備促進のための調整を行う。	国道20号高架下利用計画の策定	新宿駅南口地区基盤整備事業の完成(平成27年度末)
備考			

事業経費

	単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	5	5	7,233	7,243
	特定財源	千円				
一般財源投入率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費	千円	5	5	7,233	7,243	
当初予算額(事業費)	千円	20	20	8,405	8,445	
執行率	%	25.0	25.0	86.1	85.8	
予算現額(事業費)	千円	20	20	8,405	8,445	
執行率	%	25.0	25.0	86.1	85.8	
担当する常勤職員	人	0.10	0.60	2.90	3.60	
担当する非常勤職員						

経常事業	464
------	-----

所属部	都市計画	部	所管課	都市計画	課
-----	------	---	-----	------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	道路管理者である国土交通省の道路事業に関して、地元自治体として区が住民の要望等を適切に事業者へ伝えるとともに、進捗状況を常に把握し、調整する責務があることから、適切です。
手段の妥当性	適切	事業者との調整や地元との協議などは、まちづくり等の観点から、地元自治体である区が主体的に調整する必要があることから、手段としては適切です。
効果的効率的	適切	地元からの要望に対し、区が事業者や地元との調整を行うことで、事業の円滑な推進などに効果を上げています。
目的又は実績の評価	適切	地元の要望を受け、区が主体的に事業者と地元の調整を行ったことにより、国道20号高架下利用計画の策定が実現したため、適切と評価します。
総合評価	適切	新宿駅南口地区基盤整備事業は、国道20号の交通の整序化を図るとともに、新宿駅の新たなターミナル拠点として重要なプロジェクトです。平成27年度末に完成となり、新宿駅の広域ターミナルとしての機能が強化され、更なるまちの利便性と賑わい向上につながることから、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	新宿駅南口地区基盤整備事業及びJR新南口ビルは平成27年度末に完成する予定であり、平成27年度は開業前の最終年度となることから、各施設の整備スケジュールについて調整が必要です。こうしたことから、引き続き積極的に国や東日本旅客鉄道(株)との協議を行い、事業を継続していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	実施済	
改革改善の内容	新宿駅南口地区基盤整備事業が完了した段階で、事業の存否を含めて検討します。	区として必要な調整や協議等を行うものであり、特定の受益者は存在しません。	国との事業の調整に当たっては、地元の意見を踏まえた協議を進めています。	

予算事業シート

464 - 1

経常事業名

新宿駅周辺地区の整備推進

予算 事業名	新宿駅周辺地区の整備推進				事業 開始	不明	所管	都市計画 都市計画	部 課
事業 目的	本事業は、新宿駅周辺地区のうち、国土交通省が実施する新宿駅南口地区基盤整備事業(国道20号高架橋架け替え、地下歩行者通路、交通結節点施設整備)及び隣接する(仮称)JR新南口ビルに関する事業について、事業者及び地元等との調整を行うことで、円滑な事業促進を図るものです。				事業 手段	新宿駅南口地区基盤整備事業の進捗について、国土交通省と定期的に打合せを行うとともに、地元説明会等へ出席するとともに、地元意見の把握や調整を行っています。 また、平成26年度は、国道20号高架下に新たに生み出された空間活用に関して、地元や国と協議を進めながら利用計画(賑わい、観光案内施設、駐輪場等)を策定しました。			
	対象	国、都、地元関係者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	道路法								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	5	5	7,233	7,243	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	5	5	7,233	7,243	備考
事業 費の 主たる 用途	① 国・都・地元関係者 等との調整及び協議に 要する事務費	単価 千円	5	5	10		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	5	5	10	20	
	② 新宿駅東南口駅前 広場整備計画作成	単価 千円			7,223		
		数量			1	1	
		計 千円			7,223	7,223	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	20	20	8,405	8,445	
執行率(A/B×100)		%	25.0	25.0	86.1	85.8	
予算現額(C)		千円	20	20	8,405	8,445	
執行率(A/C×100)		%	25.0	25.0	86.1	85.8	

担当する常勤職員	人	0.10	0.60	2.90	3.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	新宿駅周辺地区の整備推進	464 - 1	予算事業名	新宿駅周辺地区の整備推進
-------	--------------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 国・地元関係者等との協議・調整	国・地元関係者	協議・調整	—	協議・調整	—	協議・調整	—
② 新宿駅東南口駅前広場整備計画作成	国・地元関係者					計画作成	—
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	Ⅲ	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		新宿駅南口地区基盤整備事業は、平成27年度末完成を迎えますが、交通結節点施設の供用に当たって、道路や周辺への影響の検証など様々な調整事項が予想されることから、引き続き本事業を推進していく必要があります。							
類似・関連事業	状況	番号		事業名	理由・課題				
	有	連携・統合検討中	計画	62	新宿駅周辺地区の整備推進	新宿駅南口地区基盤整備事業が完了した段階で、事業の存否を含めて検討します。			
受益者負担	状況	分類		主たる内容		区として必要な調整や協議等を行うものであり、特定の受益者は存在しません。			
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		国との事業の調整に当たっては、地元の意見を踏まえた協議を進めています。			
	有	実施済	区民	情報提供	事業に対する地元意見集約等				

分析結果

方向性	継続	内容	新宿駅南口地区基盤整備事業及びJR新南口ビルは平成27年度末に完成する予定であり、平成27年度は開業前の最終年度となることから、各施設の整備スケジュールについて調整が必要です。こうしたことから、引き続き積極的に国や東日本旅客鉄道(株)との協議を行い、事業を継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

552

区の個別計画

基本 目標	VI	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)					
事業の 目的	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」の目指す「新たな文化の創造・発信」「賑わいづくり」を更に進めるため、新宿駅周辺と連携・協力した地域活性化事業を展開しています。						事業 概要	地元商店街振興組合、新宿で事業を展開する民間企業等とともに、新宿駅周辺及び歌舞伎町にある公共の空間・民間施設等を活用したアートイベント「新宿クリエイターズ・フェスタ」を開催し、新宿の新たな魅力づくりと、歌舞伎町ルネッサンスが目指す「新たな文化の創造・発信」、「賑わいづくり」を実現します。				
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区文化芸術振興基本条例 ・新宿クリエイターズ・フェスタ実行委員会設置要綱 						実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
予算 事業	歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
「新宿クリエイターズ・フェスタ」の観覧者数	各展示会場で観覧者数をカウントし、推計します。	約61万人	約100万人
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	6,392	4,700	8,445	19,537	
	特定財源	千円	1,608	4,300	555	6,463	
一般財源投入率		%	79.9	52.2	93.8	75.1	
事業経費		千円	8,000	9,000	9,000	26,000	
当初予算額(事業費)		千円	9,000	9,000	10,000	28,000	
執行率		%	88.9	100.0	90.0	92.9	
予算現額(事業費)		千円	9,000	9,000	10,000	28,000	
執行率		%	88.9	100.0	90.0	92.9	
担当する常勤職員		人	2.00	2.30	1.50	5.80	
担当する非常勤職員							

経常事業	552
------	-----

所属部	区長	室	所管課	特命プロジェクト推進	課
-----	----	---	-----	------------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	「新宿クリエイターズ・フェスタ」は、区と同フェスタ実行委員会が共同で主催し、その経費は、区の委託経費と民間企業からの協賛金で実施しています。事業規模が協賛金額の影響を受けることから、新規の協賛企業を獲得する活動も行っています。また、物品やサービス等の提供により協業する企業も増え、官民協働でフェスタの拡充を実現しています。このことから、適切に事業が実施されていると考えます。
手段の妥当性	適切	毎年同じ作品展示は行わず、絶えず新しい作品を著名アーティストに制作してもらいながら実施しています。また、展示会場・作品数を毎年拡充した結果、観覧者数は平成24年度の約29.6万人から平成26年度には約61万人と大幅に増え、より多くの区民・来街者にフェスタが認知されていると考えられるため、手段は妥当と評価します。
効果的効率的	適切	平成26年度は、4点の新たな取組を実施しました。サテライト会場を設け、区の広範囲でフェスタを実施しました。英語版マップを作成し、空港や駅等で配布したことにより、外国人観光客へ事業の周知を図りました。専用アプリを導入し、会場間の回遊性を高めました。区内専門学校との協働で、ガイドブック等の印刷物やホームページの制作を行い、学生の力を積極的に取り入れました。このことから、より多くの方がフェスタを楽しめるよう、効果的に事業を実施していると評価します。
目的又は実績の評価	適切	「新宿クリエイターズ・フェスタ」は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、平成23年度から開始したイベントです。毎年フェスタの時期には、歌舞伎町内に大勢の親子が訪れ、アートに触れる機会を創出してきました。2年目以降は会場を新宿駅周辺にも広げ、観覧者数も大幅に増えていることから、このイベントの目指す「新たな賑わいと活力」を創出することができました。これらのことから、適切と評価します。
総合評価	適切	「新宿クリエイターズ・フェスタ」は、区と民間企業の協力により開催し、毎年新たな企画を打ち出しながら実施することにより、多くの観覧者が楽しめるイベントに成長しました。事業の目的に掲げている「新たな文化の創造・発信」、「賑わいづくり」が着実に進んでいると評価します。 今後も、区と地元商店街振興組合、地元事業者と連携を図りながら、多くの方が文化・芸術を楽しむことができるイベントを開催していきます。

改革・改善

事業の方向性	拡大	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	<p>今後も、より多くの方へフェスタを周知するためパブリシティに力を入れていく必要があります。そのためには、広くリリース発信するだけでなく、「子ども」「映像」「スマートフォンアプリ」等、実施カテゴリーでより注目される媒体に掲載されるような情報発信が必要です。また、より多くの民間企業に、フェスタと協業するメリットを打ち出していくことも重要です。協賛企業が満足の得られる広告宣伝メリットを計画し、予算を増額することなく、内容の充実を図ります。</p> <p>これらの施策を実行し、より多くのアーティストに作品を展示してもらい、展示会場や作品数を拡充することで、観覧者の更なる増加を図ります。</p>			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	実施済	
改革改善の内容	平成28年度リニューアル予定のシネシティ広場について、「新宿クリエイターズ・フェスタ」で開催する展示イベントの一つの会場として、検討を進めます。	より多くの観覧者に楽しんでもらうことで地域の活性化を図るため、観覧料やイベント参加料を徴収する考えはありません。	現在は子どものイベントのみNP〇の協力を得ているところですが、今後も多岐にわたるコンテンツを増やしていくためには、その他の団体等とも積極的に協働していきます。	

予算事業名	歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)				事業開始	平成 23 年度	所管	区長 室
事業目的	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」の目指す「新たな文化の創造・発信」「賑わいづくり」を更に進めるため、新宿駅周辺と連携・協力した地域活性化事業を展開しています。				事業手段	歌舞伎町や新宿駅周辺の公共空間・民間施設等を会場に、著名アーティストの作品展、親子で参加できるアート体験イベント、学生が制作した作品を審査・表彰し展示・上映する学生アート・コンペティション等、区民や来街者の方がアートを楽しめる「新宿クリエイターズ・フェスタ」を、毎年夏に開催しています。		
対象	区民、区内に在勤・在学の方、来街者					平成24年度は約29.6万人、平成25年度は約80万人、平成26年度は約61万人の観覧者を得ており、参加アーティスト・作品数も年々増え、各種メディアにも数多く取り上げられています。		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区文化芸術振興基本条例 ・新宿クリエイターズ・フェスタ実行委員会設置要綱 							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	6,392	4,700	8,445	19,537	24年度 社会資本整備総合交付金(補助率 4/10)(国費)
	特定財源	千円	1,608	4,300	555	6,463	
	分担金及び負担金	千円					25年度 文化芸術振興費補助金(補助率 1/2)(国費)
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円	1,608	4,300	555	6,463	26年度 社会資本整備総合交付金(補助率 4/10)(国費)
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	79.9	52.2	93.8	75.1	
事業経費(A)		千円	8,000	9,000	9,000	26,000	備考
事業費の主たる使途	①企画運営業務委託料	単価 千円	契約により異なる	契約により異なる	契約により異なる		
		数量 件	3	3	3	9	
		計 千円	3,689	9,000	9,000	21,689	
	②新宿クリエイターズ・フェスタ実行委員会への負担金	単価 千円	4,311				
		数量 件	1			1	
		計 千円	4,311			4,311	
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	9,000	9,000	10,000	28,000	
執行率(A/B×100)		%	88.9	100.0	90.0	92.9	
予算現額(C)		千円	9,000	9,000	10,000	28,000	
執行率(A/C×100)		%	88.9	100.0	90.0	92.9	

担当する常勤職員	人	2.00	2.30	1.50	5.80
担当する非常勤職員					

経常事業名	歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)
-------	-------------------------

552 - 1

予算事業名	歌舞伎町ルネッサンスの推進(地域活性化の推進)
-------	-------------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 観覧者数(延べ人数)		約29.6万人		約80万人		約61万人	
② 出展作品数		約280作品		約450作品		約500作品	
③ 実施会場数		26会場		36会場		43会場	
④ 開催期間		10日間		17日間		17日間	

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	増加	③	増加	①		③			横ばい
	②	増加	④	横ばい	②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		「歌舞伎町ルネッサンス」の目指す「新たな文化の創造・発信」「賑わいづくり」を更に進めるため、本イベントを引続き開催していく必要があります。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	有 連携・統合 検討中	計画 78②	歌舞伎町活性化プロジェクト の展開(公共空間・施設等の 活用)			平成28年度リニューアル予定のシネシティ広 場について、「新宿クリエイターズ・フェスタ」で 開催する展示・イベントの一つの会場として、検 討を進めます。 より多くの観覧者に楽しんでもらうことで地域の 活性化を図るため、作品の観覧料やイベント参 加料等、受益者負担に該当するものは徴収して いません。 一部のイベント(こどもアート)については、NP Oに企画運營業務を委託して実施しています。 親子で気軽に参加できるアート体験ワークショ ップを実施するほか、被災地応援をテーマにした 展覧会・ワークショップ・演劇公演等、福島県に も拠点があることで広がりのあるイベント開催を 可能としています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容							
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	有 実施済	NPO	委託	こどもアートイベントの企画 運營業務を実施しています。						

分析結果

方向性	拡大	内容	「新宿クリエイターズ・フェスタ」は、学生を含め、多くのアーティストが参加する一大アートイベントです。スマートフォンアプリ等を使用した情報発信や、外国人観光客にもフェスタを楽しんでもらえるように英語・ハンガール・中国語のマップを作成するなど、告知ツールを拡充し、今後も国際的な文化都市としての新宿区の魅力を発信していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

553

区の個別計画

基本 目標	VI	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	新年賀詞交歓会								
事業の 目的	区内各種団体の役員等を招待して、新年賀詞交歓会を開催することにより、新年を祝い、互いの親睦を深め、併せて区政の発展を各界とともに念願することを目的としています。						事業 概要	新年賀詞交歓会は、毎年1月5日、新宿文化センターにおいて、区内各種団体の役員等を招待して開催します。 式典は、第1部では名誉区民による舞台、新宿区合唱連盟による歌唱、江戸消防記念会による木遣りなどを行います。第2部では、参加者の親睦を深めるため、祝宴を催します。							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治		<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治						
根拠 法令 等							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/>	直営	<input type="checkbox"/>	委託	<input type="checkbox"/>	補助金	<input type="checkbox"/>	指定 管理
予算 事業	新年賀詞交歓会														

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
式典参加率	招待者のうち式典に参加した人数の割合	33.39%	35%
備考	招待者 2,525人 式典参加者 843人		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	2,691	2,557	2,695	7,943	
	特定財源	千円	795	782	852	2,429	
一般財源投入率		%	77.2	76.6	76.0	76.6	
事業経費		千円	3,486	3,339	3,547	10,372	
当初予算額（事業費）		千円	3,461	3,485	3,564	10,510	
執行率		%	100.7	95.8	99.5	98.7	
予算現額（事業費）		千円	3,572	3,485	3,598	10,655	
執行率		%	97.6	95.8	98.6	97.3	
担当する常勤職員		人	0.20	0.20	0.20	0.60	
担当する非常勤職員							

経常事業	553
------	-----

所属部	総務部	所管課	総務課
-----	-----	-----	-----

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	新年賀詞交歓会は、毎年、名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力により、区が主催しています。区が主体となって実施することで、区民、区内各種団体の役員等が一堂に会し、親睦を深める機会を提供することができるものであり、担い手として適切であると考えています。また、参加者が会費を負担していることも適切であると評価しています。
手段の妥当性	適切	第1部の舞台演出、第2部の祝宴により、新年を共に祝い参加者どうしが互いに親睦を深めることができる有意義な場となっています。参加者数は、毎年、平均約800人で推移しており、区民、区内各種団体の役員等に広く知られた行事となっていることから、区が主体となって新年賀詞交歓会を開催する現在のやり方は、妥当であると評価しています。
効果的効率的	適切	名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力により、新年にふさわしい華やかな舞台演出を行っています。また、新宿文化センターを開催会場とすることで、経費を抑えることができ、効果的・効率的に事業を実施していると評価しています。
目的又は実績の評価	適切	新年賀詞交歓会は、毎年、平均約800人と多くの参加があり、新年を祝い互いの親睦を深めることができていると評価できます。今後も、多くの方に参加してもらうため、新年にふさわしい魅力ある舞台演出や祝宴内容を検討していく必要があります。
総合評価	適切	名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力を得て、区が主体となり継続して開催してきたことによって、区民、区内各種団体の役員等に広く知られた行事として確立しています。また、新宿文化センターを会場とした経費の節減や参加者からの会費を徴収するなど、効果的・効率的に事業に取り組んでおり、これらのことから総合的に適切であると評価しています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	新年賀詞交歓会は、名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力により、区が、毎年、開催しており、区民、区内各種団体の役員等が一堂に会し、親睦を深める機会を提供しています。今後も、多くの方に参加してもらうため、新年にふさわしい魅力ある舞台演出や祝宴内容の改善を図り、継続して開催していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	実施済	
改革改善の内容	区内各種団体の役員等が一同に会し、新年を祝い、親睦を深めることを目的とする新年賀詞交歓会と類似・関連する事業はありません。	受益者負担として、式典の参加者1人当たり、1,000円の会費を徴収しています。	式典の舞台出演には、名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力を得ています。	

予算事業シート

553 - 1

経常事業名

新年賀詞交歓会

予算 事業名	新年賀詞交歓会				事業 開始	昭和 41 年度	所管	総務 部
事業 目的	区内各種団体の役員等を招待して、新年賀詞交歓会を開催することにより、新年を祝い、互いの親睦を深め、併せて区政の発展を各界とともに念願することを目的としています。				事業 手段	新年賀詞交歓会は、毎年1月5日、新宿文化センターにおいて、区内各種団体の役員等を招待して開催します。 式典は、第1部では名誉区民による舞台、新宿区合唱連盟による歌唱、江戸消防記念会による木遣りなどを行います。第2部では、参加者の親睦を深めるため、祝宴を催します。		
対象	区内各種団体の役員等							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等							総務 課	

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	2,691	2,557	2,695	7,943	
	特定財源	千円	795	782	852	2,429	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円	795	782	852	2,429	
一般財源投入率		%	77.2	76.6	76.0	76.6	
事業経費(A)		千円	3,486	3,339	3,547	10,372	備考
事業 費の 主たる 使途	① 会場使用、祝宴等 経費	単価 千円	2,216	2,152	2,232		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	2,216	2,152	2,232	6,600	
	② 招待状の印刷・発 送	単価 千円	種類により 異なる	種類により 異なる	種類により 異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	787	787	863	2,437	
	③ 舞台謝礼	単価 千円	対象により 異なる	対象により 異なる	対象により 異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	263	263	263	789	
当初予算額 (B)		千円	3,461	3,485	3,564	10,510	
執行率 (A/B×100)		%	100.7	95.8	99.5	98.7	
予算現額 (C)		千円	3,572	3,485	3,598	10,655	
執行率 (A/C×100)		%	97.6	95.8	98.6	97.3	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	新年賀詞交歓会	553 - 1	予算事業名	新年賀詞交歓会
-------	---------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 式典参加者数	区内各種団体の役員等	790人	2,581人	774人	2,570人	843人	2,525人
② 招待状の送付	区内各種団体の役員等	2,581通	2,581人	2,570通	2,570人	2,525通	2,525人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VI	民間のサービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		新年賀詞交歓会は、毎年、多くの参加があり、互いに親睦を深める機会となっています。現在の実施方法を基本としつつ、式典内容等は工夫を重ねていきます。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					区内各種団体の役員等が一堂に会し、新年を祝い、親睦を深めることを目的とする新年賀詞交歓会と類似・関連する事業はありません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			受益者負担として、式典の参加者1人当たり、1,000円の会費を徴収しています。			
	有 実施済	その他	参加料						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			式典の舞台出演には、名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力を得ています。		
	有 実施済	区民	事業協力	舞台出演					

分析結果

方向性	継続	内容	新年賀詞交歓会は、名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会の協力により、区が、毎年、開催しており、区民、区内各種団体の役員等が一堂に会し、親睦を深める機会を提供しています。今後も、多くの方に参加してもらうため、新年にふさわしい魅力ある舞台演出や祝宴内容の改善を図り、継続して開催していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

554

区の個別計画

基本 目標	IV	個別 目標	3	基本 施策	①	経常 事業名	大新宿区まつり					
事業の 目的	区民・団体・学校・企業等の多様な主体による、区内の文化芸術、歴史、産業等の多彩な資源をいかしたイベントの開催により、区内外に広く新宿の魅力を発信するとともに、区民と来場者の交流促進及び区民相互の連携を強化し、地域振興を図ります。						事業 概要	大新宿区まつりは、毎年10月1日から約3週間にわたって、区内各地で開催される祭りの総称です。大新宿区まつり実行委員会と共催で実施され、「新宿芸術天国」、区民まつり「ふれあいフェスタ」、商店街や町会等が実施する地域祭り等、20を超えるイベントで構成されています。区はこのうち、大新宿区まつりの周知活動及びふれあいフェスタ開催に係る経費を主に支出しています。また、大新宿区まつり実行委員会の事務局として、ふれあいフェスタの委託業者の選定からふれあいフェスタ参加団体担当者会議の準備・調整、警察署、消防署、税務署等関係機関との調整や広報宣伝活動等を行っています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	大新宿区まつり実行委員会会則 昭和55年5月23日							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	大新宿区まつり											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
「ふれあいフェスタ」来場者数	来場者数	6万人	6.5万人
「ふれあいフェスタ」来場者満足度	来場者アンケートで、満足と回答した割合	87%	90%
備考	「ふれあいフェスタ」は屋外イベントであるため、雨天時は来場者数が著しく減少します。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	25,886	25,907	26,530	78,323	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	25,886	25,907	26,530	78,323	
当初予算額（事業費）		千円	25,997	25,982	26,555	78,534	
執行率		%	99.6	99.7	99.9	99.7	
予算現額（事業費）		千円	25,997	25,982	26,645	78,624	
執行率		%	99.6	99.7	99.6	99.6	
担当する常勤職員		人	0.90	0.90	0.90	2.70	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区民、団体、学校、企業等が、新宿芸術天国をはじめ、各エリアでのイベントの主催者になるとともに、ふれあいフェスタでは、出店・出演を行うことにより、多彩で魅力的なイベントが実施できています。また、区が大新宿区まつり実行委員会の事務局を担うとともに広報活動を行い、ふれあいフェスタの開催経費等を負担するなど、開催を側面から支援しています。このような明確な役割分担の下、事業を実施し、毎年区内外から多くの方に参加・来場していただけていることから、役割分担は適切であると評価します。
手段の妥当性	適切	大新宿区まつり及び新宿芸術天国では実行委員会、ふれあいフェスタでは参加団体担当者会議を開催し、区民、団体、学校、企業等の意見をいただくとともに、来場者アンケートを実施して、ニーズを把握し、催事内容にいかしています。 また、東日本大震災の発生を受けて、事務局が主体となってチャリティーブースを設置し、売上を寄付するとともに、省エネルギーに努めるなど、社会情勢等の変化にも適切に対応しています。
効果的効率的	適切	ふれあいフェスタの開催経費は区が支出していますが、ほかのイベントは民間の主体が開催しています。また、広報活動に際しては、鉄道事業者や商業施設、町会、商店会等に無償で協力していただくとともに、ふれあいフェスタ会場で配布する景品は、協賛企業から提供していただくなど、民間の力を積極的に活用できています。 以上から、効果的・効率的な事業を実施できていると評価します。
目的又は実績の評価	適切	ふれあいフェスタの過去3年間の来場者アンケートでは、「満足」の回答が92%→86%→87%、来場回数が「複数」の回答が、84%→88%→85%の結果で、満足度が高く、継続的に参加していただけのイベントが実施できていると評価できます。区内外に広く新宿の魅力を発信する、区民と来場者の交流促進及び区民相互の連携の強化を通して、地域振興を図るという目的から見て、事業内容は適切であると評価します。
総合評価	適切	区内の各主体と協働して、満足度が高いイベントを効果的・効率的に開催し、新宿の秋を彩るイベントとして、定着しています。ただし、屋外イベントであり、当日の天候によって来場者数に変動しやすいため、雨天でも楽しめるような運営方法等を検討する余地があります。また、既に多くの民間の主体と協働を行っていますが、イベントの魅力の向上のため、更なる民間のネットワークやノウハウ等を活用できないか、実行委員会等を活用して、検討を行う必要があります。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	本事業は、ニーズを的確に把握し、イベントの魅力向上に継続的に取り組んでいく必要があります。そのため、実行委員会、参加団体担当者会議等を活性化して、地域団体や民間事業者のネットワークやノウハウの活用を進めるとともに、来場者アンケートをいかして、ニーズの把握に努めていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担		協働
	対象外	対象外		実施済
改革改善の内容	類似・関連する事業はありません。	区民まつりには、区内外から多くの方に、気軽に訪れていただける環境が不可欠です。入場料等の受益者負担は、区民まつりの趣旨になじまないため、対象外です。	大新宿区まつり実行委員会の委員として、商業施設、鉄道事業者、警察、消防、商店街振興組合等の区内の官民の主体が多数参加しています。また、ふれあいフェスタでは、区内の団体、NPOや大学等約80団体が参加し、区と協働して事業を展開しています。	

予算事業シート

554 - 1

経常事業名

大新宿区まつり

予算 事業名	大新宿区まつり				事業 開始	昭和 55 年度	所管	地域文化 文化観光	部 課
事業 目的	区民・団体・学校・企業等の多様な主体による、区内の文化芸術、歴史、産業等の多彩な資源をいかしたイベントの開催により、区内外に広く新宿の魅力を発信するとともに、区民と来場者の交流促進及び区民相互の連携を強化し、地域振興を図ります。				事業 手段	区は、ふれあいフェスタに係る経費を負担するとともに、大新宿区まつり実行委員会の事務局機能を担っています。 主な事業手段は下記のとおりです。(平成26年度実績) ・ふれあいフェスタの催事委託業者の選定(4~5月) ・催事委託業者と運営に関する各種調整(5~10月) ・大新宿区まつり実行委員会(7月) ・ふれあいフェスタ参加団体担当者会議(7月・10月) ・大新宿区まつり(10月1日~19日) ・新宿芸術天国(10月5日) ・ふれあいフェスタ(10月19日)			
	対象	区民、来場者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	大新宿区まつり実行委員会会則 昭和55年5月23日								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財 源 内 訳	一般財源	千円	25,886	25,907	26,530	78,323	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	25,886	25,907	26,530	78,323	備考
事 業 費 の 主 た る 使 途	①ふれあいフェスタ催 事委託	単価 千円	25,389	25,389	25,920		
		数量 回	1	1	1	3	
		計 千円	25,389	25,389	25,920	76,698	
	②宿泊施設借上げ	単価 千円	130	176	141		
		数量 回	1	1	1	3	
		計 千円	130	176	141	447	
	③「鉄腕アトム」出演委 託	単価 千円	126	126	130		
		数量 回	1	1	1	3	
		計 千円	126	126	130	382	
当初予算額(B)		千円	25,997	25,982	26,555	78,534	
執行率(A/B×100)		%	99.6	99.7	99.9	99.7	
予算現額(C)		千円	25,997	25,982	26,645	78,624	
執行率(A/C×100)		%	99.6	99.7	99.6	99.6	

担当する常勤職員	人	0.90	0.90	0.90	2.70
担当する非常勤職員					

経常事業名	大新宿区まつり	554 - 1	予算事業名	大新宿区まつり
-------	---------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① ふれあいフェスタ催事委託	来場者	1回	63,000人	1回	11,000人	1回	60,000人
② 宿泊施設借上げ	伊那市関係者	1回	18人	1回	25人	1回	20人
③ 「鉄腕アトム」出演委託	来場者	1回	63,000人	1回	11,000人	1回	60,000人
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		大新宿区まつりは、実行委員会を立ち上げ、区民、地域団体、学校、企業、関係行政機関が参加し、緊密な連携と協働により地域のちからを結集して区内全域で開催しています。平成26年度に第35回の開催となり、秋の新宿のまちを代表するイベントとして定着し、ほかに類似の事業、イベントもなく、今後も区が実施していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					【類似・関連事業】 ほかに類似の事業がないため対象外です。 【受益者負担】 区民まつりには、区内外から多くの方に、気軽に訪れていただける環境が不可欠です。入場料等の受益者負担は、区民まつりの趣旨になじまないため、対象外です。 【協働】 大新宿区まつり実行委員会の委員として、商業施設、鉄道事業者、警察、消防、商店街振興組合等の区内の官民の主体が多数参加しています。また、ふれあいフェスタには、区内の団体、NPOや大学等約80団体が参加し、区と協働して事業を展開しています。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			【協働】 大新宿区まつり実行委員会の委員として、商業施設、鉄道事業者、警察、消防、商店街振興組合等の区内の官民の主体が多数参加しています。また、ふれあいフェスタには、区内の団体、NPOや大学等約80団体が参加し、区と協働して事業を展開しています。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	NPO	事業協力	実行委員会やふれあいフェスタへの参加				
			企業	事業協力	実行委員会やふれあいフェスタへの参加				

分析結果

方向性	継続	内容	大新宿区まつりは、平成26年度に第35回の開催となり、秋の新宿のまちを代表するイベントとして定着し、毎年多くの来場者でにぎわいます。ほかに類似の事業、イベントもないことや、区民、地域団体、学校、企業、関係行政機関が、新宿のまちの魅力のために結集して開催していることから、継続して実施していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

555

区の個別計画

基本 目標	VI 個別 目標	3 基本 施策	① 経常 事業名	観光関連団体との事業連携・情報交換				
事業の 目的	総合計画に掲げる「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」の実現を目指して、新宿の持つ歴史・文化・産業・人材等の多様な資源を活用することにより、国際性・多様性等の区の強みや魅力を積極的に区内・外に発信し、来街者を増やすとともに、区内全域の回遊を促し、観光により地域活性化を図ることを目的としています。			事業 概要	観光関連団体と事業連携し、情報の交換と相互周知を行うことによって、新宿の魅力を広く内外に発信するとともに、観光による区内回遊を促します。 ①(一社)新宿観光振興協会との連携 ・「新宿御苑・森の薪能」(以下「薪能」という。)の共催 ・その他観光事業の連絡調整 ②東京都産業労働局観光部、(公財)東京観光財団との連携 ・観光情報の提供・周知 ③都電荒川線沿線区等との連携 ・都・荒川・北・豊島との連絡調整 ・4区連携イベントの開催協力 ④その他観光事業の調整 ・近隣区(千代田・中央・港)との連絡調整 ・その他関連団体との連絡調整			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任		<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	実施 方法	
根拠 法令 等	新宿御苑・森の薪能実行委員会会則 新宿御苑・森の薪能事業の中止に対する負担金交付要綱 都電荒川線沿線4区地域活性化協議会規約							
予算 事業	観光施策の推進							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
都電荒川線沿線区との連携事業の開催回数	装飾を施した特別列車の運行やスタンプラリー等の催事の開催回数	2回	毎年2回
備考	観光振興協会主催の主要イベントの一つである「薪能」が、平成26年度は Deng 熱の影響により中止となりました。平成27年度は、新宿御苑で「薪能パネル展」の開催を予定しています。平成28年度以降の開催に向けて、安心して楽しんでいただけるよう、雨や Deng 熱等の影響を受けにくい開催時期等を検討するとともに、これに合わせて目標・指標についても改めて設定していきます。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,691	1,474	2,438	5,603	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,691	1,474	2,438	5,603	
当初予算額(事業費)		千円	2,666	2,664	2,666	7,996	
執行率		%	63.4	55.3	91.4	70.1	
予算現額(事業費)		千円	2,704	2,664	2,576	7,944	
執行率		%	62.5	55.3	94.6	70.5	
担当する常勤職員		人	0.60	0.60	0.60	1.80	
担当する非常勤職員							

経常事業	555
------	-----

所属部	地域文化 部	所管課	文化観光 課
-----	--------	-----	--------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	「薪能」は、観光振興協会主催・区共催で実施しており、新宿御苑、区内の百貨店・鉄道事業者・商業施設等とともに区も実行委員会に参画しています。運営経費は参加企業等が出資し、区は広報物の作成経費を負担しています。また、雨天等不測の事由により催事が中止になった際に、区は中止負担金を実行委員会に拠出しています。都電荒川線沿線区との連携事業では、都交通局、荒川・北・豊島区とともに地域活性化協議会を組織し、スタンプラリー等の催事を主催しています。景品等の経費負担や職員の事務従事等を各区が分担しているほか、新聞社にホームページ・紙面で周知の協力をいただいています。以上のことから、区と他団体との役割分担及び区の経費負担は適切と考えます。
手段の妥当性	適切	「薪能」は、新宿の魅力の一つである新宿御苑を会場とし、民間企業等が企画から運営までを実施しており、新宿の持つ観光資源の活用が図られています。都電荒川線沿線区との連携事業では、都及び4区が合同で催事を開催しており、単独では成し得なかった広がりのある事業展開が可能となっており、妥当な手段と考えます。
効果的 効率的	適切	区は、「薪能」ではポスター等の広告宣伝費及び中止時の負担金を負担しています。広報宣伝については、来街者が多数訪れる区内百貨店や、鉄道事業者、商店街等が主体となって行うことで広く周知を図ることができ、観光振興協会及び行政単独では成し得ない効果的な周知が可能となっています。区は、都電荒川線の事業では景品代等の消耗品費を支出しています。都及び4区が催事の経費を分担することで効率的に行っており、区単独では成し得なかった規模の催事が可能となっています。
目的又は実績の評価	適切	「薪能」は、昭和60年から毎年開催(雨天等を除く。)しています。平成25年度では約3,000人の来場者がありました。都電荒川線の事業については、平成25年度に引き続き、平成26年度もスタンプラリーを開催し、2,000人を超える応募者がありました。両事業とも好評を博しており、多くの来街者が見込め、観光振興に貢献しているため適切です。
総合評価	適切	「薪能」、都電荒川線沿線区との連携事業においては、民間企業、他自治体等とともに、費用負担、事務従事等を分担の上、十分に連携して実施できました。このほか、一年を通して、他の各観光関連団体と観光情報の共有等、連絡調整を実施し、行政として必要十分な役割を担っていると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	「薪能」等の事業は好評を博しており、多くの来街者が見込めることから、引き続き、区及び観光振興協会において、新宿の持つ観光資源の活用や民間企業等との連携を進めていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	実施済	実施済	
改革改善の内容	観光関連団体との連携事業は、行政として関与すべき内容に絞って実施しているため、類似・関連事業との連携・統合は対象外です。	「薪能」については、主催者である観光振興協会内の実行委員会が入場料を徴収していることから、受益者負担は実施済です。	「薪能」では、観光振興協会主催・区共催の下、区内民間企業等と実行委員会を組織し、都電荒川線沿線区との連携事業では、近隣区・都交通局と地域活性化協議会を組織して事業を実施しています。また、その他の観光関連団体とも、日頃から情報交換等、緊密に連絡調整を行っています。	

予算事業名	観光施策の推進				事業開始	平成 20 年度	所管	地域文化 文化観光	部 課
事業目的	総合計画に掲げる「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」の実現を目指して、新宿の持つ歴史・文化・産業・人材等の多様な資源を活用することにより、国際性・多様性等の区の強みや魅力を積極的に区内・外に発信し、来街者を増やすとともに、区内全域の回遊を促し、観光により地域活性化を図ることを目的としています。 対象 区民、来街者				事業手段	①(一社)新宿観光振興協会との連携 ・観光振興協会開催の「新宿御苑・森の薪能」(以下「薪能」という。)への共催、ポスター等広報媒体作成等 ・その他観光事業の連絡調整 ②東京都産業労働局観光部、(公財)東京観光財団との連携 ・観光情報の提供・周知 ③都電荒川線沿線区との連携 ・都・荒川・北・豊島との連絡調整 ・4区連携イベントの開催のため、事務費支出等 ④その他観光事業の調整 ・近隣区(千代田・中央・港)との連絡調整 ・その他関連団体との連絡調整			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	新宿御苑・森の薪能実行委員会会則 新宿御苑・森の薪能事業の中止に対する負担金交付要綱 都電荒川線沿線4区地域活性化協議会規約								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	1,691	1,474	2,438	5,603	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,691	1,474	2,438	5,603	備考
事業費の主たる用途	①「新宿御苑・森の薪能」ポスター・チラシ作成経費	単価 千円	1,300	1,300	1,300	3,900	※「薪能」は、昭和60年度に新宿区観光協会(平成26年6月解散)において開始。平成26年度より(一社)新宿観光振興協会に移管。雨天時等を除き毎年開催。 ○例年「薪能」は、チケット売上金、各企業からの会費・広告料及び前年度繰越金により運営。平成26年度、区は中止に伴い中止負担金を支出。 ○都電荒川線沿線区との連携については、情報連絡会は以前から開催していたが、平成23年度の都電100周年記念事業実施以降、4区と都で、より緊密に連携事業に取り組み、平成24年度は絵画コンテスト、平成25・26年度はスタンプラリー等を開催。
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	1,300	1,300	1,300		
	②「新宿御苑・森の薪能」中止負担金	単価 千円	0	0	1,000	1,000	
		数量 件	1	1	1		
		計 千円	0	0	1,000		
	③都電荒川線沿線区との連携事業に係る事務費(消耗品費)	単価 千円	0	36	12	48	
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	0	36	12		
当初予算額(B)		千円	2,666	2,664	2,666	7,996	
執行率(A/B×100)		%	63.4	55.3	91.4	70.1	
予算現額(C)		千円	2,704	2,664	2,576	7,944	
執行率(A/C×100)		%	62.5	55.3	94.6	70.5	
担当する常勤職員		人	0.60	0.60	0.60	1.80	
担当する非常勤職員							

経常事業名	観光関連団体との事業連携・情報交換	555 - 1	予算事業名	観光施策の推進
-------	-------------------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 「薪能」の来場者数(チケット販売数)	来場者	2,776人	—	3,020人	—	中止	—
② 都電荒川線沿線区との連携事業の実施回数	区民・来街者	2回	—	2回	—	2回	—
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区は、区内全域の観光振興に資する事業について、行政の行うべき調整や、情報交換・情報発信、広報協力等を行っています。また、事業実施に際しては、民間企業・他自治体等と連携し、費用負担・事務従事等の役割分担を明確にした上で実施しています。「薪能」・都電荒川線関連事業等は、区内・外から好評を得ているため現状維持が適切と考えます。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				○区が行う観光関連団体との調整事務等は、他の団体では代替できないため、他事業との連携・統合の検討は対象外です。 ○「薪能」については、主催者である観光振興協会内の実行委員会が入場料の徴収、企業協賛金を確保し、開催しています。開催に際し、区は補助金等の支出は行いませんが、地域が協力して開催する、区を代表するイベントであることから、周知用ポスター及びチラシを作成して、広報面での協力を行っています。 主催者において入場券を販売、入場料を収入していることから、受益者負担は実施済です。 ○「薪能」では、観光振興協会が区内民間企業等と実行委員会を組織し、区共催の下、催事を実施しています。都電荒川線沿線区との連携事業では、他自治体とともに地域活性化協議会を組織し、費用・事務従事を分担し合い、催事等を実施しています。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容						
	有	実施済	その他	観光振興協会が、入場券を販売					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	有	実施済	企業	共催	薪能は、観光振興協会が企画・調整、入場券販売等を行い、催事を開催				
		その他	事業協力	荒川線事業は、都及び沿線他区と費用・事務を分担					

分析結果

方向性	継続	内容	「薪能」は、昭和60年から毎年開催している伝統ある行事です。平成27年度は、新宿御苑でパネル展示を行います。平成28年度に向けて公演の開催時期等を検討した上で継続していきたいと考えています。その他の事業についても、これまで以上に企業、都、他区、新宿観光振興協会等の関連団体と連携し、より高い効果が得られるよう努めていきます。
-----	----	----	--

特記事項

平成26年度は、デング熱の影響により「薪能」は中止となり、区は中止負担金を支出しましたが、平成24・25年度については、中止負担金が未支出に終わったため、予算執行率が低く抑えられています。
--

経常事業評価シート I

574

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	1	基本 施策	①	経常 事業名	コールセンターの運営				
事業の 目的	好感度一番の区役所を目指し、区民サービスの一層の向上を図るため、区民からの電話又はFAXによる簡易な問合せに対応します。 様々なお意見がある中、簡易な問合せには迅速に対応できるよう設置しています。また、いただいたご質問を蓄積し、より迅速で正確な情報提供に努めています。					事業 概要	コールセンターでは、専属のオペレーターが、区に関する簡易な問合せにお答えします。 開設時間：毎日8時～22時(1/1～1/3を除く) 専用電話番号：03-3209-9999 専用FAX番号：03-3209-9900				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	コールセンターの運営										

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
コールセンター周知回数	コールセンターの周知を行った年度ごとの回数	2回	4回
コールセンター利用者数	コールセンターが利用された年度ごとの件数	37,590件	38,400件
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	41,094	70,218	31,734	143,046	平成24年度の予算額は、区民意見システム関連の経費8,869千円を含む。 平成25年度の予算額は、区民意見システム関連の経費42,451千円を含む。
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	41,094	70,218	31,734	143,046	
当初予算額(事業費)		千円	41,095	75,481	32,738	149,314	
執行率		%	100.0	93.0	96.9	95.8	
予算現額(事業費)		千円	41,095	75,481	32,738	149,314	
執行率		%	100.0	93.0	96.9	95.8	
担当する常勤職員		人	0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区の手続きや、施設案内等の簡易な問合せに対応するものであるため、公共性は高いです。また、委託方式を採用していることから、費用対効果も妥当です。 なお、区に対する問合せにお答えするという事業の性質上、協働や受益者負担にはなじみません。
手段の妥当性	適切	利用者数の実績が、年を追うごとに増加していることから、区民ニーズへの対応は適切です。また、電話・FAXによる案内は、区民の誰もが利用できるものであるため、手段としても現状に適切に対応しています。 現在、課題となっているのは、平日昼間と夜間・休日との利用者数の差が大きいことです。周知を行い、利用者数が増えるほど、相互の差が大きく開く傾向にあるため、平成25年度から夜間・休日の人員体制を見直し、最適化を図りました。
効果的効率的	適切	コールセンターの利用実績が上がっている反面、経費(税抜)は下がっていることから、効果的・効率的に事業を実施しています。
目的又は実績の評価	適切	コールセンターの利用者数は年々増加しており、開設当初と比較して5倍以上となっています。また、コールセンターによる年間解決率も90%を越えています。これらのことから、事業の目的や意図する成果を十分に達成しました。
総合評価	適切	公共性が高く、利用者数の実績も増加している反面、経費は下がっています。また、平日昼間と夜間・休日の利用者数の差が大きくなっていますが、利用者ニーズの実態を踏まえて、平成25年度には夜間・休日の人員体制を見直し、最適化を図りました。 以上の点から、総合的にも適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	コールセンターの利用者数は増加していますが、認知度が低い状況にあるため、電話交換との統合を検討する中で周知方法を整理していく必要があります。 認知度が高まると、夜間・休日に比べて平日昼間の利用者数が大きく増えることが予想されるため、平日昼間の人員体制を適切に見直していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	対象外	
改革改善の内容	電話交換とコールセンターの業務に類似性があり、お互いの業務が重複することがあります。また、区の電話番号とコールセンターの電話番号が異なるため、区民に対して一定の不便をかけています。 電話交換とコールセンターの統合に向けては、人員体制の最適化や電話番号の一本化の周知等、課題を整理する必要があります。	区に対する問合せにお答えするという事業の性質上、受益者負担にはなじみません。	区に対する問合せにお答えするという事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算事業シート

574 - 1

経常事業名

コールセンターの運営

予算 事業名	コールセンターの運営				事業 開始	平成 19 年度	所管	区長	室
								広聴担当	課
事業 目的	好感度一番の区役所を目指し、区民サービスの一層の向上を図るため、区民からの簡易な問合せに電話で対応します。 様々なご意見がある中、簡易な問合せには迅速に対応できるよう設置しています。また、いただいたご質問を蓄積し、より迅速で正確な情報提供に努めています。				事業 手段	コールセンターでは、専属のオペレーターが、区に関する簡易な問合せにお答えします。 開設時間：毎日8時～22時(1/1～1/3を除く) 専用電話番号：03-3209-9999 専用FAX番号：03-3209-9900			
	対象	区民							
事業 区分	<input type="checkbox"/>	法定 受託	<input type="checkbox"/>	都委任	<input type="checkbox"/>	義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/>	単独 自治	
根拠 法令 等									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	41,094	70,218	31,734	143,046	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	41,094	70,218	31,734	143,046	備考
事業費の 主たる 用途	①業務委託	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	3	平成24年度の予算額は、区民意見システム関連の経費8,869千円を含む。 平成25年度の予算額は、区民意見システム関連の経費42,451千円を含む。 平成26年度システム保守は、区民意見システムの運用で計上。
		数量 式	1	1	1		
		計 千円	31,500	30,492	31,392		
	②システム保守	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	2	
		数量 式	1	1	0		
		計 千円	5,467	8,179	0		
	③システム開発・改修	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	1	
		数量 式	0	1	0		
		計 千円	0	25,237	0		
当初予算額(B)		千円	41,095	75,481	32,738	149,314	
執行率(A/B×100)		%	100.0	93.0	96.9	95.8	
予算現額(C)		千円	41,095	75,481	32,738	149,314	
執行率(A/C×100)		%	100.0	93.0	96.9	95.8	
担当する常勤職員	人		0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員							

経常事業名	コールセンターの運営	574 - 1	予算事業名	コールセンターの運営
-------	------------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① コールセンターオペレーター人数	利用者	4人	27,189人	4人	28,272人	4人	37,590人
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測			事業活動対象数の将来予測			経費の将来予測
	①	横ばい	③	①	増加	③	
	②		④	②		④	横ばい
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業				行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性					
		好感度一番の区役所を目指し、区民サービスの一層の向上を図るため、区民からの問合せに対する事業であり、その性質上継続していく必要があります。					
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題		
	有	連携・統合検討中	経常	654			
受益者負担	状況	分類	主たる内容				
	無	対象外					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			
	無	対象外					

類似・関連事業については、電話交換業務があり、お互いの業務が重複することがあります。また、区の電話番号とコールセンターの電話番号が異なるため、区民に対して一定の不便をかけています。

電話交換とコールセンターの統合に向けては、人員体制の最適化や電話番号の一本化の周知等、課題を整理する必要があります。

受益者負担については、区に対する問合せにお答えするという事業の性質上なじみません。協働については、区に対する問合せにお答えするという事業の性質上なじみません。

分析結果

方向性	継続	内容
		コールセンターの利用者数は増加していますが、認知度が低い状況にあるため、周知方法を拡大していく必要があります。認知度が高まると、夜間・休日に比べて平日昼間の利用者数が大きく増えることが予想されるため、平日昼間の人員体制を適切に見直していきます。

特記事項

--

経常事業評価シート I

575

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	1	基本 施策	①	経常 事業名	窓口案内業務委託(地域文化部)					
事業の 目的	戸籍住民課窓口に来庁した方に提出書類の記入方法や対象窓口の案内を行うことで、区民サービスの利便性向上を図ることを目的としています。						事業 概要	委託により、戸籍住民課の窓口案内者(フロアアシスタント)を配置しています。 配置数は平日の通常期に2ポスト、繁忙期に3ポストです。 また、毎月第4日曜日に実施している休日窓口では通常月に1ポスト、繁忙月に2ポストです。 なお、平成26年度の平日通常期は延108日・繁忙期は延136日で、休日窓口の通常月は延9月・繁忙月は延3月です。 委託内容は、届書・請求書等の記入方法の説明、用件に応じた職員への連絡・引継ぎ、記載台の整理整頓、来庁者の列整理等です。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等								実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	窓口案内業務委託(地域文化費)											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
窓口案内の質向上	区民意見システムを通じて受けた窓口案内に対する苦情の件数	3件	0件
備考	窓口来庁者数や待ち時間の推移を基に指標を設定すべきですが、現在の窓口発券システムは、各発券機ごとに手処理で番号札発行件数や待ち時間のデータ入力をしなければならず、設定が困難です。 平成27年度に更新予定の新しい窓口発券システムでは、窓口ごとの時間別来庁者数や待ち時間の推移分析を行うことができるため、この内容を本事業の内容改善に反映していきます。また、このシステムになるとインターネットを通じて来庁者が事前に窓口の混雑状況や発券後の自分の待ち状況が分かるようになるため、窓口サービスの利便性が一層向上します。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	6,500	6,291	7,321	20,112	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	6,500	6,291	7,321	20,112	
当初予算額(事業費)		千円	6,501	7,333	7,543	21,377	
執行率		%	100.0	85.8	97.1	94.1	
予算現額(事業費)		千円	6,501	7,333	7,543	21,377	
執行率		%	100.0	85.8	97.1	94.1	
担当する常勤職員		人	0.02	0.02	0.02	0.06	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	対象者が不特定多数であることや個人情報を取り扱っていることから、区が主体となって区民サービスを行うことは適切です。
手段の妥当性	適切	委託によりフロアアシスタントを配置することで、平成24年度の休日窓口本格実施や外国人住民制度改正に対応して、繁忙期にポストを多く配置し、ポストに応じて委託時間を変えて実施し、職員が行うより窓口ニーズの変化に柔軟に対応することができました。このため委託による運営を適切と評価します。
効果的効率的	適切	窓口案内業務は、他の委託業務(住民票の写し等の郵送請求業務、住民異動届等入出力処理業務、戸籍附票入力業務)と合わせて入札することによりスケールメリットが得られ、効率的に委託業者を決定しています。 委託している各業務を兼務しているスタッフもいるため、不測の事態にも柔軟な対応が可能になるように運営しています。
目的又は実績の評価	適切	窓口案内業務を含む業務委託については事業者と定期的に打合せを行いながら業務内容の改善を図ってきましたが、平成26年度は区民意見システムを通じて3件苦情が寄せられました。苦情の内容は案内時の態度について、案内時の口調について及び火葬許可書申請時の案内対応について各1件です。苦情発生の都度事業者はその内容を伝え、改善しています。今後も窓口寄せられる声を参考に、窓口サービスの利便性に加えてサービスの質の向上に努めていきます。
総合評価	適切	平成19年度に開始したこの窓口案内業務により窓口受付がスムーズになり来庁者の利便性が向上し、待ち時間短縮に役立っています。この案内を活用して平成24年4月から本格実施した休日窓口や平成24年7月に実施した外国人住民制度改正も円滑に実施できました。 今後実施が予定されている社会保障・税番号制度に対応するためにも必須の事業だと考えています。

改革・改善

事業の方向性	拡大	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成27年度には、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に対応するために窓口の増設を予定しており、増加する来庁者への窓口案内の強化が必要になります。 このため、平成28年1月から窓口案内ポスト数を平日2ポスト、休日1ポスト増やし、平成28年度以降もこの事業を拡大して運営していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	現在、税務課・医療保険年金課でも窓口案内業務委託を実施していますが、対象業務が異なるためそれぞれの課において委託契約をしています。 戸籍住民課では、この業務に加えて住民票の写し等郵送請求業務、住民異動届等入出力業務、戸籍附票入力業務を合わせて一括して委託しています。	窓口案内の対象者が区民(又は新宿区から転出した方)・新宿区に本籍のある(又は前に本籍のあった)方その他不特定多数のため、受益者負担の導入は困難です。	区として主体的に実施すべきものであるため、協働ではなく委託により実施していきます。	

経常事業評価シート I

575

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	1	基本 施策	①	経常 事業名	窓口案内業務委託(総務部)					
事業の 目的	税務課に来庁した方の用件をお聞きして担当窓口を案内することにより、区民サービスの向上を図ることを目的としています。						事業 概要	窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮等を図るため、来庁者の用件にあった窓口案内し、また必要に応じて申請書の記入方法についての説明などを行うフロアアシスタントを委託により配置しています。				
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
予算 事業	窓口案内業務委託(総務費)											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	この事業を実施したことにより、窓口の混雑が緩和されたか、待ち時間が短縮されたか、調査を行うことは困難です。 一般的な待ち時間を設定することも困難であるため、指標の設定はできません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	2,936	2,850	2,945	8,731	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	2,936	2,850	2,945	8,731	
当初予算額(事業費)		千円	3,381	3,234	3,282	9,897	
執行率		%	86.8	88.1	89.7	88.2	
予算現額(事業費)		千円	2,936	2,850	3,282	9,068	
執行率		%	100.0	100.0	89.7	96.3	
担当する常勤職員		人	0.20	0.20	0.20	0.60	
担当する非常勤職員							

経常事業	575
------	-----

所属部	総務部	所管課	税務課
-----	-----	-----	-----

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	税の申告、証明、納税相談などの様々な用件で、区役所6階の税務課に来庁される方に対して、担当窓口への誘導や書類作成の説明を行うフロアアシスタントを委託により配置することで、区職員は、担当職務を迅速かつ正確に行うことができます。委託によって効率的な窓口案内を行うことができ、区民サービスの向上に寄与していることから担い手は適切と評価します。
手段の妥当性	適切	窓口案内業務を行うフロアアシスタントを委託により配置することで、区職員を配置し行うよりも経費を掛けずに行うことができます。窓口サービスの充実のため窓口案内業務を委託により行うことは、妥当な手段と評価します。
効果的効率的	適切	委託により配置するフロアアシスタントが、税務課に来庁される方に対して、担当窓口への誘導や書類作成の説明等を行うことで、区職員は担当業務を迅速かつ正確に行うことができ、効果的、効率的に業務が行われていると評価します。
目的又は実績の評価	適切	窓口の混雑がどの程度緩和されているかの評価や、待ち時間の短縮時間の計測は困難ですが、フロアアシスタントを委託により配置することで、来庁される方への積極的な窓口案内を行うことができ、「担当窓口をすぐ案内してもらって助かった」「親切にしていた」といった来庁された方からの声も確認できることから、区民サービスの向上を図ることができたと評価します。
総合評価	適切	多岐に渡る税務課窓口の業務について、来庁される方に対して担当窓口への誘導、書類作成の説明などを行うフロアアシスタントを委託により配置することで、費用対効果も高く、また、効果的、効率的な税務業務を行うことができるため、窓口案内業務を委託により行うことは、総合的に適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	税務課に来庁される方への案内を効果的、効率的に行い、より一層の区民サービスの向上を図るため、来庁者が増える繁忙期には、担当窓口への案内や書類作成の支援などを行うフロアアシスタントを増員するなど今後も事業を継続していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	対象外	
改革改善の内容	現在、戸籍住民課、医療保険年金課でも窓口案内業務委託を実施していますが、対象業務が異なるため、それぞれの課において委託契約をしています。	来庁者への窓口案内という業務の性質上、受益者負担の考え方の導入は困難です。	区が主体的に実施すべきであり、協働にはそぐわないものであるため、対象外です。	

予算 事業名	窓口案内業務委託(地域文化費)				事業 開始	平成 19 年度	所管	地域文化 戸籍住民	部 課
事業 目的	戸籍住民課窓口に来庁した方に提出書類の記入方法や対象窓口の案内を行うことで、区民サービスの利便性向上を図ることを目的としています。				事業 手段	委託により、戸籍住民課の窓口案内者(フロアアシスタント)を配置しています。 配置数は平日の通常期に2ポスト、繁忙期に3ポストです。 また、毎月第4日曜日に実施している休日窓口では通常月に1ポスト、繁忙月に2ポストです。 なお、平成26年度の平日通常期は延108日・繁忙期は延136日で、休日窓口の通常月は延9月・繁忙月は延3月です。 委託内容は、届書・請求書等の記入方法の説明、用件に応じた職員への連絡・引継ぎ、記載台の整理整頓、来庁者の列整理等です。			
	対象	戸籍住民課窓口の来庁者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	6,500	6,291	7,321	20,112	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	6,500	6,291	7,321	20,112	備考
事業 費の 主たる 用途	①窓口案内業務委託料	単価 千円	6,500	6,291	7,321		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	6,500	6,291	7,321	20,112	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	6,501	7,333	7,543	21,377	
執行率(A/B×100)		%	100.0	85.8	97.1	94.1	
予算現額(C)		千円	6,501	7,333	7,543	21,377	
執行率(A/C×100)		%	100.0	85.8	97.1	94.1	

担当する常勤職員	人	0.02	0.02	0.02	0.06
担当する非常勤職員					

経常事業名	窓口案内業務委託(地域文化部)	575 - 1	予算事業名	窓口案内業務委託(地域文化費)
-------	-----------------	---------	-------	-----------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 戸籍住民課窓口での案内延日数(平日通常期分)	戸籍住民課への来庁者	延148日	—	延108日	—	延108日	—
② 戸籍住民課窓口での案内延日数(平日繁忙期分)	戸籍住民課への来庁者	延97日	—	延136日	—	延136日	—
③ 戸籍住民課窓口での案内延日数(休日窓口分)	戸籍住民課への来庁者	延12日	—	延12日	—	延12日	—
④ 戸籍住民課窓口での案内者(フロアアシスタント)延ポスト	戸籍住民課への来庁者	延602ポスト	—	延639ポスト	—	延639ポスト	—

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	減少	③	増加	①	増加	③	増加		増加
	②	増加	④	増加	②	増加	④	増加		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	III	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		この事業は、戸籍住民課に来庁した方の用件を伺って案内することにより区民サービスの利便性向上を図ることを目的としています。戸籍住民課窓口には大変多くの方が来庁され、平成27年度以降も更に増加する見込みのため今後もこの事業が必要です。								
類似・関連事業	状況		番号		事業名		理由・課題			
	有	連携・統合済	経常	575	窓口案内業務委託(総務部)		現在、税務課・医療保険年金課においても窓口案内業務委託を実施しています。対象業務が異なるためそれぞれの課において委託契約をしています。 戸籍住民課では、この窓口案内業務に加えて住民票の写し等証明書郵送請求業務、住民異動届等入出力業務、戸籍附票入力業務を合わせて一括して委託しています。 対象者が不特定多数であることから、受益者負担の考え方の導入は困難です。 また、区として主体的に実施すべきものであるため、協働ではなく委託により実施していきます。			
受益者負担	状況		分類		主たる内容					
	無	対象外								
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外								

分析結果

方向性	拡大	内容	社会保障・税番号制度開始に伴い平成28年1月からは個人番号カード交付事務を行うため来庁者の増加が予想されます。 現在手狭になっている戸籍住民課窓口の待合スペースで的確に窓口案内を行うことは区民サービスの利便性向上に不可欠であるため、今後もこの事業を拡大のうえ継続していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

575 - 1

経常事業名

窓口案内業務委託(総務部)

予算 事業名	窓口案内業務委託(総務費)				事業 開始	平成 22 年度	所管	総務 部 税務 課
事業 目的	税務課に来庁した方の用件を聞き、担当窓口を案内することにより、区民サービスの向上を図ることを目的としています。				事業 手段	業務委託により、年間を通して税務課の窓口にはフロアアシスタントを配置します。 通常は1名の配置ですが、窓口が混雑する申告期の2・3月は2名配置して、窓口案内を行っています。 来庁した方の用件を聞き取り、税の申告・証明・収納・納税相談等の窓口を案内するほか、申請書の書き方なども案内しています。		
	対象	税務課への来庁者						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	2,936	2,850	2,945	8,731	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	2,936	2,850	2,945	8,731	備考
事業 費の 主たる 用途	① 窓口案内業務委託	単価 千円	2,936	2,850	2,945		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	2,936	2,850	2,945	8,731	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	3,381	3,234	3,282	9,897	
執行率(A/B×100)		%	86.8	88.1	89.7	88.2	
予算現額(C)		千円	2,936	2,850	3,282	9,068	
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	89.7	96.3	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	窓口案内業務委託(総務部)	575 - 1	予算事業名	窓口案内業務委託(総務費)
-------	---------------	---------	-------	---------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 税務課窓口での案内日数	税務課への来庁者	延245日	—	延244日	—	延244日	—
② 税務課窓口でのフロアアシスタントの人数	税務課への来庁者	延284ポスト	—	延283ポスト	—	延285ポスト	—
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	予測不可	③			予測不可
	②	増加	④		②	予測不可	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	Ⅲ	受益の範囲が不特定多数であるため、サービスの対価が徴収できない事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		税務課に来庁した方の用件を聞き、担当窓口を案内することにより、区民サービスの向上を図ることを目的としています。税の申告・証明・収納・納税相談等の様々な要件で来庁する税務課の窓口では、今後も事業の継続が必要です。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	有	連携・統合 済	経常	575	窓口案内業務委託(地域文化部)		現在、戸籍住民課、医療保険年金課でも窓口案内業務委託を実施していますが、対象業務が異なるため、それぞれの課において委託契約をしています。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無	対象外	来庁者への窓口案内という業務の性質上、受益者負担の考え方の導入は困難です。 区が主体的に実施すべきであり、協働にはそぐわないものであるため、対象外です。							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	税務課の窓口に来庁された方の担当窓口への的確な案内、区民の方への案内サービスとして、窓口案内を継続していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

587

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	広聴活動				
事業の 目的	区民の要望等を区政運営に反映していくため、様々な意見を多様な手法を使って把握するとともに、区に対する苦情等を聴取し、説明責任を果たしていきます。						事業 概要	区民意識調査、区政モニターを通じて区民の意向、生活意識等を把握します。調査結果はホームページ上で公表します。 また、区長へのはがき等により区民の意見・要望・苦情等を聴取し、投書者へ回答します。法律相談を始めとした各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治			実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程 新宿区区政モニター設置要綱 新宿区における投書の取扱いに関する要綱 新宿区法律相談及び交通事故相談の実施に関する要綱										
予算 事業	区民意識調査			区政モニター等による広聴			法律相談及び交通事故相談				

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
区民意見	区民意見の提出方法の認知度	72.10%	75.00%
区民意識調査回収率	有効回答者数／対象者数(2,500人)	52.40%	55.00%
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	22,195	22,090	21,643	65,928	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	22,195	22,090	21,643	65,928	
当初予算額(事業費)		千円	23,714	23,501	23,922	71,137	
執行率		%	93.6	94.0	90.5	92.7	
予算現額(事業費)		千円	23,341	23,501	23,922	70,764	
執行率		%	95.1	94.0	90.5	93.2	
担当する常勤職員		人	2.60	3.40	3.15	9.15	
担当する非常勤職員			1.80	1.00	1.00	3.80	

経常事業	587
------	-----

所属部	区長	室	所管課	広聴担当	課
-----	----	---	-----	------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区民が主役の区政を推進するためには、区民の意見や提案を多様な方法で収集し反映させていくことが重要であるため、公共性は高いです。また、委託方式を採用していることから、費用対効果も妥当です。 なお、幅広く区民からの意見を聴くことは区の責務であることに加え、対象が広く、特定することも困難なため、協働や受益者負担にはなじみません。
手段の妥当性	適切	区民意識調査については、その対象を地域・年齢・性別・国籍等のバランスを考慮して設定するとともに、様々な手法により事業を実施しているため、区民ニーズへの対応は適切です。また、区長へのはがき等は誰もが利用できるものであるため、手段としても現状に適切に対応しています。 現在、課題となっているのは、調査の回収率が低いため、年齢や国籍に偏りがあり調査結果と実態との間に差が生じていることです。平成26年度は事前に調査予告のはがきを送ることで、回収率を12.4ポイント引き上げました。
効果的効率的	適切	事業経費には、区政モニターへの謝礼や意見・提案を聴くための通信費等、実績に見合った予算を計上しています。また、区民意識調査及びアンケート区政モニターは、民間に委託することで、効果的な分析を行うとともに事業の効率化を図っていることから、効果的・効率的に事業を実施しています。
目的又は実績の評価	適切	区民意見・FAQシステムに合わせて投書処理の手順を見直し、事務の効率化を図ったことにより、平成26年度の期限内回答率は92.2%と20ポイント以上向上しました。 収集した区民の意見や提案は必要な時に集計・分析できるようになり、区の施策に反映させることが可能になりました。 また、区民が独自の切り口で分析できるよう、調査結果のローデータ(集計の元となる調査の生の回答データ)をホームページ上に公表しています。これらのことから、意図する成果を十分に達成しました。
総合評価	適切	公共性が高く、投書の期限内回答率も上がっています。調査については回収結果の年齢や国籍に偏りが生じ、実態と差が出ている点は今後の課題として残りますが、26年度は調査票の回収率も上がってきていることから、総合的にも適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区民意識調査については、調査票の回収率は上がってきているものの、全体としてはまだ低く、回答者の年代に偏りが出ていることから、調査結果と実態との間に差が生じています。 正確な調査標本を作成するためにも、今後は100%の回収が可能な方法を新たに模索するか、または標本の偏りを補正できるような統計学の理論を研究・検討していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合検討中	対象外	対象外	
改革改善の内容	区民意識調査とアンケート区政モニターは、その目的や対象、手法が類似していることから、今後、統合の可能性も視野に入れて検討します。 区長と話そう～しんじゅくトークと区政モニター会議は、その対象や手法が類似していることから、今後、統合の可能性も視野に入れて検討します。	広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上、受益者負担にはなじみません。	広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算 事業名	区民意識調査				事業 開始	昭和 48 年度	所管	区長 室 広聴担当 課
事業 目的	区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるための基礎資料とすることを目的として、調査を行っています。				事業 手段	区在住の満18歳以上の男女個人、2,500人(住民基本台帳からの層化抽出法による無作為)に調査票を郵送しています。 調査期間:毎年9月上旬～下旬の約3週間 回収方法:郵送回収		
	対象	区民						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	3,045	2,898	2,959	8,902	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	3,045	2,898	2,959	8,902	備考
事業 費の 主たる 用途	①調査業務委託	単価 千円	3,045	2,898	2,959		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	3,045	2,898	2,959	8,902	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	3,045	3,045	3,348	9,438	
執行率(A/B×100)		%	100.0	95.2	88.4	94.3	
予算現額(C)		千円	3,045	3,045	3,348	9,438	
執行率(A/C×100)		%	100.0	95.2	88.4	94.3	

担当する常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	3.00
担当する非常勤職員					

経常事業名	広聴活動	587 - 1	予算事業名	区民意識調査
-------	------	---------	-------	--------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 区民意識調査回収数	区内在住満18歳以上の無作為抽出男女	1,142人	2,500人	1,009人	2,500人	1,309人	2,500人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区の重要な課題に対する区民の意向や要望等を把握し、今後の区政運営に反映させるため、今後も継続していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号		事業名	理由・課題				
	無	連携・統合 検討中	経常	587	区政モニター等による広聴	<p>類似・関連事業について、区民意識調査とアンケート区政モニターは、その目的や対象、手法が類似していることから、今後、統合の可能性も視野に入れて検討します。</p> <p>受益者負担については、広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上なじみません。</p> <p>協働については、広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上なじみません。</p>			
受益者 負担	状況	分類		主たる内容					
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	<p>区民意識調査は、調査票の回収率が低いことから全体として回答者の年代に偏りが生じていますが、平成26年度は事前予告はがきを出し、回収率も上がってきていることから、今後も事業を継続していきます。</p> <p>ただし、年代の偏りにより標本が不正確となり、調査結果と実態との間に差が発生していることから、今後は100%の回収が可能な方法を新たに模索するか、または標本の年代の偏りを補正できるような統計学の理論を研究・検討していきます。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

予算事業シート

587 - 2

経常事業名

広聴活動

予算 事業名	区政モニター等による広聴				事業 開始	昭和 45 年度	所管	区長 広聴担当	室 課
事業 目的	区民の要望等を区政運営に反映していくため、様々な意見を多様な手法を使って把握するとともに、区に対する苦情等を聴取し、説明責任を果たしていきます。				事業 手段	1 区政モニター活動 区内全域から選考したモニターを通じて、区の施策に対する意見を聞き、効果的な区政運営の一助とします。 モニター会議：年4回 モニターアンケート：年4回			
対象	区民			2 対話集会 区民の意見・要望を区長が直接に聴取し、今後の区政運営の参考とします。 各出張所で年10回					
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		3 はがき広聴 区政の参考とするため、「区長へのはがき」「区ホームページ」「FAX」「電話」等により意見・要望・苦情等を受け付けています。回答を希望される場合は、14営業日以内に回答を送付しています。			
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程 新宿区区政モニター設置要綱 新宿区における投書の取扱いに関する要綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	11,150	11,032	10,620	32,802	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	11,150	11,032	10,620	32,802	備考
事業費の 主たる 用途	①アンケート区政モニター業務委託	単価 千円	3,077	2,835	3,024		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	3,077	2,835	3,024	8,936	
	②アンケート区政モニター謝礼(図書カード)	単価 円	500	500	500		
		数量 枚	3,426	3,439	3,543	10,408	
		計 千円	1,713	1,720	1,772	5,205	
	③事業費非常勤職員報酬	単価 千円	2,191	2,615	2,602		
		数量 人	1	1	1	3	
		計 千円	2,191	2,615	2,602	7,408	
当初予算額(B)		千円	12,789	12,296	12,514	37,599	
執行率(A/B×100)		%	87.2	89.7	84.9	87.2	
予算現額(C)		千円	12,196	12,296	12,489	36,981	
執行率(A/C×100)		%	91.4	89.7	85.0	88.7	

担当する常勤職員	人	1.50	1.50	1.25	4.25
担当する非常勤職員		1.00	1.00	1.00	3.00

経常事業名	広聴活動	587 - 2	予算事業名	区政モニター等による広聴
-------	------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 区政モニター会議開催回数	延べ参加者数	4回	164人	4回	157人	4回	127人
② アンケート区政モニター調査回数	延べ回答者数	4回	3,429人	4回	3,443人	4回	3,545人
③ 対話集会実施回数	参加者	10回	469人	10回	483人	中止	中止
④ 区民意見への投書者	回答数	791人	369人	717人	209人	524人	167人

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい		
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区民の意見等を多様な手法により把握するとともに、区への苦情等を聴取し、説明責任を果たしていくため、今後も継続していく必要があります。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	有 連携・統合 検討中	経常 587	区民意識調査		類似・関連事業について、区民意識調査とアンケート区政モニターは、その目的や対象、手法が類似していることから、今後、統合の可能性も視野に入れて検討します。区長と話そう～しんじゅくトークと区政モニター会議は、その対象や手法が類似していることから、今後、統合の可能性も視野に入れて検討します。					
受益者 負担	状況	分類	主たる内容		受益者負担について、広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上なじみません。					
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割		協働について、広く区民の意見を聞くことは区の責務であることから、事業の性質上なじみません。				
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	区民が主役の区政を推進するためには、区民の意見・提案を収集し、施策に反映することが不可欠です。多様化する区民ニーズの把握に努めるため、区民意識調査と並行して、アンケート区政モニター等を実施しています。今後も、社会情勢の変化や事業実績の傾向を見据え、事業のあり方について検討していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

予算 事業名	法律相談及び交通事故相談				事業 開始	昭和 29 年度	所管	区長 広聴担当	室 課
事業 目的	区民自身では解決しにくい、日常生活及び交通事故 の法律問題に関して、弁護士が相談を行い、区民生活 の安定を図ることを目的としています。 法律相談は昭和29年から、交通事故相談は昭和44 年から行っています。				事業 手段	相談は、区が委嘱した弁護士が行い、現在は、 34名の弁護士で対応しています。 事前予約制となっており、随時、広聴担当課にて 受け付けています。(電話、窓口) 相談内容は、以下の内容で行っています。 ・毎週水・木曜日、午後1時～午後3時30分 水曜日5名、木曜日3名で対応 場所は、第一分庁舎2階 区民相談室			
	対象	区民							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区法律相談及び交通事故相談の実施に関する要 綱								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	8,000	8,160	8,064	24,224	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	8,000	8,160	8,064	24,224	備考
事業 費の 主たる 用途	① 弁護士謝礼	単価 千円	20	20	20		
		数量 回	400	408	402	1,210	
		計 千円	8,000	8,160	8,040	24,200	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	8,100	8,160	8,060	24,320	
執行率(A/B×100)		%	98.8	100.0	100.0	99.6	
予算現額(C)		千円	8,100	8,160	8,085	24,345	
執行率(A/C×100)		%	98.8	100.0	99.7	99.5	

担当する常勤職員	人	0.10	0.90	0.90	1.90
担当する非常勤職員		0.80			0.80

経常事業名	広聴活動	587 - 3	予算事業名	法律相談及び交通事故相談
-------	------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 法律相談・交通事故相談 利用者数	利用定員	1,663人	2,000人	1,565人	2,040人	1,425人	2,055人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区民生活の安定を図ることを目的としているため、今後も継続していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	有	連携・統合 済				類似・関連事業については、法律相談・交通事故相談については、法テラス及び東京の3弁護士会において、弁護士による無料相談が行われています。 区の法律相談では、区民間の中立性及び弁護士事務所間の公平性の観点から、相談担当弁護士が、相談案件を受任することを禁止しています。そのため、係争中の案件や弁護士に仕事の依頼を要望されている場合は、法テラスや弁護士会と連携して、紹介をしています。 受益者負担については、広く法律問題に関して、区民に分かりやすく説明し、問題を解決するための初めの一步として、区が行う無料の法律相談は欠かせないため、検討は行っていません。今後はその可能性も含めて検討していきます。 協働については、法律問題に関して、区民に分かりやすく説明し、問題を解決するための初めの一步として、区が行う無料の法律相談は欠かせないため、検討は行っていません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無	未検討							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	未検討							

分析結果

方向性	継続	内容	法律相談・交通事故相談は、区民が法律問題を理解し、解決に向かうための初めの一步として、今後も事業を継続していきます。 ただし、現在は、担当弁護士が相談案件を受任することを禁止していることから、弁護士のあつ旋を要望する方も少なくありません。 今後は、法テラス等と連携して、弁護士のあつ旋や受益者負担、協働などの可能性も含めて検討していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

588

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	①	経常 事業名	区民の声委員会の運営					
事業の 目的	区民の声委員会は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保することを目的としています。						事業 概要	区の機関の業務に関する職員の行為について、利害関係のある人から苦情の申し立てがあったとき、公正・中立の立場からその内容を調査し、結果を苦情申立人に通知します。その際、区の行政執行に問題がある場合には、区の機関に対し問題点を是正するよう勧告したり、苦情の原因が制度そのものにある場合には、制度を改善するよう意見を表明したりします。 申し立てられた苦情は、条例に基づき、三人の委員の合議によって処理されています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	新宿区区民の声委員会条例 新宿区区民の声委員会条例施行規則							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	区民の声委員会の運営											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	備考
財源	一般財源	千円	11,488	11,962	11,826	35,276	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	11,488	11,962	11,826	35,276	
当初予算額（事業費）		千円	12,070	12,212	12,209	36,491	
執行率		%	95.2	98.0	96.9	96.7	
予算現額（事業費）		千円	12,086	12,212	12,209	36,507	
執行率		%	95.1	98.0	96.9	96.6	
担当する常勤職員		人	1.10	1.10	1.10	3.30	
担当する非常勤職員			1.00	1.00	1.00	3.00	

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	予算額は横ばいとなっており、経費が抑えられていることから適切です。
有効性	適切	区民の苦情を公正かつ中立的立場の第三者機関が処理することは、問題を簡易迅速に解決し、区民の区政に対する信頼を確保するという目的に対して有効であり、適切です。
効率性	適切	区民の声委員会は三名の委員の合議制による第三者の苦情処理機関として設置し、適切に運営することが区民の区政に対する信頼の確保につながるものであるとともに、当事者が適切な苦情解決の手段を選択できるようにし、効率的な苦情処理が図られているものであり、適切です。
総合評価	適切	全体として経費は抑えられており、区民の区政への信頼を確保するという目的は有効性があります。また、区民の声委員会は、苦情申立書の提出に至らない苦情、相談等についても積極的な対応に努めているところであり、区政や職員に関するものは、その趣旨を所管課に伝えるなど区民の声への適切な対応を図っていることから総合的に適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区民の声委員会の認知度が低い状況にあることから、真に必要と認められる方には適切に案内できるよう職員全員への周知をしていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	区民の苦情を公正かつ中立的立場で処理する類似の機関が存在しないため、対象外です。	区民の苦情を、第三者として公正かつ中立的立場で処理するという事業の性質上、受益者負担にはなじみません。	区民の苦情を、第三者として公正かつ中立的立場で処理するという事業の性質上、協働にはなじみません。	

予算 事業名	区民の声委員会の運営				事業 開始	平成 11 年度	所管	区長 室
事業 目的	区民の声委員会は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保することを目的としています。				事業 手段	区の機関の業務に関する職員の行為について、利害関係のある人から苦情の申し立てがあったとき、公正・中立の立場からその内容を調査し、結果を苦情申立人に通知します。その際、区の行政執行に問題がある場合には、区の機関に対し問題点を是正するよう勧告したり、苦情の原因が制度そのものにある場合には、制度を改善するよう意見を表明したりします。 申し立てられた苦情は、条例に基づき、三人の委員の合議によって処理されています。		
	対象	区民						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	新宿区区民の声委員会条例 新宿区区民の声委員会条例施行規則							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	11,488	11,962	11,826	35,276	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	11,488	11,962	11,826	35,276	備考
事業 費の 主たる 用途	①委員報酬	単価 千円	2,520	2,520	2,520		
		数量 人	3	3	3	9	
		計 千円	7,560	7,560	7,560	22,680	
	②非常勤報酬等	単価 千円	3,332	3,599	3,600		
		数量 人	1	1	1	3	
		計 千円	3,332	3,599	3,600	10,531	
	③機器賃借料(パソコン・複合機)	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 台	4	4	4	12	
		計 千円	136	211	215	562	
当初予算額(B)		千円	12,070	12,212	12,209	36,491	
執行率(A/B×100)		%	95.2	98.0	96.9	96.7	
予算現額(C)		千円	12,086	12,212	12,209	36,507	
執行率(A/C×100)		%	95.1	98.0	96.9	96.6	

担当する常勤職員	人	1.10	1.10	1.10	3.30
担当する非常勤職員		1.00	1.00	1.00	3.00

経常事業名	区民の声委員会の運営	588 - 1	予算事業名	区民の声委員会の運営
-------	------------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 苦情申立の受領、調査件数	制度利用者	7件	37人	4件	44人	6件	46人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		苦情の件数は減っていますが、区民の声委員会は、三名の合議制による第三者の苦情処理機関として設置し、適切に運営することが区民の区政に対する信頼確保につながるものであり、苦情件数の増加が、そのまま効率性の改善につながるという性質のものではありません。また、区民の区政への信頼を確保するという目的から見ても、ほかに代替機能を持つ機関がありません。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					類似・関連事業については、類似の機関が存在しないため、対象外です。 受益者負担について、区民の苦情を公正かつ中立的立場で処理するという事業の性質上なじみません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外		協働について、区民の苦情を公正かつ中立的立場で処理するという事業の性質上なじみません。						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	区民の区政への信頼を確保するという目的は有効性があり、区民の声委員会を設置し、適切に運営を行うことは大きな意味があることから、今後も事業を継続していきます。 ただし、区民の声委員会の認知度が低い状況にあることから、今後は様々な方法で周知を拡大していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

590

区の個別計画

基本 目標	I	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	広報活動				
事業の 目的	区民等に対し、広報紙やケーブルテレビ、その他の配布物等を用い、区政に関する情報や区内の行事、地域の話題等を広く提供します。あわせて、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持ってもらえることを目指します。						事業 概要	区広報紙「広報しんじゅく」(点字版・声の広報を含む)、ケーブルテレビ広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等、様々な媒体により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治						
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
	予算 事業	広報紙の発行及び配布			区政普及のための出版物の配布			ケーブルテレビを活用した映像提供			
		広報車による周知活動									

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
区政情報の取得	区民意識調査における、区政情報の入手方法が「情報を得ていない」である人の割合	15.40%	10%未満
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	90,065	123,655	110,288	324,008	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	90,065	123,655	110,288	324,008	
当初予算額(事業費)		千円	89,869	125,724	111,340	326,933	
執行率		%	100.2	98.4	99.1	99.1	
予算現額(事業費)		千円	90,407	124,719	110,904	326,030	
執行率		%	99.6	99.1	99.4	99.4	
担当する常勤職員		人	5.00	5.00	5.00	15.00	
担当する非常勤職員							

経常事業	590
------	-----

所属部	区長	室	所管課	区政情報	課
-----	----	---	-----	------	---

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を広く区民に提供することが目的の事業であるため、区がサービスの担い手となる本事業の役割分担は適切と考えます。
手段の妥当性	適切	広報紙やくらしのガイドの編集・発行では、視覚障害者向け広報の拡充や民間のノウハウ活用、シリーズ記事を新たに掲載するなど魅力的な紙面に向けた取組を進めており、またケーブルテレビを活用した映像もインターネット上で視聴できるなど社会情勢の変化に即した区民のニーズにも適切に対応しています。
効果的効率的	適切	類似・関連事業は「区政情報提供サービスの充実」です。前記の事業と連携することでより一層の情報サービスの積極的な提供が実現し、区民サービス向上につながります。また、競争入札の活用や事業費の精査を行うなど、現状で十分に効果的・効率的であると考えます。
目的又は実績の評価	適切	各予算事業とも、多くの区民のもとに区政情報等の提供し、区政の透明性を推進する区のため姿勢に向けた実績を上げているため、適切であると評価します。
総合評価	適切	広報紙の発行ページやカラーページの増、くらしのガイド・ケーブルテレビの活用等多様な媒体を使った区政情報の提供など、今後も区民等のニーズに的確に対応し、広報活動を推進します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	より区民に親しまれる広報紙づくりや、映像による広報の充実等、様々な方法での区政情報の提供を図ります。また、ホームページやSNS等を更に活用した行政情報の積極的な提供を心掛け、区政の透明性をより高めます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	対象外	実施済	
改革改善の内容	ホームページで区政情報を発信しています(区政情報提供サービス事業と連携済)。	区政に関する情報等を、より多くの区民に提供することが目的であるため、対象外です。	区政普及のための出版物発行及び配布事業において、くらしのガイドの制作を区民等と協働しており、引き続き協働していきます。ケーブルテレビを活用した映像提供事業では、協働ではありませんが、区民に出演いただくなどの協力を得ています。	

予算事業シート

590 - 1

経常事業名

広報活動

予算 事業名	広報紙の発行及び配布				事業 開始	昭和 22 年度	所管	区長 室
事業 目的	「広報しんじゅく」の発行・配布により、区政に関する喫緊の課題や情報等を正確かつ迅速に提供することで区政の透明性を高めることを通して、区民が広く区政に参画できる環境を醸成します。				事業 手段	【発行について】 月3回5日・15日・25日(1月は1日・15日・25日)にタブロイド判8ページ(フルカラー2P・2色6P)、1月1日号はフルカラー4P、8月5日号はフルカラー6P・2色2Pで発行(編集の一部と印刷を委託)しています。視覚障害者向けの点字版・声の広報も同時に発行しています(委託)。		
対象	区民等			【配布について】 新聞折り込み(委託)、希望者自宅へのポスティング(委託)、区施設、区施設以外の区内施設での配布(主な駅・スーパー・コンビニエンスストア・税務署・ハローワーク・郵便局・病院・公衆浴場・新聞販売店等・一部の配布と封入封かんを委託)等計約300か所で配布しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程	

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	76,090	75,322	77,763	229,175	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	76,090	75,322	77,763	229,175	備考
事業費の 主たる 用途	①広報しんじゅくデザイン委託・印刷	単価	千円	発行号により異なる	発行号により異なる	発行号により異なる	
		数量	部	150,000	148,000	145,000	443,000
		計	千円	26,468	26,579	26,462	79,509
	②新聞折り込み委託	単価	千円	発行号により異なる	発行号により異なる	発行号により異なる	
		数量	部	128,000	125,000	123,000	376,000
		計	千円	33,478	32,647	33,041	99,166
	③視覚障害者向け広報の製作・配布(声の広報・点字版広報)	単価	千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる	
		数量	部	89	91	88	268
		計	千円	7,061	6,723	7,130	20,914
当初予算額(B)		千円	78,878	77,235	80,063	236,176	
執行率(A/B×100)		%	96.5	97.5	97.1	97.0	
予算現額(C)		千円	76,352	76,248	77,708	230,308	
執行率(A/C×100)		%	99.7	98.8	100.1	99.5	

担当する常勤職員	人	3.00	3.00	2.50	8.50
担当する非常勤職員					

経常事業名	広報活動	490 - 1	予算事業名	広報紙の発行及び配布
-------	------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 広報しんじゅく製作	区民	150,000部	318,936名	148,000部	320,996名	145,000部	328,787名
② 新聞折り込みによる配布	区内の新聞購読者	128,000部	128,000名	125,000部	125,000名	123,000部	123,000名
③ 個別配達による配布	新聞を購読していない区民	2,235部	190,936名	2,620部	195,996名	2,919部	205,787名
④ 声の広報・点字版広報の製作・配布	区内在住の視覚障害者	89部	865名	91部	845名	88部	823名

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	増加	①	横ばい	③	増加		横ばい
	②	減少	④	横ばい	②	減少	④	横ばい		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		より多くの人に、区政に関する情報等を提供するには、紙媒体による広報紙が有効であり、平成26年度区民意識調査においても、区政情報の入手方法は「広報しんじゅく」が53.8%と最も高く、必要性も高いことから、今後も区が継続して実施していく必要があります。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名	理由・課題						
	有 連携・統合済	計画 84	区政情報提供サービスの充実	類似・関連事業は、区政情報提供サービスの充実事業です。ホームページを活用し、情報発信しています。 区政に関する情報等を、より多くの区民に提供することが目的であるため、受益者負担については、対象外です。 区政に関する情報や課題などの提供を目的とする広報紙の発行・配布について、目標を共有する他団体があることは想定しておらず、対象外です。						
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無 対象外									
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	<p>区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持てるよう、より多くの人に区政に関する情報等を正確かつ迅速に提供することが必要です。</p> <p>音声版(国際標準規格のデジタル録音図書であるデイジー版を平成24年度から、音楽プレーヤー等で再生可能な音声CD版を平成26年度から導入)の拡充や、区内の文化資源・観光資源を紹介するシリーズを掲載(平成26年度から月1回)するなど、より多くの人に興味を持って手に取ってもらえるよう取り組んでいます。</p> <p>今後、新聞折り込みでの配布数の減少が予測されているため、入手しやすい配布方法を検討します。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

予算 事業名	区政普及のための出版物の発行及び配布				事業 開始	昭和 48 年度	所管	区長 室
事業 目的	区の手続きや事業、文化や観光スポット等、区の魅力について、ガイドブック・地図などの出版物により、区民が身近に置いて手に取って活用できるように編集・発行します。				事業 手段	区の仕事の内容や手続きの方法、官公署の一覧など暮らしに必要な情報をはじめ、区内医療機関や区内企業の広告等、区民生活に密着した地域情報も取り入れた冊子「新宿区くらしのガイド」を隔年で製作し、「新宿区地図」と併せて、区内の全世帯に配布しています。また、転入者や希望者には、区役所本庁舎や特別出張所等、区の施設で配布しています。なお、障害者向けには、「点字版便利帳」「声の便利帳」「DAYS版わたしの便利帳」を製作し、希望者に配布しています。 新宿区の区政・歴史・文化・産業・観光スポットなどを総合的に紹介する冊子「グラフ新宿区」で、新宿区の多様な魅力を発信しています。同時に、新宿区の統計データで構成する資料編も製作しています。		
対象	区民等							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	1,255	32,283	10,148	43,686	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	1,255	32,283	10,148	43,686	備考
事業 費の 主たる 用途	① くらしのガイドの製作	単価 円		100			
		数量		260,000		260,000	
		計 円		25,935,000		25,935,000	
	② 新宿区地図の製作	単価 円		21			
		数量		300,000		300,000	
		計 円		6,331,500		6,331,500	
	③ くらしのガイド及び新宿 区地図の全戸配布	単価 円			25		
		数量			209,966		209,966
		計 円			5,215,555		5,215,555
当初予算額(B)		千円	78	33,325	8,758	42,161	
執行率(A/B×100)		%	1,609.0	96.9	115.9	103.6	
予算現額(C)		千円	1,258	32,345	10,677	44,280	
執行率(A/C×100)		%	99.8	99.8	95.0	98.7	

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	1.50
担当する非常勤職員					

経常事業名	広報活動
-------	------

590 - 2

予算事業名	区政普及のための出版物の発行及び配布
-------	--------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 暮らしのガイドの製作部数	区民			260,000部	320,996名		
② 新宿区地図の製作	区民			300,000部	320,996名		
③ 暮らしのガイド及び新宿区地図の全戸配布	区内世帯					209,966世帯	205,652世帯
④ 障害者向け便利帳の製作及び配布(点字版便利帳など)	希望する障害者					161部	161名

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	横ばい	
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		暮らしのガイドは、暮らしに役立つ情報誌として、各種行政サービスや医療機関の情報のほか、特集ページ(防災・減災対策及び区の文化資源等)を掲載しています。各家庭で活用されているため、必要な出版物と考えています。また、グラフ新宿区も、区の多様な魅力の発信ツールとして、必要な出版物と考えています。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題					
	有	連携・統合済	計画	84	区政情報提供サービスの充実		類似・関連事業は、区政情報提供サービスの充実事業です。ホームページを活用し、情報発信しています。 区全体のサービスや手続き方法等、広く区民に周知する必要があるため、受益者負担については対象外です。			
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	無	対象外	暮らしのガイドは、平成18年度から、区民参加による「新宿PRプロジェクト」として、制作委託企業の協力の下、区民サポーター(キャッチコピーや写真の選定を行うほか、施設やお店の感想などを寄せる)が特集ページを製作しています。							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	有	実施済	企業	委託	読みやすく工夫した編集及び広告の収集					
			区民	事業協力	区民サポーターによる取材等					

分析結果

方向性	継続	内容	行政情報や医療機関情報は、区民はもとより、新宿区に転入してきた方には欠かせない情報です。また、グラフ新宿区も、区の魅力を発信する冊子として活用されており、今後も引き続き取り組んでいきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

590 - 3

経常事業名

広報活動

予算 事業名	ケーブルテレビを活用した映像提供				事業 開始	平成 22 年度	所管	区長 室
事業 目的	ケーブルテレビを活用して区政や新宿のまちの魅力を紹介する広報番組を制作及び放送し、映像を通して分かりやすく区政情報を発信します。				事業 手段	区政の最新情報や身近なまちの話題を紹介する広報番組を制作し、新宿区内の約96,000世帯が加入するケーブルテレビ「J:COM港・新宿(11チャンネル)」で放送しています(制作した各番組を1か月間、毎日3回放送)。 平成26年度からは年間を通した放送枠を確保し、新宿区の広報番組を毎日視聴できるようにしました。区長自らが区政の旬な話題を紹介する番組「こんにちは新宿区長です!」のほか、地域で活躍する区民の皆さんをリポートする新番組「わたしのまち新宿」の制作も始まり、地域の多彩な魅力を発信しています。 また、幅広い世代の方や区外にお住まいの方も番組を視聴できるよう、動画投稿サイト「Youtube(ユーチューブ)」からも動画配信しています。		
対象	区民等							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	12,488	15,662	22,140	50,290	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	12,488	15,662	22,140	50,290	備考
事業 費の 主たる 用途	①広報番組「こんにちは新宿区長です!」の制作	単価 千円	3,122	3,011	2,430		
		数量 本	4	5	5	14	
	計 千円		12,488	15,057	12,150	39,695	
	②広報番組「わたしのまち新宿」の制作	単価 千円	—	—	1,350		
		数量 本	—	—	7	7	
	計 千円		—	—	9,450	9,450	
③新春特別番組「新宿区長 新年のあいさつ」の制作	単価 千円	—	525	540			
	数量 本	—	1	1	2		
計 千円		—	525	540	1,065		
当初予算額(B)		千円	10,500	14,700	22,140	47,340	
執行率(A/B×100)		%	118.9	106.5	100.0	106.2	
予算現額(C)		千円	12,488	15,662	22,140	50,290	
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	

担当する常勤職員	人	0.50	0.50	1.00	2.00
担当する非常勤職員					

経常事業名	広報活動	590 - 3	予算事業名	ケーブルテレビを活用した映像提供
-------	------	---------	-------	------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① ケーブルテレビでの放送時間	ケーブルテレビ加入者	120時間	約114,000世帯	128時間	約100,000世帯	373時間	約96,000世帯
② 「Youtube」で動画配信しているケーブルテレビ制作番組数	区民をはじめ世界各国の人	14本		20本		33本	
③ 番組動画配信の視聴回数	区民をはじめ世界各国の人	4,900回		6,782回		9,258回	
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	増加	①	横ばい	③	増加	
	②	増加	④		②	増加	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		テレビを活用した広報活動は、視覚的にも聴覚的にも臨場感あふれる多様な情報を発信できるとともに、ホームページ等を利用するのが難しい高齢者にとっては、身近で分かりやすい情報収集手段となっています。さらに、「Youtube」を活用することで、新宿の多彩な魅力を世界中に広く発信できる手段としても有効であるため、継続して実施することが必要です。							
類似・関連事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	有 連携・統合 済	計画 84	区政情報提供サービスの充実		類似・関連事業は、区政情報提供サービスの充実事業です。ホームページを活用し、情報発信しています。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容		対象を限定せず、より多くの人への区政情報の発信を目的としているため、受益者負担の対象外です。 J:COM港・新宿に制作委託しているため、協働の対象外ですが、地域で活躍する多くの区民が出演しています。				
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	<p>事業の開始以降、番組の制作本数を増やすとともに、年間を通した放送枠を確保して、新宿区の情報発信に努めてきました。</p> <p>また、当初は最新の区政情報のみを取り上げていましたが、地域の特色あるイベントや、まちの知られざる歴史・文化なども積極的に紹介することで、視聴者に新宿の多彩な魅力を知っていただき、まちへの愛着と関心が深まるよう番組内容の充実を図っています。</p> <p>世界中に新宿の魅力を広めるため、番組を「YouTube」でも動画配信し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、シティプロモーションの取組にもつながると考えています。</p>
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート

590 - 4

経常事業名

広報活動

予算 事業名	広報車による周知活動				事業 開始	不明	所管	区長 室
事業 目的	広報車に掲示する看板やスピーカー音声により、災害時の緊急情報や区政に関する重要なお知らせ等を迅速に街頭周知します。また、広報紙の配達にも活用します。				事業 手段	1 広報車 1台 (車種:日産アベニールサリュウ 1,800cc) 【平成16年6月新規購入】		
対象	区民等			2 稼働日数等(平成26年度実績) (1)稼働日数 201日 (2)稼働回数 476回 (3)走行距離 6,74km (ガソリン消費量 975リットル)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		3 周知活動(平成26年度実績) 47日 看板等の掲出や音声を流して走行		
根拠 法令 等	新宿区広報広聴事務処理規程							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	232	388	237	857	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	232	388	237	857	備考
事業費の 主たる 用途	①燃料費	単価 千円	走行距離により異なる	走行距離により異なる	走行距離により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	140	120	150	410	
	②修繕費	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	60	163	38	261	
	③保険料	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	26	71	58	155	
当初予算額(B)		千円	413	464	379	1,256	
執行率(A/B×100)		%	56.2	83.6	62.5	68.2	
予算現額(C)		千円	309	464	379	1,152	
執行率(A/C×100)		%	75.1	83.6	62.5	74.4	

担当する常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	3.00
担当する非常勤職員					

経常事業名	広報活動	590 - 4	予算事業名	広報車による周知活動
-------	------	---------	-------	------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 区政に関する情報の周知	区民	89日	321,172名	71日	324,082名	70日	327,712名
② 広報紙の配送	広報紙 配布協力場所	36回		36回		36回	
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい	
	②	横ばい	④		②	横ばい	④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	VII	区の特徴や魅力を継承・発展・創造し情報発信する事業						行政領域・中	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		災害時の緊急情報や区政に関する重要なお知らせ等を迅速に提供するほか、広報紙の配達等のために欠かせないため、継続して事業実施することが必要です。								
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無 対象外					○類似・関連事業 類似・関連事業はありませんが、災害時には庁用車を所有する関連部署と連携しながら緊急情報の周知に努めています。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容			○受益者負担 区政情報を広く区民に周知する必要があるため、受益者負担については対象外です。				
	無 対象外					○協働 区政情報の提供を目的とする広報車による周知活動は、区の責任において実施すべき業務で、協働にはなじみません。				
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無 対象外									

分析結果

方向性	継続	内容	区政情報等を広く区民に提供するために、広報車の活用は欠かせません。今後も、アイドリングストップなど環境に配慮した走行に心掛けながら本事業を継続します。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

591

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営				
事業の 目的	<p>情報公開を積極的に推進することにより、区政の透明性を高め、説明責任を果たすことにより、区民の区政への参画を図ることを目的としています。</p> <p>また、区民のプライバシーを保護するため区が個人情報の取扱いに関するルールを定め、適正に運用するとともに、区民等に自己情報開示請求権等を設けることにより、基本的人権を守っていくことを目的としています。</p>						事業 概要	<p>区が保有する情報を積極的に区民等に提供することにより、区政の透明性を高め、区の説明責任を全うします。また、個人のプライバシーを保護するため区における個人情報の取扱いについてルールを定め、基本的人権を擁護します。</p> <p>両制度の全般に関する事務(条例、解釈・運用、審査会、審議会、PR等)は区政情報課が担当し、公開請求、自己情報開示請求等の個別の事務は情報の保有課が実施しています。</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会は、公開決定等に対する不服申立を第三者の立場から審査する附属機関で、不服申立件数によりますが年7回程度開催しています。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問事項等を審議し、意見を述べる附属機関で、年8回程度開催しています。</p>			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治			実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金
根拠 法令 等	<p>新宿区情報公開条例 新宿区個人情報保護条例 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例 新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例</p>										
予算 事業	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営										

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	2,866	2,236	3,100	8,202	
	特定財源	千円	9	2	7	18	
一般財源投入率		%	99.7	99.9	99.8	99.8	
事業経費		千円	2,875	2,238	3,107	8,220	
当初予算額(事業費)		千円	3,762	4,009	3,620	11,391	
執行率		%	76.4	55.8	85.8	72.2	
予算現額(事業費)		千円	2,983	3,888	3,648	10,519	
執行率		%	96.4	57.6	85.2	78.1	
担当する常勤職員		人	1.00	1.00	1.00	3.00	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	区が区民の知る権利を保障するために情報公開等を推進していくこと、及び区民の基本的な権利を保障するために区が個人情報の取扱いのルールを定め、それを遵守していくことは引き続き必要です。 審査会、審議会は、諮問・報告案件に応じて必要な回数・時間で開催していて、開催経費(委員報酬、会議録作成等)は適切に執行されています。また、公文書の写しの交付に当たり、受益者負担も実施しており、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営」の事業は適切に執行されています。
有効性	適切	両制度の全般に関する事務(条例、解釈・運用、審査会、審議会、PR等)は区政情報課が担当し、公開請求、自己情報開示請求等の個別の事務は情報の保有課が区政情報課のサポートの下に処理することにより、両制度が適正かつ円滑に運営されています。 審査会は、学識経験者5名で構成され、第三者の立場から専門的な見地による評価を加味することによって、不服申し立てに対してより客観的で合理的な解決を図ることができています。 審議会は、学識経験者3名、議員5名、団体の構成員5名、区民2名の15名で構成され、より広い分野の委員から様々な意見を聞くことにより、両制度の適正な運営に役立っています。
効率性	適切	公開請求等を請求対象情報を保有する課で受け付け、制度主管課の区政情報課と連携して処理する方式を採ることにより、迅速に区全体が均一的な公開等決定までを行うことができ、効率的な執行となっています。
総合評価	適切	両制度の適正かつ円滑な運営を図り、事業目的を達成していくために、区政情報課を中心に区全体で実施していく事業手法は適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	両制度をより利用しやすい制度とするために、平成25年度には公開請求できる者を「何人も」に拡大し、平成26年度には、公開請求方法に電子申請サービスによる申請をできるようにするとともに、公文書公開・自己情報開示方法にCD-Rによる交付もできるように改善してきました。今後も、情報化の進展に対する対応など、社会情勢の変化や運用実績を踏まえ、より良い制度となるよう改善を図っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合不可	実施済	対象外	
改革改善の内容	審査会事業の類似・関連事業として区民の声委員会事業があげられますが、区民の声委員会は区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関であり、審査会は公開請求等に対する決定の不服申立の審査を行う機関であるので、連携・統合はできません。	公文書の写しの交付に当たっては、作成に要する費用の徴収を行っています。また、審査会、審議会の運営に関しては、附属機関の運営経費であり、受益者負担の対象外です。	両制度は個人情報や機密文書を取り扱うため、また、審査会、審議会は附属機関を運営する事業であり、協働の対象外です。	

事業目的 情報公開を積極的に推進することにより、区政の透明性を高め、説明責任を果たすことにより、区民の区政への参画を図ることを目的としています。 区民のプライバシーを保護するため区が個人情報の取扱いに関するルールを定め、適正に運用するとともに、区民等に自己情報開示請求権等を設けることにより、基本的人権を守っていくことを目的としています。	情報公開:何人も 個人情報:区民等				事業手段 両制度の全般に関する事務(条例、解釈・運用、審査会、審議会、PR等)は区政情報課が担当し、公開請求、自己情報開示請求等の個別の事務は情報の保有課が実施しています。 情報公開・個人情報保護審査会は、公開決定等に対する不服申立を第三者の立場から審査する附属機関で、不服申立件数により年7回程度開催しています。 情報公開・個人情報保護審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問事項等を審議し、意見を述べる附属機関で、年8回程度開催しています。
	事業区分 <input type="checkbox"/> 法定受託 <input type="checkbox"/> 都委任 <input type="checkbox"/> 義務的自治 <input checked="" type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等 新宿区情報公開条例 新宿区個人情報保護条例 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例 新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例					

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	2,866	2,236	3,100	8,202	
	特定財源	千円	9	2	7	18	
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円	9	2	7	18	
一般財源投入率		%	99.7	99.9	99.8	99.8	
事業経費(A)		千円	2,875	2,238	3,107	8,220	備考
事業費の主たる用途	①審査会の運営(委員報酬、お茶、テープ反訳)	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,136	382	1,186	2,704	
	②審議会の運営(委員報酬、公募委員選定謝礼、お茶、テープ反訳)	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	1,595	1,420	1,801	4,816	
	③その他(追録図書等、事務用品、郵便料、パンフレット作成)	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	144	436	120	700	
当初予算額(B)		千円	3,762	4,009	3,620	11,391	
執行率(A/B×100)		%	76.4	55.8	85.8	72.2	
予算現額(C)		千円	2,983	3,888	3,648	10,519	
執行率(A/C×100)		%	96.4	57.6	85.2	78.1	
担当する常勤職員		人	1.00	1.00	1.00	3.00	
担当する非常勤職員							

経常事業名	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営
-------	---------------------

591 - 1

予算事業名	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営
-------	---------------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 公文書公開請求件数	25年7月から「区民等」から「何人も」へ	257件	—	237件	—	274件	—
② 自己情報開示等件数	区民等	104件	—	108件	—	146件	—
③ 審査会の運営	諮問件数	12回	3件	4回	1件	12回	5件
④ 審議会の運営	諮問・報告件数	8回	83件	7回	76件	8回	80件

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③	横ばい	①	横ばい	③	横ばい	
	②	横ばい	④	横ばい	②	横ばい	④	横ばい	
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		両制度の適正かつ円滑な運営を図り、事業目的を達成していくため、引き続き区政情報課を中心に区全体で実施していく必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名		理由・課題				
	有 連携・統合 不可	経常 588	区民の声委員会の運営		審査会事業の類似・関連事業として区民の声委員会事業があげられますが、区民の声委員会は区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関であり、審査会は公開請求等に対する決定の不服申立の審査を行う機関であるので、連携・統合はできません。 公文書の写しの交付に当たっては、作成に要する費用の徴収を行っています。また、審査会、審議会の運営に関しては、附属機関の運営経費であり、受益者負担の対象外です。 両制度は個人情報や機密文書を取り扱うため、また、審査会、審議会は附属機関を運営する事業であり、協働の対象外です。				
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	有 実施済	その他	公文書の写しの作成費用						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	両制度の適正かつ円滑な運営を図り、事業目的を達成していくため、引き続き区政情報課を中心に区全体で実施していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

592

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	区政情報センターの運営					
事業の 目的	中央図書館区役所分室としての図書館資料と各課の行政資料を体系的に整理し、一元的に区民等に情報提供をできるようにするとともに、区政に関する区民等からの相談に応じ、行政資料の有償頒布、情報検索用パソコンの利用等も行うことにより、区民等が1か所で区政情報の提供を受けられるようにしています。						事業 概要	区政情報センターは、中央図書館区役所分室・行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーにより構成され、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	(1) 図書館区役所内分室・行政資料コーナー 図書館資料・行政資料の収集・整理・保存・廃棄を行い、区民等へ館内での閲覧、貸出を行っています。 (2) 区民相談コーナー 区民相談窓口を設け、区政全般に関する相談及び案内を行っています。 (3) 情報コーナー 区政に関する案内、情報公開制度の案内、有償刊行物の頒布、広報ビデオの上映、情報検索用パソコンの利用を行っています。							
根拠 法令 等	新宿区区政情報センター設置要綱、新宿区立図書館条例、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、新宿区行政資料の整理、保存及び利用に関する取扱要綱、新宿区区政情報センター資料取扱要綱、新宿区印刷物取扱要綱、新宿区有償刊行物取扱要綱							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	区政情報センターの運営											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
図書館資料、行政資料の貸出冊数	図書館資料、行政資料の貸出冊数	65冊	70冊
区民相談、案内件数	区政全般に関する相談及び案内の件数	380件	400件
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	846	777	764	2,387	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	846	777	764	2,387	
当初予算額（事業費）		千円	1,039	913	869	2,821	
執行率		%	81.4	85.1	87.9	84.6	
予算現額（事業費）		千円	882	913	869	2,664	
執行率		%	95.9	85.1	87.9	89.6	
担当する常勤職員		人	3.00	5.00	5.00	13.00	
担当する非常勤職員			4.00	2.00	1.00	7.00	

経常事業	592
------	-----

所属部	区長室	所管課	区政情報課
-----	-----	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	中央図書館区役所分室・行政資料コーナー、区民相談、区政情報の提供は、区の責任において実施すべき業務です。また、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収できない(図書館法第17条)ため、受益者負担は求められません。
手段の妥当性	適切	区の行政資料について、各課から送付を受け、体系的に整理、保存して、一元的に区民に提供を行うこと、行政資料の有償頒布を行うこと、情報検索用パソコンの利用を行うことにより、区民等の区政情報に対する色々な収集手段のニーズに対応して適切です。
効果的 効率的	適切	区政に関する区民等からの相談及び区政情報の提供に当たって、1か所で一体的に集中管理することにより、区民等の利便が図られ、併せて窓口事務の効率的かつ円滑な運営が図られています。
目的又は実績の評価	適切	行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーの一体的運営により、区民等の利便性を図るとともに、区民との情報の共有化を進めています。また、区民の区政への関心を高め、区政への参画のきっかけとなる機会の拡大を図るためにも、引き続き実施していきます。
総合評価	適切	区政情報センターで行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーを一体的運営をすることにより、区民との情報の共有化が進み、区民の区政への関心が高まるとともに、区政への参画のきっかけとなる機会の拡大が図られています。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区政情報センターを利用しやすい施設とするため、行政資料の充実を図り、相談者が外から見えないように相談コーナーのパーテーションの配置を変更し、有料コピー機を分かりやすい場所に配置するなど、改善してきました。今後も、更なる利便性の向上と収集体制の強化による行政資料の充実を図っていきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合済	実施済	対象外	
改革改善の内容	中央図書館区役所内分室の管理・運営に関する事務を教育委員会から委任を受け、事務を執行して連携済です。	図書館法第17条により、入館料等の徴収が禁じられています。 区民相談、区政情報の提供は、区の責任において実施すべき業務で、受益者負担にはなじみません。 ただし、有償刊行物については、印刷経費相当額を徴収しています。	図書館、区民相談、区政情報の提供は、区の責任において実施すべき業務で、協働の対象外です。	

予算事業シート

592 - 1

経常事業名

区政情報センターの運営

予算事業名	区政情報センターの運営				事業開始	平成 15 年度	所管	区長 区政情報	室 課
事業目的	図書館分室としての図書館資料と各課の行政資料を体系的に整理し、一元的に区民等に情報提供をできるようにするとともに、区政に関する区民等からの相談にも応じ、行政資料の有償頒布、情報検索用パソコンの利用も行うことにより、区民等が1か所で区政情報の提供を受けられるようにしています。				事業手段	(1) 中央図書館区役所内分室・行政資料コーナー 1年間で、図書館資料(図書30冊、雑誌9誌、新聞6紙)を購入し、行政資料260点を各課等から収集し、利用者に提供しています。 (2) 区民相談コーナー 区民相談窓口を設け、区政全般に関する相談(160件)及び案内(990件)を行っています。 (3) 情報コーナー 区政に関する案内、情報公開制度の案内、有償刊行物の頒布(970冊)、広報ビデオの上映、情報検索用パソコンの利用(800人)を行っています。			
対象	区政情報センター利用者								
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	新宿区区政情報センター設置要綱、新宿区立図書館条例、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、新宿区行政資料の整理、保存及び利用に関する取扱要綱、新宿区区政情報センター資料取扱要領、新宿区印刷物取扱要綱、新宿区有償刊行物取扱要綱				※上記(1)~(3)の冊数等の数値は、平成24~26年度の平均数値です。				

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	846	777	764	2,387	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	846	777	764	2,387	備考
事業費の主たる用途	①図書、雑誌、新聞の購入	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量 冊、紙	48	45	46	139	
		計 千円	661	624	633	1,918	
	②情報検索用パソコンのプロバイダ料金(NTT回線使用料を含む)	単価 千円	106	106	103		
		数量 年	1	1	1	3	
		計 千円	106	106	103	315	
	③その他(図書整理用品、事務用品)	単価 千円	—	—	—		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	79	47	28	154	
当初予算額(B)		千円	1,039	913	869	2,821	
執行率(A/B×100)		%	81.4	85.1	87.9	84.6	
予算現額(C)		千円	882	913	869	2,664	
執行率(A/C×100)		%	95.9	85.1	87.9	89.6	

担当する常勤職員	人	3.00	5.00	5.00	13.00
担当する非常勤職員		4.00	2.00	1.00	7.00

経常事業名	区政情報センターの運営	592 - 1	予算事業名	区政情報センターの運営
-------	-------------	---------	-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 図書館資料、行政資料の貸出冊数	貸出登録者数	67冊	44人	63冊	47人	65冊	47人
② 蔵書数	来館者	3,740冊	不明	3,721冊	不明	3,817冊	不明
③ 区民相談、案内件数	相談・案内利用者	1,984件	1,984人	1,103件	1,103人	380件	380人
④ 情報検索用パソコンの設置台数	パソコン利用者	2台	1,111人	2台	762人	2台	532人

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③	減少	①	横ばい	③	減少	横ばい	
	②	横ばい	④	横ばい	②	予測不可	④	減少		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区民相談件数、パソコン利用者は減少傾向にあるものの、相談及び区政情報の提供を1か所で一体的に集中管理することにより、区民等の利便を図り、併せて窓口事務の効率的かつ円滑な運営を図っていくことは、区民との情報の共有化を進めることにつながり、区民の区政への関心を高め、区政への参画のきっかけとなる機会の拡大を図るためにも、引き続き必要です。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	有	連携・統合済	経常	156	図書館の管理運営			図書館区役所内分室の管理・運営に関する事務を教育委員会から委任を受け、事務を執行しており、連携済です。 図書館法第17条により、入館料等の徴収が禁じられています。 区民相談、区政情報の提供は、区の責任において実施すべき業務で、受益者負担にはなじみません。 ただし、有償刊行物については、印刷経費相当額を徴収しています。		
受益者負担	状況	分類	主たる内容							
	有	実施済	その他	有償刊行物の販売						
協働	状況	対象	形態	相手方の役割						
	無	対象外		図書館、区民相談、区政情報の提供は、区の責任において実施すべき業務で、協働の対象外です。						

分析結果

方向性	継続	内容	区民相談件数、パソコン利用者は減少傾向にあるものの、相談及び区政情報の提供を1か所で一体的に集中管理することにより、区民等の利便を図り、併せて窓口事務の効率的かつ円滑な運営を図っていくため、引き続き事業を実施していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

596

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	特別職報酬等審議会の運営					
事業の 目的	区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額に関する条例を議会に提出するに当たり、公正な立場から客観的に判断するため、あらかじめ第三者機関である審議会において、議員報酬等の額の審議を行うことを目的としています。						事業 概要	区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額について、区長からの諮問に応じて、審議を行っています。 ○組織: 審議会委員 区民10名 (内訳 公募委員2名、学識経験者1名、弁護士1名、各種団体の代表6名) ○任期: 2年 ○審議会の開催回数: 平成24年度 2回(答申1回) 平成25年度 4回(意見1回、答申1回) 平成26年度 1回(答申1回)				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治								
根拠 法令 等	新宿区特別職報酬等審議会条例							実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	特別職報酬等審議会の運営											

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	150	370	100	620	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	150	370	100	620	
当初予算額(事業費)		千円	300	300	300	900	
執行率		%	50.0	123.3	33.3	68.9	
予算現額(事業費)		千円	300	370	300	970	
執行率		%	50.0	100.0	33.3	63.9	
担当する常勤職員		人	0.40	0.30	0.30	1.00	
担当する非常勤職員							

経常事業	596
------	-----

所属部	総務部	所管課	総務課
-----	-----	-----	-----

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	本事業については、特別職報酬等審議会の委員報酬の経費を毎年計上しています。毎年の審議会の活動実績に応じて、経費は増減していますが、必要最低限の回数で審議しており、予算執行は適切であると考えます。
有効性	適切	公募委員、各種団体の代表、弁護士、学識経験者など、多様な立場の区民10名で構成し、区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額について、幅広い視点で審議をしています。 したがって、第三者機関の意見を聞き、公正な立場から客観的に判断するという事業の目的に対して、有効に機能していると考えます。
効率性	適切	一般職の給与の動向や区の財政状況、国・都・他区の状況等、議論に必要な情報の提供を行うことで、密度の濃い議論を重ねて短い時間で答申や意見を受けることができ、効率的な会議運営が行われていると考えます。
総合評価	適切	多様な立場で構成する委員により、一般職の給与の動向や区の財政状況、国・都・他区の状況等を踏まえ、幅広い視点から議論を行い、区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額の見直しに反映が行えていることから、適切な事業運営がなされているものと考えます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額については、額の公正を期するため、客観的に判断する必要があることから、引き続き、実施していきます。 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて教育長が特別職に位置付けられたことや行政の一層の透明性を図る観点から、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員の報酬等の額についても、審議会の審議事項に加えます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	特別職報酬等審議会と類似する会議等はありません。	審議会を開催する事業であるため、受益者負担は発生しません。	区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額について審議を行う附属機関であり、協働にはなじみません。	

予算 事業名	特別職報酬等審議会の運営				事業 開始	昭和 39 年度	所管	総務 総務	部 課
事業 目的	区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額に関する条例を議会に提出するに当たり、公正な立場から客観的に判断するため、あらかじめ第三者機関である審議会において、議員報酬等の額の審議を行うことを目的としています。				事業 手段	区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額について、区長からの諮問に応じて、審議を行っています。 ○組織：審議会委員 区民10名 (内訳 公募委員2名、学識経験者1名、弁護士1名、各種団体の代表6名) ○任期：2年 ○審議会の開催回数： 平成24年度 2回(答申1回) 平成25年度 4回(意見1回、答申1回) 平成26年度 1回(答申1回)			
	対象								
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区特別職報酬等審議会条例								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	150	370	100	620	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	150	370	100	620	備考
事業 費の 主たる 用途	① 委員報酬	単価 千円	10	10	10		
		数量 人	審議会出席 者数による	審議会出席 者数による	審議会出席 者数による	0	
		計 千円	150	370	100	620	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	300	300	300	900	
執行率(A/B×100)		%	50.0	123.3	33.3	68.9	
予算現額(C)		千円	300	370	300	970	
執行率(A/C×100)		%	50.0	100.0	33.3	63.9	

担当する常勤職員	人	0.40	0.30	0.30	1.00	
担当する非常勤職員						

経常事業名	特別職報酬等審議会の運営	596 - 1	予算事業名	特別職報酬等審議会の運営
-------	--------------	---------	-------	--------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 特別職報酬等審議会の開催回数		2回	—	4回	—	1回	—
②							
③							
④							

分析

数量分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測	
	①	横ばい	③		①		③		横ばい	
	②		④		②		④			
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額については、額の公正を期するため、客観的に判断する必要があることから、引き続き、実施していきます。								
類似・関連事業	状況	番号	事業名			理由・課題				
	無	対象外				特別職報酬等審議会と類似する会議等はありません。				
受益者負担	状況	分類	主たる内容			審議会を開催する事業であるため、受益者負担は発生しません。				
	無	対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割			区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額について審議を行う附属機関であり、協働にはなじみません。			
	無	対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	<p>区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額については、公正な立場から客観的に判断する必要があることから、引き続き、実施していきます。</p> <p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて教育長が特別職に位置付けられたことや行政の一層の透明性を図る観点から、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員の報酬等の額についても、審議会の審議事項に加えます。</p> <p>なお、平成26年度は、審議会の開催が1回だったため執行率は低くなりましたが、必要最低限の回数で効果的・効率的に審議しています。</p>
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シートⅡ

597

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	2	基本 施策	②	経常 事業名	公益保護通報制度の運営				
事業の 目的	法令・条例の違反等、区の公益を害する事実を早期に発見し、是正していくことで、区民生活の安定及び健全な区政と信頼の確保を目的として、公益保護通報制度を運営しています。						事業 概要	公益を害する事実の通報を受けけるために、区長が弁護士3名を新宿区公益保護委員として委嘱しています。 委員は、区民、職員等からの通報を受け、必要な場合には調査を実施します。 是正等の措置を講ずべき事実があるときは、区長に勧告するとともにその内容を公表します。区長は是正等の措置を講じるとともに、その結果を公表します。			
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	(公益通報実績) 通報、相談、区職員への研修 平成24年度 0件、18件、1回 103人 平成25年度 0件、13件、1回 111人 平成26年度 0件、11件、1回 94人					
根拠 法令 等	公益通報者保護法 新宿区公益保護のための通報に関する条例 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例						実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
	予算 事業	公益保護通報制度の運営									

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	3,600	3,600	3,600	10,800	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	3,600	3,600	3,600	10,800	
当初予算額（事業費）		千円	4,408	4,408	4,208	13,024	
執行率		%	81.7	81.7	85.6	82.9	
予算現額（事業費）		千円	4,408	4,338	4,208	12,954	
執行率		%	81.7	83.0	85.6	83.4	
担当する常勤職員		人	0.10	0.10	0.10	0.30	
担当する非常勤職員							

経常事業	597
------	-----

所属部	総務部	所管課	総務課
-----	-----	-----	-----

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
予算事業の総括	適切	公益を害する事実についての通報を、第三者機関である「新宿区公益保護委員」が受け付けて是正していく仕組みとしています。これまで通報実績はないものの、電話等による相談受付、新任職員研修において公益保護通報制度に関する講義を行い、職員に法令遵守の意識付けも行っています。第三者機関として中立性を確保しつつ調査等を行っていく必要があることから、公益保護通報制度の運営に必要な委員報酬、調査経費を区として確保していくことは、適切であると考えます。
有効性	適切	通報者の情報を保護するとともに、公益保護のための通報を公正に処理することができるよう、弁護士を新宿区公益保護委員として委嘱しています。これにより、区民等から信頼される制度となっており有効性が高いと評価します。
効率性	適切	公益保護委員は3名体制で運営しており、通報を受け付けた場合には、迅速に調査を行うとともに、合議制により勧告等の内容を審議することが可能となるため、効率的な運営体制であると考えています。
総合評価	適切	平成24年度から平成26年度までの3年間の実績として、公益を害する事実についての通報実績はなく、また、公益保護に関する相談件数も平成26年度は11件という状況ですが、区民生活の安全と区政の信頼性を確保していくためには、欠くことのできない仕組みと考えています。また、職員の規範意識向上にも寄与していることから、適切に制度は運営されていると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	平成24年度から平成26年度までの3年間の実績として、公益を害する事実についての通報実績はありません。また、公益保護に関する相談件数は、平成26年度は11件という状況です。通報がないことは区政が健全に運営されているためと考えられますが、制度が広く区民、職員等へ浸透していない面もあると思われます。そのため、公益保護のための通報を受け付ける制度を、引き続き区民、職員等へ周知していく必要があります。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	公益通報者保護法等に規定する通報対象事実を受け付け、調査し必要な場合には、区に勧告を行う仕組みであり、類似・関連事業はありません。	サービスを提供する事業ではないため、受益者負担の考え方は、なじみません。	区が委嘱した弁護士が公益保護委員となって通報を受け、通報事実の調査を行うため、この事業に協働はなじみません。	

予算 事業名	公益保護通報制度の運営				事業 開始	平成 18 年度	所管	総務 部 総務 課
事業 目的	法令・条例の違反等、区の公益を害する事実を早期に発見し、是正していくことで、区民生活の安定及び健全な区政と信頼の確保を目的として、公益保護通報制度を運営しています。				事業 手段	公益を害する事実の通報を受け付けるために、区長が弁護士3名を新宿区公益保護委員として委嘱しています。 委員は、区民、職員等からの通報を受け付け、必要な場合には調査を実施します。 是正等の措置を講ずべき事実があるときは、区長に勧告するとともにその内容を公表します。区長は是正等の措置を講じるとともに、その結果を公表します。		
	対象	区民、職員等				(公益通報実績) 通報、相談、区職員への研修 平成24年度 0件、18件、1回 103人 平成25年度 0件、13件、1回 111人 平成26年度 0件、11件、1回 94人		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	公益通報者保護法 新宿区公益保護のための通報に関する条例 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	3,600	3,600	3,600	10,800	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	3,600	3,600	3,600	10,800	備考
事業 費の 主たる 用途	① 委員報酬	単価 千円	—	—	—		
		数量 人	3	3	3	9	
		計 千円	3,600	3,600	3,600	10,800	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	4,408	4,408	4,208	13,024	
執行率(A/B×100)		%	81.7	81.7	85.6	82.9	
予算現額(C)		千円	4,408	4,338	4,208	12,954	
執行率(A/C×100)		%	81.7	83.0	85.6	83.4	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

経常事業名	公益保護通報制度の運営
-------	-------------

597 - 1

予算事業名	公益保護通報制度の運営
-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 公益通報の受付件数	区民、職員等	0件	—	0件	—	0件	—
② 公益通報の相談件数	区民、職員等	18件	—	13件	—	11件	—
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		区の公益を保護するための通報を受け付けるための事業であり、今後も継続する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	無	対象外					公益通報者保護法等に規定する通報対象事実を受け付け、調査し必要な場合には、区に勧告を行う仕組みであり、類似・関連事業はありません。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			サービスを提供する事業ではないため、受益者負担の考え方は、なじみません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			区が委嘱した弁護士が公益保護委員となって通報を受け付け、通報事実の調査を行うため、この事業に協働はなじみません。				

分析結果

方向性	継続	内容	平成24年度から平成26年度までの3年間の実績として、公益を害する事実についての通報実績はありません。また、平成26年度の公益保護に関する相談件数は、11件という状況です。通報がないことは区政が健全に運営されているためと考えられますが、制度が広く区民、職員等へ浸透していない面もあると思われます。そのため、公益保護のための通報を受け付ける制度を、引き続き区民、職員等へ周知していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

621

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	3	基本 施策	人事 制度 全般	経常 事業名	職員の福利厚生				
事業の 目的	地方公務員法第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定めています。 この事業では、法の規定に基づく福利厚生として、職務上被服を必要とする職員に被服貸与することにより、安全確保や衛生管理、公務能率の向上を図ることを目的としています。 また、条例で設置している新宿区職員互助会が実施する福利厚生事業及び職員文化体育事業への助成を通じて、職員の相互扶助及び福利厚生の向上を図ることを目的としています。					事業 概要	新宿区に勤務する一般職員及び再任用職員のうち、職務遂行上必要な被服を購入し、当該職員に貸与します。 また、新宿区に勤務する常勤職員、再任用職員、再雇用職員（一部を除く。）等これに準ずる者の相互扶助及び福利厚生を目的とする職員互助会に対して、福利厚生事業及び文化体育事業を助成するための補助金を交付しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治							
根拠 法令 等	新宿区被服貸与規程 地方公務員法第42条 新宿区職員互助会に関する条例 新宿区職員互助会規程					実施 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理	
予算 事業	職員の被服貸与			職員互助会補助金							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	本事業は、新宿区に勤務する職員等の福利厚生を充実させる事業です。福利厚生の充実により、職員の勤務意欲及び勤務能率の向上につながると考えますが、これを数値化することは困難であり、目標・指標の設定はできません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	68,652	51,470	37,314	157,436	予算事業「派遣職員住宅の維持管理」の事業経費を含みます。
	特定財源	千円	577	573	577	1,727	
一般財源投入率		%	99.2	98.9	98.5	98.9	
事業経費		千円	69,229	52,043	37,891	159,163	
当初予算額（事業費）		千円	72,022	57,047	42,275	171,344	
執行率		%	96.1	91.2	89.6	92.9	
予算現額（事業費）		千円	71,231	57,048	42,275	170,554	
執行率		%	97.2	91.2	89.6	93.3	
担当する常勤職員		人	0.43	0.43	0.43	1.29	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	被服貸与は、職員が職務を遂行するに当たり、衛生環境、安全を確保するために必要なものであり、保育、調理といった衛生面の保持が必要な職場や屋外作業に従事する職場などに対し、区が被服を貸与することは適切です。 また、職員互助会は、職員から選出した理事会により運営され、福利厚生に対する職員の意見や要望を反映した互助会活動を行っています。また、外部委託により実施している事業についても、職員からの意見を集約し、毎年の契約時に契約内容を細かく見直すなど、適切な担い手により行われており、適切です。 こうした被服貸与及び互助会事業への補助は、地方公務員法に基づく使用者責任に基づくものであり、区がその経費を負担することは適切と評価します。
手段の妥当性	適切	被服貸与の対象職種は、保育・給食など衛生面の保持や、屋外、それに類する場所での維持作業等であり、貸与により、衛生環境を確保し身体的安全を守り公務能率を向上することとなるため、適切と評価します。 また、互助会事業への補助は、使用者責任分としての福利厚生事業及び文化体育事業への助成であり、職員に対する福利厚生の手段として適切と評価します。
効果的・効率的	改善が必要	被服貸与は、年度ごとに貸与対象者や貸与品目が変動することが避けられません。このため、被服の購入契約は単価契約としていますが、契約時の被服単価の上昇や予算執行率の低下につながる場合があり、経費の面では効率的な被服貸与としないことがあります。このため、今後更に効果的、効率的な被服貸与を実施するための改善が必要と評価します。 一方、職員互助会が実施する福利厚生事業及び文化体育事業は、職員の元気回復による公務能率の向上に資するものであり、区からの補助金の定期的な見直しにより経費削減を実現しながらこれらの事業を運営しているため、効果的・効率的と評価します。
目的又は実績の評価	適切	被服貸与は、被服を統一することで、職員にとっては職務遂行上衛生環境や安全の確保につながり、また区民にとっても当該職務に従事する職員であることが瞭然となるため、目的として適切と評価します。 また、職員互助会は、職員の福利厚生を充実させ、心身のリフレッシュによる職員の能率向上が効果的・効率的な区政運営に結びつくため、適切と評価します。
総合評価	適切	被服貸与については、引き続き実施する必要がありますが、更に効果的・効率的な被服貸与のあり方を検討する必要があります。 また、職員互助会の福利厚生事業委託、文化体育活動班への助成は効果的、効率的であり、今後も引き続き補助を継続する必要があると評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	職員の福利厚生は使用者責任として実施するものですが、その内容や水準は、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施することが求められます。辞退率が高まっている被服貸与については、実態調査により辞退理由の把握や貸与サイクル等の点検を行い、今後の貸与のあり方を検討していきます。また、職員互助会への補助金については、使用者責任分としての福利厚生事業委託経費、職員文化体育活動班の補助金として、今後も引き続き適正に補助を継続していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	連携・統合不可	対象外	対象外	
改革改善の内容	新宿清掃事務所と新宿区教育委員会各学校の職員には、各所属で被服を貸与しています。品目、対象、頻度等が異なるため、各所属における現状の事務処理は効率的に行われており、連携・統合によるメリットを見込むことはできません。 なお、職員互助会については、類似・関連する事業はありません。	この事業は 地方公務員法に基づく使用者責任としての福利厚生事業に限定されており、職務遂行上必要な被服の貸与や職員互助会の行う福利厚生事業への助成を行うものであるため、受益者負担にはなじみません。	使用者責任として実施する職員への被服の貸与や職員互助会の行う福利厚生事業への助成を行うものであり、事業の実施に当たり、協働にはなじみません。	

予算 事業名	職員の被服貸与				事業 開始	昭和 32 年度	所管	総務 人事	部 課
事業 目的	区に勤務する一般職員及び再任用職員に対し、被服を貸与することで職務の遂行における安全確保や衛生管理を目的としています。				事業 手段	新宿区被服貸与規程に基づき、被貸与該当者に被服貸与をしています。被服の調達については、区一括(清掃・学校等を除く)で入札を行い、貸与被服購入の契約を締結しています。被貸与者には貸与被服のサイズ、辞退の有無などを調査し、被服を貸与します。			
	対象	区に勤務する一般職員及び再任用職員(清掃職員除く)							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治					
根拠 法令 等	新宿区被服貸与規程								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	10,479	9,911	11,037	31,427	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	10,479	9,911	11,037	31,427	備考
事業 費の 主たる 用途	①貸与被服購入費	単価 千円	10,479	9,911	11,037		
		数量 件	1	1	1	3	
		計 千円	10,479	9,911	11,037	31,427	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	13,119	12,058	12,242	37,419	
執行率(A/B×100)		%	79.9	82.2	90.2	84.0	
予算現額(C)		千円	12,328	12,058	12,242	36,628	
執行率(A/C×100)		%	85.0	82.2	90.2	85.8	

担当する常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	1.20
担当する非常勤職員					

経常事業名	職員の福利厚生	621 - 1	予算事業名	職員の被服貸与
-------	---------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 貸与被服	新宿区職員	4,551着	3,674人	4,320着	3,444人	4,576着	3,708人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
	エ	社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業							
類似 ・ 関連 事業	状況		番号		事業名		理由・課題		
	有	連携・統合 不可	経常	622	学校職員の福利厚生		新宿清掃事務所と新宿区教育委員会各学校の職員には、各所属で被服を貸与しています。品目、対象、頻度等が異なるため、各所属における現状の事務処理は効率的に行われており、連携・統合によるメリットを見込むことはできません。		
受益者 負担	状況		分類		主たる内容				
	無	対象外			地方公務員法の規定に基づく福利厚生として職員の職務遂行上必要とする被服を貸与しているため、受益者負担の考えにはなじみません。				
協働	状況		対象	形態	相手方の役割				
	無	対象外			地方公務員法に基づく使用者責任として実施する職員への被服貸与のため、協働にはなじみません。				

分析結果

方向性	継続	内容	貸与被服は、職員が職務を遂行するのに当たって、衛生環境や安全確保のために必要なものであることから、引き続き実施する必要があります。辞退率が高まっている被服については、実態調査により辞退理由の把握や貸与サイクル等の点検を行い、新宿区貸与被服検討委員会において、今後の貸与のあり方を検討していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

621 - 2

経常事業名 職員の福利厚生

予算事業名	職員互助会補助金				事業開始	不明	所管	総務 人事	部 課
補助目的	区に勤務する常勤職員、再任用職員、再雇用職員(一部除く)等これに準じる者の相互扶助及び福利厚生の充実を目的としています。				補助概要	区が、区に勤務する常勤職員、再任用職員、再雇用職員(一部除く)等これに準じる者の相互扶助及び福利厚生を目的として職員互助会を設置し、職員互助会が職員に対して実施する福利厚生事業に補助金を交付しています。			
補助対象	【要件又は対象】 新宿区職員互助会				補助対象費用名等	① 福利厚生事業外部委託助成 ② 文化体育事業助成 ③ その他:			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治					
根拠法令等	地方公務員法第42条 新宿区職員互助会に関する条例 新宿区職員互助会規程								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	58,523	41,788	26,626	126,937	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	58,523	41,788	26,626	126,937	備考
事業費の主たる用途	①職員互助会補助金	単価 千円	58,523	41,788	26,626		
		数量 件	1	1	1		3
		計 千円	58,523	41,788	26,626		126,937
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	58,571	44,655	29,688	132,914	
執行率(A/B×100)		%	99.9	93.6	89.7	95.5	
予算現額(C)		千円	58,571	44,617	29,688	132,876	
執行率(A/C×100)		%	99.9	93.7	89.7	95.5	

担当する常勤職員	人	0.01	0.01	0.01	0.03
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名	利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合 %

経常事業名	職員の福利厚生	(補助金等) 621 - 2	予算事業名	職員互助会補助金
-------	---------	-------------------	-------	----------

補助率等（算出根拠）

① 福利厚生事業外部委託助成	② 文化体育事業助成	③
使用者責任分 外部委託業者1月あたり1名分の会費 @638(消費税込)×互助会会員数× 12月	職員文化体育班に対する活動補助金 及び総合文化祭活動費等	

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 福利厚生事業外部委託助成	職員互助会	8,276件	3,120人	9,606件	3,100人	8,042件	3,062人
② 文化体育事業助成	職員互助会	補助班16班	17班	補助班17班	17班	補助班14班	17班
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	概算払	選定方法	指定
	②	横ばい	②	横ばい			(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業				行政固有	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		職員の福利厚生については、地方公務員法第42条に地方自治体が行うべき事業と規定されており、新宿区では、条例により職員互助会を設置し、職員互助会が区からの助成(補助金交付)により福利厚生事業を実施しています。今後も福利厚生事業を実施するため、職員互助会への助成(補助金交付)を行っていきます。						
類似・ 関連 事業	状況		番号	事業名		理由・課題		
	無	対象外				類似・関連事業はありません。 区が、地方公務員法に基づく使用者責任として、職員互助会が行う福利厚生事業への助成(補助金交付)を行うものであり、受益者負担にはなじみません。 また、同様に、協働についても、区が使用者責任として、職員互助会が行う福利厚生事業への助成(補助金交付)を行うことから協働にはなじみません。		
受益者 負担	状況		分類	主たる内容				
	無	対象外						
協働	状況		対象	形態	相手方の役割			
	無	対象外						

分析結果

方向性	継続	内容	職員互助会は、現在、職員の福利厚生事業、文化体育事業を住民の理解が得られる内容や水準となるよう点検、見直しを行いながら効果的、効率的に実施しています。今後も、職員互助会による福利厚生事業を実施するため、区の使用者責任分として、職員互助会への助成(補助金交付)を引き続き適正に行っていきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

622

区の個別計画

基本 目標	運 I	個別 目標	3	基本 施策	人事 制度 全般	経常 事業名	学校職員の福利厚生				
事業 の 目的	【学校職員の被服貸与】 職務遂行上必要な被服を貸与することより、職務能率の向上を図ります。 【教職員互助会補助金】 新宿区教職員互助会への事業助成を行い、新宿区に勤務する教職員の親睦と相互扶助及び福利厚生の充実を図り、教職員の心身の健康の保持推進、勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を目指します。					事業 概要	【学校職員の被服貸与】 学校教職員へ貸与するために貸与被服購入契約を締結し、貸与希望及びサイズ調査に基づき購入した被服を貸与します。 【教職員互助会補助金】 新宿区立小・中・養護学校に勤務する教職員の心身の健康の保持増進や安全管理、文化行事等のレクリエーション活動を行います。				
	事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治		実 施 方	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
根拠 法令 等	地方公務員法第42条 新宿区被服貸与規程、新宿区立学校教職員の被服貸与に関する要綱、新宿区立学校等非常勤職員の被服貸与に関する要綱										
予算 事業	職員の被服貸与			教職員互助会補助金							

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
備考	教職員の心身の健康の保持促進、勤務意欲の向上及び勤務能率の増進は、学校教育の目標の達成に資すると考えますが、これを数値化することは困難であり、目標・指標の設定にはなじみません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	23,336	27,689	27,429	78,454	【補助対象事業】 ・給付金事業 ・餞別金(退職・転勤)、 人間ドック利用補助給 付、永年勤続退職者 旅行券等 ・文化事業 観劇・レクリエーション 研修サポート 区内学校親睦交流等 予算事業「職員の健 康管理」の事業経費も 含みます。
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	23,336	27,689	27,429	78,454	
当初予算額(事業費)		千円	26,274	32,259	29,549	88,082	
執行率		%	88.8	85.8	92.8	89.1	
予算現額(事業費)		千円	26,274	32,259	29,549	88,082	
執行率		%	88.8	85.8	92.8	89.1	
担当する常勤職員		人	1.40	1.40	0.60	3.40	
担当する非常勤職員					0.80	0.80	

経常事業	622
------	-----

所属部	教育委員会事務局	所管課	教育指導課
-----	----------	-----	-------

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	【職員の被服貸与】学校の教職員が職務を遂行するに当たり必要となる被服を貸与する事業であり、経費を区が負担することは適切です。 【教職員互助会】新宿区教職員互助会の目的は、新宿区立小・中・養護学校に勤務する教職員の心身の健康の保持増進や親睦を深めることです。区は地方公務員法第42条の規定に基づき、補助を行っており、区が補助金の全額を負担することは適切です。
手段の妥当性	適切	【職員の被服貸与】身体の衛生環境、安全を確保するために重要な役割を果たす被服について、一括して契約し、一定の水準を満たす統一的な仕様により調達、貸与することは適切な手段です。 【教職員互助会】新宿区立学校に勤務する教職員の心身の健康の保持増進、安全管理、文化行事等のレクリエーション活動の実施等を通じて、職員がその能力を十分に発揮し、安心・安定して公務に専念できる環境を確保することにより、職員の勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を図っています。これに対し、区が継続的な活動を行うように支援しているので適切です。
効果的 効率的	適切	【職員の被服貸与】貸与に当たっては対象者に貸与希望の有無を確認しており、過剰な貸与にならないよう注意を払っています。平成26年度からは、貸与の辞退の発生を考慮に入れた上での予算措置を行っています。 【教職員互助会】毎年、教職員互助会から事業計画書及び収支予算書の提出を受け適切に助成を行っています。また、平成24年度からは新宿区職員互助会に対する補助金との均衡を図りつつ、教職員に求められる専門性などを考慮した上で単価の精査を行いました。
目的又は実績の評価	適切	【職員の被服貸与】必要な貸与を着実に実行しており、目的は達成されています。 【教職員互助会】区からの補助金等を介して、新宿区立学校に勤務する教職員の福利厚生を充実させることで、教職員の心身の健康の保持推進、勤務意欲の向上及び勤務能率の増進に結び付くことから、適切と考えます。
総合評価	適切	【職員の被服貸与】学校に勤務する教職員が職務を円滑に遂行する上で重要な役割を果たしている事業であり、事業の実施は適切です。 【教職員互助会】教職員がその能力を十分に発揮し、安心・安定して公務に専念できる環境を確保することにより、職員の勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を図っているため適切です。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	【職員の被服貸与】学校に勤務する教職員が職務を円滑に遂行する上で重要な役割を果たしている事業であり、今後も学校の円滑な運営のために継続していきます。なお、予算については、品目ごとの辞退率等を検証しながら、必要な金額を措置する取組を引き続き行います。 【教職員互助会】教職員互助会補助金については、社会情勢等の環境の変化や対象者のニーズを踏まえ、効果的・効率的に活用していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	現在、新宿区教職員互助会が助成対象となる、類似・関連事業はありません。	助成を行うという事業の性質上、受益者負担の対象外です。	新宿区教職員互助会は自主事業のため、対象外です。	

予算 事業名	職員の被服貸与				事業 開始	不明	所管	教育委員会事務局 教育調整 課
事業 目的	職務遂行上必要な被服を貸与することにより、職務能率の向上を図ります。				事業 手段	学校教職員へ貸与するために貸与被服購入契約を締結し、貸与希望及びサイズ調査に基づき購入した作業服、運動靴等の被服を貸与します。		
	対象	学校教職員(都費教職員を含む)						
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等	新宿区被服貸与規程、新宿区立学校教職員の被服貸与に関する要綱、新宿区立学校等非常勤職員の被服貸与に関する要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	2,690	6,734	6,223	15,647	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	2,690	6,734	6,223	15,647	備考
事業費の 主たる 用途	①被服の購入	単価 千円	種類により異なる	種類により異なる	種類により異なる		
		数量	—	—	—	—	
		計 千円	2,690	6,734	6,223	15,647	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	4,185	11,213	7,767	23,165	
執行率(A/B×100)		%	64.3	60.1	80.1	67.5	
予算現額(C)		千円	4,185	11,161	7,767	23,113	
執行率(A/C×100)		%	64.3	60.3	80.1	67.7	

担当する常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.90
担当する非常勤職員					

経常事業名	学校職員の福利厚生	622 - 2	予算事業名	職員の被服貸与
-------	-----------	---------	-------	---------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 被服の貸与	学校教職員	2,690千円	1,039人	6,734千円	1,042人	6,223千円	1,037人
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		学校において、教職員が職務を遂行するに当たり必要となる被服を貸与する事業です。職務の遂行に寄与する事業であり、学校の円滑な運営のため、今後も継続する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号		事業名	理由・課題				
	有	連携・統合 不可	経常	621	職員の福利厚生	区と清掃事務所の職員には各所属で被服を貸与していますが、品目、対象、頻度等が異なるため、連携・統合によりメリットを見込むことはできません。 受益者負担については、職務遂行に必要な被服の貸与を行う事業であり、特定の者が利益を受けるものではないため対象外です。 協働事業については、貸与被服の購入という事業の性質上、対象外です。			
受益者 負担	状況	分類		主たる内容					
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外							

分析結果

方向性	継続	内容	学校に勤務する教職員が職務を円滑に遂行する上で重要な役割を果たしている事業であり、今後も学校の円滑な運営のために継続していきます。 なお、予算については、品目ごとの辞退率等を検証しながら、必要な金額を措置する取組を継続します。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

622 - 3

経常事業名	学校職員の福利厚生
-------	-----------

予算事業名	教職員互助会補助金				事業開始	昭和 30 年度	所管	教育委員会事務局 教育指導課	
補助目的	新宿区教職員互助会への事業助成を行い、新宿区に勤務する教職員の親睦と相互扶助及び福利厚生の充実に努めます。				補助概要	新宿区教職員互助会事業に対し、経費の一部を補助します。			
補助対象	【要件又は対象】 新宿区立小・中・養護学校に勤務する教職員					補助対象費用名等	① 新宿区教職員互助会事業補助金		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独自治			②		
根拠法令等	地方公務員法第42条						③	その他:	

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率	
財源内訳	一般財源	千円	7,461	7,651	7,701	22,813		
	特定財源	千円						
	分担金及び負担金	千円						
	使用料・手数料	千円						
	国・都支出金	千円						
	その他収入	千円						
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0		
事業経費(A)		千円	7,461	7,651	7,701	22,813	備考	
事業費の主たる用途	① 新宿区教職員互助会事業助成	単価 千円	7,461	7,651	7,701	22,813	【補助対象事業】 ・給付金事業 餞別金(退職・転勤)、人間ドック 利用補助給付、永年勤続退職者旅行券等 ・文化事業 観劇・レクリエーション 研修サポート 区内学校親睦交流等	
		数量 団体	1	1	1			3
		計 千円	7,461	7,651	7,701			
	③	単価 千円						
		数量						
		計 千円						
当初予算額 (B)		千円	7,461	7,599	7,840	22,900		
執行率 (A/B×100)		%	100.0	100.7	98.2	99.6		
予算現額 (C)		千円	7,461	7,651	7,840	22,952		
執行率 (A/C×100)		%	100.0	100.0	98.2	99.4		

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	学校職員の福利厚生	(補助金等) 622 - 3	予算事業名	教職員互助会補助金
-------	-----------	-------------------	-------	-----------

補助率等（算出根拠）

① 新宿区教職員互助会事業補助金	②	③
事業計画書・収支予算書の提出を受け、新宿区職員互助会等との均衡を考慮し、単価を算定しています。		

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 新宿区教職員互助会事業補助金	新宿区教職員互助会	7,460,400円	817名	7,650,900円	834名	7,840,000円	842名
②							
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法			
	①	横ばい	①	横ばい			横ばい	前金払	選定方法	指定
	②		②						(公募の場合)	
	③		③						外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域			
	II	区民の生活に必要な環境水準を確保することを目的とした事業				行政固有	適正			
必要性	区分	あり方検討の必要性								
		教職員の心身の健康の保持推進、勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を図ることが教職員の学習指導力等の向上につながり、ひいては区民である児童・生徒の学力等の向上という形で還元されるという観点から、当該補助は必要です。								
類似・ 関連 事業	状況		番号	事業名	理由・課題					
	無	対象外			【類似・関連事業】 現在、新宿区教職員互助会が助成対象となる、類似・関連事業はありません。					
受益者 負担	状況		分類	主たる内容						
	無	対象外		【受益者負担】 助成を行うという事業の性質上、受益者負担の対象外です。						
協働	状況		対象	形態	相手方の役割					
	無	対象外			【協働】 新宿区教職員互助会は自主事業のため、対象外です。					

分析結果

方向性	継続	内容	教職員の心身の健康の保持増進、安全管理、文化行事等のレクリエーション活動の実施等を通じて、職員がその能力を十分に発揮し、安心・安定して公務に専念できる環境を確保することで、職員の勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を図ることにより、区民(児童・生徒)に対してより良質な行政サービスを提供することにつながるから、今後も継続して支援していく必要があります。
-----	----	----	--

特記事項

--

経常事業評価シート I

631

区の個別計画

基本 目標	運 Ⅱ	個別 目標	1	基本 施策	②	経常 事業名	税に関する正しい知識の普及啓発					
事業の 目的	税に関する正しい知識の普及啓発を行い、納税に対する意識の高揚を図り、区税収納率の向上と区財源の安定的な確保を目的としています。						事業 概要	税に関する正しい知識を伝えるため、区内税理士会の協力を得て、税理士が専門家として、区内在住・在勤者を対象に面談形式で税に関する無料相談を行います。 また、区内の納税貯蓄組合連合会2団体に 対し、税知識の普及、納税思想の普及啓発と いった補助対象事業に係る経費の2分の1以 内を補助しています。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治	(税務相談実績) 24年度 122件 25年度 180件 26年度 161件							
根拠 法令 等	納税貯蓄組合法 新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	税務相談			納税貯蓄組合連合会への事業助成								

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
税務相談の回数	相談枠数	240コマ	240コマ
備考	税務相談は、相談者の税に関する相談に的確に対応するために、引き続き相談事業を継続することを目標とします。 納税貯蓄組合連合会への事業助成は、税知識、納税思想の普及啓発のための活動に対して補助金を交付しているものであり、その活動について滞納件数などの数字による成果や目標を設定するものではありません。		

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	1,129	1,136	1,136	3,401	
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	1,129	1,136	1,136	3,401	
当初予算額(事業費)		千円	1,136	1,136	1,136	3,408	
執行率		%	99.4	100.0	100.0	99.8	
予算現額(事業費)		千円	1,136	1,136	1,136	3,408	
執行率		%	99.4	100.0	100.0	99.8	
担当する常勤職員		人	0.30	0.30	0.30	0.90	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	税務相談は、税の専門家としての税理士の推薦と派遣を区内税理士会に依頼して、税に関する相談を行っており、また、納税貯蓄組合連合会への事業助成は、税に関する普及啓発を行う活動に対して助成を行っています。いずれも税の知識を有する専門家、団体によって、税に関する正しい知識の普及啓発を行うことができ、担い手として適切と評価します。
手段の妥当性	適切	税務相談は、相談者の税に関する相談に的確に対応するために、税の専門家としての税理士に依頼して相談事業を行っています。また、納税貯蓄組合連合会への事業助成は、区や都税事務所、税務署と密接に連携している納税貯蓄組合連合会の税に関する普及啓発を行う活動に対しての助成であり、区としても事業の協力を行っていますが、活動経費の一部に対して金銭的支援を行っており、いずれも手段の妥当性は適切と評価します。
効果的 効率的	適切	税務相談の経費は、相談員への謝礼のみであり、相談は予約制のため、相談に訪れる方の待ち時間もなく、効率的に実施しています。納税貯蓄組合連合会は、区や都税事務所、税務署と密接に連携して、税に関する普及啓発を行っているため、効果的、効率的な活動を行っているとして評価します。
目的又は実績の評価	適切	税務相談は年平均150件の相談があり、また、納税貯蓄組合連合会による税知識、納税に対する意識の高揚を図るための活動が行われており、税に関する正しい知識の普及啓発を図ることができたと評価します。
総合評価	適切	区内税理士会の協力を得て、税理士が行う税務相談の実施や、区内の納税貯蓄組合連合会が行う税に関する正しい知識の普及啓発活動への助成については、いずれも税の知識を有する専門家、団体によって、税に関する正しい知識の普及啓発に大きく寄与しており、適切と評価します。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	適正な納税のためには、税に関する正しい知識の普及啓発が重要です。税理士による税務相談、納税貯蓄組合連合会への普及啓発活動に対する助成は、税の専門家、団体によって効果的、効率的に行われており、今後も継続して実施していきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	実施済	
改革改善の内容	税に関する正しい知識の普及啓発のための事業であり、類似・関連事業については対象がありません。	税に関する正しい知識の普及啓発のための事業であり、受益者負担はありません。	税務相談は、区内税理士会に税理士の推薦と派遣を依頼して行っています。 納税貯蓄組合連合会は、区と連携しての活動も多く、協働については実施済です。	

予算 事業名	税務相談				事業 開始	平成 5 年度	所管	総務 部 税務 課
事業 目的	適正な納税への糸口として税理士が税に関するの無料相談を行い、正しい税の知識を納税者に伝えることを目的としています。				事業 手段	区内税理士会の協力を得て、税理士が専門家として、区内在住・在勤者を対象に面談形式で税に関するの無料相談を行います。 相談日：第1、3火曜日 午後1:30～4:00(1相談30分・予約制) 相談員：税理士24名を委嘱 (東京税理士会四谷支部12名、 新宿支部12名)		
対象	区内在住・在勤者で税の相談を希望する者							
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令 等								

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源 内訳	一般財源	千円	329	336	336	1,001	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	329	336	336	1,001	備考
事業 費の 主たる 用途	①相談員謝礼	単価 千円	7	7	7		
		数量 人	延47	延48	延48	延143	
		計 千円	329	336	336	1,001	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	336	336	336	1,008	
執行率(A/B×100)		%	97.9	100.0	100.0	99.3	
予算現額(C)		千円	336	336	336	1,008	
執行率(A/C×100)		%	97.9	100.0	100.0	99.3	

担当する常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.60
担当する非常勤職員					

経常事業名	税に関する正しい知識の普及啓発	631 - 1	予算事業名	税務相談
-------	-----------------	---------	-------	------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 税務相談	相談件数	122件	—	180件	—	161件	—
②							
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		
	②		④		②		④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	IV	区民の安全や、財産・権利を確保するために必要な規制、監視・指導、相談、情報提供などを目的とする事業						行政領域・大	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		税に関する専門的な知識を有する税理士が相談を受けており、税に関する正しい知識を普及啓発するため今後も継続する必要があります。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無	対象外				税に関する相談について、類似・関連事業はありません。 税に関する正しい知識の普及啓発として行っているものであり、受益者負担は対象外です。 区内税理士会(東京税理士会四谷支部、新宿支部)の協力を得て、税務相談を実施しており、協働は実施済です。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無	対象外							
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	有	実施済	その他	事業協力	税理士の推薦、派遣				

分析結果

方向性	継続	内容	区内税理士会の協力を得て、効果的、効率的に税に関する正しい知識の普及啓発活動を行うことができ、年平均150件の相談実績もあることから、今後も継続して事業を実施していきます。
-----	----	----	--

特記事項

--

予算事業シート(補助金等)

631 - 2

経常事業名

税に関する正しい知識の普及啓発

予算 事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成				事業 開始	昭和 26 年度	所管	総務 課
補助 目的	区内の納税貯蓄組合連合会が区の税務行政の協力 団体として行う事業活動を奨励することを目的としてい ます。				補助 概要	区内の納税貯蓄組合連合会2団体に対し、補助 対象事業に係る経費の2分の1以内を補助していま す。		
補助 対象	補助対象は、区内の四谷税務署管内納税貯蓄組合 連合会及び新宿納税貯蓄組合連合会です。				補助 対象 費用 名等	① 中学生を対象とする税の作文の募集 ② 納税推進に関する広報事業 ③ 納税貯蓄組合の指導育成及び運営 その他:会報発行		
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input type="checkbox"/> 義務的 自治	<input checked="" type="checkbox"/> 単独 自治				
根拠 法令等	納税貯蓄組合法 新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	特定財源名称及び補助率
財 源 内 訳	一般財源	千円	800	800	800	2,400	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	800	800	800	2,400	備考
事 業 費 の 主 た る 使 途	①納税貯蓄組合連合 会への補助	単価 千円	400	400	400		
		数量 団体	2	2	2	6	
		計 千円	800	800	800	2,400	
	②	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
	③	単価 千円					
		数量					
		計 千円					
当初予算額(B)		千円	800	800	800	2,400	
執行率(A/B×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
予算現額(C)		千円	800	800	800	2,400	
執行率(A/C×100)		%	100.0	100.0	100.0	100.0	

担当する常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.30
担当する非常勤職員					

参考(補助事業者が実施する事業の利用者負担割合等) ※利用者の自己負担がある場合のみ記載

事業名		利用者の自己負担額(1回)	円	26年度利用実績数	回
補助事業者への補助額	円	利用1回当たりの補助額	円	補助金に対する自己負担割合	%

経常事業名	税に関する正しい知識の普及啓発	(補助金等) 631 - 2	予算事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成
-------	-----------------	-------------------	-------	-----------------

補助率等（算出根拠）

① 中学生を対象とする税の作文の募集 次代を担う若者への租税教育の推進として中学生を対象として税の作文を募集し、それに係る経費の2分の1以内を補助しています。	② 納税推進に関する広報事業 期限内納税の推進、振替納税の普及啓発事業(広報用領布物等)に係る経費の2分の1以内を補助しています。	③ 納税貯蓄組合の指導育成及び運営 納税貯蓄組合の運営、各種研修会費等に係る経費の2分の1以内を補助しています。
--	--	---

補助実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 中学生を対象とする税の作文の募集	納税貯蓄組合連合会	13校 1,006作品	2団体	12校 1,131作品	2団体	13校 939作品	2団体
②							
③							

分析

数量 分析	実績数の将来予測		対象数の将来予測		経費の将来予測	支出方法	選定方法	
	①	横ばい	①	横ばい	横ばい	概算払	選定方法	指定
	②		②				(公募の場合)	
	③		③				外部審査委員	
公共性	区分	事業の性質				適正な活動領域	現在の活動領域	
	IX	特定の団体等を対象としているが、事業の対象以外にも受益が及ぶ公共性を有する事業				行政領域・小	適正	
必要性	区分	あり方検討の必要性						
		区税の納期内納付及び区税の納税推進に関する事業に対する助成を行っており、事業を通じて納税に対する意識の高揚が図られていることから、今後も継続する必要があります。						
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題		
	無	対象外				区内の納税貯蓄組合連合会が区の税務行政の協力団体として行う事業活動に対して補助金を交付する事業で、類似・関連事業はありません。		
受益者 負担	状況	分類	主たる内容					
	無	対象外	税に関する正しい知識の普及啓発活動に対する助成であり、受益者負担は対象外です。税知識の普及その他納税思想の普及・啓発という目的に対して、区と連携して広報活動や中学生を対象とした税の作文の募集事業等を実施しており、協働については実施済です。					
協働	状況	対象	形態	相手方の役割				
	有	実施済	その他	事業協力	税知識の普及その他納税思想の普及・啓発			

分析結果

方向性	継続	内容	納税貯蓄組合連合会は、税知識の普及その他納税思想の普及・啓発のために区の税務行政の協力団体として様々な事業を行っています。このような団体の税の正しい知識の普及啓発活動に対する助成によって、区税の納期内納付及び区税の納税推進に大きく寄与することから、今後も継続して事業を実施していきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

経常事業評価シート I

632

区の個別計画

基本 目標	運 Ⅱ	個別 目標	1	基本 施策	②	経常 事業名	区税収納率の向上					
事業の 目的	区一般会計歳入予算の約3割を占める特別区税の収納率の向上と、区財源を安定的に確保することを目的としています。						事業 概要	滞納整理支援システムの活用、納税催告センターの運営により徴収力を強化するとともに、公売の実施やコンビニ収納などにより、区税収納率の向上を図ります。 納税催告センターは、庁舎内に設置し、滞納整理支援システムのデータと連携する電話催告システムにより、抽出された滞納者に対して、納付案内を行います。電話催告業務は民間事業者に委託して行います。				
事業 区分	<input type="checkbox"/> 法定 受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的 自治	<input type="checkbox"/> 単独 自治	(納税催告センター実績) 架電件数、納付額 24年度 43,821件、366,579,940円 25年度 56,266件、568,390,078円 26年度 66,417件、613,792,727円							
根拠 法令 等	新宿区特別区税条例 地方税法							実施 方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 指定 管理
予算 事業	納税催告センターの運営											

事業の目標・指標

指標名	定義	26年度末の現況	29年度末の目標
架電数	滞納者への架電数	66,417件	年間62,000件
納付金額	電話がつながった人と留守電や着信履歴を残した人の納付額の合計	613,792,727円	年間620,000,000円
備考			

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24~26年度	備考
財源	一般財源	千円	41,018	42,899	41,368	125,285	予算事業「滞納整理支援システムの運用」及び予算事業「コンビニ収納等業務委託」の事業経費を含みます。
	特定財源	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費		千円	41,018	42,899	41,368	125,285	
当初予算額（事業費）		千円	46,708	41,927	43,223	131,858	
執行率		%	87.8	102.3	95.7	95.0	
予算現額（事業費）		千円	41,739	43,487	43,319	128,545	
執行率		%	98.3	98.6	95.5	97.5	
担当する常勤職員		人	2.70	2.70	2.70	8.10	
担当する非常勤職員							

事業評価

評価の視点	評価区分 ・適切 ・改善が必要	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切	税の滞納者への対応について、初期滞納者は納税催告センターからの電話による納付案内を行い、長期滞納者等の対応は区職員が行っています。民間事業者と区職員の役割を分担し、効果的、効率的な徴税業務を行うことができ、サービスの担い手は適正であると評価します。
手段の妥当性	適切	初期の滞納者は、納付を失念して未納となっている場合が多く、納税催告センターからの納付案内によって、税の納付につながっています。電話による納付案内によって、平成25年度は56,266件、約5億7千万円の納付実績となっており効果的であることから、電話催告業務を民間事業者に委託して実施していることは妥当であると評価します。
効果的 効率的	適切	納税催告センターからの電話による納付案内によって、平成24年度は約3億6千万円、25年度は約5億7千万円と納付額は増えており効果的な運営を行っています。区職員は長期滞納者の対応に専念し、効率よく滞納整理事務を進めていることから、効果的、効率的な徴税業務がなされており、適切と評価します。
目的又は実績の評価	適切	納税催告センターからの架電数は、平成24年度が43,821件、平成25年度が56,266件と増え、それに伴い納付額も平成24年度が約3億6千万円、平成25年度が約5億7千万円と増えていることから、区財源の安定的な確保を図ることができたと評価します。
総合評価	適切	区職員が長期滞納者の対応に専念でき、滞納整理事務が効率的・効果的に進むこと、また、納税催告センターは、約2,300万円の運営経費に対し、平成26年度も2月までに約5億7,600万円の納付があり、費用対効果も高いことから、委託による納税催告センターの運営は適切であると評価し、今後も継続して実施していきます。

改革・改善

事業の方向性	継続	・継続・拡大・縮小・統合・分割・手段改善・完了・事業休止・事業廃止・その他		
改革改善の内容	特別区税収入は区の一般会計歳入予算の約3割を占めます。そのため、区が様々な行政サービスを提供する事業を実施する上で、徴税事務を円滑に進め、区税収入を安定的に確保することは重要です。引き続き、初期滞納者に対する納税催告センターの電話による納付案内と長期滞納者に対する区職員の対応により、効果的・効率的に区税収入の安定的確保に取り組んでいきます。			
方向性	類似・関連	受益者負担	協働	
	対象外	対象外	対象外	
改革改善の内容	税の催告業務について、類似・関連事業はなく、対象外です。	徴税費用は受益者負担の考えにはなじみません。	税情報を扱う徴税事務は協働にはなじみません。	

予算事業シート

632 - 2

経常事業名

区税収納率の向上

予算事業名	納税催告センターの運営				事業開始	平成 23 年度	所管	総務部 税務課
事業目的	現年課税分の特別区民税・都民税を中心に電話による納付案内を行うことにより、初期滞納者の増加を抑制し、収納率の向上と区財源を安定的に確保することを目的としています。				事業手段	庁舎内に納税催告センターを設置して、既存の滞納整理支援システムのデータと連携する電話催告システムにより、抽出された初期滞納者に対して電話による納付案内等を行います。架電業務は民間事業者に委託して行います。		
対象	特別区税の滞納者、分納不履行者							
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託	<input type="checkbox"/> 都委任	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的自治	<input type="checkbox"/> 単独自治				
根拠法令等	新宿区特別区税条例、地方税法							

事業経費

		単位	24年度	25年度	26年度	24～26年度	特定財源名称及び補助率
財源内訳	一般財源	千円	22,422	23,531	22,908	68,861	
	特定財源	千円					
	分担金及び負担金	千円					
	使用料・手数料	千円					
	国・都支出金	千円					
	その他収入	千円					
一般財源投入率		%	100.0	100.0	100.0	100.0	
事業経費(A)		千円	22,422	23,531	22,908	68,861	備考
事業費の主たる用途	①納税催告業務委託料	単価 千円	17,850	17,850	17,928		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	17,850	17,850	17,928	53,628	
	②電話催告システム機器賃借料	単価 千円	1,754	1,754	1,754		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	1,754	1,754	1,754	5,262	
	③電話催告システム保守委託料	単価 千円	1,569	1,569	1,614		
		数量 式	1	1	1	3	
		計 千円	1,569	1,569	1,614	4,752	
当初予算額(B)		千円	27,458	24,483	24,610	76,551	
執行率(A/B×100)		%	81.7	96.1	93.1	90.0	
予算現額(C)		千円	23,080	24,117	24,610	71,807	
執行率(A/C×100)		%	97.1	97.6	93.1	95.9	

担当する常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	2.40
担当する非常勤職員					

経常事業名	区税収納率の向上
-------	----------

632 - 2

予算事業名	納税催告センターの運営
-------	-------------

活動実績

主な事業活動	対象者 (物・団体)	24年度		25年度		26年度	
		活動実績	対象数	活動実績	対象数	活動実績	対象数
① 電話による納付案内	特別区民税滞納者	366,579,940円	89,172人	568,390,078円	90,065人	613,792,727円	90,200人
② 滞納者への架電	特別区民税滞納者	43,821件	43,821人	56,266件	56,266人	66,417件	66,417人
③							
④							

分析

数量 分析	事業活動実績数の将来予測				事業活動対象数の将来予測				経費の将来予測
	①	横ばい	③		①	横ばい	③		横ばい
	②	横ばい	④		②	横ばい	④		
公共性	区分	事業の性質						適正な活動領域	現在の活動領域
	I	法律又は都条例により、行政が実施することが義務付けられている法定受託や都委任を実施する事業						行政固有	適正
必要性	区分	あり方検討の必要性							
		業務は民間事業者を活用しており効果的、効率的な運営がなされているため今後も継続していきます。							
類似・ 関連 事業	状況	番号	事業名			理由・課題			
	無 対象外					税の催告業務について、類似・関連事業はありません。 初期滞納者への電話による納付案内という徴税費用であり、受益者負担は対象外です。 また、税情報を扱う徴税事務であるため、協働にはなじみません。			
受益者 負担	状況	分類	主たる内容						
	無 対象外								
協働	状況	対象	形態	相手方の役割					
	無 対象外								

分析結果

方向性	継続	内容	初期滞納者に対する納税催告センターの電話による納付案内と、長期滞納者に対する区職員の対応により、効果的・効率的に区税収入の安定的確保に取り組んでいきます。
-----	----	----	---

特記事項

--

平成27年度
内部評価実施結果報告書Ⅱ
〈経常事業評価編〉

印刷物作成番号

2015-5-2102

平成27年9月発行

編集・発行

新宿区総合政策部行政管理課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-4245(直通)

古紙配合率70%

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。